

大津市地域防災計画

【風水害等対策編】

令和7年3月

大津市防災会議

第1章	総則	1
第1節	基本的事項	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	計画の習熟と修正	2
1	計画の習熟	2
2	計画の修正	2
3	修正歴	2
4	用語	3
第2節	防災理念	4
第1	基本防災理念	4
第2	基本方針	4
1	災害に強いまちづくりの推進	4
2	生活圏での安心・安全の確保	5
(1)	地域防災圏	5
(2)	ブロック防災圏	6
3	安全都市への基盤整備	6
4	防災人としくみの形成	6
5	災害被害を軽減する市民運動の推進	6
第3節	大津市域の概要	8
第1	自然的条件	8
(1)	地形・地質	8
(2)	気象	9
第2	社会的条件	11
(1)	人口	11
(2)	交通	11
(3)	産業	12
第4節	防災計画の大綱	14
第1	予防計画	14
1	防災基盤の整備	14
2	防災体制の整備	14
3	市民の防災意識の向上と活動の推進	14
第2	応急対策計画	15
1	災害対策本部の設置	15
2	情報通信の確保	15
3	消防・救助・救急及び医療活動	15
4	緊急輸送活動	15
5	指定緊急避難場所・指定避難所対応	15
6	救援・保健衛生活動	15
7	行方不明者の捜索・遺体対応	16
8	災害廃棄物の処理	16
9	ライフライン施設・設備の応急復旧	16
10	ボランティアとの連携	16
11	応急教育活動	16
第3	復旧・復興計画	16
1	災害復旧・復興計画の策定	16
2	生活再建等の支援	16

第5節	他計画との関係	17
1	防災基本計画	17
2	防災業務計画	17
3	滋賀県地域防災計画	17
第6節	主な防災関係機関の業務大綱	18
第1	大津市	18
第2	指定地方行政機関	18
1	近畿財務局（大津財務事務所）	18
2	近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）	18
3	近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）	18
4	近畿地方整備局（滋賀国道事務所）	19
5	近畿農政局（滋賀県拠点）	19
第3	陸上自衛隊	19
第4	滋賀県	19
第5	滋賀県警察本部・大津警察署・大津北警察署	20
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関	20
	＜指定公共機関＞	20
1	西日本旅客鉄道株式会社	20
2	東海旅客鉄道株式会社	20
3	西日本電信電話株式会社	20
4	日本赤十字社	20
5	日本放送協会	21
6	日本通運株式会社	21
7	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社	21
8	西日本高速道路株式会社	21
9	日本郵便株式会社（大津中央郵便局）	21
	＜指定地方公共機関＞	21
1	京阪電気鉄道株式会社	21
2	琵琶湖汽船株式会社	21
3	（一社）滋賀県バス協会	21
4	（一社）滋賀県トラック協会（大津支部）	21
5	株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社	21
6	滋賀県土地改良事業団体連合会	22
7	滋賀県医師会	22
8	滋賀県看護協会	22
9	滋賀県薬剤師会	22
10	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	22
11	（一社）滋賀県LPガス協会	22
第7	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	22
1	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	22
2	大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会	22
3	報道機関	22
4	大津市医師会	22
5	大津市歯科医師会	23
6	大津市薬剤師会	23
第2章	災害予防計画	24
第1節	災害に強いまちづくり	24

第1 整備方針	24
(1) まちの防災化の促進	24
(2) 各種防災計画・事業との連携	24
(3) 地域防災圏の設定	24
第2 災害に強い基盤整備	26
(1) 防災活動拠点の整備	26
(2) オープンスペースの確保	26
(3) 公園等の整備	26
(4) 老朽木造住宅密集地の解消	26
(5) 河川管理施設の防災力の向上	27
(6) 雨水渠施設の整備	27
(7) 水害対策	27
(8) 土砂災害対策	28
(9) 農業用ため池の防災対策	29
(10) 宅地災害対策	29
(11) 不特定多数の者が出入りする建物の災害予防対策	29
(12) 被災宅地危険度判定調査実施体制の構築	30
(13) 危険物施設保安対策	30
(14) 毒物・劇物取扱施設保安対策	30
(15) 有害物質取扱・排出施設保安対策	31
(16) 化学薬品取扱い施設の安全化	31
(17) 複合災害対策	31
第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え	32
第1 災害発生時の職員初動体制	32
(1) 災害時職員行動マニュアルの策定	32
(2) 部局別災害対応マニュアルの策定	32
第2 情報の収集・連絡への備え	33
(1) 情報通信手段の多重化・充実	33
(2) 多様な情報収集対策	33
(3) 災害対策システムの活用等	33
(4) 定期点検の実施と災害時通信技術の習得	34
第3 広域応援協力体制の充実	35
(1) 地方自治体間の相互応援協定の締結	35
(2) 国による応援・代行	41
(3) 民間機関との災害応援体制	41
(4) 消防相互応援協定と緊急消防援助隊の整備	43
(5) 大津市災害時受援計画の策定	44
(6) 応援職員の受け入れ	44
(7) 受入れ態勢の整備	44
第4 風水害等の発生・拡大防止への備え	45
(1) 水害防止対策の推進	45
(2) 活動体制の強化	46
(3) 必要資機材の確保	47
(4) 農業等の被害対策	47
(5) 突発的異常気象への対応	47
(6) 災害危険性が高い盛土	47
第5 雪害への備え	48
(1) 道路除雪対策	48
(2) 集落雪崩対策	48

(3) 防災知識の普及	48
(4) 情報の収集・連絡体制の整備	49
(5) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について	49
第6 消防・救助・救急及び医療活動への備え	50
1 消防・救助・救急活動への備え	50
(1) 消防体制の充実	50
(2) 消防活動対策	50
(3) 救助・救急体制	51
(4) 地域の防災力の強化	51
2 医療活動への備え	52
(1) 災害医療への備え	52
(2) 災害時の拠点医療施設基盤整備・体制確立	53
(3) 広域医療体制の確立	53
(4) 災害医療コーディネーターの導入要請	54
第7 緊急輸送活動への備え	55
(1) 運送事業者等との連携	55
(2) 緊急通行車両等の事前届出	55
(3) 道路啓開のための準備	55
(4) 道路交通情報の収集及び広報体制	56
(5) 応急復旧用資機材の整備	56
(6) 緊急輸送手段の充実	56
第8 避難誘導と指定避難所等の確保	57
(1) 公共施設等の避難誘導計画の充実	57
(2) 社会福祉施設等の避難誘導マニュアル及び避難確保計画の作成	57
(3) 避難行動要支援者の避難誘導	58
(4) 幼児・児童等の避難誘導	60
(5) 指定緊急避難場所等・避難路の確保	60
(6) 指定避難所等の確保	61
(7) 応急仮設住宅建設用地等の把握	62
(8) 帰宅困難者対策	62
第9 食料・水・生活必需品の調達連携体制	64
(1) 物資の調達に係る連携	64
(2) 生活用水の確保対策	66
第10 防疫、保健衛生、遺体対応への備え	67
(1) 防疫活動	67
(2) 保健衛生活動	67
(3) 遺体対応	68
第11 災害廃棄物処理体制	69
(1) 水害廃棄物処理	69
第12 ライフラインの応急復旧活動への備え	70
(1) 水道に関する災害応急復旧体制の整備	70
(2) ガスに関する災害応急復旧体制の整備	70
(3) 下水道に関する災害応急復旧体制の整備	71
(4) 電力に関する災害応急復旧体制の整備	72
(5) 電気通信に関する災害応急復旧体制の整備	72
(6) I Tに関する災害応急復旧体制の整備	72
第13 被災者等への的確な情報伝達活動への備え	73
(1) 広報体制の整備	73
(2) 住民からの問い合わせに関する体制整備	73

第 14	ボランティアとの連携	74
(1)	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	74
(2)	ボランティアとの連携強化	74
(3)	ボランティアへの対応	74
第 15	中山間地の孤立化対策	76
(1)	孤立集落と外部との通信の確保	76
(2)	孤立集落に係る物資供給、救助活動	76
(3)	孤立に強い集落づくり	76
第 16	防災訓練の実施	77
(1)	総合防災訓練の実施	77
(2)	風水害を想定した訓練の実施	78
(3)	防災関係機関や地域における防災訓練の実施	78
第 17	災害復旧・復興への備え	79
(1)	行政資料の保存	79
(2)	地籍調査の推進	79
第 3 節	市民の防災活動	82
第 1	防災知識の普及	82
(1)	市民への防災知識の普及	82
(2)	要配慮者への防災知識の普及	82
(3)	市職員等への防災知識の普及	82
(4)	幼児・児童・生徒への防災教育	83
(5)	災害教訓の伝承	84
第 2	市民の防災活動の促進	85
(1)	自主防災組織の整備	85
(2)	地区防災計画策定の推進	88
(3)	自主防災活動への支援	88
(4)	自主防災組織の訓練の実施	89
(5)	企業防災の促進	89
(6)	事業所における自主的な防災体制の整備	90
第 4 節	文化財等の災害への備え	91
第 1	文化財の災害予防対策	91
(1)	文化財等の消防活動対策	91
(2)	緊急時の対応マニュアルの策定	91
第 2	美術工芸品等文化財の予防対策	92
(1)	美術工芸品の転倒、転落防止対策	92
(2)	美術工芸品等文化財の搬出作業の準備	92
(3)	緊急時の対応マニュアルの策定	92
第 3	歴史的風土の保存と防災対策の推進	93
第 5 節	災害及び防災に関する研究及び観測等の推進	94
(1)	防災アセスメントの実施	94
(2)	気象観測等の推進	94
第 3 章	災害応急対策計画	95
第 1 節	災害発生直前の対策	95
第 1	災害の警報等の伝達	95
(1)	予報・警報の伝達	95
(2)	予報・警報の広報活動	97

(3) 異常現象発見時の措置	99
第2 市民の避難誘導	100
(1) 危険箇所の監視・警戒活動	100
(2) 避難誘導・避難指示等の発令	100
(3) 避難指示等の広報活動	111
(4) 避難指示等の対象区域への伝達経路	112
第3 災害未然防止活動	112
(1) 水防活動の実施	112
(2) 水防警報（瀬田川）	112
第2節 活動体制の確立	113
第1 市の活動体制	113
(1) 職員の参集・動員	113
(2) 参集状況の報告	115
(3) 参集にあたっての留意事項	115
(4) 災害体制	115
(5) 情報収集体制の整備	116
(6) 情報伝達体制の整備	117
(7) 本部の設置から廃止	117
(8) 初動支所班の設置	120
(9) 災害対策復旧活動連絡員の設置	120
(10) 避難所担当員の設置	120
(11) 特別調整	121
(12) 複合災害発生時の体制	122
第2 広域的な応援協力体制	123
(1) 災害救助法の適用計画	123
(2) 県への応援の要請	125
(3) 隣接市町及び協定市等への応援要請	125
(4) 国による応援・代行	126
(5) 被災地支援	126
(6) 広域的な応援体制	126
第3 防災関係機関等との連携	129
(1) 防災関係機関との連携	129
(2) 民間団体・自主防災組織との連携	130
第4 自衛隊の災害派遣	131
(1) 緊急時の自衛隊派遣	131
第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保	134
第1 災害情報の収集・連絡	134
(1) 災害初動期における情報の収集	134
(2) 収集する情報内容と収集伝達系統等	135
(3) 情報の一元的集約・分析、記録保持	140
(4) 県・国への報告	140
(5) 災害情報の伝送	141
第2 通信手段の確保	142
(1) 通信手段の確保	142
(2) 通信統制の実施	143
第4節 風水害等の発生・拡大防止	144
(1) 浸水の発生・拡大の防止	144
(2) 土砂災害の発生・拡大の防止	144

(3) 風倒木対策	144
(4) 市民への広報	144
(5) 農業等への被害対策	145
(6) 被災宅地危険度判定の実施	145
(7) 飛来物や倒木などの処理のための保有個人情報などの活用	146
第5節 救助・救急、医療及び消防活動	147
第1 救助・救急活動	147
(1) 救助・救急体制	147
(2) 救助・救急活動	147
(3) 惨事ストレス対策	149
第2 医療活動	150
(1) 医療体制	150
(2) 初動時の対応	150
(3) 現地救護所における現場救急活動	151
(4) 医療救護所における臨時診療活動	151
(5) 医療資機材等の確保	152
(6) 医療施設の応急復旧	152
(7) 広域医療活動	153
(8) 医療ケアの必要な在宅療養者への医療活動	153
第6節 緊急輸送と交通の確保	154
第1 緊急輸送	154
(1) 緊急輸送活動方針	154
(2) 緊急輸送活動体制	154
第2 交通の確保	155
(1) 道路交通の確保	155
(2) 湖上交通の確保	156
(3) 航空交通の確保	156
第7節 避難者の受入れ	157
第1 避難誘導	160
(1) 予報・警報、避難情報等の市民への周知徹底	160
(2) 避難指示等の発令	160
(3) 市民の避難誘導	160
第2 指定避難所	161
(1) 指定避難所の開設	161
(2) 指定避難所の運営	161
(3) 指定避難所の早期解消	162
第3 応急仮設住宅等	163
(1) 応急仮設住宅の設置・供与	163
(2) 住宅の応急修理	164
(3) 流入土砂等障害物の除去	165
(4) 広域一時滞在	165
第4 要配慮者への配慮	166
(1) 避難のための情報伝達	166
(2) 避難行動要支援者の避難対策	166
(3) 避難支援等関係者等の安全確保の措置	167
(4) 指定避難所における要配慮者対策	167
(5) 在宅における要配慮者対策	167
(6) 要保護児童・孤児対策	168

(7) 応急仮設住宅における要配慮者の保護	168
(8) 福祉施設の復旧等	168
(9) 外国人対策	169
第 8 節 食料・生活必需品の調達、応急給水活動	170
(1) 食料・生活必需品の調達・供給	170
(2) 応急給水	172
第 9 節 防疫、動物、保健衛生、遺体対応に関する活動	174
第 1 防疫活動	174
(1) 防疫活動	174
(2) 生活衛生・食品衛生活動	175
第 2 動物収容保護活動	176
(1) 被災動物の保護及び犬による危害防止	176
(2) 一時保管の支援	176
(3) 特定動物による危害防止	176
(4) 指定避難所における動物の適正な飼養	176
第 3 保健衛生	177
(1) 保健活動	177
(2) 環境対策	178
(3) ごみ処理対策	178
(4) 仮設便所、し尿処理対策	181
(5) 廃棄物処理施設の確保及び応急対策計画	182
第 4 遺体への対応	183
(1) 行方不明者の搜索、遺体の処理	184
(2) 相談窓口の設置	187
第 10 節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	188
第 1 社会秩序の維持	188
(1) 社会秩序維持対策	188
第 11 節 施設、設備の応急復旧活動	189
(1) 公共建築物の応急復旧	189
(2) 公共土木施設の応急復旧	189
(3) 上水道施設の応急復旧	189
(4) ガス施設の応急復旧	190
(5) 下水道施設の応急復旧	191
(6) 電力施設の応急復旧	193
(7) 電気通信設備等の応急復旧	195
(8) 鉄道施設の応急復旧	196
(9) 道路施設の応急復旧	196
(10) 農業用ため池の応急復旧	196
第 12 節 被災者等への情報提供	198
(1) 広報活動	198
(2) 広報活動の一元管理と調整	200
(3) 様々な避難者への広報	200
(4) 住民問い合わせ窓口の整備	200
(5) 安否不明者等の氏名等公表	200
(6) 被災記録の作成	200
第 13 節 ボランティアとの連携・義援金品の受入れ	201
第 1 ボランティアとの連携	201

(1) 一般ボランティアへの活動支援	201
(2) 専門ボランティアとの連携	202
第2 義援金、義援物資の受入れ	202
(1) 義援金の募集	202
(2) 義援金の受付	202
(3) 義援金の配分	202
(4) 義援物資の要請・配分	203
第14節 応急教育活動	204
(1) 児童・生徒の安否確認	204
(2) 学校園施設の応急復旧	204
(3) 学校給食の措置	205
(4) 学用品等の支給・調達、資金的支援等	205
(5) 心身の健康の保持	206
(6) 災害時のその他の応急措置	206
第15節 文化財等の応急・復旧対策	207
(1) 災害時に必要な応急措置	207
(2) 美術工芸品等文化財の緊急保存措置	208
(3) 被災状況の調査	209
(4) 文化庁への応援要請	209
(5) 文化財の修復	209
第4章 災害復旧・復興計画	210
第1節 災害復旧・復興計画の作成	210
第1 災害復旧・復興の基本方針の決定	210
(1) 復旧・復興の基本方針の決定	210
(2) 国・県・他の地方自治体への協力要請	210
第2 復興計画の作成	210
(1) 復興計画の作成	210
(2) 復興計画遂行のための体制整備	210
第3 防災まちづくり	211
(1) 都市整備方針	211
(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用	211
(3) 不適格建造物の解消	211
第2節 原状復旧活動	212
第1 激甚災害の指定	212
(1) 激甚災害の指定	212
第2 被災施設の復旧等	214
(1) 被災施設の復旧・支援	214
第3 廃棄物の処理	215
(1) 災害廃棄物の処理	215
(2) 環境汚染防止	215
第3節 復旧・復興事業からの暴力団排除	216
第4節 被災者等の生活再建等の支援	217
(1) 罹災証明書等の交付	217
(2) 罹災見舞金、災害弔慰金等	218
(3) 被災者生活再建支援金の支給	221
(4) 被災者支援等の弾力的対応	224

(5) 援助、助成措置の広報	226
(6) 住宅確保の支援	226
(7) 税・保険料等の減免措置等	226
(8) 雇用機会の確保	226
第 5 節 被災事業者の復興支援	227
(1) 情報収集・報告	227
(2) 経済復興支援	227

第 1 章 総則

第 1 節 基本的事項

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、大津市防災会議が大津市の地域に係る災害（地震災害、風水害、等すべての災害）に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

本市の地域防災計画は、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災等の災害を教訓として、平成 10 年 3 月に全面修正したことに続いて、平成 15 年 6 月 11 日に公表された琵琶湖西岸断層帯の地震に係る長期評価に対して実施した防災アセスメント（被害想定等）結果による修正等を行ってきた。この計画は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や多発する台風、局地的豪雨の発生、竜巻や突風等の近年の災害を踏まえて、市及びその他の防災関係機関、さらには市民の役割と責任を明らかにし、風水害、震災、大規模事故、原子力の災害に対処するための基本的な計画である。

計画の構成及び内容は次のとおりとする。

第 1 章 総則

計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念を定める。

第 2 章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第 3 章 災害応急対策計画

災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等、災害の発生及びその拡大を防止するための基本的な計画とする。

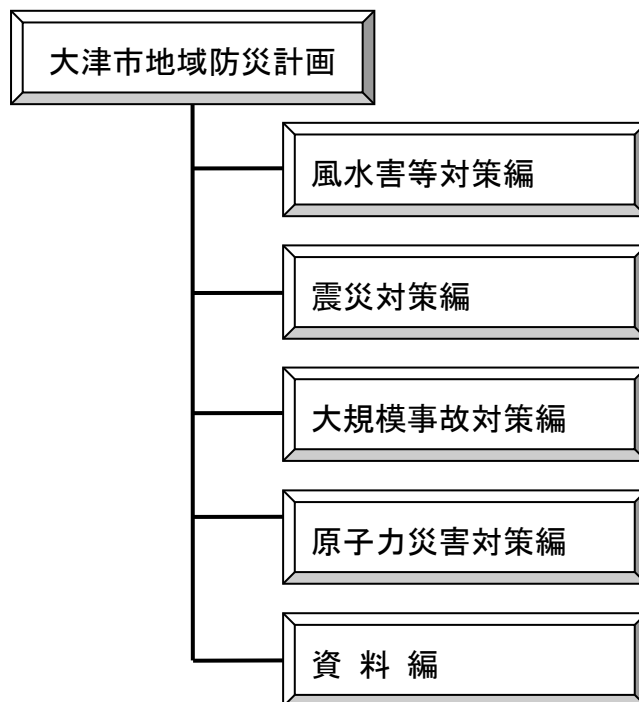
第 4 章 災害復旧・復興計画

市民の生活安定のため緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的計画とする。

資料編

計画書本編を補足するための資料（地図、施設の一覧表等）を記載するもの

大津市地域防災計画の構成



第3 計画の習熟と修正

1 計画の習熟

この計画に関わる大津市の職員及び防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、このうち地域における災害対策の総合的な推進を図るため、必要な事項については市民に公表する。

2 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

※ 本計画に掲載されている「葛川（かつらがわ）」という地名は、正しくは「**葛川**」と書きます。

3 修正歴

作成	昭和40年10月	
修正	平成10年3月	阪神・淡路大震災等の災害を教訓とした全面修正
修正	平成13年2月	機構改革に伴う一部修正
修正	平成18年3月	琵琶湖西岸断層帯地震に係る長期評価に対して実施した防災アセスメント結果を反映

修 正	平成 1 9 年 2 月	旧志賀町との合併に伴う初動体制の抜本的な見直し及び災害種別毎に計画を編集
修 正	平成 1 9 年 7 月	機構改革に伴う一部修正
修 正	平成 2 1 年 3 月	防災関連法制度改正、機構改革等に伴う一部修正
修 正	平成 2 2 年 4 月	中核市移行に伴う機構改革等による一部修正
修 正	平成 2 4 年 2 月	機構改革に伴う一部修正 大戸川浸水想定区域発表に伴う一部修正 滋賀県水防計画の変更に伴う一部修正
修 正	平成 2 5 年 3 月	東日本大震災の災害における教訓、南海トラフを震源とする地震の被害想定※、大津市南部豪雨の災害を教訓とした一部修正
修 正	平成 2 5 年 7 月	制度改正による名称変更等による一部修正
修 正	平成 2 8 年 2 月	災害対策基本法等の一部の改正に伴う修正
修 正	平成 2 9 年 2 月	市の取組の反映等
修 正	平成 3 0 年 3 月	市の取組の反映等
修 正	平成 3 1 年 3 月	市の取組の反映等
修 正	令和 2 年 7 月	市の取組の反映等
修 正	令和 3 年 3 月	市の取組の反映等
修 正	令和 4 年 3 月	災害対策基本法等の一部改正に伴う修正、市の取組の反映等
修 正	令和 5 年 3 月	市の取組の反映等
修 正	令和 6 年 3 月	市の取組の反映等
修 正	令和 7 年 3 月	市の取組の反映等

4 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

本 市：大津市

県：滋賀県

本 部：大津市災害対策本部

県 本 部：滋賀県災害対策本部

震 災 対 策 編：大津市地域防災計画（震災対策編）

風 水 害 編：大津市地域防災計画（風水害等対策編）

大 規 模 事 故 編：大津市地域防災計画（大規模事故対策編）

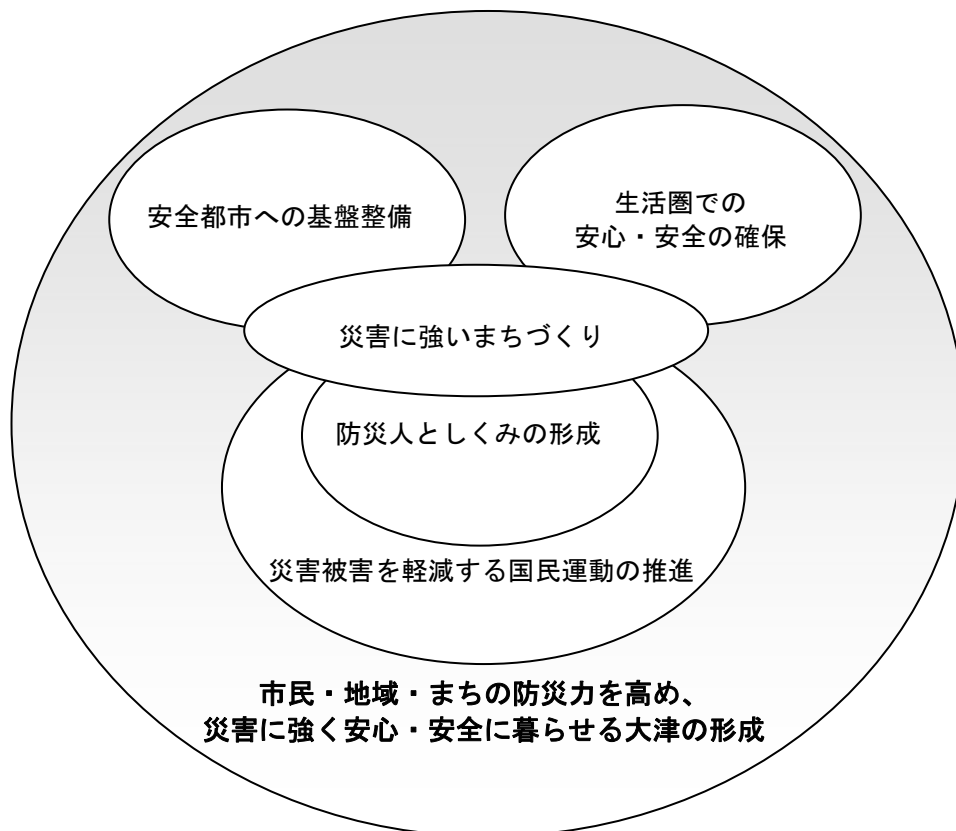
原 子 力 編：大津市地域防災計画（原子力災害対策編）

資 料 編：大津市地域防災計画（資料編）

第2節 防災理念

第1 基本防災理念

大津市における防災理念を、「市民・地域・まちの防災力を高め、災害に強く安心・安全に暮らせる大津の形成」と定める。市民一人ひとりが自らの身の安全は自らで守るという自覚を持って行動することを基本に、自主防災意識を育て地域の結束を高め、行政・防災関係機関は各種の防災施策を充実し、「自助」、「共助」、「公助」のすべてが互いに連携を深め合うことで総合的な防災力の強化を図り災害に強く「安心」して暮らせる「安全」な大津を築いていくものである。



第2 基本方針

1 災害に強いまちづくりの推進

大津市総合計画において、本市のまちづくりの基本理念を「持続可能な都市経営」「共助社会の確立」「自然、歴史、文化の保全、再生、活用」とし、将来の都市像を「ひと、自然、歴史の緑で織りなす住み続けたいまち“大津再生”」と定め、取り組むべき基本方針のひとつに『安心、快適に住み続けることのできる活力あるまちを創る』ことを掲げている。

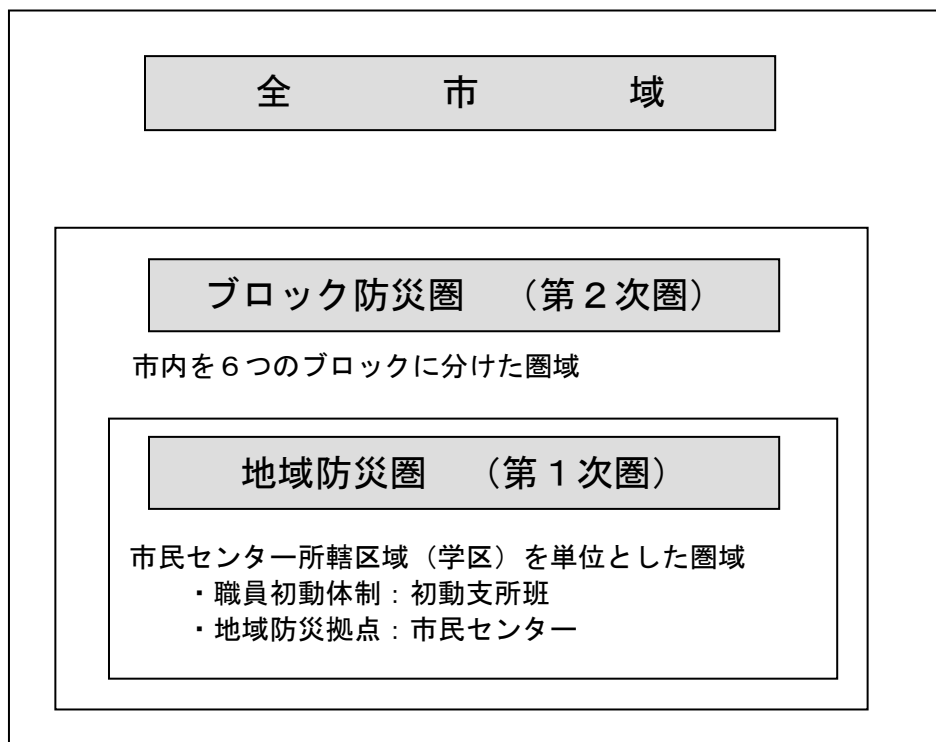
この実現のために、市民が安心、安全に暮らすことのできるまちづくりを進めるべく、次の視点に基づき、「災害に強いまちづくり」を推進する。

1 災害に対するまちの安全性の確保

- 2 地域防災力の向上
- 3 災害への情報基盤の整備

2 生活圏での安心・安全の確保

災害からの被害を最小に抑える最大の力は「地域力」であり、常日頃の防災まちづくりの取り組みが非常時の力強い対応力となるものである。大地震や大水害で発災時直後の救助救援は、その地域の助け合いに頼らざるを得ないものである。一人ひとりの防災意識と行動を結集し、自律した地域力が根付く圏域（安心・安全を生み育てる地域空間・場所）を地域防災の核とする。



(1) 地域防災圏

市民の生活する身近な地域（およそ市民センターの所轄区域）を災害対応の地域核と捉えて「地域防災圏」と表現する。

この圏域では、消防団や自治会及び自治連合会等を中心とした各種のコミュニティ活動が展開されており災害に強いまちづくりを地域において推進するうえで重要な役割を果たすものと考えられる。

市民一人ひとりが防災知識を深め行動に移すとともに、家庭、地域とその範囲を広げながら自主防災に取り組むことや、事業所と地域の連携体制を考えるうえでも基礎となる重要な圏域である。

指定緊急避難場所、指定避難所、防災体制等、災害対策は地域防災圏を単位に検討していくものとし、市民が安心して暮らせる生活圏を整備していく。

市は、市民センターを地域の防災拠点と位置付け、職員の災害時初動体制を整備する。

(2) ブロック防災圏

地域防災圏と全市域の中間的役割を担う圏域として設定し、市内を6ブロックに分割する。北から小松～小野（旧志賀町）、葛川～仰木の里、雄琴～唐崎、滋賀～平野、膳所～大石、田上～瀬田東の6ブロックとする。

この圏域では、災害時における地域防災圏での活動を支援・調整するとともに、情報収集・伝達や救援救護、物資の搬送等について地域防災圏と市（災害対策本部）をつなぐ役割を担う。

市は、拠点を消防署（分署を含む）とブロック内の各市民センターに設定する。

3 安全都市への基盤整備

地震をはじめ水害や土砂災害等、多様な災害に柔軟に対応できるよう、予防対策を推進する。

- ・ 治山・治水事業の推進
- ・ 住宅、学校や病院等の公共施設等の耐震化・不燃化の推進
- ・ 都市公園、都市計画道路等幹線道路の整備
- ・ 防災街区整備事業、土地区画整理事業の推進
- ・ 計画的な市街地の誘導
- ・ 消防体制の強化
- ・ 救急・救助体制の強化

4 防災人としくみの形成

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、市民一人ひとりが防災に関心を持ち、理解を深めて、減災対策に心掛け、「災害時に個人・家庭・地域・職場それぞれの役割をふまえた適切な行動が取れる人（防災人）」づくりをめざす。

特に昨今、頻発している局地的豪雨や台風、地震等による大規模な災害が発生した場合には、市や消防をはじめとする防災関係機関が、その被害のすべてに迅速に対応することが困難である。そのため、地域の連携によって初動対応を図ることがきわめて重要であることから、災害時に一刻を争う人命の救護、避難行動要支援者の避難等に対応する自主防災組織の育成に力を注ぎ、地区防災計画の策定に努めると共に各事業所での防災体制の強化等を推進する。

- ・ 防災人の育成
- ・ 防災訓練の充実等、自主防災活動の強化、地区防災計画の策定
- ・ 事業所の初動及び防災体制の強化
- ・ 緊急時の情報連絡システムの整備
- ・ 各種防災関係機関の連携強化

5 災害被害を軽減する市民運動の推進

国は、災害被害を軽減するため、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動の展開を呼びかけ、その推進に関する基本方針を下記のとおり示した。

大津市においても、この基本方針を地域防災計画に反映させ、災害被害を軽減する市民運動を推進するものとする。

(1) 防災（減災）活動へのより広い層の参加（マスの拡大）

- ア 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
- イ 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
- ウ 地域における耐震補強の取組の面的な広がりへの推進
- エ 防災教育の充実
- オ トップから一人一人まで参加者への動機づけ

(2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供（良いコンテンツを開発）

- ア 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- イ 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
- ウ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底（被害想定、ハザードマップ等）

(3) 企業や家庭等における安全への投資の促進（投資のインセンティブ）

- ア 企業や家庭等における安全への投資の促進
- イ ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- ウ 事業継続計画（BCP）への取組の促進

(4) より幅広い連携の促進（様々な組織が参加するネットワーク）

- ア 企業と地域社会の連携
- イ 様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- ウ 災害に関する情報のワンストップサービス
- エ 防災ボランティアの地域社会との積極的な連携

(5) 市民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的な実践（息の長い活動）

- ア 市民運動の継続的な推進枠組みの形成
- イ 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- ウ 防災活動の優良な実践例の表彰
- エ 人材育成のためのプログラムの開発
- オ インセンティブの拡大の検討

第3節 大津市域の概要

第1 自然的条件

(1) 地形・地質

大津市は滋賀県の南西部から西部に位置し、その形状から湖西地域と湖南地域に大きく分けられる。

【湖西地域】

湖西地域では、比良山・比叡山などの山地及び堅田丘陵などの丘陵が南北方向に広く発達し、その西側に狭い幅で湖岸低地が分布する。北部の葛川から坂本付近までの山地は、主に丹波帯とよばれる中生代の地層からなる。丹波帯は海洋性起源の岩石と陸源性の砕屑岩からなる地層で、近畿地方の北部に広く分布している。釈迦岳や比良岳は主に比良花岡岩からなり、坂本付近から山上町付近までの山地は中生代白亜紀の火成活動により形成された花崗岩からなる。

旧志賀町から真野、雄琴付近にかけては、山地と低地の間に堅田丘陵が広がっている。堅田丘陵は古琵琶湖層群堅田累層からなり、これは約100万年前以降に形成された淡水成の地層で、大昔の琵琶湖の堆積物である。

段丘は主に堅田丘陵及び主な河川沿いに発達し、主に未固結の砂礫層からなる。湖岸沿いには沖積低地が細長く分布し、平野・三角州が大部分を占めるが、部分的に河川敷や旧河道も見られる。堅田丘陵では大規模に土地が改変されており、和邇春日や小野湖青、小野水明、小野朝日地区など宅地造成による人工地が広がっている。

旧志賀町付近では山地からは多くの河川が西から琵琶湖に向かって流れており、これらの河川作用により山地の前面には扇状地や自然堤防が広く形成されている。

沿岸部では、多くの河川の河床が上昇し天井川となっている。琵琶湖の湖岸には浜堤が見られ、南小松では浜堤の内側に近江舞子沼（内湖）が発達する。この地域では小規模な河川が多く分布しており、扇状地も小規模なものが形成されている。こうした扇状地は複合扇状地と呼ばれる。柳が崎以南の湖岸では、埋立地が多い。

【湖南地域】

湖南地域の瀬田川右岸（西側）では、主に中生代の丹波帯からなり、石山寺以南では丹波帯の北側に中生代白亜紀の花崗岩が見られる。瀬田川左岸（東側）では、大部分が中生代白亜紀の花崗岩（田上花崗岩）からなるが、大石富川町付近より南の地域では丹波帯が分布する。

台地・段丘は瀬田周辺に広く分布する。この丘陵は瀬田丘陵とよばれ、古琵琶湖層群草津累層からなる。草津累層は約200万年前以降に形成された淡水成の地層である。また瀬田川右岸（西側）では、石山から石山寺周辺に分布している。

扇状地は湖西地域より少ないが、山地のへりに部分的に発達する。湖岸沿いには沖積低地が分布し、平野・三角州が大部分を占めるが、萱野浦・玉野浦や瀬田川沿いの唐橋町付近では埋立地が見られる。

(2) 気象

【一般気象】

大津市の気候区分は、夏の高温寡雨、及び冬季の温暖気候など瀬戸内式気候に近い。夏季は琵琶湖及び湖南地方を含む県央地域で降水量が少なく周辺山間部に多い。通年では近江盆地で少ない傾向がある。

気温は通年で琵琶湖岸では高く周辺部では低い。夏季は志賀から琵琶湖大橋付近で高温となり、冬季の低温は北西部の比良山地で顕著になる。湖南地方において気温が高い理由は、夏季の盆地気候による昇温、冬季の季節風が温暖な琵琶湖の影響をうけて低温緩和が生じるためである。

【気象統計】

大津アメダスの記録によれば、平年値で、年間平均気温 15.1℃、最高気温の平均値 19.9℃、最低気温の平均値 11.1℃、降雨量 1,566.6mmである。6 及び 7 月は年間で最も雨量が多く 200mm以上の多雨月となっている。

過去 5 カ年の降雨量は、2019 年 1,494mm、2020 年 1,645mm、2021 年 1,816 mm、2022 年 1,482 mm、2023 年 1,408 mmと推移している。

また、近年の地球温暖化による局所的な集中豪雨や台風の大型化により、市域でも水害に対する危険性が高くなっている。これらの危険性を示す資料として、浸水想定区域図や想定浸水深（地先の安全度マップ）が県により公表されている。

【気象極値】

大津市内にはアメダス大津、アメダス南小松の 2 箇所の地域気象観測所がある。アメダス観測所 2 箇所の雨量、風向・風速の極値を表 3-1-1、表 3-1-2 に、降水量と平均気温の平年値を図 3-1-1 にまとめた。

表 3-1-1 アメダス大津の雨量、風向・風速の極値

観測所：アメダス大津

位置：北緯 34 度 59.5 分、東経 135 度 54.7 分 標高：標高 86m 住所：大津市萱野浦（近江大橋南方）

資料出典：気象庁 HP

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日降水量	170.5	170	158	157.5	155	154	143	136	134	131	1977年12月
(mm)	(2013/9/15)	(2017/10/22)	(1985/6/25)	(2013/9/16)	(1982/8/1)	(2003/6/24)	(1995/5/12)	(2018/7/5)	(1987/7/19)	(1995/7/21)	2024年9月
日最大1時間降水量	76	64	59	55	52	50.5	50	48	47.5	47	1977年12月
(mm)	(2004/7/10)	(2005/7/14)	(1989/9/6)	(1981/7/21)	(1995/8/16)	(2014/8/16)	(1988/8/18)	(1980/8/27)	(2011/8/26)	(2003/9/24)	2024年9月
月降水量の多い方から	505	496	486	483	471.5	462	451	448	435	426.5	1977年12月
(mm)	(2006/7)	(1995/7)	(1989/9)	(2011/5)	(2017/10)	(1988/6)	(1993/8)	(1985/6)	(1987/7)	(2014/8)	2024年8月
年降水量の多い方から	2090	2037	1950	1940	1907	1863	1816	1812	1790	1768	1977年
(mm)	(1980)	(1989)	(2003)	(2015)	(1993)	(1998)	(2021)	(2010)	(2006)	(2018)	2023年
日最大風速・風向	14.9 東南東	12 東	11.9 西	11.8 西	11.7 西	11.6 東南東	11.6 西北西	11.4 西	11.2 西北西	11.2 西	1977年12月
(m/s)	(2018/9/4)	(1994/9/29)	(2019/12/27)	(2012/4/3)	(2010/12/3)	(2018/8/23)	(2012/3/31)	(2021/12/17)	(2018/9/30)	(2017/1/14)	2024年9月

表 3-1-2 アメダス南小松の雨量，風向・風速の極値

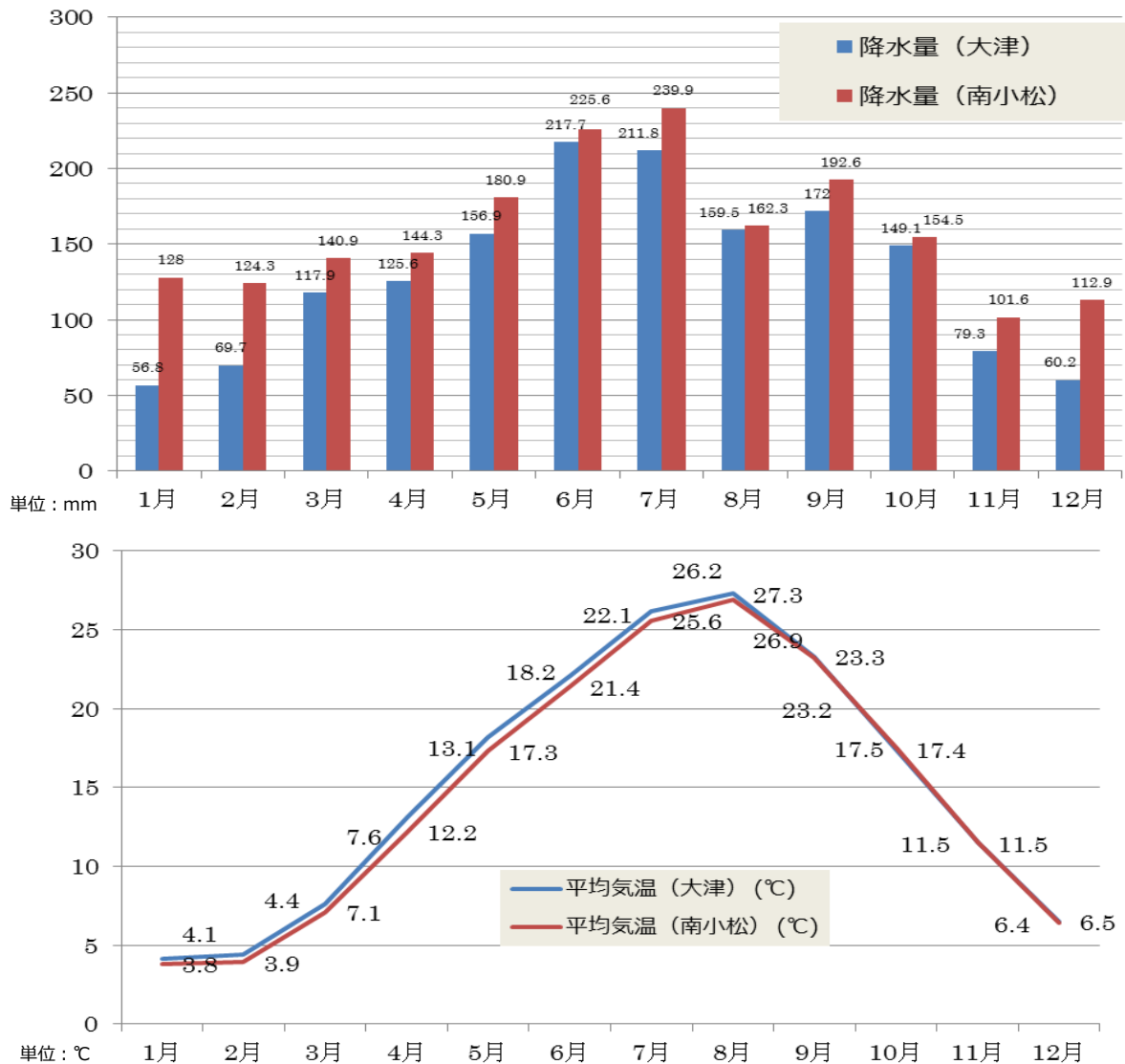
観測所：アメダス南小松

位置：北緯 35 度 14.1 分、東経 135 度 57.4 分 標高：標高 90m 住所：大津市南小松（近江舞子）

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間
日降水量	214.5	188	184	161	154	141	139	138.5	137	135.5	1976年4月
(mm)	(2018/7/5)	(1990/9/19)	(1983/9/28)	(1996/8/28)	(1989/9/3)	(1979/6/29)	(2011/9/4)	(2024/5/28)	(1993/6/19)	(2010/7/14)	2024年9月
日最大1時間降水量	68.5	66.5	59	58	54.5	53	48	46	45	44.5	1976年4月
(mm)	(2012/8/18)	(2014/8/15)	(2007/7/12)	(2014/8/23)	(2020/7/8)	(2010/8/16)	(2004/8/7)	(2004/8/5)	(1978/7/9)	(2008/9/21)	2024年9月
月降水量の多い方から	661.5	561.5	530	491	474	439	434.5	430	425.5	423	1976年4月
(mm)	(2020/7)	(2014/8)	(1989/9)	(1988/6)	(1999/6)	(2011/9)	(2018/7)	(1990/9)	(2021/8)	(2006/7)	2024年9月
年降水量の多い方から	2488	2295	2248	2217	2212	2206	2171	2161	2154	2142	1976年
(mm)	(1989)	(1993)	(1980)	(1990)	(2003)	(2010)	(1988)	(1998)	(1983)	(2004)	2023年
日最大風速・風向	19.6 北西	18.8 北西	16.5 南	16.0 北西	15.9 西	15.7 西北西	15.7 北西	15.6 北西	15.5 北西	15.2 北西	1978年11月
(m/s)	(2017/10/22)	(2017/10/23)	(2018/9/4)	(2022/4/29)	(2022/9/20)	(2018/9/30)	(2013/9/16)	(2009/10/8)	(2017/9/18)	(2014/4/9)	2024年9月

資料出典：気象庁 HP

図 3-1-1 降水量と平均気温 平年値（1991 年～2020 年の 30 年間）



第2 社会的条件

(1) 人口

平成18年3月20日に旧志賀町と旧大津市とが合併し新しい大津市が発足した。令和6年4月現在の
大津市の人口は343,371人、世帯数157,531世帯となっている。

表3-2-1によれば、令和5年資料による65歳以上の高齢者人口が占める割合は27.4%である。令和
2年国勢調査によれば大津市の高齢者の割合は24.9%であり、高齢化は進行しつつある。

人口に関する既存の各種統計資料を概ね学区単位でとりまとめた。表3-2-1に学区の人口状況を示す。

表3-2-1 大津市学区別高齢者人口

区 分	学区別人口			60歳 以上	65歳以上			学区率	70歳 以上	75歳以上			学区率	85歳 以上	90歳 以上	100歳 以上
	男	女	計		男	女	計			男	女	計				
総 数	165,651	178,188	343,839	115,280	41,622	52,700	94,322	27.4%	74,544	20,525	29,529	50,054	14.6%	15,921	6,521	193
小 松	1,969	2,111	4,080	1,776	694	807	1,501	36.8%	1,161	318	436	754	18.5%	220	89	1
本 戸	2,186	2,342	4,528	1,822	672	834	1,506	33.3%	1,171	342	445	787	17.4%	261	112	3
和 渡	4,034	4,297	8,331	3,080	1,097	1,254	2,451	29.4%	1,918	519	757	1,276	15.3%	384	137	3
小 野	1,969	2,282	4,251	2,425	965	1,169	2,124	50.0%	1,777	573	686	1,259	29.6%	338	149	6
鶴 川	110	117	227	131	54	65	119	52.4%	103	33	50	83	36.6%	41	20	-
伊 香 立	1,427	1,400	2,827	1,063	400	488	888	31.4%	678	166	284	450	15.9%	182	86	4
真 野	3,586	3,828	7,414	2,496	911	1,150	2,061	27.8%	1,588	413	618	1,031	13.9%	356	171	12
真 野 北	2,916	3,157	6,073	3,130	1,249	1,261	2,510	43.0%	1,906	492	608	1,100	18.1%	362	162	-
堅 田	8,531	8,063	17,484	5,101	1,785	2,183	3,968	22.7%	2,987	759	1,136	1,895	10.8%	580	233	11
仰 木	912	973	1,885	928	339	449	788	41.8%	641	189	268	457	24.2%	163	67	2
仰木の里	2,206	2,338	4,544	1,968	757	822	1,579	34.7%	1,117	304	362	666	14.7%	200	94	1
仰木の里東	4,233	4,410	8,643	2,652	974	1,069	2,043	23.6%	1,501	438	507	945	10.9%	231	86	6
藤 塚	3,011	3,225	6,236	1,883	661	895	1,556	25.0%	1,241	332	548	880	14.1%	355	173	5
日 吉 台	1,686	1,910	3,596	1,980	807	1,011	1,818	50.6%	1,561	471	553	1,024	28.5%	263	119	2
坂 本	5,142	5,709	10,851	3,612	1,294	1,754	3,048	28.1%	2,506	681	1,057	1,738	16.0%	614	252	7
下 阪 本	5,800	6,006	11,806	2,944	1,039	1,272	2,311	19.6%	1,817	483	696	1,179	10.0%	360	141	1
唐 崎	7,839	8,704	16,543	5,285	1,823	2,502	4,325	26.1%	3,493	930	1,462	2,392	14.5%	722	295	8
滋 賀	7,990	8,923	16,913	5,547	1,943	2,560	4,503	26.6%	3,523	943	1,489	2,432	14.4%	883	345	13
山中比叡平	1,291	1,406	2,697	1,315	542	630	1,172	43.5%	928	269	324	593	22.0%	137	62	3
藤 尾	2,409	2,522	4,931	2,136	833	978	1,811	36.7%	1,489	446	562	1,008	20.4%	290	115	2
長 等	5,771	6,592	12,363	4,440	1,475	2,092	3,567	28.9%	2,825	725	1,237	1,962	15.9%	699	279	10
溝 坂	3,906	4,444	8,350	2,943	1,030	1,416	2,446	29.3%	1,968	514	833	1,347	16.1%	483	192	7
中 央	3,243	3,619	6,862	1,952	687	919	1,606	23.4%	1,292	371	537	908	13.2%	337	139	3
平 野	8,858	10,012	18,870	6,064	2,085	2,826	4,911	26.0%	3,889	1,077	1,613	2,690	14.3%	890	367	7
膳 所	7,247	8,091	15,338	5,748	1,954	2,729	4,683	30.5%	3,768	908	1,644	2,642	17.2%	924	379	13
富 士 見	4,496	4,500	8,996	2,664	972	1,207	2,179	24.2%	1,787	540	715	1,255	14.0%	332	115	3
横 黒	8,501	9,170	17,671	5,674	1,996	2,582	4,578	25.9%	3,702	1,007	1,545	2,552	14.4%	892	356	10
石 山	4,827	5,257	10,084	3,615	1,310	1,697	3,007	29.8%	2,464	715	1,005	1,720	17.1%	504	188	4
南 郷	4,564	4,992	9,556	3,818	1,420	1,865	3,285	34.4%	2,718	819	1,100	1,919	20.1%	532	209	4
大 石	2,309	2,353	4,662	1,710	658	746	1,404	30.1%	1,083	281	383	664	14.2%	210	96	2
田 上	4,816	4,955	9,771	4,481	1,711	1,966	3,677	37.6%	2,833	750	967	1,717	17.6%	485	203	4
上 田 上	888	979	1,867	969	367	467	834	44.7%	686	184	282	466	25.0%	184	87	2
青 山	5,349	5,461	10,810	2,538	904	979	1,883	17.4%	1,336	360	463	823	7.6%	265	116	4
瀬 田	7,323	7,524	14,847	3,313	1,148	1,432	2,580	17.4%	2,019	557	792	1,349	9.1%	411	154	2
瀬 田 南	7,310	7,972	15,282	5,410	1,970	2,609	4,579	30.0%	3,708	1,020	1,512	2,532	16.6%	755	290	13
瀬 田 東	7,536	7,936	15,472	4,694	1,737	2,144	3,881	25.1%	3,077	886	1,143	2,029	13.1%	568	232	6
瀬 田 北	9,460	9,718	19,178	3,973	1,369	1,671	3,040	15.9%	2,283	620	910	1,530	8.0%	508	211	9

(2) 交通

【道路】

大津市は交通の要衝に位置し、京都市方面、草津市を経て名古屋方面に至る国道1号と琵琶湖西岸の
国道161号および県道高島大津線とが主な幹線道路となっている。

国道1号は、瀬田川西岸では大津市街山際を通り、東岸では平野部を通過している。国道1号のバイ
パスである京滋バイパスは大津市街、京都市街を迂回して名古屋方面と大阪方面とを接続し、瀬田東IC
以西は自動車専用道路となっている。京滋バイパスのインターチェンジは大津市内に3箇所ある。

県道高島大津線は市街地の逢坂付近で国道1号から北に分岐し琵琶湖西岸沿いに北上する。一方、湖

西道路で代表される国道161号バイパスは大津市西端の藤尾南ランプで西大津バイパスとして国道1号から北に分かれ、長等トンネルを経て坂本北ICに至りそこから湖西道路として堅田丘陵を北上し、志賀ICに至り、さらにそこから志賀バイパスとして北小松地先の国道161号現道接続部分まで通っている。湖西道路のインターチェンジは大津市内に5箇所あり、また湖西道路は自動車専用道路となっている。

高速道路は名神高速道路が大津市市街地の南縁部を丘陵沿いなし山沿いに通っており、また、新名神高速道路が市の東部山地を通っている。名神高速道路のインターチェンジは、大津市内に大津IC、瀬田西IC、瀬田東ICの3箇所があり、新名神高速道路のインターチェンジは、大津市に近接して草津市に草津田上ICが存している。

【鉄道】

大津市には次のような鉄道路線があり、比叡山鉄道路線を除いて全線複線化（又は複々線化）・電化されている。

JR 琵琶湖線〔東海道本線〕・JR 湖西線〔西日本旅客鉄道株式会社〕

京阪石山坂本線・京阪京津線〔京阪電気鉄道株式会社〕・比叡山鉄道路線〔比叡山鉄道株式会社〕

琵琶湖線は JR 東海道本線の京都～米原間と北陸本線米原～長浜間の愛称である。日本を代表する鉄道幹線であり大津市内では琵琶湖の南端に沿って走る。大津市内には大津、膳所、石山、瀬田の4駅がある。

湖西線は、京都市山科区の山科駅から滋賀県長浜市の近江塩津駅に至る全長 74km の路線で琵琶湖西岸を走る。運行する列車のほとんどが京都駅まで直通しており、京都・大阪方面への通勤・通学路線となっているほか、大津京駅、堅田駅に停車する北陸線特急もある。大津市内には 12 駅がある。

京阪石山坂本線と京阪京津線とは合わせて大津線と総称され、全区間が軌道法の適用を受けるいわゆる路面電車で一部に道路との併用区間もある。石山坂本線は大津市の石山寺駅から坂本比叡山口駅までを結ぶ全長 14.1km の路線で、琵琶湖西岸の市街地を通っている。駅は 21 あり中間のびわ湖浜大津駅が京津線との乗り換え駅となっている。また、JR 琵琶湖線とは JR 膳所駅-京阪膳所駅、JR 石山駅-京阪石山駅などで、JR 湖西線とは JR 大津京駅-京阪大津京駅で乗り換える。

京津線は京都市山科区の御陵駅から大津市のびわ湖浜大津駅までを結ぶ全長 7.5km の路線である。京津線には 7 駅があり、うち大津市内には 4 駅（びわ湖浜大津駅を含む）があり路線は国道 1 号と併走している。

【港湾】

市内には、県や市のほか、民間が所有している港が官民合わせて 10 港（近江舞子港、琵琶湖大橋港、堅田港、雄琴港、柳が崎港、大津港、におの浜観光港、瀬田唐橋港、石山港、南郷港）と、北小松、和邇、堅田の 3 漁港が整備されている。特に大津港は、湖上観光の基地として活用されている。

(3) 産業

大津市は、琵琶湖の南端から西岸にかけて南北に細長く広がっており、京阪神大都市圏への近接性や国土幹線に位置する交通利便性などにより、古くから内陸工業地域として発展してきた。

近年には、大学等の立地（龍谷大学や立命館大学が市域及び近隣に移転、大学・短大が 6 校ほか、21

の研究所が立地するなど高等教育・研究機能の集積)が進み、大学との連携による新たな産業活性化が進められようとしている。

一方で、既存工場の産業構造空洞化の問題などと既存事業所の操業環境改善に向けた取り組みを実施している。

また、市内には世界遺産に登録されている比叡山延暦寺その門前町である坂本地区、石山・南郷温泉、雄琴温泉、湖上観光の玄関窓口となる大津港などがあり、高い文化性と豊富な歴史・伝統文化資源をもつ観光地として発展している。琵琶湖大橋以北では近江舞子に代表される水泳場、比良山系など自然にあふれる観光資源も豊富である。

第4節 防災計画の大綱

予防計画	防災基盤の整備
	防災体制の整備
	市民の防災意識の向上と活動の推進
応急対策計画	災害対策本部の設置
	情報通信の確保
	消防・救助・救急及び医療活動
	緊急輸送活動
	指定緊急避難場所・指定避難所対応
	救援・救護・保健衛生活動
	行方不明者の捜索・遺体対応
	災害廃棄物の処理
	ライフライン施設・設備の応急復旧
	ボランティアとの連携
復旧・復興計画	応急教育活動
	災害復旧・復興計画の策定
	生活再建等の支援

第1 予防計画

1 防災基盤の整備

災害に強いまちづくりに向けて、水害や土砂災害に柔軟に対応できるような予防対策に取り組む。

避難路となる幹線道路や緊急輸送道路の確保、延焼防止帯等の観点から都市計画道路や都市公園の整備を推進するとともに、計画的な市街地の誘導をはじめ住宅密集地の解消や道路整備等をめざし防災街区整備事業、土地区画整理事業に取り組む。また、治山治水対策やライフライン施設の強化に努め、消防・救急・救助活動の強化をめざす。

2 防災体制の整備

災害発生時の災害対策本部体制や職員初動体制をはじめ、各種防災関係機関の体制強化を図る。日頃より訓練などを通じてこれら関係機関の相互連携に努めるとともに、他都市等との応援体制やボランティアとの連携に留意する。

また、避難指示等、市民への緊急情報の周知に万全を期すために避難行動要支援者への対応にも留意し、緊急時の情報連絡体制を充実・整備するとともに災害時に通信の途絶がないように情報伝達手段の多重化等に努める。

3 市民の防災意識の向上と活動の推進

「自らの身の安全は自らで守る」という防災の基本に立ち、市民の防災知識の向上と「災害時に個人・家庭・地域・職場それぞれの役割をふまえた適切な行動が取れる人（防災人）」づくりをめざす。

兵庫県南部地震以後、発災時直後の地域住民自らによる救出救助活動の重要性が唱えられるようになり、また、東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震や津波が発生し、その後も局地的豪雨や台風による被害が発生していることから、避難の呼びかけや救出活動などにおいて地域住民自らの防災初動活動や日頃からの防災意識の向上等による地域防災力の強化が必要であることが明確となっている。特に自主防災組織の活動率の向上が早急に図れるよう重点的な取り組みを推進する。また、各事業所での防災体制の強化に努めるとともに地域と連携した地域防災の充実をめざす。

第2 応急対策計画

1 災害対策本部の設置

発災時に迅速・的確な応急・復旧対応を図るため、予め想定した職員の緊急配備を行い、災害発生時の初動体制を確立するとともに、大津市災害対策本部を設置して災害応急対策に取り組むなど、災害の規模に応じた配備体制で迅速に対処する。

また、各種防災関係機関相互の連携を図り、適宜、迅速に自衛隊の派遣や県・他都市への応援を要請する。

2 情報通信の確保

災害発生時、特に発災直後に最も重要な業務は、迅速的確な情報収集であり、すべての応急対策がこの情報を基に展開されていく。

発災時に市内部の相互通信を確保するとともに、各種防災関係機関相互の連絡経路が絶えることのないよう通信手段の多重化等に努める。

また、予め作成するマニュアルに基づいて、発災後の時間経過に応じて必要となる情報の収集・整理・判断を迅速・的確に行う。

3 消防・救助・救急及び医療活動

消防・救助・救急活動は、消防局が中心となって実施し、健康保険部は・市三師会の協力を得て医療救護所を設置する。また、状況に応じて日本赤十字社をはじめ県内外に医療チームの派遣を要請するなど医療活動に万全を尽くす。なお、これら活動は、消防団や自主防災組織等、地域住民と連携、協力して取り組む。

4 緊急輸送活動

道路施設の損壊や交通の集中による道路交通のマヒを避けるため、警察との連携による道路交通規制と指定した緊急車両の通行及び障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路交通以外に大津市の特性を生かし、湖上交通の活用やヘリコプターによる効率的な緊急輸送を実施する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所対応

災害対策基本法に基づく事前措置や避難指示をはじめ、その他法令に従って適切に市民等を避難誘導する。特に避難行動要支援者への対応に留意し、迅速に情報の周知が図れるよう万全を期すものとする。

防災アセスメントで予測される避難者数を踏まえて設定した市内の地域防災圏毎の指定緊急避難場所、指定避難所を適切に開設し、円滑に運営されるよう対応に努める。また、指定緊急避難場所等の位置については前もって市民に周知し、各地域の防災訓練等を通じて市民自ら避難経路の設定や確認ができるように、災害時の避難対策を充実する。

また、要配慮者等のニーズや男女双方のニーズ等に留意した安全・安心な指定避難所の設置・運営に努める。

6 救援・保健衛生活動

食料及び生活必需品は、市民自らの備蓄と市の備蓄を活用し、合わせて2日間を目安に対処する。また、飲料水については、応急給水の実施により対処する。滋賀県には、1日分の救援が期待でき、それ

以後は幅広く流通備蓄や災害相互応援協定都市等からの支援を得て対応する。

また、指定避難所の生活環境や被災者の健康管理やし尿処理等の防疫活動、保健・衛生対策に努める。

7 行方不明者の捜索・遺体対応

行方不明者の捜索や遺体安置所、資材の確保、火葬場の手配等について、迅速に対応するとともに、広域的な協力も含めた体制で対応する。

8 災害廃棄物の処理

災害時には、いわゆる災害廃棄物が長期にわたり大量に排出されるため、応急～復旧段階に及ぶ大きな問題となる。この廃棄物は、日常、大津市が行うごみ処理以外に新たに発生するものであり、道路の寸断、交通渋滞等と相まって、通常の体制では対応が不可能なため、発生量を的確に予測し、仮置場の確保や滋賀県・他都市等への応援要請等により迅速・計画的に対応する。

9 ライフライン施設・設備の応急復旧

市民生活や防災関係機関の対応等に必要なライフライン施設（水道、ガス、電力、電話、下水道、IT）の被害情報を速やかに収集整理し、被害状況や復旧の情報をマスコミや広報紙にて逐次市民に提供しつつ、迅速な復旧対応にあたる。

10 ボランティアとの連携

ボランティアは災害対応にとって重要かつ不可欠な存在であることをふまえて、災害時にはボランティアの受け入れ体制や活動体制の整備に努めるなどボランティアとの迅速な連携体制を図る。

「災害発生時に被災者の生活や自立を助け、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援することを目的とし、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」を災害ボランティアと考え、専門能力を生かす「専門ボランティア」と労力提供型の「一般ボランティア」に分けて、適切な対応にあたる。

11 応急教育活動

災害時には、学校等の施設が被災したり指定避難所として活用されることから教育の継続が困難になる。そのため、施設の安全性や教職員の態勢を判断の上で、応急教育を実施するなど円滑な教育復旧に努める。

第3 復旧・復興計画

1 災害復旧・復興計画の策定

大規模な災害が発生した場合には、滋賀県や防災関係機関との連携の下で市民ニーズの把握に努め、まちの復旧・復興に向けたビジョン、シナリオ、プログラムを速やかに策定し、計画推進のための資金確保、体制整備、市民への計画周知等を行う。

2 生活再建等の支援

災害時における被災者の混乱状況から、人心の安定や社会秩序の維持、生活安定を図るため、罹災証明書等の交付、滋賀県や防災関係機関との連携による災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく各種措置の実施、災害見舞金等の配分、義援金・義援物資の配分、応急仮設住宅の供給、災害応急基金の融資、税・使用料等の減免等を実施する。

第5節 他計画との関係

1 防災基本計画

防災基本計画は、わが国における防災活動の基本方針及び基本的な施策体系を明らかにし、地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関等が防災計画を策定する基準として、各種災害を想定して防災に関する事項を網羅的に示したものである。地方公共団体が地域防災計画を策定する際には、地域の自然的、社会的条件等を勘案して、各事項を検討、必要な事項を記載するものとされており、大津市地域防災計画においても、防災基本計画の内容に沿って地域特性やその他大津市における防災上の特色をふまえた計画策定を行うことが必要である。

2 防災業務計画

防災業務計画は、指定行政機関等が策定する防災計画であり、各省庁がそれぞれの所管業務における防災活動の基本方針及び基本的な施策体系を明らかにしたものである。大津市地域防災計画を策定する際には、各防災業務計画に対応する関係業務の内容について、反映・整合を図ることが必要である。

3 滋賀県地域防災計画

滋賀県地域防災計画は、県内市町の地域防災計画とともに地域防災の根幹をなすものである。そのため県市一貫した災害対応を行うため、大津市地域防災計画は、滋賀県地域防災計画との矛盾・抵触等が生じないように、整合を図ることが必要である。

第6節 主な防災関係機関の業務大綱

大津市における主な防災関係機関は、災害予防、応急対策及び復旧・復興に係る業務として、おおむね以下の事項を処理するものとする。

第1 大津市

大津市は、平常時においては滋賀県、その他防災関係機関と連携し、各種災害予防活動に努めるとともに、災害発生時においては、県や防災関係機関、地域住民等の協力のもと、応急対策活動の第一次的責任者として各種業務を行う。

- ア 大津市防災会議及び大津市災害対策本部に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 市内自主防災組織、防災に係る公共的団体等の育成指導
- エ 防災施設・設備の整備及び点検
- オ 防災知識の普及、教育及び訓練
- カ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備及び点検
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 水防、消防その他の応急措置
- ケ 被災者の救出、救護等の措置
- コ 避難の指示、避難者の誘導及び指定避難所の開設
- サ 災害時における保健衛生の措置
- シ 被災児童、生徒の応急教育の実施
- ス 市所管被災施設の復旧等、災害復旧の実施
- セ 災害時におけるボランティアの受入れ対策

第2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、所管する防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動に対する協力・支援を行う。

1 近畿財務局（大津財務事務所）

- ア 公共土木等被災施設の査定の立会
- イ 地方公共団体に対する災害融資
- ウ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- エ 国有財産の無償貸付等

2 近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）

- ア 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備
- イ 国有保安林、保安施設等の保全
- ウ 森林火災対策
- エ 災害応急対策用材（国有林材）の供給
- オ 国有林野における災害復旧

3 近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- オ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- カ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

4 近畿地方整備局（滋賀国道事務所）

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- オ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- カ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

5 近畿農政局（滋賀県拠点）

- ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- イ 農業関係被害情報の収集報告
- ウ 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- エ 被害農林漁業者等に対する災害融資あっせん・指導
- オ 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の供給対策
- キ 災害時における主要食糧の需給調整

第3 陸上自衛隊

自衛隊は、共同訓練の実施等により、平素から市及び県との連携体制を構築しておくとともに、災害発生時においては、災害派遣要請に応じて市及び県の応急対策活動に対する協力・支援を実施する。

- ア 災害派遣計画の作成
- イ 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第4 滋賀県

滋賀県は、平常時においては県内市町、その他防災関係機関と連携し、各種災害予防活動の総合的推進に努めるとともに、災害発生時においては、市町の実施する応急・復旧対策活動の支援を行う。また、災害が単独市町を越えて広域にわたる場合などに、市町等の協力のもと、連絡調整その他の防災活動を実施する。

- ア 滋賀県防災会議に関する業務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- エ 防災施設の整備
- オ 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- カ 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 水防その他の応急措置
- ケ 被害者の救出、救護等の措置
- コ 避難の指示、並びに指定避難所開設の指示

- サ 災害時における交通規制及び輸送の確保
- シ 災害時における保健衛生の措置
- ス 被災児童、生徒等の応急教育
- セ 災害復旧の実施
- ソ 自衛隊への災害派遣要請
- タ 災害時におけるボランティア活動の支援

第5 滋賀県警察本部・大津警察署・大津北警察署

- ア 警備体制の確立
- イ 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握
- ウ 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止
- エ 行方不明者の捜索、遺体の検視
- オ 社会秩序の維持

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、平素から災害予防活動を推進するとともに、災害発生時においては、市及び県の応急対策活動に対する協力・支援を実施する。

<指定公共機関>

1 西日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の整備と防災管理
- イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

2 東海旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の整備と防災管理
- イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力
- エ 被災鉄道施設の復旧

3 西日本電信電話株式会社

- ア 電気通信設備の整備と防災管理
- イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- ウ 被災施設の復旧

4 日本赤十字社

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他応急対応に必要な業務
- キ ア～カの救護業務に関連し、次の業務を実施する。
 - ・復旧・復興に関する業務

- ・防災・減災に関する業務

5 日本放送協会

- ア 放送施設の保全
- イ 市民への防災知識の普及
- ウ 気象等予警報、被害状況等の報道
- エ 指定避難所への受信機の貸与
- オ 被災放送施設の復旧
- カ 社会事業団等による義援金品等の募集配分

6 日本通運株式会社

- ア 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

7 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ア 電力施設の整備と防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災電力施設の復旧

8 西日本高速道路株式会社

- ア 名神高速道路等の整備と防災管理
- イ 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保
- ウ 被災道路施設の復旧

9 日本郵便株式会社（大津中央郵便局）

- ア 郵便物の送達の確保
- イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助郵便物の料金免除
- ウ 郵便局の窓口業務の維持

<指定地方公共機関>

1 京阪電気鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の整備と防災管理
- イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ウ 被災鉄道施設の復旧

2 琵琶湖汽船株式会社

- ア 港湾施設の整備と防災管理
- イ 災害時における船舶等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ウ 被災港湾施設の復旧

3 （一社）滋賀県バス協会

- ア 災害時における自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

4 （一社）滋賀県トラック協会（大津支部）

- ア 災害時における自動車等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

5 株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社

- ア 放送施設の保全
- イ 住民に対する防災知識の普及
- ウ 気象予警報、被害状況等の報道
- エ 被災放送施設の復旧
- オ 社会事業団等による義援金品の募集配分

- 6 滋賀県土地改良事業団体連合会
 - ア 農業用ため池及び農業用施設の整備と防災管理
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査と復旧
- 7 滋賀県医師会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫の協力
- 8 滋賀県看護協会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
 - ウ 災害時における医薬品等の管理
- 9 滋賀県薬剤師会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
 - ウ 災害時における医薬品等の管理
- 10 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動の支援
 - イ 避難行動要支援者の避難支援への協力
- 11 (一社)滋賀県LPガス協会
 - ア ガス施設の整備と防災管理
 - イ 災害時におけるガス供給の確保
 - ウ 被災施設の復旧

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

以下の団体、機関等は、その業務の公共性に鑑み、平素から災害予防活動を推進するとともに、災害発生時においては、市及び県の応急対策活動に対する協力・支援を実施する。

- 1 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
 - イ 農林水産関係の市及び県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資及びあつせん
 - エ 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あつせん
- 2 大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会
 - ア 災害時における物価安定についての協力
 - イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
- 3 報道機関
 - ア 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 4 大津市医師会
 - ア 災害時における医療救護に関すること。
 - イ 負傷者に対する医療活動に関すること。
 - ウ 指定避難所等における被災者等のカウンセリングに関すること。
 - エ 救護所等でのリハビリテーション指導に関すること。
 - オ 災害時における死亡確認に関すること。

5 大津市歯科医師会

- ア 災害時において歯科医療を要する負傷者に対する応急処置に関すること。
- イ 救護所等における歯科治療・衛生指導に関すること。
- ウ 検死・検案に際しての法歯学上の協力に関すること。

6 大津市薬剤師会

- ア 救護所等における傷病者等に対する服薬指導、相談に関すること。
- イ 救護所等における医薬品の仕分け、管理に関すること。
- ウ 備蓄医薬品等の輸送に関すること。

7 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

- ア 大津市災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
- イ 災害ボランティア活動に関すること。
- ウ 避難行動要支援者の避難支援に関すること。
- エ ボランティア活動保険に関すること。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 整備方針

【基本方針】

道路、公園、河川をはじめとする都市基盤整備や土地区画整理事業による市街地の面的な整備を推進するとともに防災に配慮した土地利用を誘導し、災害に強いまちづくりをめざす。

さらに、防災街区整備事業を活用し、事業の推進に努める。

また、地域における防災活動の活性化を図るため、概ね市内の市民センター管轄区域単位毎に地域防災圏を設定し、防災体制の整備を推進する。

(1) まちの防災化の促進

＜政策調整部、都市計画部、建設部＞

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤整備施設の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業等による市街地の面的な整備及び住宅市街地総合整備事業（密集型）等による居住環境の整備
- ウ 水面・緑地帯の活用

[資料編 10 都市基盤 ア 土地区画整理事業・市街地再開発事業等・住宅市街地総合整備事業（密集型）等]

(2) 各種防災計画・事業との連携

＜総務部、都市計画部、消防局＞

国、県等が定める各種の防災計画や防災事業の推進のための事業と整合性を図るとともに積極的に活用し、防災対策の充実に努める。

- ア 防災基本計画
- イ 防災業務計画
- ウ 滋賀県地域防災計画
- エ 防災街区整備事業
- オ 都市防災総合推進事業

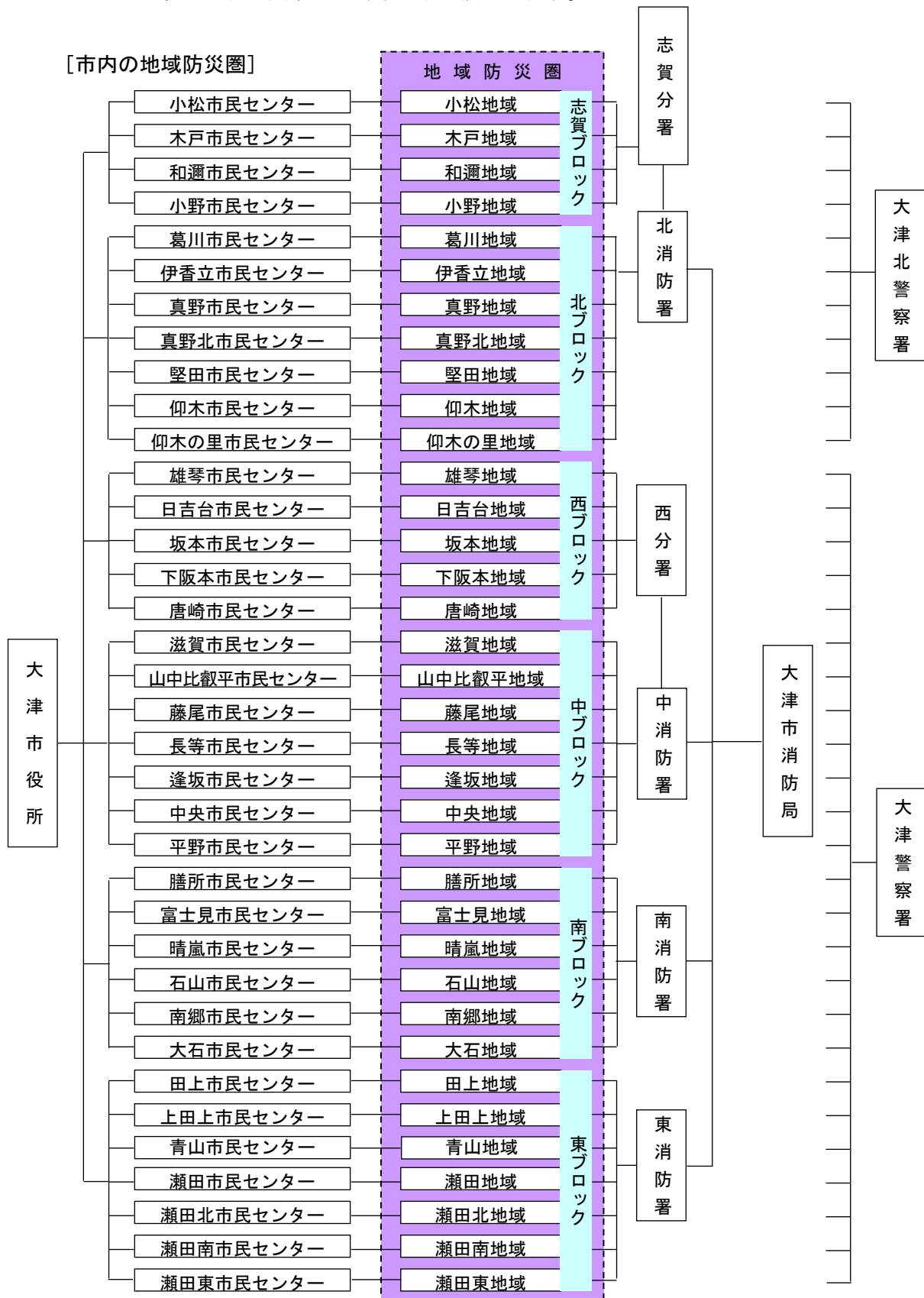
(3) 地域防災圏の設定

＜総務部、市民部、消防局＞

- ア 災害発生時の地域における災害対策の重要性に鑑み、地域における防災体制の確立を図るため、概ね市内の市民センター管轄区域単位毎に地域防災圏を設定する。
- イ 各地域防災圏においては、概ね学区や自治会を単位とした自主防災組織体制の整備及び育成に努めるとともに、市民センターを自主防災拠点として防災資機材の備蓄に努め、地域の特性を生かした実

践的な防災訓練を実施する。

また、地域防災圏と市全域の中間的圏域として、市内を6つの「ブロック防災圏」に区分し、災害時には、ブロック圏域内の対策活動の調整を行う。



第2 災害に強い基盤整備

【基本方針】

防災アセスメント結果等を資料として活用し、各種の都市基盤施設の整備や市街地の面的な整備を推進し、災害に強いまちの形成をめざす。

(1) 防災活動拠点の整備

<総務部、市民部、建設部、指定避難所所管部局、企業局、消防局、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱>

災害発生時の防災活動拠点となる市庁舎、消防局、消防署、市民センター、その他指定避難所として指定した施設、ライフライン施設等については、必要に応じて次の対策に努め、防災活動の機能性確保をめざす。

- ア 防災資機材の備蓄
- イ 備蓄倉庫の設置
- ウ 非常用通信手段の確保
- エ 非常用電源等の代替性の確保
- オ 電気設備機器への浸水対策

(2) オープンスペースの確保

<都市計画部、建設部>

オープンスペースは、避難場所や緊急輸送路、物資の集積拠点等として重要な機能を発揮するものである。そのため、都市公園をはじめとして、河川敷の有効活用や都市計画道路の整備、各種開発時のオープンスペースの確保に努めるとともに、利用計画の検討を推進する。

(3) 公園等の整備

<都市計画部>

公園等は、災害時に安全な広場となるとともに防災活動拠点としても有用な空間であることから、これら防災上の観点も十分に鑑みて、防災機能の設置についても積極的に配慮する。

- [資料編 10 都市基盤 エ 都市公園]
- [資料編 10 都市基盤 オ 児童遊園地]

(4) 老朽木造住宅密集地の解消

<都市計画部>

老朽木造住宅の密集地においては、洪水時の避難上の支障、風害時の建物倒壊による閉塞等の可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における危険性に関する意識の共有等に努める。

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 密集住宅市街地整備促進事業

(5) 河川管理施設の防災力の向上

<建設部、琵琶湖河川事務所、滋賀県>

河川管理者は、治水計画に基づき河川改修事業を推進し、堤防の安全度や水門等の河川構造物の耐震性の向上等に努める。

(6) 雨水渠施設の整備

<企業局>

公共下水道計画区域内の市街地における雨水渠整備を推進し、浸水解消に努める。

(7) 水害対策

<消防局、総務部、福祉部、健康保険部、産業観光部、建設部、企業局、滋賀県、琵琶湖河川事務所>

ア 豪雨による河川やため池の破堤等、二次災害による水害を防止するため、消防機関を中心とする水防活動体制の強化に努める。

イ 水害発生危険性の高い地域を中心に水防資機材の備蓄を行う。

ウ 雨水貯留浸透施設設置の促進を通じて、河川への雨水流出を抑制、あるいは調整し、浸水被害の軽減を図る。

エ 道路、歩道について、透水性舗装の採用に努め、道路排水施設については浸透枳の採用に努める。

オ 市域の開発事業で雨水浸透が可能な地域の開発事業については、開発事業者に対し雨水浸透施設の設置を誘導する。

カ 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動等や適切な避難先を判断でき、日頃の備にも繋がるよう、水害に関するハザードマップを作成し、印刷物等の配布による周知啓発を行うとともに、想定浸水深（地先の安全度マップ）については、市のホームページに掲載するなどしてその周知に努める。また、出前講座等の実施を通じて、それぞれのマップに対する住民の理解を促すとともに、地域における避難訓練の実施等への動機付けを行い、さらには、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

キ 水害の危険区域については、定期的に防災パトロールを実施し、現況の把握に努める。

ク 浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（資料編別冊参照）があることから、あらかじめ定めた系統（風水害編 応急（図：要配慮者利用施設への伝達））により洪水予報等を伝達し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や、訓練の実施に対して支援する。

ケ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 ア 国土交通省管轄管理区間重要水防箇所]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 イ 県管理区間（指定区間）重要水防区域]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 ウ 浸水想定区域図（大津市域）]

[資料編：別冊 琵琶湖浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 ウ 大戸川浸水想定区域図（大津市域）]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 ウ 草津川浸水想定区域図（大津市域）]

[資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編：別冊 草津川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 オ 防災重点農業用ため池]

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 カ 構造物重要水防箇所]

- [資料編 9 災害危険箇所等 (2)水防 キ 瀬田川洗堰操作規則]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (2)水防 ク 水防団待機水位・氾濫注意水位・避難判断水位・量水標]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (2)水防 ケ 洪水に関する防災用語（改善を行う用語・表現）]
- [資料編 12 水防 ア 水防倉庫]
- [資料編 12 水防 イ 水防倉庫備蓄資材基準法]
- [資料編 12 水防 ウ 公共土木施設応急復旧用資機材の備蓄状況]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (2)水防 エ 想定浸水深（地先の安全度マップ）]

(8) 土砂災害対策

＜産業観光部、建設部、総務部、都市計画部、消防局、滋賀県＞

豪雨によるがけ崩れなど、土砂災害のおそれのある危険箇所について、防災ハザードマップを作成・公表し、地域住民への周知に努める。

また、定期的に防災パトロール等を実施し、現況把握を行うとともに、災害予防上の措置を講ずる必要があると判断されるときは、地すべり等防止法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）、森林法等に基づく法指定等を関係機関に働きかける。

ア 対策工事の推進

土砂災害防止のため、地すべり等防止法、砂防法、急傾斜地法、森林法等に基づく山腹、砂防えん堤、法枠や擁壁等の土砂災害防止用土木構造物の対策工事を推進するよう県に要請する。

イ 市街化の抑制

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、次項の土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化の抑制に努める。

- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 ア-a 急傾斜地崩壊危険箇所]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 ア-b 急傾斜地崩壊危険区域]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 イ 地すべり危険地]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 ウ 土石流危険渓流（人家5戸以上）]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 エ 土石流危険渓流（人家5戸未満）]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 オ 山地災害危険地（渓流）]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 カ 山地災害危険地（山腹）]
- [資料編 9 災害危険箇所等 (1)砂防・治山 キ 雪崩危険箇所]

ウ 土砂災害警戒区域等の土砂災害防止対策の推進

(7) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する。

(イ) 警戒避難体制の整備

- a 市は土砂災害警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- b 住民の円滑な警戒避難が行われるよう、また、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動等や適切な避難先を判断できるよう、地域ごとにこれらの事項を記載した

印刷物（ハザードマップ等）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知するとともに、避難訓練の実施や、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- c 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

(ウ) 開発、建築に関する制限等

県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行う。

- a 特定の開発行為に対する許可制
- b 建築物の移転等の勧告

[資料編 9 災害危険箇所等 (1) 砂防・治山 ク 土砂災害警戒区域等指定箇所]

[資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域指定避難所一覧]

[資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧]

(9) 農業用ため池の防災対策

<産業観光部>

農業用ため池は、ため池管理者等が管理作業を適正に行うことで、決壊等による水害の発生を防止することができるため、農業用ため池の管理者等による適正な管理がなされるよう啓発に努める。

防災重点農業用ため池については、県と市で協力し、地震・豪雨耐性評価及び劣化状況評価を実施し、防災工事が必要と判定されたため池については、計画的な事業化の推進に努める。

ため池の低水利管理を行うために必要な整備を推進し、流域治水対策に努める。

農業用としての利用がなくなったため池については、廃止や洪水調節機能の活用に必要な改修に努める。

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 オ 防災重点農業用ため池]

(10) 宅地災害対策

<都市計画部、建設部、滋賀県>

急傾斜地、大規模盛土造成地等における災害を防止するため、宅地災害のおそれがある箇所を公表し、地域住民への周知に努める。

また、定期的に防災パトロール等を実施し、現況把握を行うとともに、災害予防上の措置を講ずる必要があると想定される時は、宅地造成等規制法等に基づく措置を講ずる。

なお、崖崩れ対策として、丘陵地や傾斜地など宅地が被害を受ける危険性の高い地域においては、県等防災関係機関と連携し、違法宅地造成、無許可工事及び危険箇所等に対しては、宅地造成等規制法や急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法等の規定に基づき、適切に対応する。

[資料編 9 災害危険箇所等 (1) 砂防・治山 ケ 宅地造成規制区域]

(11) 不特定多数の者が出入りする建物の災害予防対策

<消防局、都市計画部>

ア 公共施設、駅、百貨店や劇場など、多くの人が出入りする建物における災害は大きな被害をもたらすと想定されるため、定期的な立入検査等により防災体制及び防災設備の実態把握を行う。

イ 防火対象物定期点検報告制度等の的確な運用を行い、災害予防を推進する。

ウ 建築物等からの看板等の落下による人的被害を未然に防ぐため、適正な安全管理について啓発活動を行う。

(12) 被災宅地危険度判定調査実施体制の構築

<都市計画部、建設部、産業観光部>

ア 市内の被災宅地危険度判定士への連絡体制の確立や、職員の被災宅地危険度判定士資格の取得、県等の関係機関との連携により、被災宅地危険度判定調査実施体制につとめる。

イ 国・県の動向をふまえて土砂災害の危険度を応急的に判定する技術の確立及び技術者の養成等について検討する。

(13) 危険物施設保安対策

<消防局、滋賀県>

危険物の貯蔵・取扱・運搬については、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、告示及び審査指針等によるほか、総務省消防庁、滋賀県防災危機管理局及び県内各消防本部と連絡を十分に行い、危険物施設関係者等と緊密な連携を取り、規制業務の円滑な推進と保安体制の整備を図る。

ア 立入検査等の実施

各施設について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令と適合するよう、また、火災予防上危険の有無を検査するとともに不備欠陥事項については早期改善を図るよう指導する。また、関係法令に基づく自衛消防組織と活動要領の作成を指導する。

イ 防災対策指導

個々の施設に潜在する危険性を過去の事故事例等から把握し、設備・建築物等の耐震化、危険物の流出拡散防止措置等のハード面や定期点検の徹底、関係法令及び災害予防教育の徹底、各種災害を想定した訓練の実施等ソフト面での対策が各施設で講じられるよう指導する。

特に、災害発生時の役割分担の明確化、電源の遮断、火の始末、初期消火、通報、危険物の流出防止、避難誘導等の二次災害防止計画の策定や従業員等の状況に応じた各種訓練の実施指導を行う。

ウ 指定数量以上の危険物を安全に貯蔵、取扱うための申請及び事前協議

被災状況によって、指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で貯蔵し取り扱う場合は、消防法第10条ただし書に規定する承認が必要となるため、予め想定される行為については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について」に基づき、管轄消防署と事前協議を行い、手続きを簡素化したうえで、災害発生後の安全対策を構築する。

[資料編 11 危険物施設 ア 危険物製造所]

[資料編 11 危険物施設 イ 危険物貯蔵所]

[資料編 11 危険物施設 ウ 危険物取扱所]

(14) 毒物・劇物取扱施設保安対策

<健康保険部（保健所）>

毒物・劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇

物取締法に基づいて、監視指導を行う。

ア 実態の把握

毒物・劇物等、災害時において重大な危害を及ぼすおそれのある物質については、登録（法第4条第1項、第3項、第4項）、届出（法第10条第1項）等に基づき的確に実態の把握に努める。

イ 立入検査等の実施

立入検査等（法第17条第2項）を通じて貯蔵・取扱いの安全対策について指導を徹底する。

ウ その他

届出義務のない毒物・劇物業務上取扱者については、業者リストを保健所に備えるとともに、消防署、大津警察署・大津北警察署に対しても事前に情報提供を行い、災害時に備える。

(15) 有害物質取扱・排出施設保安対策

＜環境部＞

有害物質取扱・排出施設については、その取扱いに係る環境上の危害を防止するために、関係各法令に基づいて、規制及び指導等を行う。（根拠法令：大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 他）

ア 実態の把握

有害物質等、環境上重大な危害を及ぼすおそれのある物質については、届出等に基づき実態を把握する。

イ 立入検査等の実施

立入検査等を通じて届出等の内容確認及び排出規制の遵守状況等について確認及び指導する。

(16) 化学薬品取扱い施設の安全化

＜環境部、消防局＞

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対し、保管の適正化等、指導を行い安全対策を推進する。

(17) 複合災害対策

＜消防局、総務部、産業観光部、建設部、企業局、滋賀県、琵琶湖河川事務所＞

複合災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し備えの充実に努める。災害対応に当たる要員、資機材等については、後発災害の発生が懸念される場合、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じないように要員・資機材の投入の判断を行うように努めるとともに関係機関への支援を仰ぐ。

第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 災害発生時の職員初動体制

【基本方針】

災害発生直前及び直後の市職員の災害対応を整理したマニュアルを整備する。

(1) 災害時職員行動マニュアルの策定

<総務部>

災害発生直前、及び災害発生直後における市職員の迅速・的確な初動災害対策活動を推進するために、市職員の災害時における初動体制や心構えを明記した「災害時職員行動マニュアル」を策定し、全庁的な防災体制を整えておくものとする。

マニュアルには組織体制や時系列で応急活動の内容、留意事項等を記載する。また、マニュアルに従った図上訓練等を実施し、結果に応じて随時、マニュアルを見直すとともに市職員の意識高揚に努める。

●災害時職員行動マニュアルの概要

(目的) 災害対応のポイントや留意点を時系列順に簡潔にマニュアル化し、担当部局を明記することで全ての職員が定められた災害対応をこなすことができるようにする。

(体裁) 1. 災害時に重要な対応項目の抽出
2. 担当部局の明確化
3. 時系列の行動をフローチャート化
4. 判断基準等の明記

(マニュアル記載項目名)

▲警戒～参集体制 ▲災害情報収集 ▲災害広報 ▲避難所開設・運営 ▲自衛隊等広域支援
▲災害医療救援 ▲緊急輸送路確保 ▲食糧・水・物資調達 ▲ライフライン復旧 ▲建物被害
度判定 ▲住宅確保 ▲要配慮者対応 ▲環境衛生 ▲遺体埋葬火葬 ▲災害ボランティア対応 ▲罹災
証明書等 ▲災害廃棄物処理 ▲義援金・義援物資 等

(2) 部局別災害対応マニュアルの策定

<各局>

各部局は、「災害時職員行動マニュアル」で示される活動内容について、具体的な活動計画を定めた部局別災害対応マニュアルを策定し、災害応急活動の習熟に努める。

第2 情報の収集・連絡への備え

【基本方針】

防災行政無線を中心に情報伝達手段の多ルート化に努めるとともに、防災関連情報の蓄積や被害情報の分析等のため、大津市総合防災情報システムを活用する。

(1) 情報通信手段の多重化・充実

＜消防局、総務部、企業局、滋賀県、西日本電信電話㈱＞

災害による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、消防救急デジタル無線、高機能消防指令システム、消防局高所監視カメラシステム、滋賀県防災行政無線、防災行政無線、I P無線、衛星携帯電話、災害時優先電話、滋賀県防災情報システム、大津市総合防災情報システム等を活用する。また、情報伝達手段の多重化や充実を図っていく。

- [資料編 3 防災行政無線 ア 滋賀県防災行政無線施設]
- [資料編 3 防災行政無線 イ 大津市防災行政無線施設]
- [資料編 3 防災行政無線 ウ 大津市 I P 無線施設]
- [資料編 4 通信 ア 消防局高所監視カメラシステム]
- [資料編 4 通信 イ 大津市消防通信系統図]
- [資料編 4 通信 ウ 衛星携帯電話]

(2) 多様な情報収集対策

＜総務部、市民部、企業局、消防局、滋賀県＞

大規模災害の発生時には、被災地からの情報が途絶し、そのために初動時において的確な災害対策を実施することが困難になることが考えられる。そこで、市内各地から多様な災害関連情報を収集し、災害への迅速かつ確実な対応を図るため、以下の事項に留意する。

ア 住民、民間企業、報道機関等からの情報等多様な災害関連情報等の収集

自主防災組織や各種団体等を通じて、地域住民や民間企業の災害関連情報を迅速・円滑に収集、さらに放送機関、新聞社等と協力・連携し、正確な情報を収集する。

イ 観測機器の整備

関係機関と連携し、量水標、雨量計等の観測機器の市域への設置充実やこれら機器のネットワーク化に努める。

ウ 車両、消防艇、無人航空機、防災ヘリコプター等を活用した情報収集

災害関連情報の収集のためには、被災地に足を運び、被災状況を確認することが重要である。そこで、車両、消防艇、無人航空機等を活用するとともに、県の防災航空隊等との連携を図り、陸上、湖上、空中から災害の状況に応じた的確な情報を収集する。

(3) 災害対策システムの活用等

＜総務部、政策調整部、消防局＞

ア 防災情報システムの活用

平素より災害関連情報を集約し、蓄積するとともに、災害時には地図情報等を活かして迅速・的確な災害対策の実施を支援する「大津市総合防災情報システム」（市職員用システム）を活用する。

イ ハザードマップ・カルテ等の更新

防災情報システムにおいて収集・蓄積した情報を活用し、防災に関する情報を網羅した「ハザードマップ・カルテ」等を更新する。

(4) 定期点検の実施と災害時通信技術の習得

<消防局、総務部、建設部、企業局、滋賀県、西日本電信電話㈱>

ア 定期点検の実施

消防救急デジタル無線、高機能消防指令システム、支援情報管理システム、消防局高所監視カメラシステム、滋賀県防災行政無線、防災行政無線、災害時優先電話、滋賀県防災情報システム、大津市総合防災情報システム等の情報通信設備について、平常時より災害対策利用を想定した点検を実施する。

イ 通信技術の習得

非常通信の取扱いに慣れ、機器操作に習熟するための通信運用訓練を実施する。さらに、関係機関、協力機関との迅速・円滑な連携体制の構築を図るため、防災関係機関と連携した通信訓練を実施する。

第3 広域応援協力体制の充実

【基本方針】

災害時に必要な応援体制の確立のため、国の機関による応援や代行及び他の地方自治体や民間機関等との応援協定の締結を行う。

(1) 地方自治体間の相互応援協定の締結

<総務部、消防局>

市は、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との間での災害応援協定の締結を推進する。また、被災時に周辺自治体が後方支援を担える態勢となるよう、必要に応じ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなどの必要な準備に努める。

応急活動及び復旧活動を想定し、地方自治体間で食料、飲料水、生活必需品等の提供、応援職員の派遣等に関する相互応援協定の締結を推進し、平常時より定期的な情報交換の機会を設けるなど、連携の強化を図る。

ア 近畿圏等の自治体

近畿圏等の自治体については、平成9年7月4日付けで奈良市と、平成20年3月25日付けで鈴鹿市と、平成23年11月28日付けで伊賀市と、平成30年8月6日付けで宇治田原町と「災害時相互応援協定」を締結するとともに、京都市等との消防応援協定を含め、一定の協力体制は確立されている。

イ 全国の自治体

全国の自治体を対象とした相互応援協定としては、平成24年3月1日付けで24市区町の義士親善友好都市間において「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」、平成17年4月1日付けで20市区町間において「東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定」、平成21年9月1日付けで「中核市災害相互応援協定」が締結されており、さらに、平成30年8月9日付けで27市町村の全国ボート場所在市町村が加盟している「全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定」に加盟し、中核市市長会等を通じて広域的な協力体制を構築する。また、平成28年熊本地震での支援をきっかけに、平成29年7月21日付けで熊本県大津町と「災害時相互応援協定」を締結した。

ウ その他

県内の自治体等を対象とした災害時相互応援協定では、平成24年11月27日付けで県内13市の間で締結されており、消防相互応援協定については、(4)の「消防相互応援協定と緊急消防援助隊の整備」に記載する。また、ライフライン（水道、ガス、下水道）における災害応急復旧体制については、第2章第2節第12「ライフラインの応急復旧活動への備え」に記載する。

〔義士親善友好都市間における災害応急対策活動の相互応援協定〕

参加自治体 (4区19市)	区 東京都 千代田区、港区、新宿区、墨田区 市 北海道 砂川市 岩手県 一関市 茨城県 笠間市、桜川市 栃木県 大田原市 群馬県 藤岡市 新潟県 新発田市 長野県 諏訪市 滋賀県 大津市、野洲市 兵庫県 相生市、豊岡市、赤穂市、加西市、篠山市、加東市 広島県 三次市 熊本県 山鹿市 愛知県 西尾市 (計23市区)
協 定 日	平成18年4月1日
効力発生日	平成18年4月1日
趣旨及び 主要内容	忠臣蔵サミットに参加する区市町において災害が発生した場合に、協定区市町が被災した団体からの要請を受け、相互に応援し、災害応急対策活動に万全を期する。 1 被災区市町は、災害の概要を明らかにして応援措置の要請を行う。 2 応援措置の内容 ・食糧、飲料水、生活必需品、資器材の提供 ・被災者の援護に係る職員の応援及び施設の利用 ・被災者の医療、防疫活動における職員の応援、医療品等の提供 ・その他特に要請のあった事項 3 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

〔資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-1 義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定 (義士親善友好都市) 〕

〔大津市、奈良市間の災害時相互応援協定〕

関係自治体	滋賀県大津市、奈良県奈良市
協 定 日	平成9年7月4日
効力発生日	平成9年7月4日
協定内容の骨子	ア 応援内容 被災者の食料及びその他生活必需品の提供 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の応援 イ 緊急応援 被災市が通信途絶等により応援要請ができないときは、自発的に応援を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市側の負担とする。 エ その他 (ア) 災害時に備え地域防災計画の交換等、情報交流を行う。 (イ) 互いの防災訓練へ参加する。

〔資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-7 大津市、奈良市間の災害時相互応援に関する協定 (奈良市) 〕

[大津市、鈴鹿市間の災害時相互応援協定]

関係自治体	滋賀県大津市、三重県鈴鹿市
協 定 日	平成20年3月25日
効力発生日	平成20年3月25日
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 被災者の食料及びその他生活必需品の提供 (イ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供 (ウ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の応援 イ 緊急応援 被災市が通信途絶等により応援要請ができないときは、自発的に応援を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市側の負担とする。 エ その他 (ア) 災害時に備え地域防災計画の交換等、情報交流を行う。 (イ) 互いの防災訓練へ参加する。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-5 大津市、鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定（鈴鹿市）]

[大津市、伊賀市間の災害時相互応援協定]

関係自治体	滋賀県大津市、三重県伊賀市
協 定 日	平成23年11月28日
効力発生日	平成23年11月28日
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 被災者の食料及びその他生活必需品の提供 (イ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供 (ウ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の応援 イ 緊急応援 被災市が通信途絶等により応援要請ができないときは、自発的に応援を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市側の負担とする。 エ その他 (ア) 災害時に備え地域防災計画の交換等、情報交流を行う。 (イ) 互いの防災訓練へ参加する。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-6 大津市、伊賀市間の災害時相互応援に関する協定（伊賀市）]

[大津市、大津町間の災害時相互応援協定]

関係自治体	滋賀県大津市、熊本県大津町
協 定 日	平成29年7月21日
効力発生日	平成29年7月21日
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 被災者の食料及びその他生活必需品の提供 (イ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供 (ウ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の応援 イ 緊急応援 被災市町が通信途絶等により応援要請ができないときは、自発的に応援を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市町側の負担とする。 エ その他 災害時に備え地域防災計画の交換等、情報交流を行う。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-8 大津市、大津町間の災害時相互応援に関する協定（大津町）]

[大津市、宇治田原町間の災害時相互応援協定]

関係自治体	滋賀県大津市、京都府宇治田原町
協 定 日	平成30年8月6日
効力発生日	平成30年8月6日
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 被災者の食料及びその他生活必需品の提供 (イ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な物資等の提供 (ウ) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な職員の応援 イ 緊急応援 被災市町が通信途絶等により応援要請ができないときは、自発的に応援を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市町側の負担とする。 エ その他 災害時に備え、必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施する。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-9 滋賀県大津市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定 (宇治田原町)]

[滋賀県市長会災害相互応援協定]

参加自治体	滋賀県市長会(大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・甲賀市・野洲市・湖南市・高島市・東近江市・米原市) 計13市
協 定 日	平成24年11月27日
効力発生日	平成24年11月27日
協定内容の骨子	(応援の種類) 第1条 応援の種類は、次の通りとする。 (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供。 (3) 救援、救助及び応急復旧に必要な車両の提供 (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 前各号に掲げるものの他、特に要請があった事項 (応援要請の手続き) 第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。 (1) 被害の状況 (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等 (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容 (4) 応援場所及び応援の期間 (5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項 (応援の実施) 第3条 応援を要請された協定市(以下「応援市」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。 2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。 (応援経費の負担) 第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。 (連絡担当部局) 第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。 (その他) 第6条 この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。 第7条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。 (協定の発効) 第8条 この協定が、平成24年11月27日から効力を発生するものとする。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] イ-1 大津市、滋賀県市長会災害相互応援協定 (滋賀県市長会)]

[東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定]

参加自治体	東京都 品川区 静岡県 藤枝市 滋賀県 甲賀市 神奈川県 横浜市 // 掛川市 // 湖南市 // 大磯町 // 袋井市 // 草津市 // 小田原市 愛知県 豊明市 // 大津市 // 箱根町 三重県 桑名市 静岡県 函南町 // 鈴鹿市 // 三島市 // 亀山市 // 長泉町 // 清水町	(計 20市区町)
協 定 日	平成17年4月1日	
効力発生日	平成17年4月1日	
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) 被災者の救助、医療援護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (ウ) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 (エ) その他必要な応援 イ 自主的活動 被災市区町と連絡が取れない場合は、自主的に応援活動を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市区町の負担とする。	

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-3 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定 (東海道五十三次市区町)]

[中核市災害相互応援協定]

参加自治体	北海道 函館市 " 旭川市 青森県 青森市 " 八戸市 岩手県 盛岡市 秋田県 秋田市 山形県 山形市 福島県 福島市 " 郡山市 " いわき市 茨城県 水戸市 " つくば市 栃木県 宇都宮市 群馬県 前橋市 " 高崎市 埼玉県 川越市 " 川口市 " 越谷市 " 所沢市 " 春日部市 " 草加市 千葉県 船橋市 " 柏市 " 市川市 東京都 八王子市 " 町田市	神奈川県 横須賀市 " 藤沢市 富山県 富山市 石川県 金沢市 長野県 長野市 " 松本市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 岐阜県 岐阜市 愛知県 豊橋市 " 岡崎市 " 一宮市 " 豊田市 " 春日井市 三重県 津市 " 四日市市 滋賀県 大津市 大阪府 高槻市 " 東大阪市 " 豊中市 " 吹田市 " 枚方市 " 八尾市 " 寝屋川市	兵庫県 姫路市 " 西宮市 " 尼崎市 " 明石市 奈良県 奈良市 和歌山県 和歌山市 鳥取県 鳥取市 島根県 松江市 岡山県 倉敷市 広島県 福山市 " 呉市 山口県 下関市 香川県 高松市 愛媛県 松山市 高知県 高知市 福岡県 久留米市 長崎県 長崎市 " 佐世保市 大分県 大分市 佐賀県 佐賀市 宮崎県 宮崎市 鹿児島県 鹿児島市 沖縄県 那覇市 (計 73 市)
協 定 日	平成21年 9 月 1 日		
効力発生日	平成21年 9 月 1 日		
協定内容の骨子	ア 応援の種類 (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (エ) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項 イ 応援の実施 (ア) 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努める。 (イ) 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行う。 ウ 応援経費の負担 中核市災害相互応援協定実施細目第2条に定める。		

[資料編19 その他 (2) 協定書等[大津市] ア-2 中核市災害相互応援協定 (中核市)]

[全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害相互応援協定]

参加自治体	青森県 むつ市 岩手県 花巻市 宮城県 登米市 秋田県 由利本荘市 〃 大潟村 福島県 喜多方市 茨城県 潮来市 埼玉県 戸田市 千葉県 香取市 新潟県 阿賀町	富山県 南砺市 福井県 美浜町 山梨県 富士河口湖町 長野県 下諏訪町 岐阜県 川辺町 〃 海津市 愛知県 愛西市 〃 東郷町 〃 高浜市 三重県 桑名市	三重県 大台町 滋賀県 大津市 大阪府 高石市 兵庫県 豊岡市 〃 加古川市 福岡県 遠賀町 熊本県 菊池市 大分県 日田市 宮崎県 新富町 鹿児島県 薩摩川内市 (計30市町村)
協定施行日	平成24年 7 月27日		
協定加盟日	平成30年 8 月 9 日		
協定内容の骨子	ア 応援内容 (ア) 被災者の救助、医療援護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (イ) 食料、飲料水及び生活必需医薬品物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両の提供 (エ) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 (オ) その他必要な応援 イ 自主的活動 被災市町村と連絡が取れない場合は、自主的に応援活動を実施する。 ウ 応援経費の負担 原則として被災市町村の負担とする。		

[資料編 19 その他 (2) 協定書等 [大津市] ア-4 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定 (全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村)]

(2) 国による応援・代行

<全部局>

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国が応急措置の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。

(3) 民間機関との災害応援体制

<全部局>

災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策、応急復旧等が行えるように平常時から民間機関と連携強化を図るとともに、委託可能な災害対策に係る業務については、予め協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制の構築に努める。特に、運輸業（陸上、湖上）、建設業、卸売・小売業など、災害時における協力・連携の重要性が想定される事業者団体等との間においては、緊急輸送、食料、飲料水、生活必需品等の確保等に関する応援協定を締結し、災害時の活動に備えた情報交換に努める。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等 [大津市] ウ-2 災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定 (大津中央郵便局)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等 [大津市] エ-1 災害時における生活物資の調達等に関する協定 (生活協同組合コープしが)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等 [大津市] エ-2 災害時における生活物資の調達等に関する協定 (大津市コンビニエンスストア)]

- スストア協会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 会社東近畿カンパニー)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 津北商工会・瀬田商工会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ンター)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 浴場業生活衛生同業組合大津支部)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 業所)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 工場)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 等[大津市] ク-1 防災への取り組みに関する協定 (Google)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 式会社ZTV)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] (大津市食品衛生協会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 鑑別所)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 設業協会大津支部)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 園協会西地区)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 定 (一般社団法人 関西地質調査業協会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 定 (大津測量設計協議会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 気工事工業組合)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 滋賀県電業協会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ン)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 社)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] と温泉旅館協同組合)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] キャピタルパートナーズ合同会社)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 循環協会)]
- [資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] 互支援に関する基本協定 (株式会社志賀衛生社、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ、大五産業株式会社、株式
- エ-3 災害時における生活物資の調達等に関する協定 (イオンリテール株式
- エ-4 災害時における生活物資の調達等に関する協定 (大津商工会議所・大
- エ-6災害時における物資の供給に関する協定 (レンゴー株式会社滋賀工場)]
- エ-7災害時における物資の調達等に関する協定 (株式会社アヤハディオ)]
- エ-8災害救助に必要な物資の調達に関する協定 (株式会社平和堂)]
- エ-9災害時における機材の提供に関する協定 (株式会社東海大阪レンタル)]
- エ-10災害時における機材の提供に関する協定 (NPO 法人コメリ災害対策セ
- エ-11災害時における機材の提供に関する協定 (中部薬品株式会社)]
- エ-12災害時における物資供給に関する協定 (大東建託株式会社滋賀支店)]
- オ-1 災害時における供給協力に関する協定 (株式会社いずみ二一)]
- オ-2 災害時における供給協力に関する協定 (東洋紡株式会社総合研究所)]
- オ-3災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定 (滋賀県公衆
- オ-4 災害時における供給協力等に関する協定 (株式会社サンデリカ滋賀事
- オ-5 災害時における供給協力等に関する協定 (日本酪農協同株式会社滋賀
- カ-1 (社団法人日本福祉用具供給協会)] [資料編 19 その他 (2) 協定書
- ク-2 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社) [大津市]]
- ク-3 災害時の放送に関する協定 (株式会社ZTV)]
- ケ-1 災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定 (株
- ケ-2災害時における応急危険度判定の協力に関する協定 ((公社) 滋賀県建
- ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定
- ケ-4 災害時の被災者施術活動についての協定 (大津鍼灸マッサージ師会)]
- ケ-5 災害発生時における相互協力に関する協定 (京都刑務所及び大津少年
- ス-1 災害時における応急救援活動への応援に関する協定 ((一社) 滋賀県建
- ス-2 災害時における応急救援活動への応援に関する協定 ((一社) 滋賀県造
- ス-3 災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協
- ス-4 災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協
- ス-5 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定 (滋賀県電
- ス-6 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定 (社団法人
- マ-1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリ
- ミ-1 災害時における無人航空機の運用に関する協定 (滋賀特機株式会
- ム-1 災害時における応援職員等への宿泊施設の提供に関する協定 (おご
- メ-1 災害時における被災者支援に関する協定 (滋賀県行政書士会)]
- モ-1 災害時等におけるドローンの活用に関する協定 (スカイオーシャン
- タ-1 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書 (大栄環境株式会社)]
- タ-2 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書 (山崎砂利商店)]
- タ-3 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書 (一般社団法人滋賀県産業資源
- タ-4 災害及び感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等の相

会社日映志賀、大津市再生資源回収事業協同組合、滋賀県環境整備事業協同組合）]

(4) 消防相互応援協定と緊急消防援助隊の整備

<消防局>

大規模災害の発生時において、迅速・的確な災害対策を実施するためには消防力の増強が重要であり、そのためには平常時から地方自治体間で消防相互応援のための協力・連携体制を構築しておくことが必要である。

ア 県内の消防機関との応援体制

滋賀県広域消防応援基本計画に基づく広域応援体制の整備を推進し、他の地方自治体との消防相互応援協定の強化を図る

イ 県外の消防機関との応援体制

県外の消防機関との間の応援体制の整備、緊急消防援助隊による人命救助活動、消火活動等の援助体制の整備等、災害時における消防力増強のための応援体制の構築を推進する

[消防相互応援協定]

締結年月日	協定市町	内 容
平成18年7月1日	京都市	火災、救助等
平成18年8月1日	宇治市	火災、救助等
昭和53年5月1日	湖西地域広域市町村圏事務組合（当時）	火災、救助等
昭和53年4月28日	湖南消防組合（当時）	火災、救助等
昭和53年5月1日	甲賀郡行政事務組合（当時）	火災、救助等
平成5年12月27日	田辺町（当時）	火災、救助等

[滋賀県広域消防相互応援協定]

締結年月日	協定市町	内 容
平成25年2月25日	滋賀県下の消防本部を設置する市町（消防の事務を共同処理する一部事務組合を含む）	当該市町及び隣接市町の消防力では防ぎょ困難な災害が発生した場合に事態対応を行う相互応援体制

[滋賀県下消防団広域相互応援協定]

締結年月日	協定市町	内 容
平成19年3月16日	滋賀県下の消防団を設置する市町	当該市町及び隣接市町の消防力では防ぎょ困難な災害が発生した場合に事態対応を行う相互応援体制

[名神高速道路消防応援協定]

締結年月日	協定市町	内 容
平成18年7月1日	湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市、茨木市	火災、救急、救助

〔新名神高速道路消防応援協定〕

締結年月日	協定市町	内 容
平成20年2月23日	甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合、大津市、	火災、救急、救助

〔一般国道1号京滋バイパス消防応援協定〕

締結年月日	協定市町	内 容
平成18年8月1日	湖南広域行政組合、大津市、宇治市、久御山町	火災、救急、救助

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-1 滋賀県広域消防相互応援協定]
[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-2 消防相互応援協定]
[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-3 名神高速道路消防応援協定]
[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-4 新名神高速道路消防応援協定]
[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-6 滋賀県下消防団広域相互応援協定]
[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市]	ソ-5 一般国道1号京滋バイパス消防応援協定]

(5) 大津市災害時受援計画の策定

<総務部>

大津市業務継続計画において、災害発生時に業務実施にあたり必要な人員が最大で1,000人以上不足することが判明したことを踏まえて、災害発生時に大規模災害時において、本市だけでは対応できない事態に他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など受援に必要な体制の整備を目的として「大津市災害時受援計画」を策定する。

また、より実行性のある受援体制を確保するため、定期的に研修や訓練を実施し、計画の見直しを行う。

(6) 応援職員の受け入れ

<総務部>

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(7) 受入れ態勢の整備

<全部局>

各部は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。また、予め市町村間での相互応援や広域での被災住民の受入れを想定した措置を講じるため、必要に応じて訓練等を実施する。

第4 風水害等の発生・拡大防止への備え

【基本方針】

防災アセスメント結果より、本市の災害特性として水害や土砂災害の発生が憂慮されることから、これら災害に対する防災体制強化を図るほか、資機材の備蓄を行う。

(1) 水害防止対策の推進

＜建設部、総務部、滋賀県、琵琶湖河川事務所＞

国及び県が行う洪水予報、浸水想定区域や、県が行う想定浸水深（地先の安全度マップ）の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

ア 洪水予報河川

国及び県は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、気象庁長官と共同して洪水予報を行う。本市に關係する洪水予報河川は次のとおり。

(ア) 琵琶湖

県と彦根地方気象台が共同で琵琶湖の洪水予報を実施する。

(イ) 瀬田川（国の管理区間）

国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所と彦根地方気象台が共同で瀬田川の洪水予報を実施する。

イ 水位周知河川

国及び県は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（避難判断の参考の1つとなる水位）を設定し、その到達情報の発表を行う。本市に關係する水位周知河川は次のとおり。

(ア) 大戸川 県が当該河川の水位が避難判断水位に達したときに水防管理者に通知する。

ウ 浸水想定区域の指定・公表

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に關係する浸水想定区域図は次のとおり。

(ア) 琵琶湖浸水想定区域図

平成31年3月公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

琵琶湖ピーク水位B. S. L+2. 6m（琵琶湖流域の120時間総雨量555mm）で想定される浸水区域を示したものの。

(イ) 大戸川浸水想定区域図

平成31年3月公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

想定最大規模の降雨（大戸川流域の9時間総雨量が433mm）により、大戸川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したものの。

(ウ) 瀬田川上流洪水浸水想定区域図

平成31年3月公表：国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

想定最大規模の降雨（琵琶湖流域の120時間総雨量が555mm）により、瀬田川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

(エ) 瀬田川下流洪水浸水想定区域図

平成29年3月21日公表：国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

想定最大規模の降雨（大戸川流域の9時間総雨量が433mm）により、瀬田川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

(オ) 草津川洪水浸水想定区域図

令和元年10月1日公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

想定最大規模の降雨（草津川流域の12時間総雨量が768mm）により、草津川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

エ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

(ア) 洪水予報等の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ウ) 浸水想定区域内の地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、特に当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、施設の名称、所在地と当該施設への洪水予報等の伝達方法

オ 想定浸水深（地先の安全度マップ）の活用

県から公表されている想定浸水深（地先の安全度マップ）は、大河川だけでなく、中小河川や、主な水路からの氾濫や、内水の氾濫等を考慮した浸水マップであり、上記エの実施にあたって整合を図るものとする。

なお、洪水予報等については、風水害編応急の「災害の警報等の伝達」、水防計画の「市民への伝達」に基づき伝達する。

カ 浸水警戒区域の指定

県は、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがある土地の区域で、一定の建築物の建築について制限すべき地区などを浸水警戒区域として指定する。

(2) 活動体制の強化

＜総務部、都市計画部、建設部、消防局、産業観光部＞

ア 風水害や土砂災害等の発生に備え、消防団組織、自主防災組織の充実等、活動体制の強化に努める。

イ 平常時から危険箇所等について地域の実態把握に努めるとともに、災害発生のおそれがある場合には関係者が連携して防災パトロールを実施するなど、水害・土砂災害についての活動体制の強化を図る。

(3) 必要資機材の確保

＜建設部、消防局＞

風水害の発生に備え、迅速・的確な水防活動を実施するため、ブルーシート、土のう袋、スコップなどの災害対策に必要な資機材を備蓄し、併せて備蓄倉庫も計画的に整備していく。また、土のう袋に詰める十分な量の土と作業場所も確保する。

[資料編 12 水防 ア 水防倉庫]

[資料編 12 水防 イ 水防倉庫備蓄資材基準表]

(4) 農業等の被害対策

＜産業観光部＞

ア 風水害や寒害、雪害、干害、晩霜、低温障害による農作物等への被害を最小限に抑えるため、県や農業協同組合と連携し、平常時から防災面における農業技術の向上及び普及に努めるとともに、防災面に配慮した営農指導の体制構築を推進する。

イ 長期予報等により災害の発生が予想される場合には、農業者への気象情報等の迅速な提供、農業者を対象とした研修会、広報・啓発活動等の実施を検討する。

(5) 突発的異常気象への対応

＜総務部＞

集中豪雨、雹、突風・竜巻等、突発的な気象について、国等の気象情報に基づいて、その兆候が見られた時の事前の備えと、情報伝達・避難体制の整備に努める。

(6) 災害危険性が高い盛土

＜都市計画部、建設部、環境部、市民部、産業観光部＞

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第5 雪害への備え

【基本方針】

冬季の道路交通を安全に確保するため、毎年「道路除雪計画」等を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪害対策の実施に努める。

また、豪雪地帯対策措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、集落保護を目的とする雪崩防止工事の推進を県に要請し、雪崩による災害から人命を守り、市民生活の安定を図る。

さらに、積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関が連携を図りながら、乗員保護支援を行う。

(1) 道路除雪対策

<建設部>

ア 除雪事業

市が管理する道路について、毎年「道路除雪計画」等を定める。

市管理以外の道路については、各道路管理者が道路除雪計画等の雪害対策実施計画を定める。

イ 防雪事業

雪崩防止対策、チェーン脱着場の整備、消雪施設の整備等を計画的に実施する。

ウ 情報提供

管理する道路の路面の状況を迅速に把握し、通行者に適切な情報を提供するように機器の整備等に努める。

(2) 集落雪崩対策

<建設部>

ア 現況

本市は葛川地区が豪雪地帯に指定されており、30箇所の雪崩危険箇所がある。

イ 雪崩防止工事の推進

雪崩危険箇所を対象に次の採択基準により、緊急度の高い危険箇所から順次、雪崩予防柵、グライド防止擁壁などを県が実施するため、市は、緊急度の高い危険箇所について雪崩防止工事の推進を県に要請する。

(ア) 移転適地がないこと

(イ) 人家おおむね5戸（公共建物含む。）以上又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの

(3) 防災知識の普及

<総務部、建設部>

集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。

(4) 情報の収集・連絡体制の整備

<建設部>

「滋賀県における雪害時の乗員保護支援計画」に基づき、道路管理者は、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努めるものとする。

(5) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について

<総務部、建設部>

「滋賀県における雪害時の乗員保護支援計画」に基づき、道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第6 消防・救助・救急及び医療活動への備え

【基本方針】

消防、救助及び救急体制の充実をはじめ、施設機能、車両・資機材等の整備など総合的な消防活動体制の整備を図るとともに、広域的な応援体制を確立するために、緊急消防援助隊をはじめとする他都市消防機関の応援隊の受入体制を整備する。

また、災害時の応急医療体制確保のため、医療機関の状況把握や初期医療活動を迅速、的確に立ち上げることが重要である。

そのため、応急医療活動を総合的かつ効果的に行うために、医療関係団体との連携を図るとともに、医療体制を支援する医薬品や医療資器材の備蓄、調達及び救急搬送体制の整備を図る。さらに、普段から広域的な医療体制の確立を推進する。

1 消防・救助・救急活動への備え

(1) 消防体制の充実

<消防局>

風水害、土砂災害の発生に備え、以下の項目に留意して消防局及び消防団の機能強化に努めるとともに、消防活動における自主防災組織等との連携強化を図る。

ア 消防局の機能強化

消防庁舎の電源設備の堅牢化等を推進するとともに、各消防署における消防自動車、小型動力ポンプ等の消防設備の充実強化を促進する。また、県の防災航空隊との連携を図る。

イ 消防団の機能強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、教育訓練の充実、青年層や女性の入団促進、地域防災指導員の育成、消防機械器具置場等の施設整備や車両等の強化を図り災害時における消防団活動の充実に努める。

ウ 消防資機材の整備

災害支援車（高度救助資機材、ファイバースコープ等）、救助工作車（照明付）、救急車等の消防車両の配備を推進するとともに、応急措置の実施に必要な資機材の整備に努める。また、各地域防災圏を単位にした被害想定を実施する等により災害規模を予測し、事前の地域別消防計画を策定する等、人命安全確保を重点とした消防体制の充実に努める。

[資料編 13 消防 ア 消防車両等の配備状況]

[資料編 13 消防 イ 非常備消防力状況]

[資料編 13 消防 オ 消防団の組織と担当ブロック]

(2) 消防活動対策

<消防局、都市計画部>

災害時における消防活動を迅速に遂行し、人命の安全を確保するためには、消防力の向上に加え、まちづくりそのものを消防活動に留意したものにしていく必要がある。そこで、地域の防災性を向上させる見地から、以下の項目に留意し、消防対策の充実に努める。

ア 活動空間の確保

消防車両が入ることのできない住宅密集地等では、災害時に消防活動の困難が予想されるため、道路幅員の拡幅等を推進し、活動空間の確保に努める。

イ 建築物の防災機能の向上

建築物の耐震化、土砂災害対策を推進し、建物の倒壊等に対する予防を図るとともに、消防活動の安全性を高める。

ウ オープンスペースの確保

円滑な消防活動の実施に備え、道路、緑地、都市公園等のオープンスペースを適正に配置する。

[資料編 10 都市基盤 カ 高層建物]

[資料編 10 都市基盤 キ 文化財施設（文化財所有者）]

(3) 救助・救急体制

<消防局>

災害時においては、建物倒壊、落下物、パニック等により救助・救急を要する被災者が多数発生するため、人命救助を最優先した迅速な救助・救急態勢の構築を平常時から推進する必要がある。

ア 救助・救急態勢の強化

消防局において救助資機材の整備、救急車両の増強等を推進するとともに、救助隊員の増強、指導・育成、さまざまな状況を設定した救助・救急訓練の実施等を通じて救助・救急態勢の強化を図る。

□参考：平成20年1月 高度救助隊設置

（「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」）

イ 地域における救助・救急態勢の強化

地域における救助・救急態勢の強化のため、自主防災組織等にジャッキ、バール、のこぎり等の救助資機材の配備を誘導するとともに、救出訓練等を実施し、救助・救急活動に対する意識と技術習得の推進に努める。

(4) 地域の防災力の強化

<消防局、総務部>

自主防災組織と地域住民の連携強化を促すとともに、風水害及び土砂災害対策に関する訓練指導並びに防災知識の普及・啓発を通じて災害時における行動力の向上を図り、地域の防災力を強化する。

2 医療活動への備え

(1) 災害医療への備え

＜健康保険部（保健所）、消防局、滋賀県、日本赤十字社＞

大規模災害時には、同時に多数の傷病者が発生することが想定されるため、災害時における迅速・的確な医療活動を目指した体制の構築が必要である。

ア 医療関係団体との連携

医療関係団体と連携し、災害時における医療関係機関の役割の明確化、支援・協力体制の確立に努めるとともに、本市及び医療関係機関は、大規模災害時の初動期における医療処置の迅速化を図るため、トリアージにより治療の優先度を決定することを市民に周知する。また、トリアージタグ（災害時に患者の状態や治療経過等を記録する票）の備蓄に努める。

イ 医療資機材の備蓄

健康保険部（大津市保健所）、滋賀県及び日本赤十字社滋賀県支部においては、災害発生時の救護活動を円滑に行うための資材や物資を備蓄し、災害時の供給体制の整備に努める。

ウ 調達体制の構築

県と連携し、災害時における医薬品等の流通・調達体制の構築を検討する。

〔災害時の医療救護活動、歯科医療救護活動についての協定書〕

協定先	大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会
協定日	平成18年2月16日
効力発効日	平成18年2月16日
協定内容の骨子	大規模災害時における医療救護活動、歯科医療救護活動

〔資料編 14 医療 ア 市内病院と医療関係機関〕

〔資料編 14 医療 エ 市内診療所・歯科〕

〔資料編 14 医療 オ 市内保険薬局〕

〔資料編 14 医療 カ 大津市赤十字奉仕団担当機関〕

〔資料編 14 医療 キ 医療資機材の備蓄状況（健康保険部）〕

〔資料編 14 医療 ク 救護資材・物資の整備状況（日本赤十字社滋賀県支部）〕

〔資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 サ-1 災害時の医療救護活動についての協定（大津市医師会）〕

〔資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 サ-2 災害時の歯科医療救護活動についての協定（大津市歯科医師会）〕

〔資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 サ-3 災害時の医療救護活動についての協定（大津市薬剤師会）〕

エ 難病患者、透析患者等在宅療養者への対応

大規模災害によるライフラインの途絶等により生命に危険の及ぶおそれのある在宅の難病患者や透析患者の支援に備え、平時から救護体制を整備する。

また、外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保についての体制整備に努める。

(ア) 対象者リストの整備

次の者を対象として、平時から、安否確認のためのリストを整備する。

a 特定疾患医療受給者であって神経難病等でライフラインの途絶等により生命に危険を及ぼすおそれのある者及び要介護状態で自立度の低い者。

b 小児慢性特定疾患治療研究事業対象者であってライフラインの途絶等により生命に危険を及

ばすおそれのある者及び要介護状態で自立度の低い者。

c その他、在宅療養者であって要介護状態で自立度の低い者及び災害で悪化が予想される者。

d 透析患者

(イ) 透析施設・ライフライン施設・医療機器事業者の把握

災害による関連施設等の被害状況を把握するため、平時から関係機関の情報の整理、把握に努める。

(ウ) 「災害時支援マニュアル」の作成

在宅人工呼吸器装着者や酸素療養患者、透析患者の特にライフライン途絶の影響が深刻な者を対象として支援マニュアルを作成し、市、医療関係機関、事業者等の役割分担や連携方法を明確にし、迅速かつ適切な支援の実施に備える。

(エ) 災害対応策の普及・啓発等

患者やその家族が災害時に的確な行動をとれるよう必要な対策について普及を図るとともに、災害時においても円滑な連携が図れるよう検討する。

(オ) 避難行動要支援者名簿（地域提供用）の整備

避難等に特に支援を要する者を対象に避難行動要支援者名簿（地域提供用）等により、援護が必要な方の状況等に配慮しながら地域の協力体制構築の支援に努める。

(2) 災害時の拠点医療施設基盤整備・体制確立

<健康保険部（保健所）、滋賀県、防災関係機関>

大津赤十字病院をはじめとして、拠点医療施設を指定し、救急医療体制の確立や災害時においても安定した医療活動が実施できるよう基盤整備に努める。

ア 救急医療体制の確立

災害発生時における重症傷病者の受入れ、高度診療、傷病者の広域搬送、医療救護チームの編成・派遣、地域医療機関への応急用資機材の貸し出し等の機能を整備する。

イ 基盤整備

拠点医療施設については、非常用電源・自家発電装置や貯水槽・給水タンク等を浸水しない場所に整備し、電気、水道等のライフラインの途絶に備える。

(3) 広域医療体制の確立

<健康保険部（保健所）、総務部、消防局、滋賀県>

災害時には、ライフラインの途絶等により、被災地の医療機関の能力低下が想定されるとともに、被災により同時多発した傷病者への対応を余儀なくされるため、重病患者や人工透析等の定期的な治療が必要な患者等への高度医療の供給が困難になることが考えられる。そこで、広域的な後方医療体制を確立し、災害時における患者への適切な医療供給を確保するため、以下の項目について検討を進める。

ア 県及び他の地方自治体等との連携体制の構築

県の広域医療体制に基づく後方医療の充実を要請するとともに、他の地方自治体との協定や、それらの機関を通じて市外の医療機関に広域的な後方医療活動を要請できる体制構築を検討する。

イ 消防と医療機関、医療機関相互の連携体制の構築

被災地の医療機関からの重病者等の搬送及び被害の少ない医療機関による受け入れ等、災害時に於いて迅速・的確な医療供給を行うため、消防と医療機関の間の連絡・連携体制、市内医療機関間の相互協力・連携に努める。

ウ 広域搬送体制の構築

重病者等を遠隔地の医療機関に搬送しなければならない状況等を想定し、救急車、ヘリコプターや船舶等を利用した広域搬送体制の構築を検討する。また、拠点医療施設におけるヘリポートの整備等、広域搬送の基盤となる施設・設備の整備を検討する。

エ ネットワークの活用

広域災害・救急医療情報システムのネットワークを活用して、災害時における迅速、的確な連絡・連携に努める。

[資料編 14 医療 イ 県内病院（市外）]

[資料編 14 医療 ウ 県内医師会]

(4) 災害医療コーディネーターの導入要請

<健康保険部（保健所）、滋賀県>

災害医療コーディネーターは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストで、災害医療を効率的に実施するための役割を担うことが可能な人材である。

市は、大規模災害時必要に応じて、県に災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

災害医療コーディネーターは、保健所対策本部に登庁し、保健所長の活動方針のもとに活動する。

第7 緊急輸送活動への備え

【基本方針】

災害時の緊急輸送を円滑に実施するため、輸送路を整備し、運送事業者等との間で災害時の協力体制の構築に努めるとともに、道路啓開を迅速に行うための準備に努める。

また、防災アセスメントの結果等から本市の地域特性に鑑み、陸上のみならず湖上輸送の対応や、空輸のための臨時ヘリポートの確保・整備に努めていく。

(1) 運送事業者等との連携

<建設部、滋賀県、滋賀県道路公社、滋賀国道事務所、西日本高速道路㈱、(一社)滋賀県トラック協会、琵琶湖汽船㈱>

災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、災害発生時の連絡体制の整備や輸送ルートの確認等について、運送事業者等との連携に努める。

ア 陸上・湖上輸送体制の整備

特に瀬田川における道路の寸断等に備え、陸上・湖上の両面をふまえた輸送体制の整備を検討する。

イ 人員・資機材等の確保

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物除去、応急対策・復旧活動等に必要な人員・資機材等の円滑な確保について、建設業者との協力体制を検討する。

[資料編 18 道路・交通・輸送 コ 貨物自動車運送事業者(大津支部)]

[資料編 18 道路・交通・輸送 サ (一社)滋賀県トラック協会支部]

[資料編 18 道路・交通・輸送 シ 一般乗合旅客自動車運送事業者]

[資料編 18 道路・交通・輸送 ス 一般貸切旅客自動車運送事業者]

[資料編 19 その他(2)協定書等[大津市] ス-1 災害時における応急救援活動への応援に関する協定(滋賀県建設業協会大津支部)]

[資料編 19 その他(2)協定書等[大津市] セ-2 災害時における物資の輸送に関する協定(滋賀県トラック協会大津支部)]

[資料編 19 その他(2)協定書等[大津市] セ-3 災害時における燃料の提供に関する協定(大津貨物輸送協同組合)]

(2) 緊急通行車両等の事前届出

<総務部、滋賀県、警察(公安委員会)>

災害時には被災地における緊急通行車両以外の通行は規制されるため、緊急時に利用が想定される公用車両等については、事前に滋賀県警察本部(交通規制課)又は県(防災危機管理局)に緊急通行車両としての届出を行い、災害時に備える。また、災害時に応急対策を円滑に実施するため、活用が想定される民間車両への輸送車両等の事前届出の周知、普及に努める。

[資料編 18 道路・交通・輸送 オ 緊急通行車両等事前届出書]

[資料編 18 道路・交通・輸送 カ 緊急通行車両申請様式]

(3) 道路啓開のための準備

<建設部、滋賀県、滋賀県道路公社、滋賀国道事務所、西日本高速道路㈱、(一社)滋賀県トラック協会、琵琶湖汽船㈱>

災害時の道路啓開を迅速に行うため、作業の優先順位の決定や割り当て等の計画を予め立案するよう努める。

(4) 道路交通情報の収集及び広報体制

＜建設部、滋賀県、滋賀県道路公社、滋賀国道事務所、西日本高速道路㈱＞

市は、効果的な緊急輸送を実施するため、緊急輸送道路の応急復旧、交通規制、交通量の状況等の把握に努める。また、緊急輸送者等からの問い合わせに対して的確に情報提供ができるよう、滋賀県及び防災関係機関との連携に努める。

(5) 応急復旧用資機材の整備

災害時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の整備を推進する。

(6) 緊急輸送手段の充実

＜消防局、建設部、産業観光部、滋賀県、（一社）滋賀県トラック協会、琵琶湖汽船㈱、総務部＞

災害発生時には、傷病者の搬送、緊急物資の供給等に関して、陸上のみならず湖上輸送や空輸を含めた多様な輸送手段を確保する必要がある。そこで、運送事業者等との連携のもと、トラック、船舶、ヘリコプター等、緊急時の幅広い輸送手段の確保、活用体制を検討する。

ア 航空輸送

県の防災航空隊の活用に向けた連携を図るとともに、臨時ヘリポートの整備等、緊急時の輸送対応に備える。

イ 湖上輸送

湖上輸送について具体的な計画策定に努める。湖上輸送による人員の輸送は市、県などの公共機関保有の船舶又は運輸会社保有の船舶によるものとし、物資等の輸送はこれらの船舶及び漁船によるものとする。

ウ 緊急輸送場所

陸上輸送のほか、大型船を活用した湖上輸送やヘリコプターによる空輸活動も可能な場所で、陸・湖・空が連携した緊急輸送を展開できる拠点を設ける。

（例示）旧物揚場 （苗鹿三丁目字八反田388-14）

[資料編 18 道路・交通・輸送 ク 県内の漁業協同組合と漁船数]

[資料編 18 道路・交通・輸送 ケ 災害時におけるヘリコプター発着場]

第8 避難誘導と指定避難所等の確保

【基本方針】

災害時の安全な避難誘導を行うため、避難計画を定めるほか、防災アセスメントの被害想定結果等をふまえて市が指定避難所等を設定し、必要な設備・資機材の整備に努めるとともに、予め指定避難所等に指定された施設管理者との間で協議を行い、施設の鍵の管理等について取り決めを行う。

さらに、応急仮設住宅の迅速な提供のため、平素から建設用地の把握に努める。

また、避難行動要支援者の避難を適切に実施するため、避難支援に関する計画の作成や社会福祉施設等の災害時における体制整備に努める。

(1) 公共施設等の避難誘導計画の充実

＜総務部、消防局、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気店津堂㈱＞

災害発生時には、市庁舎等の公共施設、駅、百貨店や劇場等、不特定多数の者が利用する施設においてはパニックなどの大きな混乱の起きることが予想される。そこで、混乱を最小限に抑え、円滑で的確な避難活動が行われるよう、これらの施設の管理者は、発災時における避難誘導計画を作成するとともに、避難訓練の実施等により職員、従業員等への周知徹底に努める。

- 大津市庁舎消防計画（総務部）の修正
- 大津市庁舎消防計画実施要領（総務部）の作成

(2) 社会福祉施設等の避難誘導マニュアル及び避難確保計画の作成

＜総務部、福祉部、健康保険部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団＞

ア 避難誘導マニュアルの作成

要配慮者が入所している社会福祉施設等は、発災時において施設に入居する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画及び具体的な行動を記したマニュアルを作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底に努める。

イ 避難確保計画の作成

土砂災害（特別）警戒区域又は浸水想定区域内の施設等は土砂災害防止法又は水防法に基づき、避難確保計画を作成し、市に提出するとともに、訓練を実施する。また、自衛水防組織の設置に努める。市は、避難確保計画の策定支援に努める。

- [資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者関連施設一覧]
- [資料編：別冊 琵琶湖浸水想定区域内の要配慮者関連施設一覧]
- [資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の要配慮者関連施設一覧]

ウ 地域住民等との連携

施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多く、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないことが想定されるため、あらかじめ地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等に協力を要請し、その連携に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

＜福祉部、健康保険部、産業観光部、総務部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団＞

自力で避難することが困難な要配慮者、いわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制の整備に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人のために指定緊急避難場所標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努めるとともに市は、（公財）大津市国際親善協会と連携し、啓発資料等を作成する。

ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備

(ア) 避難行動要支援者名簿

災害発生時において、避難行動要支援者は、避難誘導において取り残される等の危険性があるため、平時から「避難行動要支援者名簿」を整備し、該当者を把握する等、円滑な避難の実施に備える。

また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（「避難支援等関係者」という。）に対し、情報を提供することについて本人の同意が得られた避難行動要支援者名簿（地域提供用）の情報について提供できる体制整備に努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する避難行動要支援者とは、以下に規定する者で在宅の者とする。

- a 要介護認定者（要介護3以上の判定を受けている者）
- b 身体障害者（身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者）
- c 知的障害者（療育手帳制度の程度区分のうちA1・A2に該当する者）
- d 特定医療費受給者等の難病患者
- e 民生委員児童委員が避難行動に支援が必要と判断した者
- f 前各号に準じる状態にある者

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、福祉担当部局及び保健担当部局において把握している以下の台帳等に登載されている情報を名簿作成のために利用する。

- a 要介護・要支援認定情報
- b 身体障害者手帳交付台帳
- c 療育手帳交付台帳
- d 特定医療費（指定難病）新規・更新時医療受給者台帳
- e 小児慢性特定疾病医療登録者名簿
- f 民生委員の見守り活動等による情報

(エ) 名簿の更新に関する事項

- a 避難行動要支援者名簿は、年2回の更新を行う。
- b 避難行動要支援者名簿（地域提供用）は、随時更新を行う。

(オ) 避難行動要支援者個別避難計画

市は、市民の共助による避難誘導活動を支援するため、地域の避難支援組織に対し、避難行動要支援者本人の同意に基づいて避難行動要支援者名簿（地域提供用）に係る情報を提供する。

市は防災担当部局や保健・福祉担当部局などの関係部局との連携の下、保健・福祉・医療専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また個別避難計画については、避難行動要支援者や避難支援等実施者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(カ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員、民生委員児童委員等は守秘義務を厳守するとともに、名簿を保管する団体の代表者は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務を遵守する。また、情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(キ) 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

個別避難計画は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

市は、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者の同意及び必要に応じて避難支援等実施者の同意を得た上で、個別避難計画情報を提供する。

市は、個別避難計画の提供を受けた者に、当該個別避難計画情報を目的外に利用してはならないこと、及び正当な理由なく、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明する。

(ク) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

イ 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安否確認や避難支援活動の充実を図るため、平常時より社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、障害者団体や自治会、自主防災組織等との協力・連携体制を構築する。

ウ 防災訓練の充実

自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

エ 緊急通報システムの整備

一人暮らしや寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、病気や事故等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。また、これらの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあい、支えあいを基盤とした協力体制の構築を支援する。

オ 情報提供における配慮

避難者の障害や身体の状態に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師、看護師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の体制整備に努める。

□ 避難行動要支援者個別避難計画の作成・資料提供（総務部）

(4) 幼児・児童等の避難誘導

<福祉部、教育委員会>

市は、小学校就学前の子どもたちや小中学校の児童・生徒の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、学校等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

(5) 指定緊急避難場所等・避難路の確保

<総務部、市民部、福祉部、健康保険部、都市計画部、建設部、教育委員会>

大雨、洪水、暴風による災害発生時及び発生の恐れがあるときには、多くの住民等の避難が必要となる。このため、避難活動が円滑、かつ的確に行われるように、災害時の一時的な避難空間として、まず市民が地域において避難時の一次集合場所にもなり得る地域避難場所を任意に設定するとともに、本計画で指定緊急避難場所を予め設定し、市民への周知徹底を図る。指定緊急避難場所については、各地域防災圏を単位に有効な面積の確保に努めるものとし、避難路は市民が地域の特性をふまえ、地域において任意に設定するものとする。

なお、本計画で設定する指定緊急避難場所は、いつの場合にも絶対に安全というものではなく、災害時及び災害危険時に応じてその都度安全を確認のうえ避難する必要があり、状況に応じた判断が行政とともに市民にも求められるものである。

ア 地域避難場所

小規模災害等に備え、地域で任意に自治会館等を活用した「地域避難場所」を設定する。

イ 指定緊急避難場所

市は、災害時における緊急の避難場所として、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害対策基本法施行令第20条の3の基準に適合する施設又は場所を、次の災害の種類ごとに指定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

- (ア) 洪水（水防法に基づく琵琶湖、瀬田川、大戸川、草津川の浸水想定区域外（浸水深50cm未満除く））
- (イ) 崖崩れ、土石流及び地滑り（土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域外）
- (ウ) 地震（建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合するもの、またはオープンスペース）
- (エ) 大規模な火事（国土交通省告示第767号（平成16年6月29日）による広域避難地に準ずるもの）

(オ) 内水氾濫（滋賀県の地先の安全度マップ（1/100）の浸水想定区域外（浸水深 50cm 未満除く））

(6) 指定避難所等の確保

＜総務部、市民部、福祉部、健康保険部、産業観光部、都市計画部、建設部、教育委員会＞

大雨、洪水、暴風による災害発生時及び発生の恐れがあるとき、大規模な災害により避難が長期化するなどの場合、また、他の市町村の災害により避難者を受け入れる場合など、被災者が一時的に避難生活を行う場としての指定避難所等を確保する必要がある。各指定避難所等においては、指定避難所等となる施設の管理者との連携のもとで、各地域の自主防災組織等が中心となり、被災者が自ら指定避難所等を運営する体制を目指す。

なお、本計画で設定する指定避難所は、下記のとおり福祉避難所を含み、いつの場合にも絶対に安全というものではなく、災害時及び災害危険時に応じてその都度安全を確認のうえ避難する必要がある、状況に応じた判断が行政とともに市民にも求められるものである。

ア 地域避難所

小規模災害等に備え、地域で任意に自治会館等を活用した「地域避難所」を設定する。

イ 指定避難所

市は、本計画において市民センター、学校等の公共施設を中心に災害時における避難所として、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、災害対策基本法施行令第20条の6の基準に適合する施設又は場所を指定し、市民への周知徹底を図る。加えて、各地域防災圏を単位に有効な面積の確保をめざす。

また、指定避難所として指定する場合は、計画策定時に連絡体制や運営体制について施設管理者と協議を行う。

さらに、指定避難所となる公共施設については、障害者トイレ、スロープ、手摺り、情報通信機器、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

一方、福祉避難所にあつては、災害対策基本法施行規則第1条の9の基準に加えて、耐震性、耐火性の確保及びバリアフリー化等を考慮し指定するとともに、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、必要に応じて福祉避難所ごとに受け入れ対象者を定め、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。

また、国の指針に沿った福祉避難所としてのハード面整備や生活相談員等配置のソフト面対策の充実に努める。さらに、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 避難所運営マニュアルの充実

災害発生時における、避難所の開設および運営の具体的な行動を明記した「避難所運営マニュアル」の充実を行い、迅速な開設に向けた準備、体制づくりに努める。

エ 社会福祉施設への緊急入所

災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

オ 民間・企業施設等の活用

避難者が、あらかじめ市で指定している指定避難所又は、地域で任意に活用する地域避難所において、量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル、企業の社屋又は福利厚生施設等を活用できるよう、必要な事項を事前に関係機関と協議し定めておくこととする。

[資料編 8 避難と市民防災 イ 指定避難所]

[資料編 8 避難と市民防災 ウ 福祉避難所]

[資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域指定避難所一覧]

[資料編 19 その他（2）協定書等[大津市] カ-6 災害時に要配慮者の避難施設として高齢者福祉施設を使用することに関する協定（滋賀県老人福祉施設協議会）]

[資料編 19 その他（2）協定書等[大津市] カ-9 災害時に避難施設として救護施設を使用することに関する協定（社会福祉法人滋賀同仁会滋賀保護院）]

(7) 応急仮設住宅建設用地等の把握

<都市計画部、滋賀県>

ア 応急仮設住宅建設用地の把握

多数の住宅が全半壊、焼失等の被害を受けるような大規模災害が発生した場合、県は住む場所を失った被災者に対して速やかに応急仮設住宅を提供する必要がある。そのため、平素から災害に対する安全性の確保が可能な応急仮設住宅建設用の用地把握について、県と協議する。

イ 公営住宅や空家等の把握

被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(8) 帰宅困難者対策

<総務部、市民部、福祉部、健康保険部、都市計画部、建設部、教育委員会>

公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、平常時から「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について広報に努めるとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す対策に努める。また、帰宅困難者及び駅周辺等における滞留者等の安全確保を図るため、指定避難所へ誘導するとともに、交通運行情報や被害情報等を提供するなどの訓練を実施する。

学校・園は、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合には、一定期間校舎等に留める対策をとることを保護者に周知する。また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

学校・園は、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合には、一定期間校舎等に留める対策をとることを保護者に周知する。また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

ア 情報収集体制の構築

災害時において関係機関等の円滑な情報伝達ができるよう、平時からの訓練等により、実効性のある情報連絡体制を構築しておく。

イ 一時滞在施設の確保

市は滞在施設が必要となる訪問客や観光客などの駅別帰宅困難者推定値が200人を超える、JR大津

駅、JR膳所駅、JR石山駅、JR瀬田駅、JR大津京駅、JR比叡山坂本駅、JRおごと温泉駅、JR堅田駅に関して、公共施設、民間施設を問わず、協定締結等を通じて各駅周辺の一時滞在施設の確保に努めるものとする。また、大規模災害時には、大津市地域防災計画で指定している指定避難所は地元の避難者で満員となる可能性があるため、可能な限り地域防災計画上の指定避難所とは別の一時滞在施設の確保に努める。

[資料編 19 その他 (2)協定書等〔大津市〕 ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定（大津市食品衛生協会） コ-1 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（おごと温泉旅館協同組合） コ-2 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（株式会社いずみ二一） コ-3 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（株式会社平和堂） コ-4 災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定書（一般社団法人大津市商店街連盟）]

第9 食料・水・生活必需品の調達連携体制

【基本方針】

災害時における被災市民あるいは災害対応従事者の食料・水・生活必需品の確保のため、市は市内に食料・生活必需品の備蓄を行うほか、流通業者等との連携体制に努める。

(1) 物資の調達に係る連携

＜産業観光部、総務部＞

災害時における被災者の生活確保のためには、食料や生活必需品が円滑に供給されることが重要である。

ア 備蓄

災害時の食料、水、寝具、衣服、身の回り品、炊飯用具、日用品、食器、光熱材料、衛生用品などの生活必需品は市民自らの備蓄と市及び県の備蓄でもって3日間を目安に対応できるよう努めていく。市は、学区などを単位とした防災拠点の整備を促進し、食料や生活必需品等の備蓄を行うとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。なお、災害時に孤立が予測されるなどの地域特性に応じて備蓄を検討する。また、物資を保管しておく備蓄庫等の計画的整備も合わせて検討する。

イ 調達

食料、飲料水、生活必需品等の確保のため生活協同組合、コンビニ、農業協同組合、食品製造メーカー、流通業者、卸売市場等の関係団体との間で、物資の調達・供給に関する協議に努める。なお、滋賀県においては、1日分の救援が期待できる。

ウ 集配

物資集積場所の拡充や流通業者等との連携に努めるなど各避難所に対して物資を円滑に配送する体制を構築する。

[資料編 16 食料等の生活必需品 ア 非常食・毛布備蓄状況]

[資料編 16 食料等の生活必需品 イ 県健康福祉政策課備蓄物資状況]

[資料編 16 食料等の生活必需品 ウ 食料貯蔵庫・業者名・調達先に係る県計画]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定(大津市食品衛生協会)]

[食料、生活必需品の調達（商工労働政策課、農林水産課、卸売市場管理課）]

物資調達の支援 協議先	<table><tr><td>大津商工会議所(小売商業部会)</td><td>大津市打出浜 2-1</td><td>511-1500</td></tr><tr><td>大津北商工会</td><td>大津市本堅田 3-7-14</td><td>572-0425</td></tr><tr><td>瀬田商工会(商業部会)</td><td>大津市大江四丁目 18-10</td><td>545-2137</td></tr><tr><td>大津市商店街連盟(19団体 800 店舗)</td><td>大津市打出浜 2-1</td><td>511-1526</td></tr><tr><td>大津市公設地方卸売市場</td><td>大津市瀬田大江町 59-1</td><td>543-8000</td></tr><tr><td>・滋賀びわ湖青果㈱</td><td>〃</td><td>543-8200</td></tr><tr><td>・㈱うおいち</td><td>〃</td><td>543-8322</td></tr><tr><td>・青果仲卸業者</td><td>〃</td><td>843-8029</td></tr><tr><td>・水産仲卸業者</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>・第1種関連事業者</td><td>〃</td><td>543-8111</td></tr><tr><td>・第2種関連事業者</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>東近江市八日市公設地方卸売市場</td><td>東近江市市辺町 2533</td><td>0748-23-6671</td></tr><tr><td>長浜地方卸売市場</td><td>長浜市田村町 1234</td><td>0749-63-4000</td></tr><tr><td>彦根総合地方卸売市場</td><td>彦根市安食中町 327</td><td>0749-25-2518</td></tr><tr><td>京都市中央卸売市場 第一市場</td><td>京都市下京区朱雀分木町 80</td><td>075-311-6251</td></tr><tr><td>京都市中央卸売市場 第二市場</td><td>京都市南区吉祥院石原東之口 2</td><td>075-681-5791</td></tr><tr><td>市内大規模小売店等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>食品製造メーカー等</td><td></td><td></td></tr></table>	大津商工会議所(小売商業部会)	大津市打出浜 2-1	511-1500	大津北商工会	大津市本堅田 3-7-14	572-0425	瀬田商工会(商業部会)	大津市大江四丁目 18-10	545-2137	大津市商店街連盟(19団体 800 店舗)	大津市打出浜 2-1	511-1526	大津市公設地方卸売市場	大津市瀬田大江町 59-1	543-8000	・滋賀びわ湖青果㈱	〃	543-8200	・㈱うおいち	〃	543-8322	・青果仲卸業者	〃	843-8029	・水産仲卸業者	〃	〃	・第1種関連事業者	〃	543-8111	・第2種関連事業者	〃	〃	東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市市辺町 2533	0748-23-6671	長浜地方卸売市場	長浜市田村町 1234	0749-63-4000	彦根総合地方卸売市場	彦根市安食中町 327	0749-25-2518	京都市中央卸売市場 第一市場	京都市下京区朱雀分木町 80	075-311-6251	京都市中央卸売市場 第二市場	京都市南区吉祥院石原東之口 2	075-681-5791	市内大規模小売店等			食品製造メーカー等		
大津商工会議所(小売商業部会)	大津市打出浜 2-1	511-1500																																																					
大津北商工会	大津市本堅田 3-7-14	572-0425																																																					
瀬田商工会(商業部会)	大津市大江四丁目 18-10	545-2137																																																					
大津市商店街連盟(19団体 800 店舗)	大津市打出浜 2-1	511-1526																																																					
大津市公設地方卸売市場	大津市瀬田大江町 59-1	543-8000																																																					
・滋賀びわ湖青果㈱	〃	543-8200																																																					
・㈱うおいち	〃	543-8322																																																					
・青果仲卸業者	〃	843-8029																																																					
・水産仲卸業者	〃	〃																																																					
・第1種関連事業者	〃	543-8111																																																					
・第2種関連事業者	〃	〃																																																					
東近江市八日市公設地方卸売市場	東近江市市辺町 2533	0748-23-6671																																																					
長浜地方卸売市場	長浜市田村町 1234	0749-63-4000																																																					
彦根総合地方卸売市場	彦根市安食中町 327	0749-25-2518																																																					
京都市中央卸売市場 第一市場	京都市下京区朱雀分木町 80	075-311-6251																																																					
京都市中央卸売市場 第二市場	京都市南区吉祥院石原東之口 2	075-681-5791																																																					
市内大規模小売店等																																																							
食品製造メーカー等																																																							
物資集積場所	下記候補施設から、各施設の被災状況や利用可能状況等を踏まえて物資集積場所として使用する施設を選定する。 ・びわこ成蹊スポーツ大学（北比良1204 TEL:596-8410） ・成安造形大学（仰木の里東4-3-1 TEL:574-2111） ・滋賀大学教育学部（平津二丁目5-1 TEL:537-7706） ・公設地方卸売市場（瀬田大江59-1 TEL:543-8000） ・滋賀県倉庫協会会員事業者の民間倉庫※ ※滋賀県の協定に基づき、滋賀県へ使用可否について確認をとる。																																																						
物資供給フロー図	市の緊急調達要請 （各協定締結 企業・団体） 共同組合 （市内卸売団体） 組合員等 個別企業 〔卸売業〕 〔小売業〕 生活協同組合 生活協同組合連合会 ※生鮮食料品等 地方卸売市場 卸売業者 仲卸業者・団体 関連事業者団体等 ・手持ち在庫の緊急出荷 ・取引先からの緊急調達 ・提携団体、関連企業からの緊急調達 網掛け部は、 生鮮食品等 を扱っている。 運 搬 物資集積場所（4 拠点） （各指定避難所へ）																																																						

(2) 生活用水の確保対策

＜企業局、健康保険部（保健所）、総務部＞

災害時において、被災者に飲料水・生活用水を円滑に供給するための対策を講ずる。

- ア 水道施設の耐震化の向上
- イ 配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び給水拠点等の整備
- ウ 応急給水用資機材の備蓄・調達体制の確立
- エ 災害時における飲料水・生活用水の被災者一人あたりの応急給水量の目標設定
- オ 飲用井戸等の設置者等に対する管理の指導、定期的検査の周知
- カ 災害用井戸の登録制度の実施

[資料編 15 ライフライン ウ 応急給水用資機材の備蓄状況]

[資料編 15 ライフライン エ 水道未普及地域]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] オ-1 災害時における供給協力に関する協定書(いずみニー)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] オ-2 災害時における供給協力に関する協定書(東洋紡株式会社総合研究所)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] オ-3 災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定(滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定(大津市食品衛生協会)]

第10 防疫、保健衛生、遺体対応への備え

【基本方針】

災害時における遺体対応、防疫、保健衛生活動の円滑な実施のため、協力体制の構築、知識の普及、資機材の備蓄等に努める。

(1) 防疫活動

<健康保険部（保健所）>

災害時には、衛生環境が劣化するとともに、栄養不足やストレスにより被災者の病気に対する抵抗力が低下するため、感染症の蔓延等を防ぐための防疫活動が必要となる。そこで、防疫に必要な各種の消毒剤や機材等を備蓄するとともに、平常時から災害時の衛生、安全に関わる事項について市民への周知に努め、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な推進を図る。

[資料編 17衛生 ア 防疫資機材備蓄状況]

(2) 保健衛生活動

<健康保険部（保健所）、環境部、企業局、社会福祉事業団>

ア 被災者の健康維持

災害時においては、生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、保健衛生の観点から指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理に対する対策について検討を行う。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

イ 廃棄物処理

災害時においては、がれきをはじめとする大量の廃棄物の発生が考えられるため、保健衛生の観点から効率的に廃棄物を処理することが必要である。そこで、ごみ処理施設の耐震化、機能強化を推進するとともに、各地域における廃棄物の仮置場候補地の選定や処理方針等についても検討する。

ウ し尿処理

下水道機能の低下、指定避難所における大量の避難者収容等により、し尿処理の機能が大幅に低下することが考えられるため、下水道施設等の機能強化を推進するとともに、災害時のし尿処理対策として、仮設便所の備蓄及び分散配置を行う。

なお、仮設便所には、下水道投入型とし尿貯留型の2タイプがあり、下水道投入型の使用にあたっては、指定避難所等にし尿投入口（マンホールトイレ）の設置を計画的に実施していく必要がある。

また、備蓄計画としては、250人あたり1基（合計180基）を目標として備蓄に努め、各小中学校の防災倉庫等に分散配置を行う。

エ 相互協力体制

災害時における廃棄物・し尿処理の円滑な実施のため、県内の自治体又はブロック協議会など、自治体間での相互協力体制の構築を進める。

[資料編 17 衛生 イ 県内市町所有のごみ運搬車]

[資料編 17 衛生 ウ 市内廃棄物処理・処分施設]

[資料編 17 衛生 エ 県内のごみ焼却処理施設]

[資料編 17 衛生 オ 県内の粗大ごみ・不燃物処理施設、再資源化施設等]

[資料編 17 衛生 カ 市内し尿処理施設]

[資料編 17 衛生 キ 県内のし尿処理施設]

(3) 遺体対応

＜市民部、福祉部、健康保険部、警察、日本赤十字社＞

大規模災害により多数の死者が出た場合、身元確認や火葬等の手続きを迅速に行うための体制整備を図る。

ア 遺体安置所

(ア) 遺体安置所として使用可能な公共施設等の調査・リストアップ

(イ) 各地域の遺体安置所として使用可能な施設を有する葬儀社との協力体制の構築

(ウ) 安置所の管理体制（人員等）

イ 遺体の搬送体制

公用車の使用、自衛隊による支援等の検討。

ウ 棺やドライアイス等の調達

エ 火葬

円滑な遺体の火葬の実施等について、県と協議するなど、自治体間での相互協力体制や関係機関と事前調整に努める。

[資料編 14 医療 コ 棺・ドライアイスの問い合わせ先]

[資料編 14 医療 サ 県内火葬施設の概要]

第11 災害廃棄物処理体制

(1) 水害廃棄物処理

<環境部>

一般廃棄物処理施設等の災害対策を講じるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより災害時における応急体制を整備する。

ア 一般廃棄物処理施設の点検と浸水対策

本市の一般廃棄物処理施設については、雨水流入の可能性等を考慮して、必要に応じて国の「災害廃棄物対策指針」を参考に対策を講じる。

イ 廃棄物収集運搬車両の事前避難対策

廃棄物収集運搬車両（一般廃棄物、し尿）の駐車場が浸水するおそれがある場合、計画的な嵩上げや防水壁の設置等の浸水対策を講じる。また、洪水ハザードマップを参考に、浸水しない場所に、廃棄物収集運搬車両の指定緊急避難場所をあらかじめ計画する。

ウ 災害廃棄物処理計画の運用

水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から災害廃棄物の迅速な処理が要求される。

市は、災害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、大津市災害廃棄物処理計画に基づき、事前に仮置場候補地の選定や処理体制を構築しておくものとする。

エ し尿処理計画の策定

水害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は床下浸水の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。そのため、事前にし尿関係の処理計画を策定しておく。

第12 ライフラインの応急復旧活動への備え

【基本方針】

ライフライン（水道・ガス・下水道・電力・電話・IT関連）に関する災害応急体制の整備に努める。

(1) 水道に関する災害応急復旧体制の整備

<企業局>

水道事業者は、災害時における水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 施設・設備の耐震化

イ 各種災害を想定した応急給水・応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

ウ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等の整備

エ 相互応援体制の整備

災害時における事業者間の協力・連携及び資機材の融通について、災害応援協定の締結等により、可能な限り広域にわたる相互協力体制の構築に努める。

[資料編 15 ライフライン イ 水道・ガス施設]

[資料編 15 ライフライン ウ 応急給水用資機材の備蓄状況]

[資料編 15 ライフライン エ 水道未普及地域]

[資料編 15 ライフライン オ 水道施設]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-5, 6, 7, 8 災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（扶桑建設工業株式会社、安田株式会社、コスモ工機株式会社、大成機工株式会社）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-9 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-10 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-13 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）]

(2) ガスに関する災害応急復旧体制の整備

<企業局>

ガス事業者は、災害時におけるガス施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 施設・設備の耐震化

イ 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

ウ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備

エ 協力支援体制の整備

災害時における事業者間の協力・連携及び資機材の融通について、可能な限り広域にわたる協力支援体制の構築に努める。

[資料編 15 ライフライン イ 水道・ガス施設]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-11 地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-13 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ス-12 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）]

(3) 下水道に関する災害応急復旧体制の整備

<企業局>

下水道事業者は、災害時における下水道施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等の検討

ウ 相互応援体制の整備

災害時における事業者間の協力・連携及び資機材の融通について、災害応援協定の締結等により、可能な限り広域にわたる相互協力体制の構築に努める。

[下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ]

趣 旨	大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について申し合わせを定める。
決 定 日	平成29年9月12日
構 成	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会
出 動	○近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○近畿ブロック内で震度5強以下の地震もしくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合 ○近隣ブロックからの支援要請があった場合
系 統	下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）※基本的にこの系統で連絡（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。） 〈凡例〉 - - - 被害状況の報告ルールに基づく（震度5弱以上） ↑ 被災状況の情報 ※本部設置の有無に関わらず実施 〈広域支援の場合〉 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-11 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-12 大津市・日本下水道事業団災害支援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-14 地震災害時における大津市公共下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書]

(4) 電力に関する災害応急復旧体制の整備

<関西電力㈱、関西電力送配電㈱>

電力事業者は、災害時における電力施設・設備の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備

(5) 電気通信に関する災害応急復旧体制の整備

<西日本電信電話㈱>

電気通信事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備

(6) ITに関する災害応急復旧体制の整備

<西日本電信電話㈱>

IT関連事業者は、災害時における電気通信設備等の円滑な応急復旧活動の推進のため、平常時から防災体制を整備する。

ア 各種災害を想定した応急復旧資機材の備蓄・調達体制の整備

イ 初動体制や被害情報等の収集体制、関係機関との情報連絡体制等を明示した行動指針等の整備

第13 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

【基本方針】

市および放送事業者は、災害時には、市民に対して災害情報や生活情報等必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任の明確化に努める。また、事前に広報体制の構築や住民等からの問い合わせに対する備えに努める。

(1) 広報体制の整備

＜政策調整部、総務部、産業観光部、企業局、日本放送協会＞

災害時において、被災者等への迅速・的確な情報提供は、誤報や混乱を防ぎ、災害対策を円滑に推進していくうえで非常に重要であることから、市は災害時の広報体制の整備に努める。

- ア 災害種別、時間経過を考慮した被災者に提供すべき情報の項目及び内容の分析、整理
- イ 情報提供、広報手段の検討
- ウ 災害広報マニュアルの作成
- エ 広報手段については、携帯端末のエリアメール・緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやデジタル放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、放送設備を搭載した広報用車両の充実を図る。
- オ 高齢者、障害者、外国人（多言語）等の要配慮者へ十分配慮した対応
- カ 放送事業者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等を常に伝達できるよう、体制及び設備の整備を推進する。
- キ 携帯電話による災害時メール情報提供サービス（防災メール）
- ク 地上デジタルテレビのデータ放送（NHK）により、県が河川情報を提供する。

(2) 住民からの問い合わせに関する体制整備

＜政策調整部、総務部、市民部、企業局＞

災害時には、災害対策等に関する市民から市への緊急問い合わせが急増するものと考えられる。そこで、これらの問い合わせに迅速・的確に対応するための体制を整備する。また、問い合わせ集中による電話回線混雑を避けるために「不要不急の電話問い合わせを控える」よう、平素より広報に努める。

- ア 相談窓口の設置
- イ 臨時問い合わせ電話、FAXの開設等に関する体制整備
- ウ 電気通信事業者等の関係機関との協力、連携体制
- エ 問い合わせ内容の記録、処理、市民への回答の方法
- オ 問い合わせ内容を担当課へ円滑に連絡、照会する体系の確立
- カ 問い合わせの受付等に関し、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-15 災害時における応援に関する協定書（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）]

第14 ボランティアとの連携

【基本方針】

大災害が発生すると、行政や防災関係機関だけで十分な災害対応を行うことは困難となる。そのため、災害時において大きな役割を果たすボランティアが円滑な活動を実施できるよう、地域住民からのニーズを把握するとともに、ボランティア活動の調整ができる体制を整備する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

<福祉部>

市と社会福祉協議会は、災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において「災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」を締結し、災害ボランティア活動に関し、連携に努める。

(2) ボランティアとの連携強化

<総務部、日本赤十字社、福祉部、市民部>

災害時における被災者へのきめ細かいサービスの提供、復旧活動の支援など、ボランティアは災害対策に大きな役割を果たすため、ボランティアとの協力・連携体制の強化を推進する必要がある。

ア 災害時におけるボランティア活動の中心的存在として想定される日本赤十字社や社会福祉協議会と、ボランティア関係団体との連携体制の構築を支援し、合同のボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施や、市民のボランティア意識の高揚を図るためのイベント開催、ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの研修等、平常時から地域団体、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努める。

イ 学区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、市内のボランティア団体・グループなどについては、各団体の意向をふまえて、交流・連携に努めるとともに、県および県社協と連携し、市外のボランティア団体との交流・連携についても検討していく。

ウ 通訳等の日本語支援を行なうボランティアについては、災害時における外国人支援に重要な役割を果たすと想定されるため、今後、市内外の国際交流団体等との連携を図り、支援体制を整えていく。

エ 応急危険度判定士（震災時の被災建築物応急危険度判定）、被災宅地危険度判定士（風水害時、震災時の被災宅地危険度判定）については、災害時において重要な役割を果たすと想定されるため、県と連携し、関係団体との連携に努める。

オ ボランティアは、活動に際しボランティア活動保険に加入するものとし、その普及啓発に努める。

(3) ボランティアへの対応

<総務部、市民部、福祉部>

市は、災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するために、社会福祉協議会による「災害対応ガイドライン」並びに「災害ボランティアセンター本部運営及び現地拠点運営マニュアル」に基づく活動を支援し、災害ボランティアセンターの充実を図る。また、災害時にボランティア活動の拠点となる施設の選定や人材育成に努めるなど、ボランティアの受入れ態勢の整備に努める。さらに、県と連携し、各種ボランティア情報の収集等に努める。

災害時は、庁舎新館1階会議室等の市の指定する場所に「大津市災害ボランティアセンター」を開設し、参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動を支援する。また、「大津市災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集及び活動場所等を考慮して、被災地域の市民センター等に現地拠点（サテライト）を開設する。

感染拡大時には、大津市社会福祉協議会が令和2年7月に策定した、「大津市災害時ボランティアセンターの設置・運営活動に係る基本方針」等に基づき、感染防止を踏まえた運営に努める。

[大津市ボランティアセンターの概略]

所在地	浜大津四丁目1-1 大津市社会福祉協議会内
電話番号	525-9316
平常時の業務	1 災害ボランティア活動の調査・研究及び訓練の実施 2 災害ボランティア活動の広報・啓発 3 関係機関・団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備 4 災害ボランティア及びコーディネーターの育成 5 市内で相当規模の被害には至らない災害が発生した場合の対応 6 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・保管 7 大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンターの支援のほか、必要と認められる活動
災害時の業務	1 災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施 2 被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握 3 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達 4 災害ボランティアの安全管理 5 関係機関や団体との連絡調整 6 その他必要と認められる活動

第15 中山間地の孤立化対策

【基本方針】

市域において、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前の対策を講じる。
 救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高める。

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

＜消防局、総務部、西日本電信電話㈱＞

初動期の情報収集に備え、必要な情報通信を確保し、集落や住民から市への通信を確実なものとしておく。

- ア 災害の発生を前提とした通信設備の運用
- イ 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備
- ウ 集落と市間の通信確保
- エ 孤立集落への情報発信

(2) 孤立集落に係る物資供給、救助活動

＜産業観光部、総務部、消防局＞

物資の適切な供給にあたっては、指定避難所のニーズを市への確に伝達することが重要である。

また、実際の救助、避難、物資供給に備えて、ヘリコプターの情報収集能力の充実を図る。

- ア 孤立集落の被災状況や住民ニーズの適切な把握
- イ ヘリコプターの有効活用
- ウ 孤立集落における消防団員の活用
- エ 集団避難への対応

(3) 孤立に強い集落づくり

＜産業観光部、総務部、都市計画部＞

孤立する可能性のある集落においては備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化することが必要である。

- ア 備蓄の整備・拡充
- イ 避難体制の強化
- ウ 住宅の耐震化
- エ 保険制度等の普及促進
- オ マニュアル等の整備

第16 防災訓練の実施

【基本方針】

市域において、市、防災機関、自主防災組織等が連携した総合防災訓練を実施する。また、各防災機関、市民組織においても適宜防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練の実施

<総務部、消防局、防災関係機関>

災害による被害を最小限に食い止めるためには、平常時から震災、風水害、土砂災害、大規模事故等のさまざまな災害を想定した訓練を実施し、災害の発生に備えておくことが必要である。そこで、市及び各防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携のもと、総合防災訓練を実施する。

ア 総合防災訓練

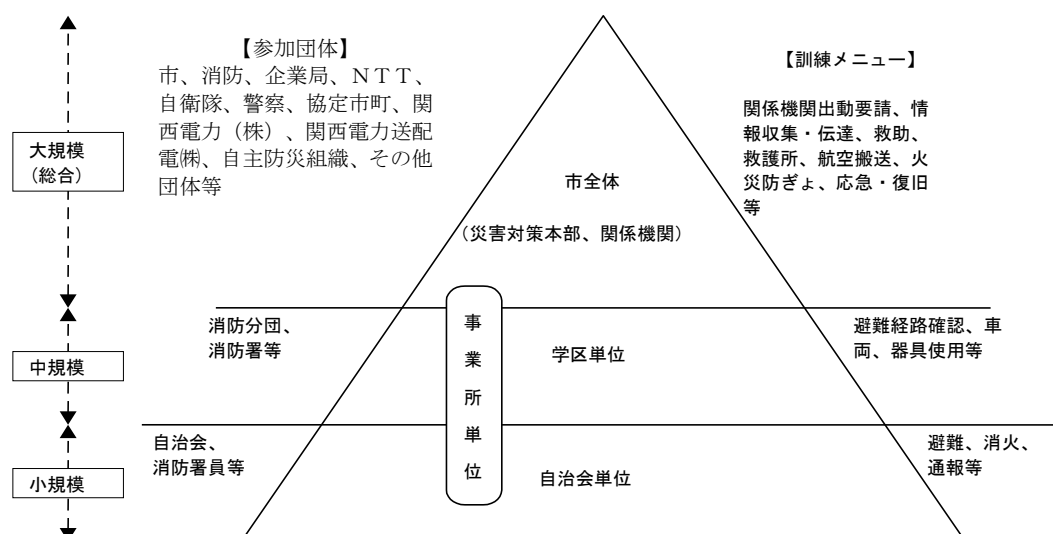
総合防災訓練は、災害の想定を河川の氾濫の危険があること、震度7の直下型地震が発生するなど、適宜実効性の高い訓練を実施する。また、訓練内容については、非常参集訓練、初動体制確立訓練、情報伝達・非常通信訓練、初期消火訓練、水防訓練、救急救助訓練、避難訓練等を組み合わせ、各参加者に対応した実践的な訓練とする。

また、訓練には、高齢者、障害者、外国人（多言語対応）等の要配慮者の支援に必要な内容を取り入れるよう図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めるものとする。

イ 防災訓練体系

防災訓練体系は「市全体」「学区単位」「自治会単位」「事業所単位」に分けて考えるものとし、総合防災訓練は「市全体」に相当するものである。

【大津市における防災訓練の体系】



[総合防災訓練の内容]

訓練内容	地震情報伝達、住民避難訓練、施設訓練、防災関係機関出動要請、被害調査・情報伝達、災害対策本部設置、通行規制・緊急通行路確保、水防活動、初期消火、救護所設置、住民救助活動、非常食づくり・炊き出し・湯の供給、避難所設置、臨時電話開設、高所監視カメラ等による画像伝送、要介護世帯安否確認、仮設トイレ設置、病院への電力供給・高圧線復旧、緊急給水、代替燃料の搬入・水道ガス応急復旧、救援物資搬送、安置所の巡回、災害時相互応援協定に基づく要請、救助救出・負傷者救護、ヘリコプターによる重症患者搬送、火災防ぎょ 等
------	--

(2) 風水害を想定した訓練の実施

<総務部、消防局、防災関係機関>

- ア 市は、土砂災害防止法（第8条第3項）に基づき、土砂災害に係る避難訓練等防災訓練を実施する。
- イ 市は、水防法（第32条の2第1項）に基づき、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施する。

(3) 防災関係機関や地域における防災訓練の実施

<消防局、防災関係機関、市民部、関係部局>

ア 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する業務の防災訓練を定期的実施することにより、職員に対して防災体制の周知徹底を図る。訓練内容については、非常参集訓練、初動体制確立訓練、情報伝達・非常通信訓練等を各機関の特性に合わせて取り入れ、実践的な実動訓練や、災害図上訓練（D I G）、避難所運営訓練（H U G）を実施するとともに、地域の防災訓練とタイアップするなど、市民や企業等との連携に努める。

イ 市民

市民は、「自らの身の安全は自らで守る」という防災の基本を認識し、市の総合防災訓練や、各自治会・学区単位で実施する初期消火訓練・救急救助訓練・避難訓練等に参加する。各消防署及び各消防分団においては、これら地域や事業所等による防災訓練の指導を行う。

ウ 実践的な訓練

各訓練の実施にあたっては、災害規模の想定を明らかにするとともに、内容・条件・実施時間等について工夫し、実践的な訓練の実施に努める。また、訓練で得られた課題等を今後災害対策に反映することで、防災対応力の向上を図る。

エ 感染防止対策に配慮した避難所開設・運営訓練

市は、関係機関と連携し、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。

第17 災害復旧・復興への備え

【基本方針】

円滑な災害復旧・復興の実施のため、重要構造物・施設・設備等の情報及び図面等の整備保全ならびに土地情報のデータ化を図る。

(1) 行政資料の保存

＜政策調整部、建設部、企業局、教育委員会、消防局、防災関係機関＞

災害により市庁舎等が被害を受けた場合、戸籍、住民票、登記、税務資料等の行政資料が失われ、災害対策や円滑な行政推進に支障をきたすことが考えられるため、各種資料の保全に万全を期す。

ア 発災後においても円滑に行政を推進できるよう、個人情報や市民生活に直結した行政推進情報をはじめとした重要なデータについてはバックアップデータを作成し、同時被災・散逸を回避するために地域的に離れた施設で保管するなど、行政資料の保全対策に努める。

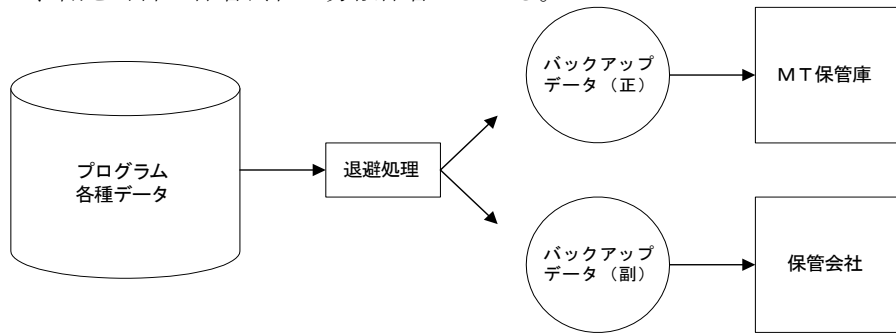
イ 特に、主として手作業処理に係る紙ベースの行政情報は、災害による被害を受けやすいため、保全対策を講じる。

ウ 円滑な応急対策計画、復旧・復興計画の推進においては、被災前の地域の状況を把握しておくことが重要であり、地籍、建物、施設、地下埋設物、基礎地盤状況等の情報をいつでも利用できるように整備・保管しておくことが必要である。既存の紙ベース資料は、可能な限り電子化し、新たな事業では、公共測量基準点を利用した現地復元性がある測量図や設計図データの作成を行い、国の電子化要領に準拠した電子情報化、バックアップデータの作成、耐震、防火、防水・防湿等にすぐれた保管庫の整備、地域的に離れた施設での保管など、資料の被災・散逸を回避するための保全対策に努める。

(2) 地籍調査の推進

河川の氾濫や土砂災害などで従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査の推進を図る。本市の場合には、早期に広範囲の調査を行うために、一筆ごとの調査に先行して官民等の境界の調査を実施する。

[情報資産（データ及びプログラム等）についての災害予防対策（政策調整部）]

分散保管形態	分散保管データにより復元したものが、1週間前あるいは1カ月前の状態では、復元後に直近の状態にする必要が生じ、迅速な対応が困難なことから、日々異動するデータについては、日次運用でその日の最終状態が復元可能な形態でバックアップを正副2本とっており、正は庁舎第2別館内の耐火構造のMT保管庫に保管し、副を外部の保管会社に分散保管している。 																																																																																																								
分散保管業務 (主なもの)	<table><tr><td>主管課</td><td>業務名</td><td>主管課</td><td>業務名</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">戸籍住民課</td><td>住民基本台帳</td><td rowspan="3">障害福祉課</td><td>障害福祉</td><td></td><td></td></tr><tr><td>印鑑登録</td><td rowspan="2">子ども家庭課</td><td>母子福祉</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住居表示</td><td>児童手当</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">保険年金課</td><td>国民健康保険</td><td>幼保支援課</td><td>保育措置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療助成</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td>乳幼児健診</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>総合保健</td><td></td><td></td></tr><tr><td>国民年金</td><td>住宅政策課</td><td>市営住宅</td><td></td><td></td></tr><tr><td>福祉年金</td><td rowspan="2">学校教育課</td><td>幼稚園</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市民税課</td><td>就学管理</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>軽自動車税</td><td rowspan="2">財政課</td><td rowspan="3">財務会計</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>個人市県民税</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>法人市民税</td><td>出納室</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>資産税課</td><td>固定資産税</td><td>契約検査課</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>収納課</td><td>市税収納</td><td>管財課</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>農家台帳</td><td>市政情報課</td><td>文書管理</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長寿政策課</td><td>老人福祉</td><td>選挙管理委員会</td><td>選挙人名簿</td><td></td><td></td></tr><tr><td>介護保険課</td><td>介護保険</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						主管課	業務名	主管課	業務名			戸籍住民課	住民基本台帳	障害福祉課	障害福祉			印鑑登録	子ども家庭課	母子福祉			住居表示	児童手当			保険年金課	国民健康保険	幼保支援課	保育措置			医療助成	健康推進課	乳幼児健診				総合保健			国民年金	住宅政策課	市営住宅			福祉年金	学校教育課	幼稚園				市民税課	就学管理					軽自動車税	財政課	財務会計				個人市県民税					法人市民税	出納室				資産税課	固定資産税	契約検査課				収納課	市税収納	管財課				農業委員会	農家台帳	市政情報課	文書管理			長寿政策課	老人福祉	選挙管理委員会	選挙人名簿			介護保険課	介護保険				
主管課	業務名	主管課	業務名																																																																																																						
戸籍住民課	住民基本台帳	障害福祉課	障害福祉																																																																																																						
	印鑑登録		子ども家庭課	母子福祉																																																																																																					
	住居表示			児童手当																																																																																																					
保険年金課	国民健康保険	幼保支援課	保育措置																																																																																																						
	医療助成	健康推進課	乳幼児健診																																																																																																						
			総合保健																																																																																																						
	国民年金	住宅政策課	市営住宅																																																																																																						
福祉年金	学校教育課	幼稚園																																																																																																							
市民税課		就学管理																																																																																																							
	軽自動車税	財政課	財務会計																																																																																																						
	個人市県民税																																																																																																								
	法人市民税	出納室																																																																																																							
資産税課	固定資産税	契約検査課																																																																																																							
収納課	市税収納	管財課																																																																																																							
農業委員会	農家台帳	市政情報課	文書管理																																																																																																						
長寿政策課	老人福祉	選挙管理委員会	選挙人名簿																																																																																																						
介護保険課	介護保険																																																																																																								
復旧方法	災害により本市で保管しているソフト資産が消滅したときに分散保管データを使用することになるが、このような事態に陥ったときはハードにも相当な被害を受けているものと考えられ、まずハードを修理あるいは借用等により確保したうえで、ソフト資産を復旧することが想定される。																																																																																																								

	当部局においては、ソフト資産のスムーズな復旧に備え、定期的にデータベースの復旧訓練を実施する。
その他	当部局所管の機器で運用している業務以外で、各部署において電算機を導入している場合にあつては、自発的に重要データのバックアップに取り組み、有事の際の円滑な復旧に備えるように努めるものとする。

第3節 市民の防災活動

第1 防災知識の普及

【基本方針】

防災は「自らの身の安全は自らが守る」という「自助」の考え方が基本であり災害対策を推進していくためには、まず、市民がその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うことが重要である。

災害時に的確な行動を行うためには、十分な防災知識を身につけることが必要であるため、市は、市民等に対して防災知識の普及に努める。

(1) 市民への防災知識の普及

＜総務部、政策調整部、企業局、消防局、防災関係機関＞

災害時における被害を最小限に抑え、誤報による混乱等を防止するためには、正しい防災知識を有する市民が大きな役割を果たすと考えられる。このため、以下のような防災知識普及のための各種事業を推進し、市民の防災知識・防災対応力の向上に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努めるものとする。

また、被災後に援助の手をさしのべるボランティアを円滑に受け入れるなどの地域の受援力を強化する。

- ハザードマップ等各種印刷物の作成
- テレビ、ラジオ等の報道機関を活用した防災知識の普及
- 研修ビデオ、疑似体験装置等を活用した防災知識の普及
- 防災ホームページを活用した防災知識の普及
- 広報誌「広報おおつ」、「パイプライン」を活用した防災知識の普及
- 防災イベントの実施
- 各種防災講座の実施
- 各種防災訓練の実施
- 防火訪問等による防火・防災予防知識の普及
- 大津市防災士の養成

(2) 要配慮者への防災知識の普及

＜福祉部、健康保険部、社会福祉事業団、産業観光部、消防局＞

災害時には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。

(3) 市職員等への防災知識の普及

＜総務部、全部局、防災関係機関＞

災害時における初動体制、災害対策の推進を図るために、市職員や関係機関職員への防災知識の普及や訓練を定期的実施する。

ア 職員への防災教育

職員への防災教育を目的として、職員行動マニュアルや各機関で作成する災害対応マニュアル等に関する講習や、地震や風水害、大規模事故などに迅速・的確に対応するための訓練の実施等を通じた

防災知識の普及、防災対応力の向上に努める。

市職員は、本計画や「職員行動マニュアル」、各部局で作成する「部局別マニュアル」を習熟し、災害発生時における適切な判断力と行動力を養う。

イ 防災担当職員への防災教育

防災担当職員については、災害対策のさまざまな場面において、高度な対応が要求されるため、各担当職員の事務分掌に対応した防災テキストやマニュアルの配布、有識者による研修や、技能講習、訓練の実施、防災関係機関への派遣等、専門的で高度な防災知識・対応力を身につけるための機会の確保に努める。

(4) 幼児・児童・生徒への防災教育

＜教育委員会、福祉部、総務部、消防局＞

防災知識の普及のためには、できるだけ早期からの防災教育が重要であり、学校等における防災教育は、幼児・児童・生徒が自らの生命を災害から守るための安全教育の一環として行う。各学年等においては、防災教育のねらいや重点を明確にし、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に指導していく。また、各教育施設に設置される「学校防災教育コーディネーター」により防災教育の推進体制を整備するとともに、取組内容に応じて関係機関等に「学校防災教育アドバイザー」を依頼する。その他、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ア 防災学習資料等による教育

風水害、土砂災害に関する資料等を活用した防災教育を推進する。

イ 子どものための防災教室

小学校高学年を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携し、ハザードマップの作成等を通じて防災知識の習熟と防災意識の高揚に努める。

ウ 防災講座

中学生を対象に、ボランティア団体・管轄消防署等と連携して、災害の基礎知識、災害時の行動、要配慮者支援、防災ボランティア活動等について、防災講座を開催し、防災知識の習熟と防災意識の高揚に努める。

〔学校等における防災教育の状況〕

防災教育の重点	・ 幼稚園：災害時に教員等の指示に従って適切な行動がとれるようにするとともに、火災等を発見したときは近くの人に速やかに伝えられるようにする。 ・ 小学校：災害の危険を理解し、安全な行動がとれるようにするとともに、他の安全に気配りし、燃料や用具の安全な取り扱いができるようにする。 ・ 中学校：応急処置の技能を身につけたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、ボランティア活動の大切さを理解する。
主な内容	1 防災に対する理解と能力の習得 ・ 火災、地震等、災害の基礎知識 ・ 火災、地震等の災害時での安全を守る行動 ・ 生活安全、事故防止等についての理解と応急手当について実習を通じた理解 ・ 避難方法の熟知及び避難訓練の重要性 等 2 避難訓練 ・ それぞれの場面で適切な避難行動がとれるように避難訓練を計画的に実施 ①授業時間中の校内火災時の避難訓練

	②休憩時間中の校内火災時の避難訓練 ③授業時間中の地震発生時の避難訓練 ④休憩時間中の地震発生時の避難訓練 3 防災意識の高揚 ・防災に関する情報を提供し、防災意識の高揚と火災等の予防に努める ・ボランティア活動の大切さの理解
--	---

(5) 災害教訓の伝承

＜総務部、消防局、政策調整部＞

市は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2 市民の防災活動の促進

【基本方針】

地域防災圏における防災活動を充実させるため、自主防災組織の設立や訓練等の実施を行うとともに活動支援に努める。また、地域内の一定の市民及び当該地域に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という）の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画の策定の推進に努めるとともに地域の防災体制の強化を図る。

(1) 自主防災組織の整備

<消防局、総務部、市民部>

大規模災害において、被害を最小限におさえ、災害対策を効果的に推進していくためには、地域住民の迅速・的確な防災活動が必要不可欠である。そこで、市民の自主的・組織的な防災活動の活性化を図り災害対応力を高めるため、以下の点に留意し、自主防災組織の整備・育成強化を推進する。

ア 組織体制

自主防災組織の組織体制は、基礎的な地域組織である自治会等を基本とし、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食給水班等を随時設ける。また、これら地域の自主防災組織を束ねて連絡調整機能を果たすために、学区レベルの自主防災組織体制を位置付ける。

災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、迅速な情報収集や災害対策を実施するために学区災害対策本部を設置するなど防災体制の強化を図る。

イ 組織リーダー

自主防災組織に、組織の中核となるリーダーとして会長、副会長、会計、監事等、随時必要な役員を置く。情報、消火、救出・救護、避難誘導、給食給水等の活動各班については、できるだけ専門知識・専門技術を持つ経験者（消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB）に班長になってもらうなど、地域内におけるリーダーの掘り起こしを行うとともに、防災対応力の向上を目指したリーダー研修の実施に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

ウ 専門知識・専門技術を持つ経験者や防災士

自主防災組織は、自主的・自発的な防災活動の活性化のため、専門知識・専門技術を持つ経験者（消防、警察官、医師、看護師、エンジニア等のOB）や防災士が自主防災組織防災活動に積極的に参加できるように努める。また、経験者や防災士は、組織リーダーへの助言や自らが組織リーダーとして地域防災力の向上のため自主防災組織の体制に応じた役割を担うものとする。

エ 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対し、できるだけ多くの住民参加を促進するために、各消防署や消防団と連携した啓発活動や啓発パンフレットの活用等により、自主防災意識の高揚を図る。自主防災組織を通じたコミュニティ活動を促進し、連帯感の醸成に努める。

オ 防災士の養成

防災知識に秀でた市民の養成に努める。平常時においては、地域防災力の強化・充実を図る担い手としての役割を、また大規模災害時には、公的支援の到着が遅れ、消防、自衛隊等の公的支援

が到着するまでの間（概ね3日間）、家庭をはじめ地域や職場の災害現場で防災士が活動することにより、生命や財産に関わる被害の軽減がなされることが期待される。

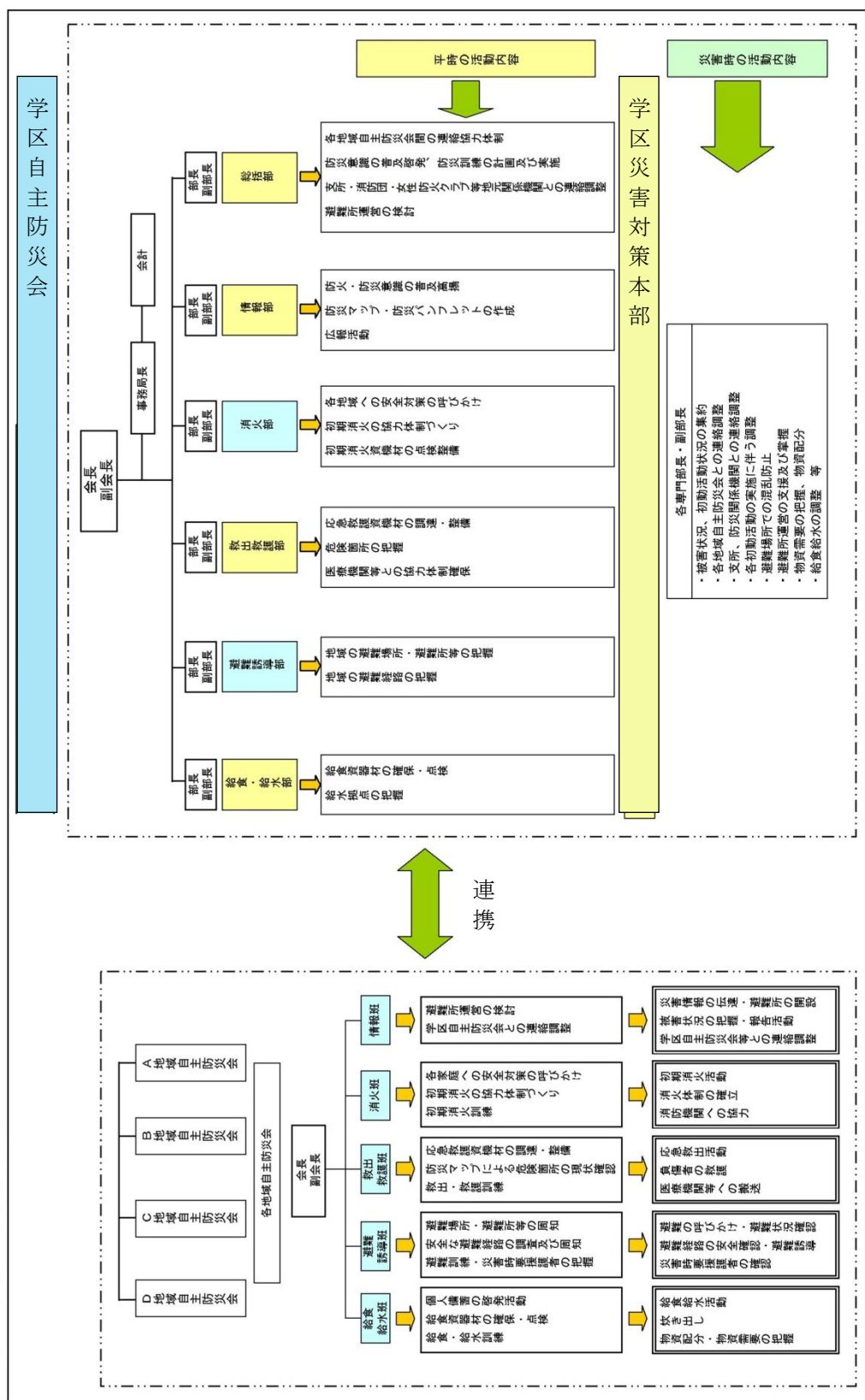
防災士は平常時においては防災意識の啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む。

また、災害時には、それぞれの所属する団体・企業や地域などの要請により、避難や救助・救命、避難所の運営などにあたり、市など公的組織やボランティアと協働して活動する。

カ 自主防災組織育成のための諸方策の推進

市民の組織活動への参加を促進するために防災訓練や防災知識の普及啓発、情報の提供、継続的な表彰制度の実施などの方策を推進する。

〔自主防災組織の活動体制例〕



※ 各自主防災組織における防災士及び経験者は、組織リーダーへの助言や自らが防災リーダーとして体制に応じた役割として適切に配備されることが望ましい。

(2) 地区防災計画策定の推進

＜総務部、消防局、市民部＞

自主防災組織の参加者をはじめとする地区居住者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるとともに、これら防災活動に関する計画をとりまとめた地区防災計画の作成に努める。

市は、地区居住者等が地区防災計画を作成するために、ハザードマップ・カルテ等の必要な資料の提供や、計画作成に係る助言等の支援を行う。また、地区居住者等によりとりまとめられた地区防災計画について、地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重するとともに、その内容が本計画の趣旨に沿っているか等十分に検証した上で、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画として定めることとする。なお、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。

(3) 自主防災活動への支援

＜消防局、総務部、市民部、関係部局＞

自主防災組織の育成、活動の活性化を図るため、以下の支援に努める。

ア 組織リーダーの育成

自主防災組織の活動を活性化するためには、その中核となるリーダーを育成する必要がある。そこで、各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的な知識を持つ人などから人材を発掘し、リーダーになってもらうことを要請するとともに、リーダーを対象とする講習会の開催や防災リーダー養成施策について、県とも連携し、検討していく。

イ 防災士の育成

市は自主防災組織での活動の活性化を図るために防災知識の向上を目的とした研修の実施に努める。防災士が積極的に研修に参加し、習得した知識と技術を自主防災組織や地域住民に伝達する機会の提供に努める。

ウ 訓練・研修会の実施

自主防災組織の活動を活性化させ、災害時において迅速・的確な活動ができるように、平常時に自主防災組織も参加した地域防災訓練、防災研修会を実施する。訓練・研修会の実施にあたっては、地域住民への周知を図り、住民の主体的参加を促進する。

エ 個別指導・助言

自主防災組織の活動の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、各消防署の地域担当職員、学区や地域の防災士等が地域を巡回し、組織編成や活動内容に関する報告を受けるとともに、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、自主防災組織の整備されていない地域については、組織づくりの指導・助言を行う。

オ 組織育成・活動費の補助

地域の自主防災組織の設立や活動を推進するため、資機材整備費用等に対して補助を行う。また、県と連携し、活動経費等、実効性の高い補助制度のあり方について検討していく。

(4) 自主防災組織の訓練の実施

<消防局、総務部、市民部>

自主防災組織が災害時において迅速・的確な活動をするためには、平素から各種災害を想定した十分な訓練を実施しておくことが重要であることから、市はこれらの活動を支援する。

ア 実践的な訓練の実施

自主防災組織は、避難誘導や初期消火、救急救助、情報収集、応急救護、炊出し等に関する実践的な訓練の実施に努める。

イ DIG・HUG等の図上訓練

地域で大きな災害が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、参加者全員が、地域の災害リスクを把握するとともに、地域に被害が発生した場合、どのような対応をとればよいかを図上で疑似体験する。

また、避難所の運営についても図上訓練を行い、同様に疑似体験する。

ウ 地区防災計画に基づく検証訓練

学区で作成された地区防災計画の実効性を高めるため、地区防災計画に基づく検証訓練の実施に努める。

(5) 企業防災の促進

<産業観光部、消防局>

ア 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

イ 事業継続計画（BCP）の策定等

企業は、災害時に企業の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化や風水被害に対する浸水対策、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電気等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを実施するなどの防災活動の推進に努める。

ウ 事業継続管理（BCM）の構築

企業は、災害時に事業継続計画（BCP）で定めた手順や機能について、その実効性を確認するとともに、BCPが陳腐化することのないよう継続的に改善し維持管理する事業継続管理（BCM）の構築に努める。

エ 市の対応

市は、防災活動に関する優良企業の表彰や、企業の防災に係る取り組みを支援し、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行うなど地域の防災コミュニティの醸成に努める。

(6) 事業所における自主的な防災体制の整備

<消防局、産業観光部、防災関係機関>

事業所は、自らが所有する建築物の安全対策、市が行う防災対策への協力、地域防災活動への参画等による自主的な防災体制の整備に努める。

ア 自主防災体制の整備

各事業所においては、防火管理者を中心に、防災組織づくり、機材の整備、訓練の実施等、自主的な防災体制の整備を図る。大規模工場や大型小売店舗等、多数の者が出入り及び勤務する施設においては特に重視する。

また、危険物施設等において自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所においては、火薬類取締法、高圧ガス取締法等の関連法に従って自主防災体制の整備を図る。

イ 地域の自主防災組織との連携

事業所と事業所の立地する地域の自主防災組織との連携の強化を推進するため、事業所と地域の情報連絡体制の構築に努めるとともに、非常時における相互支援体制の検討、防災連絡会議の開催、合同防災訓練の実施等に努める。

第4節 文化財等の災害への備え

【基本方針】

文化財は、国民の貴重な財産であり、これらを災害から守り、後世に伝えるため、防災、文化財保存、都市計画などの分野を横断する広い視点に立ち、関連部局が関係機関等と協力して災害予防対策に取り組み、各種の施策を講じる必要がある。本市には、文化財建造物や美術工芸品等が数多く集中しており、平常時から市民、所有者、関係機関が協力して文化財に対する災害予防対策を推進する必要がある。災害時には、その被害の軽減を最大限に図れる体制を整備し、加えて文化財の保護と修復等に重点をおいた体制を整備する。

また、本市の歴史的風土は、我が国の歴史を伝えるうえで、国民的資産としての価値を有するものであることから、これを後世に継承する防災対策を推進する。

第1 文化財の災害予防対策

(1) 文化財等の消防活動対策

<市民部、消防局>

ア 保護の対象となる文化財等は、文化財保護法等により指定を受けた国宝及び重要文化財、重要有形民俗文化財及び重要な文化財その他の美術工芸品等の文化財等であって、建造物を除き、かつ緊急に搬出しなければ損壊すると認められるものとし、災害時における搬出保護活動のため、平常時からその具体的な方法及び搬出時期について計画を作成する。

イ 文化財対象物の自衛消防体制について、災害時に対処し得るよう育成を強化する。

ウ 国宝、重要文化財に指定された建造物を特別消防対象物（文化財）として指定し、それぞれ現状に応じた特別消防対象物警備計画を策定、運用するとともに、実態把握を行い、現行の防ぎょ計画がより効果的に運用されるよう関係計画の整備を図る。

エ 重要な文化財等の建造物について実態把握を行い、消防活動対策上必要となる重点事項を記録し、整備する。

(2) 緊急時の対応マニュアルの策定

<市民部>

災害発生時において、それぞれの文化財に対する適切な対応を実施するため、専門家と共に事前に緊急時の対応手順を検討し、緊急対応マニュアルを策定する。

また、万一の被災に備え、当該マニュアルには、文化財修復のために必要な事項を詳細に記録しておくものとする。

さらに、災害応急対策としての文化財建造物の解体又は撤去を行う場合において、可能な限り文化的価値の損失を避けるべく、解体等の手順の策定に努める。

第2 美術工芸品等文化財の予防対策

(1) 美術工芸品の転倒、転落防止対策

<市民部>

市内の国宝・重要文化財などの所有者並びに主要展示施設に対して「文化財（美術工芸品）の防災に関する手引」を送付し、美術工芸品の保存、展示に際しての注意を喚起するとともに、所有者等からの相談に応じる。

(2) 美術工芸品等文化財の搬出作業の準備

<市民部>

破損した建造物から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業を円滑に行うために、日頃から次の点に留意するよう指導を行う。

ア 必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制をつくっておく。

イ 搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

(3) 緊急時の対応マニュアルの策定

<市民部>

災害発生時において、それぞれの文化財に対する適切な対応を実施するため、専門家と共に事前に緊急時の対応手順を検討し、緊急対応マニュアルを策定する。

また、万一の被災に備え、当該マニュアルには、文化財修復のために必要な事項を詳細に記録しておくものとする。

第3 歴史的風土の保存と防災対策の推進

＜都市計画部、市民部、消防局＞

本市には、文化的な側面を含め歴史的資産として価値のある遺跡・史跡・景観が数多く存在する。

これら歴史的風土の保存に向けての取り組みにおいては、文化財関係者はじめ地域住民の理解と協力のもとに、さまざまな側面から防災対策に係る取り組みの推進や検討を図っていく。

また、取り組みにあたっては、歴史的風土の保存対象物のみならず、その文化的価値の活用に不可欠となる保存対象物へのアプローチ空間等の災害安全性を高め、来訪者の安全の確保を図る。

第5節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進

【基本方針】

災害対策の検討を目的として防災アセスメントを実施する。

(1) 防災アセスメントの実施

＜総務部＞

災害に対する適切な予防の実施や災害対策の推進のためには、市内各地域における災害の態様や被害規模を想定し、災害危険性及び災害危険箇所を把握することが必要である。そこで、気象、地形、地盤等の自然的条件、集落、土地利用等の社会的条件、災害履歴等をふまえた防災アセスメントを実施する。

ア 防災アセスメント結果については、広く市民等に公開するとともに、地域防災計画や関係機関の防災対策資料として役立てる。

イ 各地域防災圏を単位として地区別の災害特性を取りまとめ、ハザードマップ等の防災基礎資料の充実を図る。

ウ 各調査結果データのGIS（地理情報システム）化を図り、効率的な活用に努める。

エ 防災アセスメントについては、地域の自然・社会条件等の変化、調査技術の進展等をふまえつつ、必要に応じて適宜実施に努めるものとする。

(2) 気象観測等の推進

＜総務部、消防局、滋賀県＞

きめ細かい災害対策の実施のためには、気象等に係る観測を充実し、より綿密な情報の把握を行うことが必要である。そこで、雨量等の気象観測を推進するため、県が整備している土木防災情報システムや気象庁、文部科学省、独立行政法人産業技術総合研究所等の関係機関、さらには民間気象情報機関と連携して、市内各地への気象観測装置の設置に努める。

[資料編 5 観測施設 イ 雨量観測施設]

[資料編 5 観測施設 ウ 水位観測所]

[資料編 5 観測施設 エ 積雪・風速観測所]

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

【基本方針】

気象庁や国土交通省、県等が発表する気象及び災害に関する重大な予報・警報については、迅速に処理し、市民へ広報し、必要に応じて市民の避難誘導を行うほか、水防活動等により災害の未然防止に努める。

第1 災害の警報等の伝達

(1) 予報・警報の伝達

<総務部、消防局、防災関係機関>

大雨・洪水等の気象及び災害に関する重大な予報・警報については、市は防災関係機関との連携により、迅速に市民及び関係者に伝達・周知する。

ア 彦根地方気象台が発表する気象予警報

気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報、気象情報を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

伝達経路は別図気象予警報の伝達経路による。

イ 彦根地方気象台と滋賀県が共同で発表する土砂災害警戒情報（土石流、がけ崩れを対象とする）

気象業務法及び災害対策基本法に基づき、大雨による土砂災害のおそれがあるときに発表し、一般に周知させる。市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安のひとつとなる情報であり市町単位で発表する。

伝達経路は別図土砂災害警戒情報の伝達経路による。

ウ 彦根地方気象台と琵琶湖河川事務所が共同で発表する洪水予報（瀬田川・野洲川）

水防法に基づき国土交通大臣が指定する河川について、洪水のおそれがあるときに水位を示し、これを一般に周知させる。

水位状況により、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の4種類の予報を発表する。

伝達経路等詳細は大津市水防計画参照。

エ 彦根地方気象台と滋賀県が共同で発表する洪水予報（琵琶湖）

水防法に基づき知事が指定する河川について、洪水のおそれがあるときに水位を示し、これを一般に周知させる。

水位状況により、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の4種類の予報を発表する。

伝達経路等詳細は大津市水防計画参照。

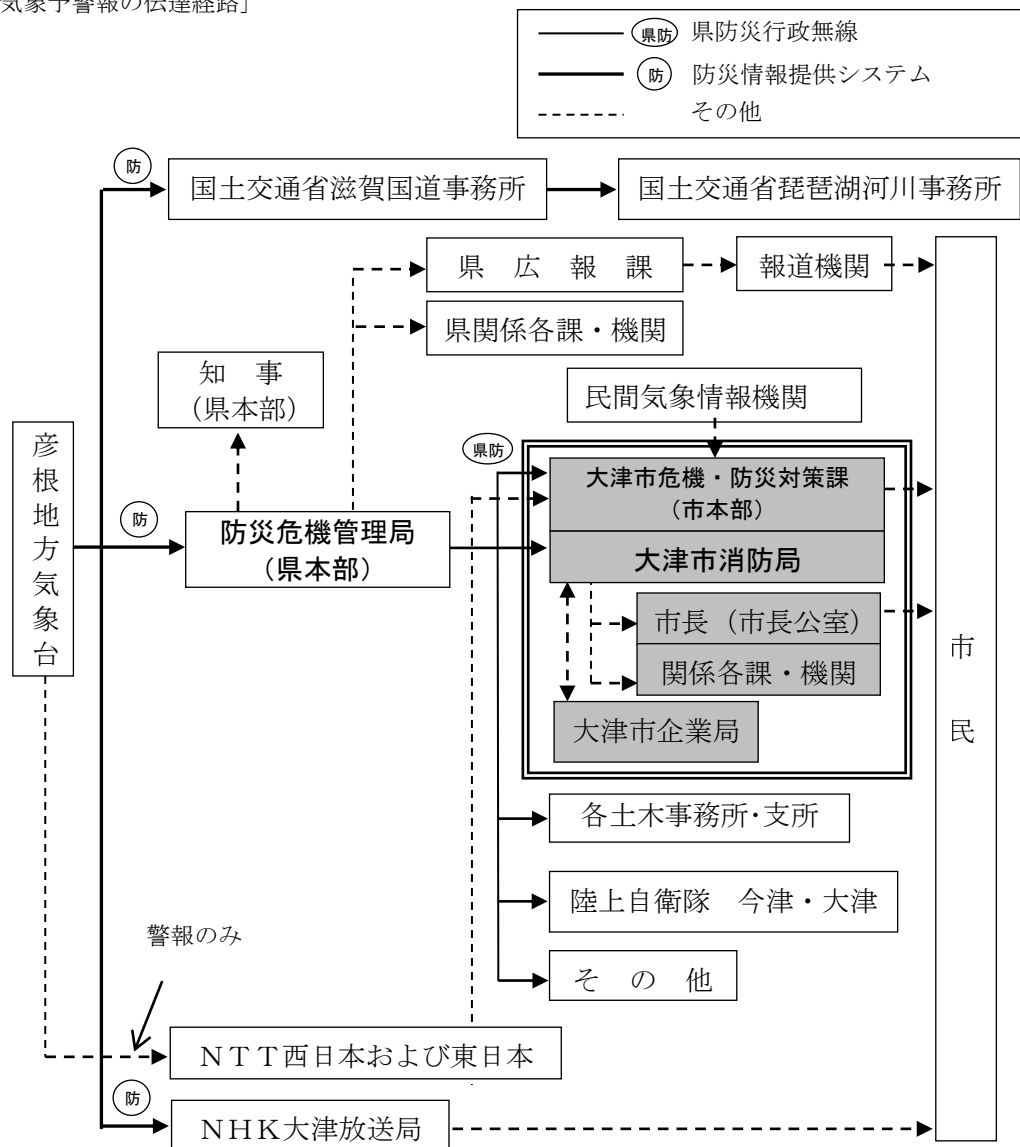
オ 滋賀県が発表する水位情報の通知（特別警戒水位到達情報）（大戸川）

水防法に基づき知事が指定する河川について、「氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位で、洪水

による災害の発生を特に警戒すべき水位（氾濫危険水位）に到達したときは水防管理者に通知するとともに、一般に周知する。

伝達経路等詳細は大津市水防計画参照。

[気象予警報の伝達経路]



(注) 県防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防本部等へ予警報の音声の伝達方法

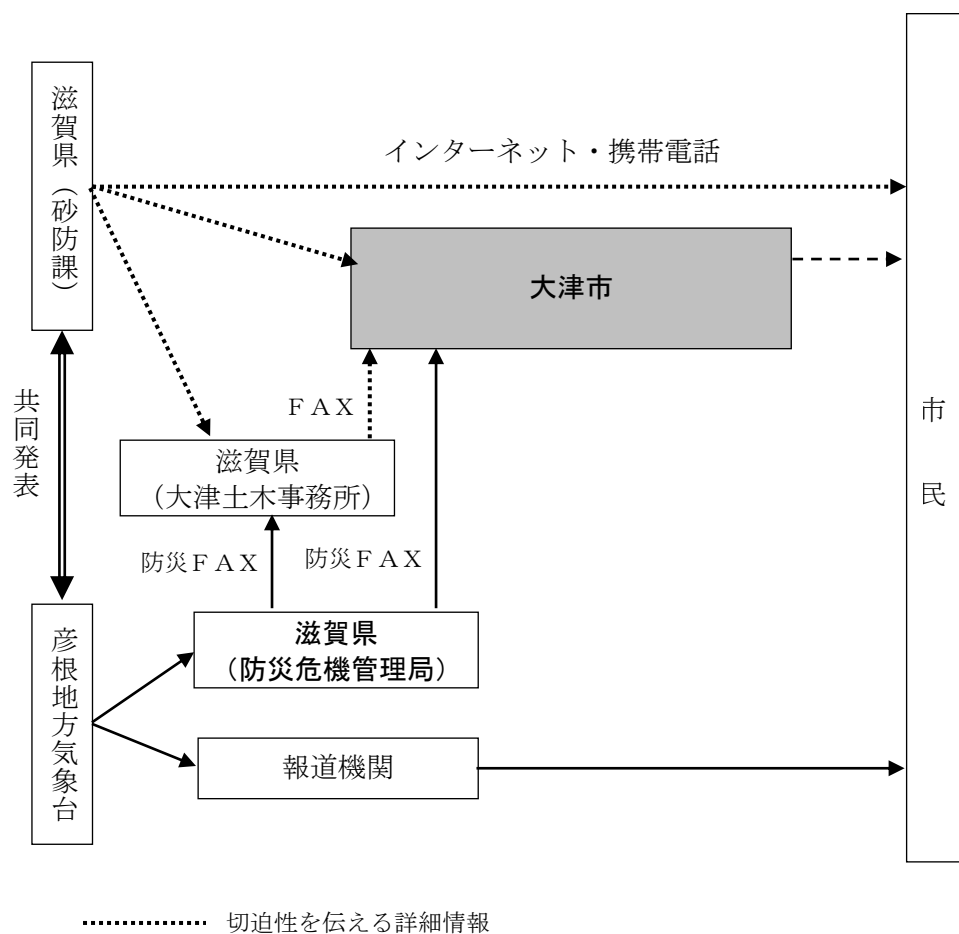
○勤務時間内の場合

県防災行政無線音声一斉により伝達される。

○勤務時間外の場合

県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町当直者に伝達される。

[土砂災害警戒情報の伝達経路]



(2) 予報・警報の広報活動

<総務部、政策調整部、福祉部、健康保険部、教育委員会、消防局、全部局>

災害に関する重大な予報・警報が発表された場合は、市は必要に応じて、次に定める方法に従い、速やかにその情報を市民に対して広報する。

〔予報・警報の広報〕

ア 市民に対する連絡方法

- (ア) 市民は、まずテレビ・ラジオ等により情報入手に努める。
- (イ) 市民に対する災害情報等の連絡活動は、第12節に基づいて行う。
- (ウ) 勤務時間外等のため、政策調整部による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、消防局が、消防団、警察、自主防災組織等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。
- (エ) 災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等を通じ報道する。
- (オ) 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法
次の方法のいずれかにより周知する。
 - a 広報車等の拡声装置の利用
 - b 水防計画によるサイレン等の使用
 - c 口頭、電話等による通知
 - d 防災行政無線同報系（旧志賀町域）
 - e 防災メール
 - f エリアメール・緊急速報メール

イ 連絡する情報

災害に関する予報・警報をはじめとして、予想される事態並びにこれに対処する措置をも併せて市民に周知するように努める。

- (ア) 暴風雨及び洪水に関する重大な予報・警報、土砂災害警戒情報、風水害情報、火災情報
- (イ) 火の始末に関する注意事項

〔資料編 7 情報収集と報告様式 ウ 報道機関〕

〔資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕ア-1 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社近畿放送、株式会社エフエム滋賀）〕

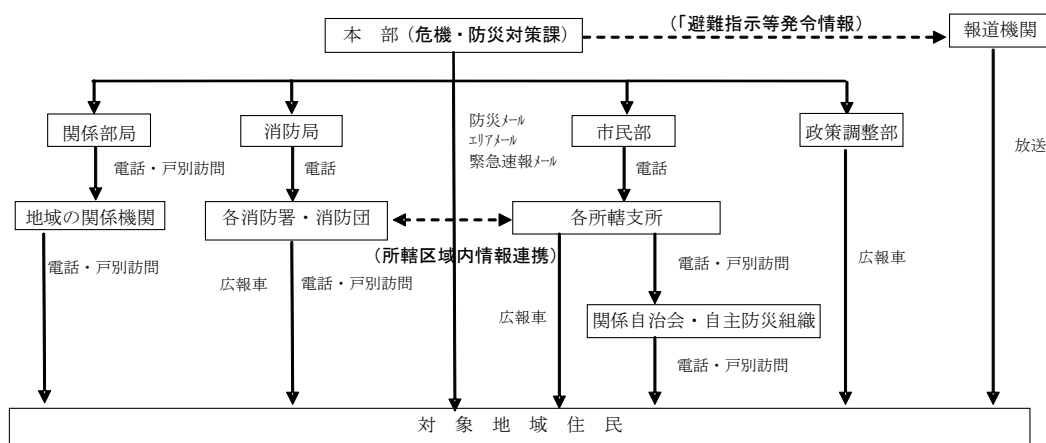
〔資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕イ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（美本放送協会大津放送局）〕

〔資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕ウ 災害時等における報道要請に関する協定（新聞各社）〕

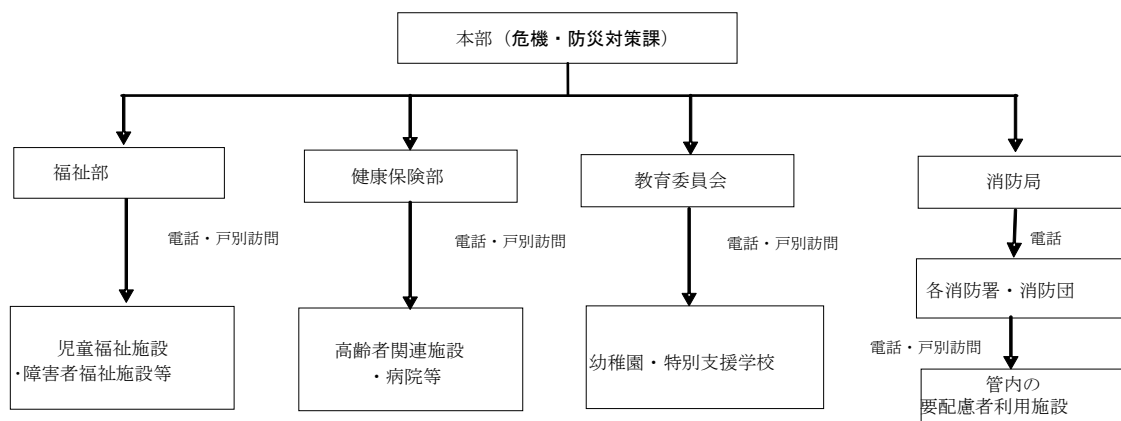
〔資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕ヌ 非常変災時その他緊迫事態における市町村立学校の非常措置基準〕

〔浸水想定区域・土砂災害警戒区域への情報伝達方法〕

（対象区域住民全般への伝達）



(要配慮者利用施設への伝達)



[資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編：別冊 琵琶湖浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

[資料編：別冊 草津川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

(3) 異常現象発見時の措置

<総務部、消防局>

ア 災害が発生するおそれのある異常な現象(がけくずれ、なだれ、洪水等)を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報しなければならない。

ウ 上記ア及びイによって通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。

- (ア) 彦根地方気象台(著しく異常な気象現象)
- (イ) その災害に関係のある市町
- (ウ) 滋賀県防災危機管理局、大津警察署・大津北警察署

第2 市民の避難誘導

(1) 危険箇所の監視・警戒活動

＜消防局、産業観光部、都市計画部、建設部、滋賀県＞

風水害等が発生する恐れがあるときには、市は県や河川管理者、ため池管理者等、消防機関等の関係機関と連携を図りながら、気象情報に十分注意し、河川や土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、ため池等の監視・巡回等警戒活動を行う。また、必要に応じて防護施設の設置を行う。

(2) 避難誘導・避難指示等の発令

＜総務部、政策調整部、市民部、福祉部、健康保険部、産業観光部、都市計画部、建設部、教育委員会、消防局、滋賀県、警察＞

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、市及び防災関係機関は、市民に対して避難誘導を行うとともに、次に掲げる実施要領等に従い、市や県、防災関係機関などの関係者が協議し、市民に対して避難指示等を発令し滋賀県（防災危機管理局）あて報告する。なお、解除したときは速やかにその旨を対象者に告げ、公示し滋賀県（防災危機管理局）に報告する。

避難指示等の発令は、原則として、総務部危機管理監等の要請に基づき市長（本部長）が発令する。警戒区域の設定も同様とする。

避難指示等の発令は、避難を必要とする現地の状況に応じて、市職員、消防署員等が行うものとし、警察等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全を最優先に実施する。警戒区域の設定の実施も同様とする。

また、市民一人ひとりが適切な避難行動を取れるよう、警戒レベルを活用し、発令基準をもとに避難指示等を発令する。

〔避難指示等の発令者〕

実施者 (発令者)	避難情報	災害の種類、内容	根拠法
市長	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害全般	災害対策基本法第56条第2項
市長	指示	災害全般の事前措置	災害対策基本法第59条
市長	【警戒レベル4】 避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
市長	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害全般	災害対策基本法第60条第3項
警察署長	指示	災害全般の事前措置	災害対策基本法第59条
知事	【警戒レベル4】 避難指示	災害全般（市長の代行）	災害対策基本法第60条第6項
警察官	【警戒レベル4】 避難指示	災害全般（市長が指示することができないとき、又は市長から要求があったとき。）	災害対策基本法第61条
	警告、指示、避難等の措置	災害全般	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた都道府県の職員	指示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	指示	洪水	水防法第29条
自衛官	警告、指示、避難等の措置	災害全般 警察官が現場にいない場合に限り行うことができる。	自衛隊法第94条

〔事前措置の実施要領（災害対策基本法第59条）〕

ア 条件	予警報の発表や水防上危険な箇所がある場合など、災害が発生するおそれがある場合に指示できる。
イ 指示内容	災害を拡大させるおそれのあると認められる設備又は物件の占有者等について除去その他の措置（補修、補強、移動、使用停止、処理、整理等）
ウ その他	代執行が可能 市長からの要請で警察署長等も指示が可能

〔警戒区域の設定者〕

設定者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
(※)警察官	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
自衛官	災害全般	同上	同上
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消防法第28条 〃 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条

(※) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

避難指示等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・災害のおそれあり	・高齢者等[*]は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援するもの ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	・災害のおそれ高い	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害が発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	・指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【警戒レベル3】高齢者等避難の実施（災害対策基本法第56条）】

ア 条 件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては避難の指示等を行うことが予想される場合
イ 趣 旨	危険予想地域の住民に対し避難のための準備と事態の周知を行う。 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない。
ウ 伝達内容	①勧告者 ②避難理由 ③避難対象者 ④避難（場）所
エ 伝達方法	①広範囲の場合～テレビ、ラジオ、広報車等 ②小範囲の場合～テレビ、ラジオ、広報車等 ③必要に応じ個々に口頭伝達を行う。

【警戒レベル4】避難指示の実施（災害対策基本法第60条）】

ア 条 件	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は局地的な災害が発生し現場に残留者がある場合
イ 伝達内容	①勧告者 ②避難理由 ③避難対象者 ④避難順位 ⑤避難（場）所
ウ 伝達方法	【警戒レベル3】高齢者等避難に同じ。

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令】

ア 条 件	災害が発生又は切迫している場合 (必ず発令される情報ではない)
イ 伝達内容	【警戒レベル4】避難指示に同じ。
ウ 伝達方法	【警戒レベル3】高齢者等避難に同じ。

洪水予報指定河川（琵琶湖、瀬田川）の避難指示等の基準

発令対象区域	浸水想定区域図を基本とするとともに、想定浸水深（地先の安全度マップ）を参考にするなどして総合的に決定する									
	発令基準	判断情報								
【警戒レベル3】高齢者等避難	・避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合 <table><tr><td>洪水予報指定河川</td><td>避難判断水位</td></tr><tr><td>琵琶湖(平均)</td><td>0.80 m</td></tr><tr><td>瀬田川(鳥居川観測所)</td><td>1.30 m</td></tr><tr><td>(関ノ津観測所)</td><td>2.60 m</td></tr></table> ・深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予測される場合	洪水予報指定河川	避難判断水位	琵琶湖(平均)	0.80 m	瀬田川(鳥居川観測所)	1.30 m	(関ノ津観測所)	2.60 m	・滋賀県土木防災情報システムの水位予測現況図等 ・滋賀県、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
洪水予報指定河川	避難判断水位									
琵琶湖(平均)	0.80 m									
瀬田川(鳥居川観測所)	1.30 m									
(関ノ津観測所)	2.60 m									
【警戒レベル4】避難指示	・氾濫危険水位に到達した場合 <table><tr><td>洪水予報指定河川</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td>琵琶湖(平均)</td><td>1.15 m</td></tr><tr><td>瀬田川(鳥居川観測所)</td><td>1.40 m</td></tr><tr><td>(関ノ津観測所)</td><td>2.80 m</td></tr></table> ・異常な漏水等が発見された場合 ・判断する時点（夕刻）で、避難判断水位を超えた状態で、夜間から明け方に、多量の降雨が予測される場合	洪水予報指定河川	氾濫危険水位	琵琶湖(平均)	1.15 m	瀬田川(鳥居川観測所)	1.40 m	(関ノ津観測所)	2.80 m	・滋賀県土木防災情報システムの水位予測現況図等 ・滋賀県、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
洪水予報指定河川	氾濫危険水位									
琵琶湖(平均)	1.15 m									
瀬田川(鳥居川観測所)	1.40 m									
(関ノ津観測所)	2.80 m									

緊急安全確保

【警戒レベル5】

・決壊や越水・溢水が発生または切迫しており災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合

・氾濫開始相当水位に到達し、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合

洪水予報指定河川	氾濫開始相当水位
瀬田川(関ノ津観測所)	4.13 m

・滋賀県土木防災情報システムの水位予測現況図等

・滋賀県、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする

水位周知河川（大戸川）の避難指示等の基準

発令対象区域	浸水想定区域図を基本とするとともに、想定浸水深（地先の安全度マップ）を参考にするなどして総合的に決定する	
	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・避難判断水位（1.70m：綾井橋）に到達し、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合 ・深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予測される場合	・滋賀県土木防災情報システムの水位予測現況図等 ・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
【警戒レベル4】 避難指示	・氾濫危険水位（2.00m：綾井橋）に到達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・判断する時点（夕刻）で、避難判断水位を超えた状態で、夜間から明け方に、多量の降雨が予測される場合	・滋賀県土木防災情報システムの水位予測現況図等 ・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・決壊や越水・溢水が発生し、多大な被害が広範囲に及んでいる場合、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	・災害の発生及び被害状況を本市が把握した際に、可能な範囲で発令

水位情報が周知されない中小河川（水位基準設定を有する一級河川）の避難指示等の基準
（安曇川、和邇川、真野川、雄琴川、信楽川）

発令対象区域	地形や想定浸水深（地先の安全度マップ）を参考にするなどして総合的に決定する													
	発令基準		判断情報											
【警戒レベル3】高齢者等避難	・氾濫注意水位に達し、さらに水位が増すことが予測される場合 <table><tr><td rowspan="5">氾 濫 注 意 水 位</td><td>安曇川 (中村橋)</td><td>2.90 m</td></tr><tr><td>和邇川</td><td>2.00 m</td></tr><tr><td>真野川</td><td>1.30 m</td></tr><tr><td>雄琴川</td><td>1.90 m</td></tr><tr><td>信楽川</td><td>3.00 m</td></tr></table> ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合		氾 濫 注 意 水 位	安曇川 (中村橋)	2.90 m	和邇川	2.00 m	真野川	1.30 m	雄琴川	1.90 m	信楽川	3.00 m	・滋賀県土木防災情報システムの水位現況図等 ・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
氾 濫 注 意 水 位	安曇川 (中村橋)	2.90 m												
	和邇川	2.00 m												
	真野川	1.30 m												
	雄琴川	1.90 m												
	信楽川	3.00 m												
【警戒レベル4】避難指示	・氾濫注意水位をはるかに超え、河川計画高水位に向かって水位が上昇すると判断される場合 <table><tr><td rowspan="5">計 画 高 水 位</td><td>安曇川 (中村橋)</td><td>3.80 m</td></tr><tr><td>和邇川</td><td>3.20 m</td></tr><tr><td>真野川</td><td>2.50 m</td></tr><tr><td>雄琴川</td><td>2.80 m</td></tr><tr><td>信楽川</td><td>4.20 m</td></tr></table> ・水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 ・浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合 ・上記に加え、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合		計 画 高 水 位	安曇川 (中村橋)	3.80 m	和邇川	3.20 m	真野川	2.50 m	雄琴川	2.80 m	信楽川	4.20 m	・滋賀県土木防災情報システムの水位現況図等 ・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
計 画 高 水 位	安曇川 (中村橋)	3.80 m												
	和邇川	3.20 m												
	真野川	2.50 m												
	雄琴川	2.80 m												
	信楽川	4.20 m												

緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・近隣で浸水が床上に及んでいる場合 ・決壊や越水・溢水が発生し、多大な被害が広範囲に及んでいる場合 ・上記に加え、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	・災害の発生及び被害状況を本市が把握した際に、可能な範囲で発令
--------------------------------	--	---

水位情報が周知されない中小河川（水位基準設定がない一級河川）の避難指示等の基準

発令対象区域	地形や想定浸水深（地先の安全度マップ）を参考にするなどして総合的に決定する	
	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者 等避難	・現場の巡視報告、市民からの被害情報等から近隣で道路冠水、床下浸水が発生し、降雨予測により氾濫のおそれがある場合	・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
避難指示 【警戒レベル4】	・現場の巡視報告、市民からの被害情報等から多大な影響を及ぼすと判断される場合	・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・氾濫が発生し、多大な被害が及んでいる場合、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	・災害の発生及び被害状況を本市が把握した際に、可能な範囲で発令

市管理河川・水路等の避難指示等の基準

発令対象区域	地形や想定浸水深（地先の安全度マップ）を参考にするなどして総合的に決定する	
	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者 等避難	・現場の巡視報告、市民からの被害情報等から近隣で道路冠水、床下浸水が発生し、降雨予測により氾濫のおそれがある場合	・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
避難指示 【警戒レベル4】	・現場の巡視報告、市民からの被害情報等から多大な影響を及ぼすと判断される場合	・滋賀県、彦根地方気象台の意見、現場の巡視報告、市民からの通報等を参考にする
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・氾濫が発生し、多大な被害が及んでいる場合、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	・災害の発生及び被害状況を本市が把握した際に、可能な範囲で発令

土砂災害の避難指示等の基準

発令対象区域	・滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度の1kmメッシュで、土砂災害の危険度が高まっているメッシュ内に土砂災害警戒区域等がある場合、そのメッシュが所在する町丁目にある土砂災害警戒区域等 ・土砂災害の前兆現象や土砂災害が発生した町丁目にある土砂災害警戒区域等 ※土砂災害警戒区域等とは、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域をいう。	
	発令基準	判断情報
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、雨量判定図においてスネーク曲線が2時間後予測で土砂災害発生危険基準線を超過した場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合	・土砂災害警戒情報 ・滋賀県土木防災情報システムの雨量判定図
【警戒レベル4】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、雨量判定図においてスネーク曲線が1時間後予測で土砂災害発生危険基準線を超過した場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	・土砂災害警戒情報 ・滋賀県土木防災情報システムの雨量判定図
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・大規模な土砂災害が発生し、多大な被害が広範囲に及んでいる場合、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合	・災害の発生及び被害状況を本市が把握した際に、可能な範囲で発令

水位観測所における基準値

出典：令和元年度滋賀県水防計画資料編

番号	所轄	観測所名	河川名	位置		自記 固定 の別	水位				計画	管理者
				町	字		水防待機 水位 (通報)	氾濫 注意水位 (警戒)	避難断 水位	氾濫 危険水位 (特別警戒)		
1351	国土 交通省	琵琶湖 平均	琵琶湖			テレメータ	0.55	0.70	0.80	1.15	1.40	琵琶湖河川 事務所
1352	〃	堅田	〃		本堅田	〃	—	—			—	〃
1353	〃	三保ヶ崎	〃	観音寺		〃	—	—			—	〃
2051	大津	中村橋	安曇川	葛川 中村		〃	1.80	2.90			3.80	大津土木 事務所
2052	〃	和邇川	和邇川		今宿(和 邇川橋)	〃	1.20	2.00			3.20	〃
2053	〃	真野川	真野川	今堅田	(真野 川大橋)	〃	0.70	1.30			2.50	〃
2054	〃	雄琴川	雄琴川	雄琴		〃	1.20	1.90			2.80	〃
2055	〃	信楽川	信楽川	大石東町		〃	2.00	3.00			4.20	〃
2056	〃	綾井橋	大戸川	上田上牧 町		〃	1.00	1.40	1.70	2.00	—	〃
2501	〃	千丈川千町	千丈川	千町		〃						〃
2502	〃	吾妻川	吾妻川	逢坂		〃						〃
2351	国土 交通省	鳥居川	瀬田川	唐橋町		〃	0.70	0.80	1.30	1.4	1.40	琵琶湖河川 事務所
2352	〃	千町	〃	黒津		〃	—	—			—	〃
2353	〃	瀬湊	〃	〃		〃	—	—			—	〃
2354	〃	関ノ津	〃	関津		〃	1.00	2.00	2.60	2.8	3.03	〃
2355	〃	大鳥居	大戸川	上田上 大鳥居町		〃	—	—			—	淀川ダム統合管理 事務所
2356	〃	黒津	〃	黒津		〃	—	—			—	琵琶湖河川 事務所
8951	国土 交通省	雄琴沖	琵琶湖	雄琴	苗鹿	〃						水資源機構

[避難誘導に際しての留意点]

- ア 災害発生の恐れがある場合には、必要に応じ指定避難所を開設し、住民に周知する。
- イ 上記指定避難所等へ移動することにより、かえって危険が生じる又は、危険が生じるおそれのある場合は、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まることも避難である旨を周知する。
- ウ 避難指示等の伝達にあたっては複合的な手段を用いて的確に行う。
- エ 避難誘導時には浸水地区、土砂災害警戒区域等災害の情報を提供する。
- オ 必要に応じて、ヘリコプターや船舶等での避難を検討する。
- カ 情報伝達、避難誘導の実施にあたっては、要配慮者に配慮する。
- キ 住民の避難に消防職員・団員等を配置する。
- ク 避難の遅れた者の有無を確認し、その対処に全力をあげる。

(3) 避難指示等の広報活動

<総務部、政策調整部、福祉部、健康保険部、教育委員会、消防局、全部局>

避難指示等を発令した場合には、速やかに各放送機関に対して避難情報の内容を伝達し、必要事項の放送を要請する。

その他、避難指示等の広報活動は、第1節第1（2）予報・警報の広報活動（風水害編応急）及び第12節（1）広報活動（風水害編応急）に準ずる。

(4) 避難指示等の対象区域への伝達経路

<全部局>

避難指示等の伝達は風水害編応急〔浸水想定区域・土砂災害警戒区域への情報伝達方法〕に準ずる。

第 3 災害未然防止活動

(1) 水防活動の実施

<消防局、総務部、産業観光部、建設部、琵琶湖河川事務所>

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防、ため池等の巡視を行い、水防上危険であると判断される箇所について次の水防活動を実施する。

[水防活動の実施項目]

- | | |
|---|----------|
| ア | 仮排水路の設置 |
| イ | 不安定土砂の除去 |
| ウ | ブルーシート貼り |
| エ | 土のう積み |
| オ | 仮設防護柵の設置 |

(2) 水防警報（瀬田川）

琵琶湖河川事務所長は、瀬田川について、洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときは、区域を指定して水防警報を行う。水防要員は発表の段階（第 1 段階～第 4 段階）に応じた水防活動を実施する。（大津市水防計画参照）

第2節 活動体制の確立

【基本方針】

災害発生後の初動時に迅速に災害対策を実施するため災害対策本部を設置し、必要に応じて初動支所班を設置するとともに、各部局の特別調整担当者が「情報収集」「医療」「救援物資輸送」「災害廃棄物の処理」等の13項目の重要な災害対策事項についての調整を行う。

第1 市の活動体制

(1) 職員の参集・動員

＜総務部、全職員＞

職員の参集・動員については、基本的に次の表に従い、職員の参集について伝達し、また、参集の命を受けた職員は予め定められた場所に参集する。なお、被害の発生状況により、市長は、必要な防災体制をとるために職員に対して動員指令を発令する。

その職員の動員にあつては、危機・防災対策課から各部長（各課長）を通じて配備要員に伝達するものとする。

動員指令は、勤務時間外（夜間・休日等）における迅速な伝達を図るため、あらかじめ伝達経路を定めておくとともに、電話不通時における確実な伝達を図るため、防災行政無線・携帯メール等を利用した伝達手段を熟知しておくものとする。

なお、気象状況や災害の発生状況により、随時、体制等を判断していく。

[参集職員及び参集場所]

体制	予警報等	参集職員	参集場所
警戒1号体制	【注意報発表】 大雨 洪水 【警報発表】 大雪	警戒1号体制職員	各所属（勤務時間内）
			自宅待機（勤務時間外）
警戒2号体制	【警報発表】 大雨 暴風 洪水 暴風雪	初動支所班員 ※注1	各支所
		警戒2号体制職員	各所属
災害警戒本部体制	避難情報の発令又は発令が見込まれるとき 【土砂災害警戒情報発表】	災害警戒本部関係者 （ 本部長、副本部長 本部員 本部事務局員 災害対策救助隊本部隊 ）	新館2階災害対策本部室 情報収集室
		初動支所班員 ※注1	各支所
		警戒2号体制職員	各所属
災害対策本部体制	第1配備 局地的な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	災害対策本部関係者 （ 本部長、副本部長 本部員 本部事務局員 災害対策復旧活動連絡員 ※注2 災害対策救助隊 ）	新館2階災害対策本部室 情報収集室
		初動支所班員 ※注1	各支所
		上記以外の職員 の1／5程度	各所属
	第2配備 広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	災害対策本部関係者 （ 本部長、副本部長 本部員 本部事務局員 災害対策復旧活動連絡員 災害対策救助隊 ）	新館2階災害対策本部室 情報収集室
		初動支所班員 （全支所）	各支所
		上記以外の職員 の1／2程度	各所属
	第3配備 市全域で甚大な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき 【特別警報発表】 大雨、暴風、暴風雪、大雪	災害対策本部関係者 （ 本部長、副本部長 本部員 本部事務局員 災害対策復旧活動連絡員 災害対策救助隊 ）	新館2階災害対策本部室 情報収集室
		初動支所班員 （全支所）	各支所
		上記以外の全職員	各所属

ただし、職員の召集は、災害警戒本部又は災害対策本部において追加招集を決定した場合は、この限りではない。

※注1 各支所につき最低1名、状況に応じて追加招集（警報発表地域及び災害の発生又はそのおそれがある地域にある支所）

※注2 各部局1名参集（計11名）

(2) 参集状況の報告

＜総務部、全職員＞

「本部事務局」及び各部長は、職員の参集状況を速やかに把握し、本部長に報告するものとする。
また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き1時間ごととする。

[報告事項]

- ・部局名
- ・登庁人員数
- ・その他（職員の被災状況等）

(3) 参集にあたっての留意事項

＜総務部、全職員＞

勤務時間外に参集する場合には次に掲げる点に留意することとする。

- ア 特に指示がある場合を除き作業服とするが、無理な場合にはできるだけ活動しやすい服装を着用し、食料適宜・飲料水を携帯するよう努める。
- イ 災害発生時の緊急連絡は重要であり、たえず所在を明らかにし、連絡がつくようにする。
- ウ 常に気象情報等（ラジオ・テレビ等）に留意する。
- エ 参集時の担当者は予め指定されているが、指定された担当者が参集できない場合は、参集している職員の中で最高職位者が担当者となる。
- オ 公共交通機関が寸断され道路事情の悪化が予想される場合は、徒歩・自転車・バイクのいずれかにより参集するものとする。
- カ 参集途上においては、災害状況の情報収集を行うこととする。

(4) 災害体制

＜総務部、全職員＞

気象注意報、警報等が発表されたときは、次に掲げる災害体制を配備する。

[災害体制]

種 別		配備体制要件	勤務時間外の参集等
災害警戒体制	警戒1号体制	大雨・洪水注意報、大雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて事務局長が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機
	警戒2号体制	大雨・洪水・暴風・暴風雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒2号体制時参集職員・危機・防災対策課職員は指定場所へ参集

	災害警戒本部体制 【警戒本部】	事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。 また、次の気象及び避難情報が発令（発表）された場合又は発令が見込まれる場合は、災害警戒本部を設置する。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 市長、県知事及び警察署長等による避難の指示 (3) 高齢者等避難	災害警戒本部関係者（本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊本部隊）・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集
災害対策本部体制	第1配備体制 【対策本部】	局地的な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	第1配備体制職員（全職員の1/5程度）は、指定場所へ参集
	第2配備体制 【対策本部】	広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき	第2配備体制職員（全職員の1/2程度）は、指定場所へ参集
	第3配備体制 【対策本部】	市全域で甚大な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき 大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき	全職員、指定場所へ参集
	現地災害対策本部体制 【現地本部】	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣

各部は、平素から警戒1号体制及び警戒2号体制における職員配備計画に見直しを加えるなど、体制の整備に努める。なお、気象状況や被害状況により随時、部内調整を図り体制を整備する。

(5) 情報収集体制の整備

＜総務部、建設部、滋賀県、消防局、市民部＞

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を図る。

① 気象予警報

気象予警報については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線等によって収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ・ラジオ等による情報確認並びに隣接市町への確認等を併せて実施する。

② 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを収集するとともに、洪水予報を県土木防災情報システムによって収集を図る。また、インターネットで土砂災害警戒情報によるリアルタイム情報等を併せて確認する。なお、琵琶湖洪水予報については、県から県土木防災情報システムによって収集する。

③ 被害情報

被害情報については、市職員・消防団・防災関係機関及び市民等からの情報収集に努める。

(6) 情報伝達体制の整備

<総務部、滋賀県、消防局>

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルート多重化を図る。

ア 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災情報システム、県防災行政無線及び移動系防災行政無線等により行う。

(7) 本部の設置から廃止

<総務部>

ア 本部設置基準

災害対策基本法第23条の2に基づき災害対策本部を設置し、必要に応じて災害対策基本法第23条の2第5項に基づき現地災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置するまでもない場合には災害警戒本部を設置するものとする。

配備体制については、上記の災害体制表中の配備体制要件を満たした場合に各本部体制が設置される。

イ 本部長・権限の代行

災害対策基本法第23条の2第2項に基づき災害対策本部長は市長とし、市長不在時は主管の副市長が代行することとする。市長、主管の副市長ともに不在時の代行順位は、主管以外の副市長を第1順位とし、総務部危機管理監を第2順位とする。また、災害警戒本部については、本部長を主管の副市長とし、不在時には主管以外の副市長が代行する。以下、本部組織図に定める順により部長が代行する。その他、現地対策本部は、本部長が本部員の中から指名した者を現地本部長とする。

ウ 本部設置場所

災害対策本部及び災害警戒本部は特別の場合を除き、市役所「新館2階災害対策本部室」に設置する。設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるよう計画しておくものとする。また、「新館2階災害対策本部室」が使用できない場合には、以下の順位で代替地に本部を設置する。

- | | | |
|-------|------|----------|
| 代替候補地 | 第1順位 | 皇子山球場 |
| | 第2順位 | 皇子山陸上競技場 |
| | 第3順位 | 歴史博物館 |

なお、現地対策本部は必要に応じて必要な支所に設置できるものとする。

エ 本部設置の通知

災害対策本部を設置並びに廃止した時は、直ちにその旨を県知事及び防災会議委員、マスコミ及び関係機関に通知する。また、災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置並びに廃止した時は、災害対策本部長及び災害警戒本部長が必要と認める関係機関に通知する。

オ 本部表示の掲出

災害対策本部等を設置した時は「大津市災害対策本部」、「大津市災害警戒本部」及び「大津市現地災害対策本部」の看板を掲出する。

カ 本部の組織と運営

災害対策本部は、大津市災害対策本部条例（昭和38年3月25日条例第2号）に基づいて組織し、大津市災害対策本部運営要領により運営する。また、災害警戒本部は、同運営要領に準じて運営する。

本部事務局は、総務部に設置し、危機管理監がこれを統括する。また、事務局長は危機・防災対策課長をもってあてる。

一方、大津市災害対策救助隊設置要綱に基づいて市職員で組織する災害対策救助隊が本部長の指示で応急活動にあたる。災害警戒本部体制であるときは、当該設置要綱に準じて本部長の指示を受けることができる。

キ 本部廃止基準

次のいずれかに該当するとき、災害対策本部及び現地災害対策本部を廃止することができる。

(ア) 災害応急対策が概ね終了したとき。

(イ) 災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。

また、次のいずれかに該当するとき、災害警戒本部を廃止することができる。

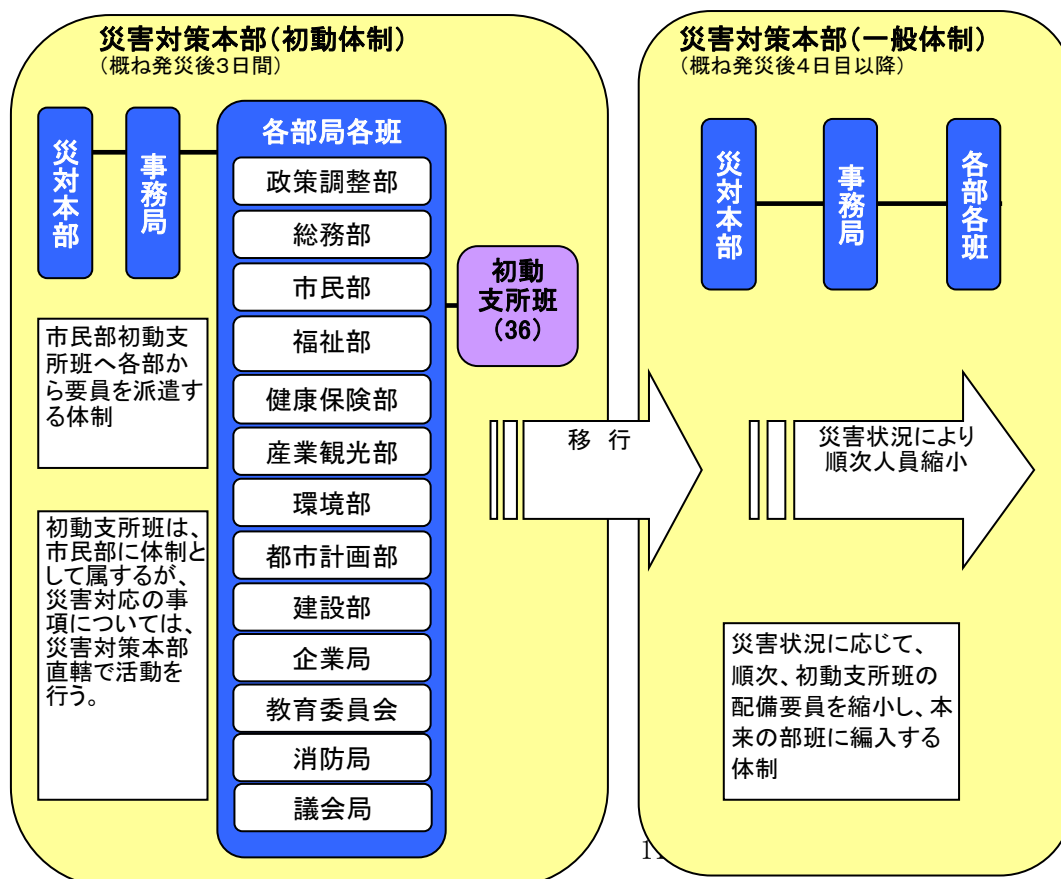
(ウ) 災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。

(エ) その他、本部長が必要ないと認めたとき。

ク 本部廃止の通知

災害対策本部を設置及び廃止したときは、速やかに県（防災危機管理局）及び市防災会議委員、関係指定地方行政機関、隣接市町へ報告する。

[災害対策本部体制図]



【災害警戒本部及び災害対策本部組織図】

	大津市災害対策本部	大津市災害警戒本部
本部長	市長	主管の副市長
副本部長	副市長	主管以外の副市長
本部員	総務部危機管理監 総務部長 政策調整部長 市民部長 福祉部長 健康保険部長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 公営企業管理者 教育長 議会局長 消防局長	総務部危機管理監 総務部長 政策調整部長 市民部長 福祉部長 健康保険部長 産業観光部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 企業局長 教育長 消防局長
本部事務局 (統括：総務部危機管理監)	総務部 事務局長：危機・防災対策課長	
	事務局員：(参事又は課長補佐級を基本とする。)	
	企画調整課 総務課 自治協働課 福祉政策課 長寿政策課 商工労働政策課 環境政策課	都市計画課 建設監理課 企業局危機管理室 教育総務課 議事課 消防総務課
	情報班・計画班・ 広報班 (SNS 発信担当者含む) ・人的受援班・物資調整班 ・保健福祉支援班	情報班・SNS 発信担当者・ 保健福祉支援班
	災害対策復旧活動連絡員	
災害対策救助隊	全隊員	本部隊
活動部局	政策調整部 総務部 市民部 福祉部 健康保険部 産業観光部 環境部	都市計画部 建設部 企業局 教育委員会 議会局 消防局
市民部初動支所班	初動支所班長 班員	初動支所班長 班員 (状況に応じて召集)

(8) 初動支所班の設置

<市民部>

初動支所班の設置基準は、別表「参集の伝達方法及び参集場所」のとおりとする。

初動支所班の設置場所は各支所とし、初動支所班員は、支所勤務職員とあらかじめ指名された職員とする。なお、初動支所班員のうち指名職員については、各部において、勤務時間外にも迅速な参集が可能な職員をあらかじめ指名しておく。

初動支所班は、活動部の体制は市民部に属するが、災害対応に係る事項については、災害対策本部直轄で活動を行う。

初動支所班員は速やかに支所に参集し、次の表に記載する業務を行うものとする。

初動支所班が廃止された後、初動支所班員は、本来の所属部班で活動する。

[初動支所班の役割]

班名		主な任務分担
		救助・救命期（概ね発生後3日間）
初動支所班	班長（1名）	1 初動支所班の総括
	班員（3名から5名）	1 本部長命令の伝達 2 被害情報の集約 3 災害対策本部への被害状況等の報告 4 災害対策本部への応急対策活動の報告 5 自主防災組織等の活動状況の把握 6 避難情報の伝達 7 災害対策本部、管轄区域内の指定避難所等との連絡調整 8 庁舎の管理保全 9 初動支所班の庶務

[資料編 19 その他 (4) 関係法令 ケ 大津市災害対策本部条例]

[資料編 19 その他 (4) 関係法令 コ 大津市災害対策本部運営要領]

[資料編 19 その他 (4) 関係法令 サ 大津市災害対策救助隊設置要綱]

(9) 災害対策復旧活動連絡員の設置

<関係職員>

災害対策復旧活動連絡員は、災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合に、参集するものとする。

災害対策復旧活動連絡員は、各部においてあらかじめ指名しておき、災害対策本部直轄で、次に記載する業務を行うものとする。

- ① 被災地の復旧活動（人員、重機、復旧見込期間等）の調整
- ② 担当地域の応急復旧活動監視
上記①における作業区域での指揮監督、進捗管理を行う。
- ③ 応急復旧活動状況の報告

(10) 避難所担当員の設置

<関係職員>

避難所担当員は、所定の指定避難所が開設された場合に、参集するものとする。

避難所担当員は、あらかじめ指名しておき、次に記載する業務を行うものとする。

- ア 指定避難所の管理、運営補助
- イ 指定避難所運営に関する災害対策本部との連絡調整
- ウ 指定避難所の施設管理者との連絡調整
- エ 地域自主防災会等の地域団体との連携、調整
- オ 支所との連絡、初動支所班との連携、調整
- カ 避難者名簿の管理

(11)特別調整

<総務部、政策調整部、関係職員>

大規模災害の場合、災害対策本部事務局内においては、必要に応じて、重要な対応業務となる「情報収集」「広報」「医療」「緊急輸送路」「生活物資調達」「義援金・義援物資」「要配慮者」「罹災証明書等」「災害廃棄物」「遺体対応」「環境保全・衛生」「災害ボランティア」「応急仮設住宅」の13の項目について本部長の指示により「特別調整担当者」が災害対策活動全体を統括し、災害対策本部全体として一貫した災害対策活動が実施できるよう調整する。

一方、応急・復旧活動に際しては、各種の行政データを扱う情報システムの円滑な稼動が不可欠なため、これら対応にも万全を図る。

〔特別調整の関係部及び業務例〕

特別調整項目	主に関係する部局	調整対象となる業務例
医療・保健・防疫 【責任部】 ○健康保険部	健康保険部 福祉部 教育委員会 消防局	・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 救護班の編成、救護所の設置に関すること。 ・ 災害時の医療助産、救護に関すること。 ・ 医薬品等医療資機材の調達、配分に関すること。 ・ 義援医薬品の受付、保管及び配分に関すること。 ・ 医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 救出救助、救急に関すること。 ・ 被災地の防疫に関すること。 ・ 感染症予防対策に関すること。 ・ 感染症患者に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 医療ボランティアへの対応に関すること。 ・ 被災地、学校における保健対応に関すること。
緊急輸送路 【責任部】 ○建設部	都市計画部 建設部 教育委員会	・ 緊急輸送路の確保に関すること。 ・ 緊急輸送路及び道路施設の応急復旧に伴う残土等の不要物にかかる一時保管場所の確保に関すること。 ・ 応急復旧路線や代替道路に関する情報収集、連絡調整に関すること。
生活物資調達 【責任部】 ○産業観光部	総務部 福祉部 産業観光部	・ 救援物資の受入、配分及び礼状に関すること。 ・ 生活物資の調達に関すること。 ・ 生活物資の配分に関すること。 ・ 炊出しに関する連絡調整に関すること。 ・ 災害時の生活物資の流通確保に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。
義援金・義援物資 【責任部】 ○総務部	総務部	・ 義援金の受入、配分及び礼状に関すること。 ・ 義援物資の受入、配分及び礼状に関すること。

要配慮者 【責任部】 ○福祉部 ○健康保険部	福祉部 健康保険部 産業観光部 教育委員会	- 要配慮者対策に関する事。 - 被災地における福祉活動に関する事。 - 福祉ボランティアへの対応に関する事。 - 園児・児童・生徒の安全確保に関する事。 - 応急教育に関する事。 - 外国人の対応に関する事。
罹災証明書等（住家被害認定調査含む） 【責任部】 ○総務部	総務部	- 住家被害認定調査に関する事。 - 罹災証明書等の交付に関する事。（住家被害認定に基づくもの）
	消防局	罹災証明書の交付に関する事。（火災に関するもの）
	政策調整部 総務部 市民部 消防局	罹災台帳の作成に関する事。
災害廃棄物 【責任部】 ○環境部	環境部 都市計画部 建設部	- 災害廃棄物の処理、処分に関する事。 - 倒壊家屋の対応に関する事。 - 空地情報の収集に関する事
遺体対応 【責任部】 ○市民部	市民部 福祉部 健康保険部 消防局	- 行方不明者の捜索、収容に関する事。 - 遺体の安置、処理に関する事。 - 埋火葬申請への対応に関する事。 - 関係機関調整等、円滑な埋火葬に関する事。 - 葬儀の実施に関する事。 - 災害救助法の適用に関する事。 - 遺体の検案に係る調整に関する事。
環境保全・衛生 【責任部】 ○環境部	環境部 都市計画部 健康保険部 （保健所）	- 被災地の有害物質及び油流出調査、対応に関する事。 - 被災地の公害防止指導に関する事。 - 被災地のし尿処理に関する事。 - 公衆便所の維持管理に関する事。 - 仮設便所の設置及び維持管理に関する事。 - 防疫活動に関する事
災害ボランティア 【責任部】 ○福祉部	市民部 福祉部 （社会福祉協議会）	- 災害ボランティアセンターの設置に関する事。（専門ボランティアへの対応は各担当所属にて対応するよう調整する。） - 災害ボランティアの対応に関する事。（場所、設備、待遇 等）
応急仮設住宅 【責任部】 ○都市計画部	都市計画部 総務部 環境部 建設部 企業局	- 必要戸数の把握に関する事。 - 建設用地の選定に関する事。 - 生活に係る一般廃棄物（ごみ・し尿・生活排水）の処理及び衛生に関する事。 - 関係機関との調整等に関する事。

(12) 複合災害発生時の体制

<総務部>

複合災害が発生した場合において、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

第2 広域的な応援協力体制

(1) 災害救助法の適用計画

<総務部、福祉部、滋賀県>

災害による被害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかにその旨を滋賀県知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに内閣総理大臣に報告し、公示する。

ただし、事態が急迫し、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

[災害救助法の適用]

ア 災害救助実施責任機関

(ア) 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において法定受託事務として県知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。

(イ) 市長の行う救助

上記(ア)により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。

(ウ) 費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用……県負担

その他の費用……………市負担

(エ) 災害救助法が適用された後の庶務は、福祉部が行う。

イ 災害救助法の適用基準

(ア) 大津市内の住家滅失世帯数が150世帯以上となった場合

(イ) 滋賀県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上になり、かつ大津市内の住家滅失世帯数が75世帯以上になった場合

(ウ) 滋賀県内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上になり、かつ大津市内で多数の世帯の住家が滅失した場合

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ大津市内で多数の世帯の住家が滅失した場合

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

※ 住家の滅失世帯数の算定基準

- ・全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。
- ・半壊（半焼）、著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- ・床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

ウ 災害救助法の適用手続き

市長は、本市における災害の規模が「イ 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、知事に次に掲げる所要の初期措置をとるものとする。

(ア) 市長は、速やかに市内の被害状況の把握に努め、被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には直ちに、災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救済措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を求める。

(イ) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は災害救助法による応急救助に直ちに着手することができる。なお、その状況は知事に報告し連携を図る。

エ 災害救助法による救助の種類

- (ア) 指定避難所の供与
- (イ) 応急仮設住宅の供与
- (ウ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (エ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (オ) 医療及び助産
- (カ) 災害にかかった者の救出
- (キ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 死体の搜索及び処理
- (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

オ 救助の一部委任

災害救助法第30条の規定に基づき、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する上記エに掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

カ 救助の実施状況の記録及び報告

市長は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理し、その状況を県本部救助班に報告する。

キ 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、別表に定めるとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。

[資料編 6 災害救助法に係る救助程度・方法・期間]

[資料編 19 その他 (3)協定書等〔滋賀県〕 オ 災害救助法による救助等に関する委託契約書（日本赤十字社滋賀県支部）]

(2) 県への応援の要請

<滋賀県>

- ア 市長は、知事に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)又は応援の斡旋を求めるなどして災害対策の万全を期す。
- イ 知事は、必要に応じ、市が応急対策を円滑に実施できるよう他の市町に対し、応援についての指示を行い、又は防災関係機関の応援を斡旋する。
- ウ 市が知事に応援又は応援の斡旋を求める場合、県本部(防災危機管理局)に対し、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

[県への応援要請の連絡先]

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外(宿直室等)
国	総務省消防庁応急対策室	電 話:03-5253-7527 F A X:03-5253-7537 防災電 話:*-6-048-500-9043422 防災 FAX:*-6-048-500-9049033	電 話:03-5253-7777 F A X:03-5253-7553 防災電 話:*-6-048-500-9049101 防災 FAX:*-6-048-500-9049036
県	防災危機管理局	電 話:528-3432・3431 防災電話:*-51-819~823 F A X:528-6037 防災 FAX:*-51-850	電 話:528-3436 防災電話:*-51-898 F A X:523-3436 防災 FAX:*-51-850

また、県知事に応援要請を行う際に明らかにすべき事項は次の通りである。

[応援要請時に明らかにすべき事項]

- ア 災害の原因及び被害の状況
- イ 必要とする応援の内容、理由
- ウ 必要とする応援の人員、資機材、期間、場所
- エ その他必要な事項

(3) 隣接市町及び協定市等への応援要請

<滋賀県>

平素から近隣市町等との応援協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

[応援を求める場合の要領]

応援を受けようとする被災市町は、応援市町に対して必要事項を明らかにし、電話等により要請を行う。

[知事の指示による応援協力]

市長は、知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

(4) 国による応援・代行

<総務部>

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態又は、市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国が応急措置の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。

(5) 被災地支援

<総務部、全部局>

協定を締結した市町村及びその他の被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。

応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動を行うとともに、活動に必要な食料・水・宿泊場所等はあらかじめ確保してから被災地に行くものとする。

被災地支援の内容は以下のとおりである。

- ア 応援職員の派遣
- イ 食料・飲料水・生活必需品・その他必要な物資の提供
- ウ 被災者の受け入れ（広域一時滞在）
- エ 災害情報の提供
- オ その他、被災地のニーズに沿った支援の提供

(6) 広域的な応援体制

<総務部、消防局、企業局>

市は、災害応急対策を行うため、必要に応じ、滋賀県広域消防応援基本計画に基づく応援及び消防組織法第44条の規定に基づく県外の消防力の応援、その他相互応援協定を締結した自治体等に応援及び緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

ア 県内における相互応援について

市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても、的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県広域消防相互応援基本計画」、「滋賀県下消防団広域相互応援協定」により相互応援を行う。

(ア) 滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。

（事後、速やかに文書提出）

- a 災害の発生場所及び概要
- b 必要とする人員、車両及び資機材
- c 集結場所、活動内容及び連絡担当者
- d その他必要事項

(イ) 滋賀県下消防団広域相互応援協定による応援要請を行うときは、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

- a 災害の発生場所及び概要
- b 必要とする人員、車両等

- c 集結場所、活動内容及び連絡担当者
- d その他必要事項

イ 他府県消防隊の応援要請(消防組織法第44条)

(ア) 市本部長は、緊急消防援助等他府県の応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして県本部に要請する。(後日文書提出)

- a 火災の状況及び応援要請の理由
- b 応援消防隊の派遣を必要とする期間(予定)
- c 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- d 市への進入経路及び集結(待機)場所

(イ) 緊急消防援助隊等他府県の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

- a 応援消防隊への地理情報の提供(消火栓、利用可能な自然水利等を掲載した消防マップの提供)
- b 消防活動の指揮本部の確立(応援メンバーも常駐)
- c 応援消防隊の人員、器材数、指導者数の確認
- d 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配
- e 応援消防隊に対する給食等の手配

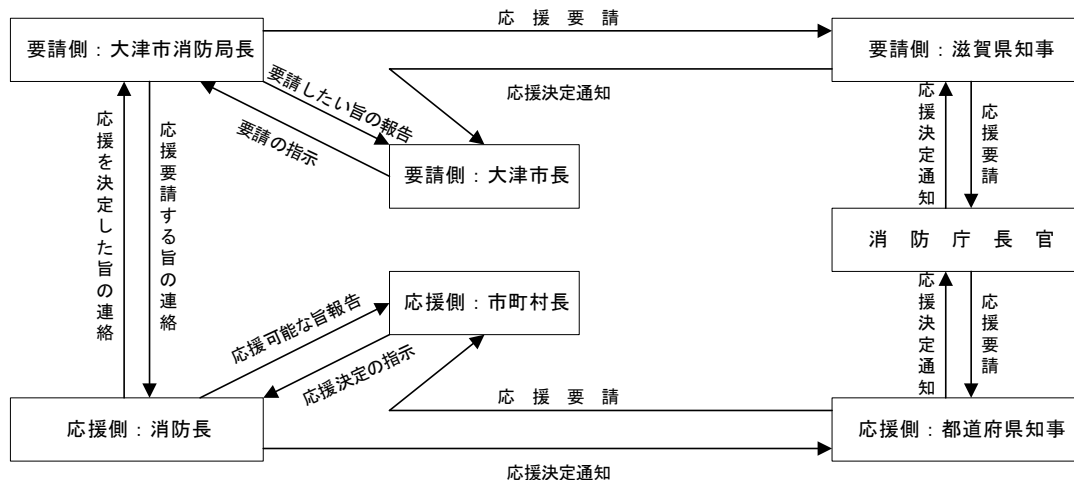
(ウ) 消防庁長官への要請

県本部長は、市本部長から他府県の応援要請を求められた場合、又は自ら必要と認める場合は、速やかに消防庁長官に応援要請するものとし、その結果を直ちに応援要請を行った市長もしくは被災地の市町長に連絡する。

〔消防に関する他機関への応援要請〕 (締結年月日・機関名は締結当時の名称)

滋賀県広域消防相互応援協定	滋賀県内7消防本部・局(平成19年3月15日)
消防相互応援協定	京都市(平成18年7月1日)、宇治市(平成18年8月1日)、湖西地域広域市町村圏事務組合(昭和53年5月1日)、湖南消防組合(昭和58年4月28日)、甲賀郡行政事務組合(昭和53年5月1日)、田辺町(平成5年12月27日)
滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下の消防団を設置する市町(平成19年3月16日)
名神高速道路消防応援協定	名神高速道路周辺20消防本部(岐阜～兵庫)(昭和38年7月15日) 湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市、茨木市(平成18年7月)
新名神高速道路消防応援協定	甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合、大津市(平成20年2月23日)
一般国道1号京滋バイパス消防応援協定	湖南広域行政組合、大津市、宇治市、久御山町(平成18年8月1日)

[広域消防応援体制・広域航空消防応援系統]



[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-1 義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-2 中核市災害相互応援協定（中核市）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-3 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（東海道五十三次市区町）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-4 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定（全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-5 大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定〔鈴鹿市〕]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-6 大津市・伊賀市間の災害時相互応援に関する協定（伊賀市）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-7 大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定（奈良市）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-8 大津市・大津町間の災害時相互応援に関する協定〔大津町〕]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-9 滋賀県大津市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定（宇治田原町）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 イ-1 滋賀県市長会災害相互応援協定（滋賀県市長会）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-1 滋賀県広域消防相互応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-2 消防相互応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-3 名神高速道路消防応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-4 新名神高速道路消防応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-6 滋賀県下消防団広域相互応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ソ-5 一般国道1号京滋バイパス消防応援協定]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ア-11 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ（下水道事業災害時近畿ブロック）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-11 地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-10 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-9 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針（日本水道協会関西地方支部）]

第3 防災関係機関等との連携

(1) 防災関係機関との連携

<防災関係機関、総務部、その他関係機関>

市は、災害対策活動の実施にあたっては防災関係機関との緊密な連携を図る。

〔災害時における防災関係機関等の主な応援要請先〕

防 災 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
《指定地方行政機関》		
国土交通省琵琶湖河川事務所	大津市黒津四丁目5-1	546-0844
国土交通省滋賀国道事務所	大津市竜が丘4番5号	523-1741
近畿農政局（滋賀県拠点）	大津市京町三丁目1-1	522-4261
近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	大津市瀬田三丁目40-18	544-3871
近畿財務局大津財務事務所	大津市京町3-1-1	522-3765
大阪管区気象台	大阪市中央区大手前四丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6302
彦根地方気象台	彦根市城町2-5-25	0749-22-6142
《陸上自衛隊》		
第3偵察戦闘大隊長 （陸上自衛隊今津駐屯地司令）	高島市今津923	0740-22-2581（代） 内線235～237
中部方面混成団長 （陸上自衛隊大津駐屯地司令）	大津市際川一丁目1-1	523-0034（代） 内線230～233
《滋賀県》		
滋賀県防災危機管理局	大津市京町四丁目1-1	直通528-3432 528-3431
滋賀県道路公社	大津市松本一丁目2-1	524-0142
《警察》		
滋賀県警察本部	大津市打出浜1-10	522-1231（代）
大津警察署	大津市打出浜12-7	522-1234（代）
大津北警察署	大津市真野二丁目20-23	573-1234（代）
《指定公共機関》		
西日本電信電話（株）滋賀支店	大津市浜大津一丁目1-26	510-0961
関西電力送配電（株）	大津市におの浜四丁目1-51	0800-777-3081
関西電力（株）	大津市におの浜四丁目1-51	0800-777-8810
日本放送協会大津放送局	大津市京町三丁目4-22	522-5101
西日本旅客鉄道（株）大津駅	大津市春日町1-3	522-2850
日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町四丁目3-38	522-6758
西日本高速道路（株） 関西支社 滋賀高速道路事務所	栗東市小野758	552-2284 551-1552
西日本高速道路（株） 関西支社	茨木市岩倉町1-13	06-6344-8207
日本郵便株式会社 大津中央郵便局	大津市打出浜1-4	524-2003
《指定地方公共機関》		
京阪電気鉄道（株）	大津市錦織二丁目7-16	522-4521
琵琶湖汽船（株）	大津市浜大津五丁目1-1	522-4115
（一社）滋賀県トラック協会	守山市木浜町2298-4	585-8080
（一社）滋賀県バス協会	守山市木浜町2298-4	585-8333
（株）京都放送滋賀支社	大津市京町四丁目3-33	522-8317
びわ湖放送（株）	大津市鶴の里16-1	524-0151
《医療》		
地方独立行政法人市立大津市民病院	大津市本宮二丁目9-9	522-4607
大津赤十字病院	大津市長等一丁目1-35	522-4131
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市富士見台16-1	537-3101
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	548-2111
（一社）滋賀県看護協会	草津市大路二丁目11-51	564-6468
（公社）大津市医師会	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階	525-4104
（一社）大津市薬剤師会	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階	523-1641
（一社）大津市歯科医師会	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階	523-5550
《建築》		
（一社）滋賀県建設業協会	大津市におの浜一丁目1-18	522-3232
（公社）滋賀県建築士会	大津市におの浜一丁目1-18	522-1615
《報道》		
京都新聞社 滋賀本社	大津市京町四丁目3-33	523-3131
朝日新聞社大津総局	大津市京町三丁目5-12	524-6601

毎日新聞社大津支局	大津市打出浜3-16	524-6655
読売新聞社大津支局	大津市打出浜13-1	522-6691
中日新聞社大津支局	大津市京町四丁目4-23	523-3388
産経新聞社大津支局	大津市中央一丁目3-2	522-6628
日本経済新聞社大津支局	大津市中央三丁目1-8 大津第1生命ビル8階	522-4455
共同通信社大津支局	大津市京町四丁目3-33	522-3762
時事通信社大津支局	大津市打出浜2-1 コラボしが21 4階	522-3915

(2) 民間団体・自主防災組織との連携

<総務部、市民部、消防局>

市は、災害対策活動の実施にあたっては、地元企業、ボランティア団体、自主防災組織等と緊密な連携を図る。

第4 自衛隊の災害派遣

(1) 緊急時の自衛隊派遣

＜総務部、滋賀県、自衛隊＞

自衛隊の災害派遣実施の基準である3原則（公共性・緊急性・非代替性）を踏まえ、市長は、災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊の派遣が必要な際は県知事に派遣要請を要求する。その際、必要に応じて、その旨および被害状況を自衛隊に通知する。通信途絶等の理由により県知事への要求ができない場合は、市長が直接最寄りの自衛隊の部隊等の長にその内容を通知し、事後速やかに所定の手続きをとることとする。一方、自衛隊は、知事からの派遣要請を受けたときは、要請の内容および自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。また、緊急の場合でかつ、知事からの要請を待っているとまがないと認められるときは、自らの判断で部隊を派遣できる。

その際、市は県と連携し、自衛隊本部用事務室（市施設内）、自衛隊が集結できる空地（宿舎、資材置場、炊事場、駐車場）、ヘリコプター発着場等の確保に努める。

〔災害派遣の範囲〕

項 目	活 動 内 容
ア 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
イ 避難の援助	避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）
ウ 遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助 （ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
エ 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
オ 消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
カ 道路又は水路等交通路上の障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の除去等
キ 応急医療、救護及び防疫	被災者の応急診療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生等 （薬剤等については、市町村準備）
ク 通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
ケ 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
コ 炊飯及び給水支援	被災者への炊飯、給水支援
サ 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。
シ 危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去
ス その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

ア 災害派遣要請の要求

(ア) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として市長が行うものとする。

(イ) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書又は電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等の場合は、滋賀県防災危機管理局に要求し、事後速やかに文書を送達するもの

とする。

(ウ) 知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合の手続は、次のとおりである。

- | |
|---|
| ア 要求先 滋賀県防災危機管理局
イ 文書提出部数 3部
ウ 記載事項
(ア) 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
(イ) 派遣を希望する期間
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(エ) 受入れ場所等
(オ) その他参考となるべき事項 |
|---|

(ア)～(ウ)：必須事項

イ 自衛隊への通知

陸上自衛隊今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長を優先として、次により通知する。

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電 話 等
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長 (窓口：第3係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171-0
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長 (窓口：訓練科)	滋賀県大津市 際川1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：174-0

ウ 災害派遣部隊の受入れ体制

(ア) 地方公共団体等間における相互協力

市本部、県本部、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資機材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

(イ) 事前準備

自衛隊の活動については、その活動の内容からかなりの車両、人員等の現地への進入が予想されるため、市長は、平常時から、次の事項について計画を定めておく。

- a 市施設内での自衛隊用本部事務室
- b 自衛隊が集結できる空地の確保(宿舍、資材置場、炊事場、駐車場として利用できる空地)(住民の避難場所となる場所を除いて選定しておくこと)
- c 臨時ヘリポートの確保
(少なくとも1か所は複数機が発着できる空地を確保しておくこと。)

(ウ) 災害発生時の準備

市本部及び県本部は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- a 本部事務室
- b 宿舎
- c 材料置場、炊事場(野外の適当な広さ)
- d 駐車場(車1台の基準は3m×8m)
- e ヘリコプター発着場(二方向に障害物のない広場)

(エ) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市本部長及び県本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

この場合、県本部は市本部と地方本部、現地本部等との協力体制が迅速に図れるよう配慮するとともに、合同本部連絡会議を必要に応じて開催し、自衛隊追加要請等の手続が迅速に行われるよう努める。

(オ) 作業計画及び資材等の準備

市本部長及び県本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

[計画作成の内容]

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所
- d 部隊との連絡担当者、連絡方法及び連絡場所
- e 合同本部現地会議の開催方法(現地本部が担当する)

(カ) 自衛隊との連絡窓口一本化

市本部は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を明確にしておくものとする。

第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保

【基本方針】

災害対策を実施するにあたっては、迅速的確な情報の収集や集約が重要となる。

従って、災害情報の収集・連絡体制を確立するとともに、また、多ルート化を図った通信手段を確保し、迅速、正確、円滑な情報の収集・連絡を行う。

第1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害初動期における情報の収集

<全部局、警察、防災関係機関>

災害発生の初動期においては、市及び防災関係機関は、次に掲げる方法により災害の規模が概括的に把握できる情報の収集にあたる。

〔災害初動期における情報収集方法〕

ア	市職員が参集途上で直接収集した情報
イ	市民部職員が収集した情報
ウ	車両や消防艇、無人航空機等の活用や県防災ヘリ、滋賀県警察ヘリ等の協力による市域及び所管施設の概括的な被害情報
エ	火災等119番通報
オ	市役所や支所、防災関係機関への通報
カ	報道機関からの情報
キ	住民（自主防災会、自治会）、企業からの収集情報
ク	高所カメラ施設による広域的な被害情報

災害初動期において収集すべき情報は次の通りである。

〔災害初動期において収集すべき情報〕

収集の必要な情報	主な収集担当	収集先及び方法
- 建物被害 - 人的被害 - 火災 - 土砂災害、水害（浸水） - 住民の動向 - 道路事情 - その他概括的被害情報	消防局 各部局 各所属 都市計画部 建設部 福祉部 健康保険部 産業観光部	参集途上の職員 市民からの通報 消防機関 警察 医療機関 現地調査 高所カメラ施設 西日本高速道路(株) 滋賀国道事務所 大津土木事務所
ライフライン被害情報 - ガス、上水道 - 下水道 - 電話 - 電力 - その他通信(インターネット等)	企業局 N T T 関西電力送配電	ライフライン機関
その他 - 避難情報 - 施設・設備の被害情報 - 開始した応急対応	各部局 各所属	市民、市民センター 各施設管理者

〔資料編 7 情報収集と報告様式 ア 災害情報の内容と収集〕

また、集中豪雨等による局地的な災害が発生し、災害対策本部及び災害警戒本部の設置を必要としない規模の災害の場合は、総務部、建設部及び産業観光部、市民部、支所、消防局、地元消防団が初期情報を迅速・的確に把握し、各組織が連携し、情報を共有するものとする。

(2) 収集する情報内容と収集伝達系統等

<全部局、警察、防災関係機関>

予め確立されている情報収集連絡体制及び伝達系統（以下に示す）に従い、次の被害情報の収集にあたる。

[一般被害情報]

収集の必要な情報	
人的被害	死者の状況 行方不明者の状況 負傷者の状況 ・重傷者 ・軽傷者
住家被害	住家被害認定調査の認定状況（全壊、半壊等） ※第1次調査（外観目視調査）による概数把握（至急） ※被災宅地危険度判定
非住家被害	公共建物、その他の状況 ・文教施設 ・医療機関 ・清掃施設 ・その他
火災発生	建物、危険物、その他
罹災状況	罹災世帯数 罹災者数
公共土木施設等の被害	道路 橋梁 河川 港湾 その他 砂防 がけ崩れ ブロック塀 その他 （急傾斜地、地すべり、土石流、山地災害、雪崩）
田畑の被害	流失 埋没 冠水
ライフライン被害	ガス、上水道 下水道 電話 電力

その他	鉄道被害 船舶被害 応急対策の内容 ・消防機関活動 ・避難指示等 ・指定避難所の設置、開設状況 ・関係機関への応援要請 ・自衛隊派遣
収集の必要な情報	
被害総額	施設被害 ・文教施設 ・農林水産施設 ・公共土木施設 ・その他の公共施設 その他 ・農産関係 ・林業関係 ・畜産関係 ・水産関係 ・商工関係 ・その他

[資料編 7 情報収集と報告様式 ア 災害情報の内容と収集]

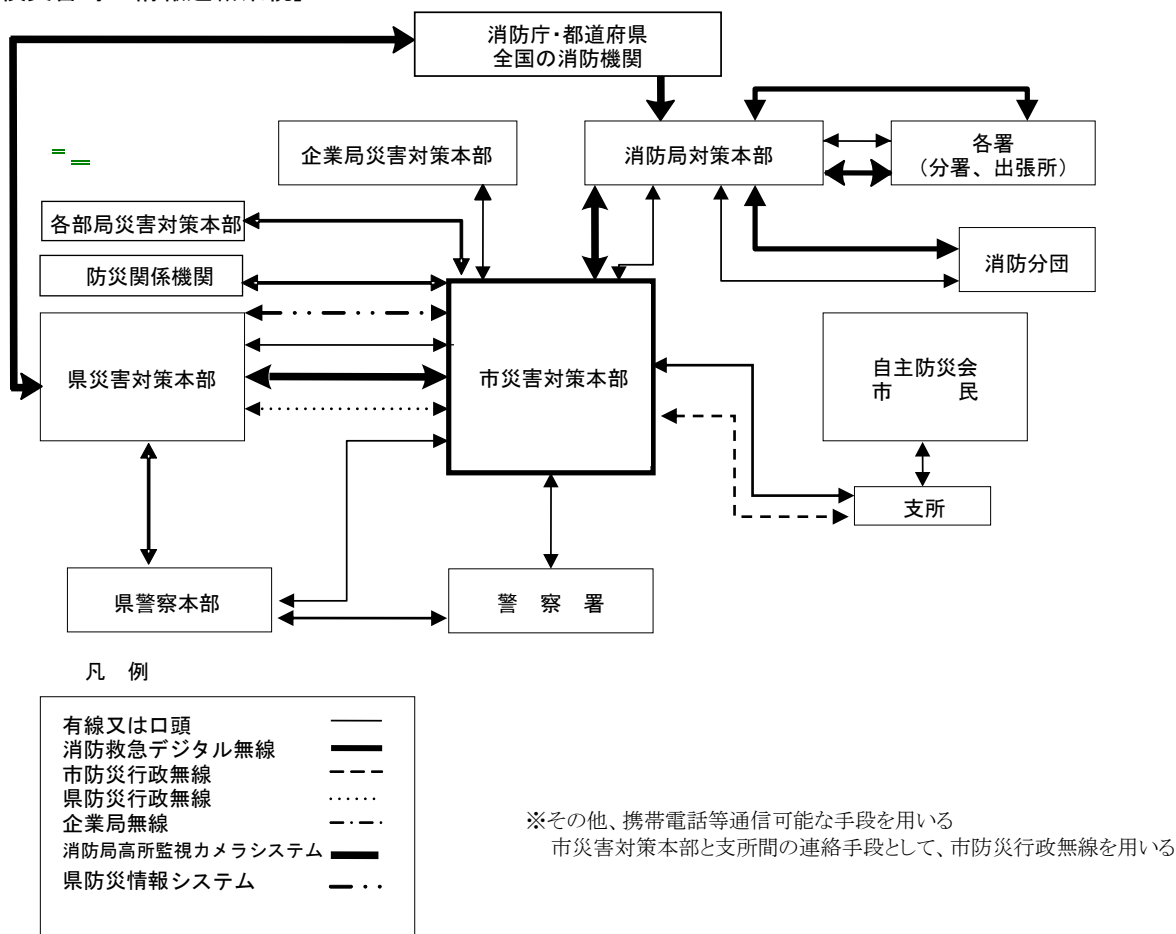
また、被害の認定にあたっては災害の被害認定基準「令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当）」に従うものとする。

〔災害の被害認定基準〕

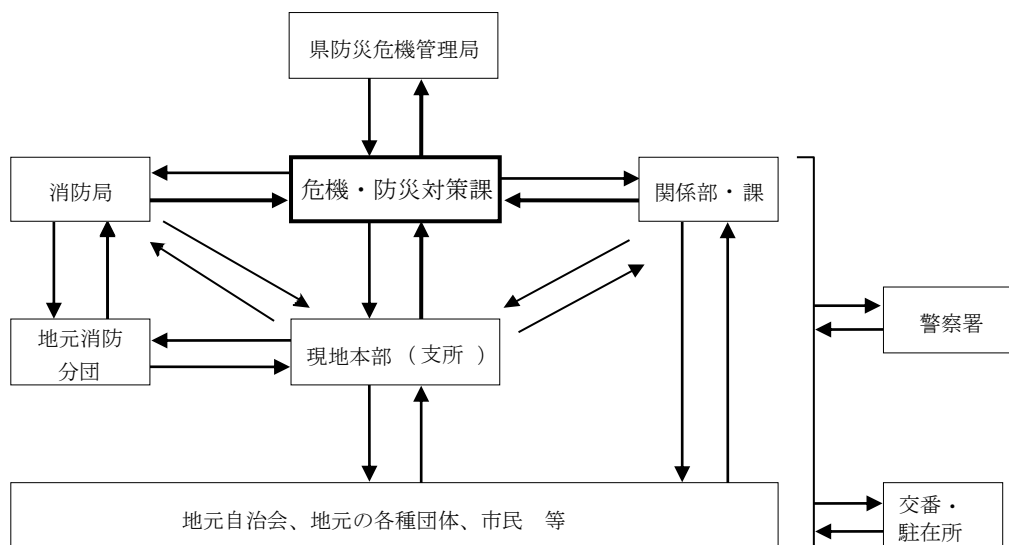
用語	被害程度の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

また、情報収集に際しての通信連絡系統及び情報伝達系統は次に示すとおりである。

[大規模災害時の情報連絡系統]



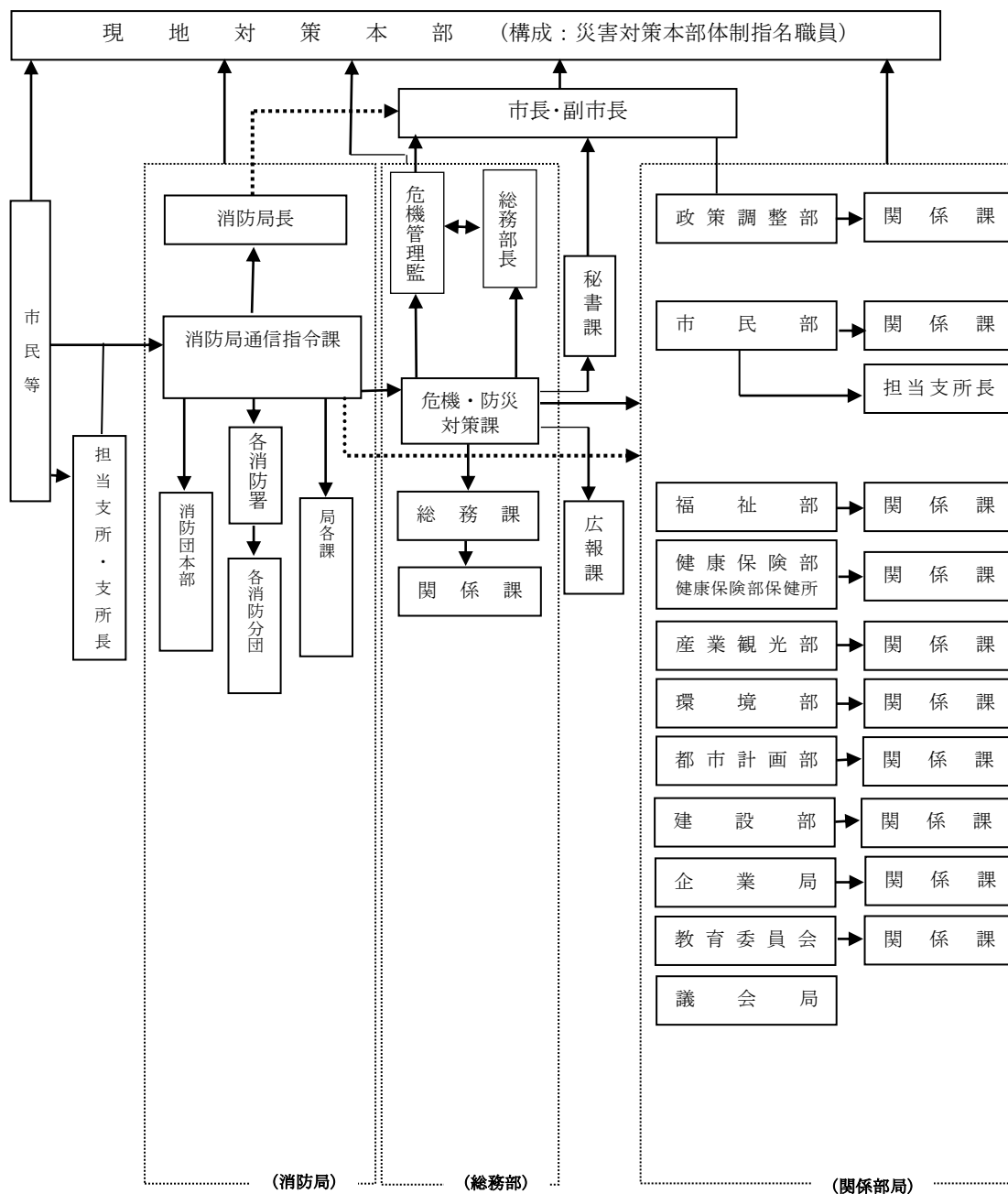
[局地的災害時の情報連絡系統]



※ 通信方法は、電話、FAX、携帯電話などを用いる

[災害発生時の庁内周知系統]

「水害発生」、「土砂災害」に関する情報収集と伝達系統



(3) 情報の一元的集約・分析、記録保持

<全部局>

収集された情報は、災害対策本部事務局に一元的に集約し、災害情報の記録として保持する。また、災害対策本部事務局においては、各種の情報システムを用いて取得した情報や専門家の意見等、収集した情報を分析する。

(4) 県・国への報告

<総務部、消防局>

災害対策基本法第53条に基づき、収集された被害情報については、速やかに県に報告する。さらに「消防庁 火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び消防庁に通報する。

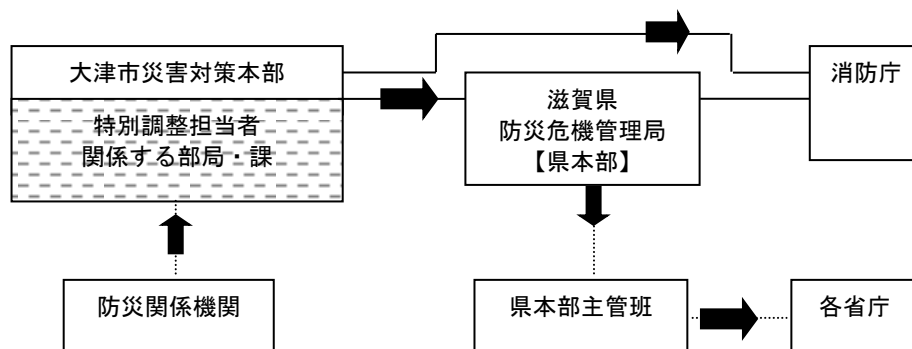
県への情報伝達が円滑に行われない場合には直接、消防庁へ被害報告を行う。

また、県に対して応急対策の活動状況や対策本部の設置状況、応援の必要性等を報告する。応急対策活動情報に関しては、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

災害応急対応後、滋賀県地域防災計画に基づいて、応急対策終了後15日以内に県に災害確定報告を行う。（災害対策基本法施行規則第2条：20日以内）

なお、市から県本部（設置前は防災危機管理局）への各種報告（即報被害、避難情報、対策本部等設置状況、被害確定報告等）は、県防災情報システムによることを基本とする。（第一報報告時にシステムにその災害名がない場合は、未命名に情報入力を行い、その旨を県防災危機管理局に連絡する）ただし、システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、他の手段を用い県本部（設置前は防災危機管理局）へ報告する。

[県・国への情報伝達系統]



[県・国の連絡先]

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外（宿直室等）
国	総務省消防庁応急対策室	電 話：03-5253-7527 F A X：03-5253-7537 防災電話： *6-048-500-9043422 防災FAX： *6-048-500-9049033	電 話：03-5253-7777 F A X：03-5253-7553 防災電話： *6-048-500-9049101 防災FAX： *6-048-500-9049036
県	防災危機管理局	電 話：528-3432・528-3431 防災電話：*51-819～823 F A X：528-6037 防災FAX：*51-850	電 話：528-3436 防災電話：*51-898 F A X：523-6390 防災FAX：*51-850

(5) 災害情報の伝送

<消防局、総務部>

市は、消防局高所監視カメラシステムを活用して、大規模災害直後の被害状況を県防災危機管理局を経由し、首相官邸や消防庁をはじめとする国の防災関係機関、都道府県、全国の消防機関に伝送し、早期に広域応援体制を確立する。

[資料編 4 通信 ア 消防局高所監視カメラシステム]

- [資料編 7 情報収集と報告様式 ア 災害情報の内容と収集]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 イ 災害の被害認定基準]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 エ 被害即報及び被害報告要領]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 オ 第1号様式（火災）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 カ 第2号様式（特定の事故）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 キ 第3号様式（救急・救助事故等）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 ク 第4号様式（その1）（災害状況即報）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 ケ 第4号様式（その2）（被害状況即報）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 コ 災害被害即報様式（その1－人・建物）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 サ 災害被害即報様式（その2－道路・河川等）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 シ 災害被害即報様式（その3－農業関係被害・避難指示等）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 ス 第1号様式（災害確定報告）]
- [資料編 7 情報収集と報告様式 セ 第3号様式（災害年報）]

第2 通信手段の確保

(1) 通信手段の確保

＜消防局、総務部、市民部、政策調整部、企業局、西日本電信電話㈱、防災関係機関＞

災害発生直後に、市及び防災関係機関は次に掲げる通信手段の確保要領に従い災害情報連絡のための通信手段を確保する。

[通信手段の確保要領]

ア 専用通信設備の利用

総務部及び消防局は災害発生後の通信連絡にあたっては、市防災行政無線、消防救急デジタル無線、消防局高所監視カメラシステム等を有効に活用する。また、次に掲げる専用通信設備の設置者は市の通信設備の利用に対して協力するものとする。

- (ア) 滋賀県防災行政無線設備
- (イ) 関西電力送配電通信設備
- (ウ) 国土交通省無線設備
- (エ) 鉄道通信設備
- (オ) その他防災関係機関の専用通信設備

イ 災害時優先電話の活用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、予め優先電話として指定した電話を西日本電信電話(株)が他に優先して通信を確保する。

ウ 他機関の通信設備の使用等

知事及び市長は災害対策基本法第55条及び第56条に定める予警報の伝達等に際し緊急通信の必要があるときは、同法第57条の規定により、電気通信事業者が有する電気通信設備や有線電気通信設備を優先的に利用できるとともに、放送事業者に必要な放送を求めることができる。

また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事及び市町村長は、同法第79条の規定によりそれぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

- ・有線電気通信法第3条第4項第3号に基づき使用又は利用できる通信設備
- 警察、航空、気象、鉄道、電力、自衛隊に関する通信設備

エ 非常通信の利用

知事、市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難である場合に、災害応急対策等のため必要と認める時は、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

- ・非常通信取扱局

官公庁、会社、船舶、アマチュア等すべての無線局

オ 自衛隊の通信支援

市長は、災害応急対策のため必要がある場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼する。

情報通信手段の機能確認の結果、支障が生じた場合には施設の復旧、代替手段の確保に努める。また、携帯・自動車電話、衛星通信等の移動体通信を活用した緊急情報連絡用の回線を使用する等により複数の情報通信ルートの確保に努める。

電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

[資料編 4 通信]

(2) 通信統制の実施

<消防局、総務部、企業局>

市は必要に応じて公共施設内の電話の使用制限、発信の承認、発着信専用通信施設の指定、消防救急デジタル無線における使用周波数の割り当て等災害時の通信統制を行う。

[統制を行う主管部局]

主管部局	統制の内容
消防局	・消防救急デジタル無線の使用制限 ・県防災行政無線の通信確保 ・消防局高所監視カメラシステムの通信確保
総務部	・市防災行政無線の使用制限 ・県防災行政無線の通信確保 ・庁内・庁外電話の使用制限 ・庁内・庁外電話の発信承認 ・発着信専用通信施設の指定
企業局	・企業局無線の使用制限

第4節 風水害等の発生・拡大防止

【基本方針】

浸水や土砂災害、風倒木等の風水害の発生・拡大を防止するため、水防活動等の対応にあたる。また、被害の拡大等が懸念される場合には、迅速に市民への広報活動に努めるとともに農業等への被害対策を行う。

(1) 浸水の発生・拡大の防止

＜消防局、産業観光部、建設部＞

浸水被害が予測あるいは発生した場合には、市は関係機関との連絡を図りながら、その被害を軽減するため、必要に応じて土留めや仮排水路の設置、排水作業等を実施する。また、ため池、河川堤防等に被害を受けた場合には、浸水被害の拡大をくい止めるため、応急復旧作業を行う。

河川や避難に関する情報について、上下流の水防管理者と情報を共有する。

避難指示等の発令基準等に関しては、第1節「第2 住民の避難誘導」に基づく。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| [資料編 9 災害危険箇所 (2) 水防 | イ 管理区間（指定区間）重要水防区域] |
| [資料編 9 災害危険箇所 (2) 水防 | ウ 浸水想定区域図（大津市域）] |
| [資料編 9 災害危険箇所 (2) 水防 | オ 防災重点農業用ため池] |
| [資料編 9 災害危険箇所 (2) 水防 | カ 構造物重要水防箇所] |

(2) 土砂災害の発生・拡大の防止

＜産業観光部、都市計画部、建設部＞

降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、市は土砂災害警戒区域の点検を行う。危険性が高いと判断される場合には関係機関や住民に周知を図り、避難誘導等の措置を講じる。また、土砂災害が発生した場合には、必要に応じて、次に掲げる水防活動項目を実施する。

避難指示等の発令基準等に関しては、第1節「第2 住民の避難誘導」に基づく。

【活動項目】

- | |
|----------------|
| ア 仮排水路の設置 |
| イ 不安定土砂の除去 |
| ウ ブルーシート貼り |
| エ 土のう積み |
| オ 仮設防護柵の設置 その他 |

(3) 風倒木対策

＜都市計画部、建設部、消防局＞

道路等への風倒木による二次災害を防止するため、市は必要に応じて除去作業を行う。

(4) 市民への広報

＜政策調整部、総務部＞

被害の拡大及び二次災害の発生が予想される場合には、市は必要に応じてその箇所や指定緊急避難場所、避難時の注意事項・携行品等の情報について、迅速に関係する市民に広報する。その際、広報の方法等については、第12節（広報活動要領）に従うこととする。

(5) 農業等への被害対策

<産業観光部>

風水害や寒害、雪害、干害、晩霜、低温障害が発生した場合、市は農作物等への被害状況把握とともに被害の拡大防止措置に努める。

(6) 被災宅地危険度判定の実施

<都市計画部、建設部>

宅地の被害状況を県に報告するとともに、被災宅地危険度判定を実施する。
被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、危険な宅地の使用者に使用中止を勧める等、二次災害の防止に努める。

〔被災宅地危険度判定〕

被災宅地の危険度判定調査は、知事により認定登録された被災宅地危険度判定士の協力により、市が実施する（実施主体は市）。

ア 被災宅地危険度判定士の派遣等の要請

- (ア) 市災害対策本部は、災害発生後の概括的被害情報に基づき被災宅地の被災宅地危険度判定実施の必要性の検討を行う。
- (イ) 市災害対策本部が被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したとき本部長は、判定実施本部を設置するとともに、県に対し支援要請を行う。

イ 被災宅地危険度判定作業の準備

判定実施本部は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。

- (ア) 住宅地図等の準備、割当区域の事前計画
- (イ) 判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- (ウ) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、資機材等の交付
- (エ) 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

ウ 被災宅地危険度判定作業の広報

判定実施本部は、被災宅地危険度判定の実施に係わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報を政策調整部に依頼する。

- (ア) 市民への広報手続き
- (イ) マスコミへの広報手続き

エ 被災宅地危険度判定作業の実施

被災宅地危険度判定を実施するに当たり、実施マニュアルには以下の内容を計画する。

- (ア) 集合場所の予定
- (イ) 判定士の受付方法（名簿作成に係わる記入票の準備）
- (ウ) 被災宅地危険度判定士への説明（誰が、何処でするのか）
- (エ) 現場への移動方法（自動車、バイク、自転車、徒歩）
- (オ) 被災宅地危険度判定作業中の連絡手段確保（携帯電話、無線等）
- (カ) 被災宅地危険度判定結果の集計（情報の集約）

オ 立入り禁止等の措置

- (ア) 被災宅地危険度判定結果標識を事前に準備する。
- (イ) 被災宅地危険度判定結果の市民への理解
 - a 広報紙等により、被災宅地危険度判定結果の意味について市民に周知する。
 - b 被災宅地危険度判定士は、市民の求めに応じて、被災宅地危険度判定結果の意味を現地において説明する。

また、次に掲げる住家被害認定調査実施要領に従い、住家被害認定調査を実施する。

〔住家等被害認定調査実施要領〕

住家被害認定調査の認定結果は、罹災証明書等の交付を通じて各種の被災者援護対策の基礎となるものであるため、下に示す実施要領に基づき、迅速の中にも正確で公平公正に調査、判定する必要がある。

ア 調査方針の策定

住家被害認定調査を実施するための方針や計画を策定する。

- (ア) 被害の全体像を把握するために、支所や地域団体などを通じて被災地域や被災状況の把握を行う。
- (イ) 把握した情報に基づき、調査方針を策定する。
- (ウ) 調査方針に基づき、調査体制の構築や必要機材の調達を行う。調査体制は、2人以上で1班を構成するものとし、その要員は市職員であることが望ましい。
- (エ) 市職員で調査要員を構築することが困難な場合は、他自治体や建築士などの民間専門技術者に対して協力を要請する。
- (オ) 必要機材は、カメラや下げぶり、メジャーなどの調査用具や、カップやヘルメット、安全靴などの安全具、地図や調査車両などの交通用具などが考えられる。

イ 調査計画の策定

- (ア) 調査方針に基づき、調査スケジュールや調査方法などの調査計画を策定する。調査計画は、調査の進捗に従って都度の見直しを行う。策定した調査計画は、市民に対して広報する。
- (イ) 被災地域の住家に火災が発生した場合は、消防局と調整のうえ調査計画を策定する。
- (ウ) 調査計画策定にあたっては、必要に応じて非住家も調査対象とする。

ウ 現地調査及び被害認定の実施

(ア) 第1次調査

第1次調査では、外観目視調査を行い、「浸水が床上にまで達しているか」を調査する。第1次調査により、明らかに床下浸水であると認められた住家は、調査を終了し「準半壊に至らない（一部損壊）」の認定を行う。第1次調査で床上浸水が認められる住家や浸水の程度が不明な住家、床下浸水との認定結果に所有者が不服を申し出た住家は、第2次調査を行う。

(イ) 第2次調査

第2次調査では、外観目視調査に加え、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行い、被害住家の損害割合を算出する。算出した結果に基づき、被害の程度を認定する。

エ 認定結果の登録

認定結果は、速やかに罹災台帳へ登録し、罹災証明書等の交付に備える。

〔資料編 7 情報収集と報告様式 イ 災害の被害認定基準〕

(7) 飛来物や倒木などの処理のための保有個人情報などの活用

<総務部>

市は、飛来物や倒木などの処理に関し、土地等の所有者が不明で、公益性が認められる場合は、必要に応じて税情報などを活用し、災害の発生・拡大防止又は被害の軽減に努める。

第5節 救助・救急、医療及び消防活動

【基本方針】

大規模災害が発生した初期においては、災害拡大防止活動を迅速に行うとともに、被災者等に対する救助・救急活動を行う。さらに、同時多発する負傷者への医療活動を実施する。

第1 救助・救急活動

(1) 救助・救急体制

<総務部、消防局、防災関係機関>

災害時の救助・救急体制においては、自衛隊、警察、市職員、地域住民（自主防災組織）や民間事業所等、広範囲の団体・個人が連携を図る。

(2) 救助・救急活動

<消防局、防災関係機関>

災害時には浸水、崖崩れ、劇物・毒物の漏洩、又は地下階におけるパニック等の不測の事態が複合して発生することが予測される。このため、次に掲げる救助活動要領及び救急活動要領に従い、人命救助、救急活動を実施する。

〔救助活動要領〕

ア 救助活動の原則

(ア) 救命活動の優先

救助活動は、人命の救助を優先して実施するものとする。

(イ) 救助効率重視の原則

同時に複数の程度の救助事象が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。

(ウ) 多数人命危険対象物優先の原則

高層ビル、地階を有する対象物等で不特定多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予想される対象物に事故が発生した場合は、優先して出動し、救助活動を実施する。

(エ) 救命処置必要者優先の原則

救助は救命処置を必要とする者を優先し、消防団員及び付近住民に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に一人でも多く救出する。

イ 救助事象の把握

救助事象は、高所見張り等では発見しにくいので、情報収集隊による情報収集活動のほか、出火防止の広報に出向中の広報車隊や参集職員、消防団員並びに警察官、通行人等あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。

ウ 消防機関の救助活動態勢

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、当務の救助部隊等により署所周辺の救助を行い、また積極的に大規模救助事象の発見に努める。

エ 出動要領

(ア) 複数の救助事象を覚知した場合の優先順位

複数の救助事象を覚知した場合の優先順位は、概ね次の表による。ただし、事故の規模等から推定して、これにより難い場合は、この限りでない。

順位	救 助 事 象
1	危険物、毒劇物、可燃性ガスの流出、漏洩拡散事故
2	劇場、映画館、百貨店、病院等多数の者を収容する建築物の倒壊事故
3	列車、電車の衝突、転覆事故
4	一般建築物、工作物の倒壊事故
5	崖崩れ等による事故
6	低地における堤防、護岸の決壊による事故
7	橋梁の倒壊に伴う事故
8	その他の事故

(イ) ポンプ車隊等の転用

ポンプ車隊等を救助活動に転用する場合は、救助資機材を積載させる。

オ 救助資機材等の活用

(ア) 建設機械の活用

大規模建物の倒壊や土砂災害等で建設機械を必要とする事象にあつては、要救助者の身体防護に留意し、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

(イ) 資器材の集結

大規模救助事象の災害については、早期に各種救助資機材を確保し、効率的な活用を行う。

(ウ) 資機材の調達

救助に必要があると判断される資機材等が付近にある場合は、協力を依頼する。

〔救急活動要領〕

ア 救急活動の原則

(ア) 救命活動優先の原則

救急隊は救命活動を優先する。

(イ) 重傷者優先の原則

救急処置は、救命の処置を必要とする重傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

(ウ) 医療活動班との連携の原則

災害現場においては、他の医療関係救護班と密接な連携を図る。

イ 出動要領

(ア) 現場救護所に出動する救急隊は、救急資機材を増載して出動する。

(イ) 大規模な救助活動現場への出動は、努めて救助隊等と連携して出動する。

ウ 救急活動要領

(ア) 仮救護所の設置要領

救急隊員を中心に編成し、同時に消防署又はその付近に開設する。構成要員は、発災当初は隔日勤務の当務者の救急隊員を中心にあて、傷病者数等の状況に応じて、順次参集した救急隊員をもって増強する。

(イ) 仮救護所の任務等

仮救護所には救急資機材を準備し、傷病者に対する応急処置、救急資機材の配布及びその他応急救護上必要な措置を行う。

エ 現場活動要領

(ア) 搬送順位の決定

搬送は、救命処置を必要とする重傷者を優先する。

なお、この場合、軽傷者等の割り込みにより救急車を占有されないよう、毅然たる態度で臨むとともに、このような気配がある場合は現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

(イ) 救急資機材の配布

重傷者が多数あり、応急手当が間に合わないときは、可能な限り救急資機材を配布し、自主的な応急手当を行わせる。

(ウ) 傷病者搬送隊による搬送

重傷者があり、医療機関への搬送に急を要すると判断した場合は、現場最高指揮者は傷病者搬送隊に傷病者管理のできる者を同乗させ、傷病者の搬送に当たらせる。ただし、この場合において、重傷者は原則として救急隊により搬送するものとし、かつ、搬送先が特定の病院等に集中して重傷者の治療の妨げとならないよう分散収容に留意する。

オ 自主防災組織等との連携

大規模災害時には、自主防災組織等と緊密な連携に努め、協力を得て効率的な救急活動を行う。

〔災害救助法の実施基準（被災者の救出）〕

項 目	基 準 等
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
救助期間	災害発生の日から3日（72時間）以内
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における実費

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

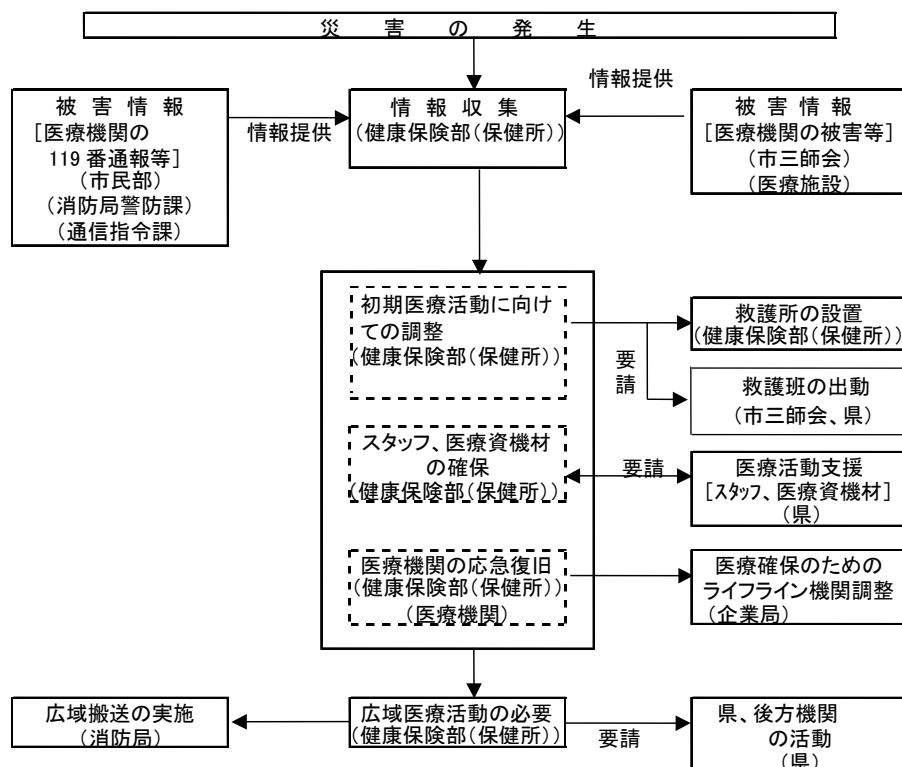
(3) 惨事ストレス対策

＜健康保険部（保健所）、日本赤十字社、市三師会＞

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2 医療活動

[医療活動全般の流れ]



(1) 医療体制

<健康保険部(保健所)、日本赤十字社、消防局、滋賀県、市三師会>

災害時の医療活動においては、市内の医療機関が相互に密接な情報交換を図り、全力をあげて取り組む。市は、市三師会（大津市医師会、大津市歯科医師会、大津市薬剤師会）に応援を求めるとともに県を通じて、市内災害拠点病院、日本赤十字社、県医師会、県病院協会、県看護協会、他府県等への応援要請を行い、十分な医療活動ができるように医療スタッフ・資機材等の確保を行う。

フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を行う。

- | | |
|-------------------|---|
| 第1フェーズ（発生から3時間以内） | ：災害現場の医療情報の収集と報告 |
| 第2フェーズ（3時間から3日以内） | ：負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および救護班の派遣。
特に24時間以内が救われるべき命を救う重要な時間。 |
| 第3フェーズ（3日以降） | ：保健活動 |

(2) 初動時の対応

<健康保険部(保健所)、消防局>

医療機関の診療応需情報等について、十分な情報収集を行い、現状を把握する。

収集した情報に基づき、医療救急活動の必要性を見極め、市内の公的医療機関によって医療活動を実施するとともに、民間医療機関に医療活動の協力を要請する。

被災状況等により、市内の医療機関への支援活動が早期に必要とされる場合、県は、災害拠点病院等に災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣要請を行う。

大津圏域でのDMATの活動統制を行う活動拠点本部を保健所対策本部に設置する。

DMAT活動拠点本部に入るDMATは、保健所長の活動方針のもとに活動する。

DMAT活動に関する優先順位は、災害拠点病院、一般病院への支援、救助現場、介護保険施設、避難所等の順とする。

(3) 現地救護所における現場救急活動

＜健康保険部（保健所）、消防局、滋賀県＞

死者、負傷者等が多数であるなど災害現場での医療救護活動が早期に必要とされる場合、県は、消防本部、警察等からの災害発生情報に基づき、災害拠点病院等にDMATの派遣要請を行う。

DMATは、災害発生直後の短期間、災害現場や現地救護所（災害現場付近に設置）で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

市は、DMATが派遣された場合、現地合同調整所における情報共有など、必要な連絡調整を行う。

(4) 医療救護所における臨時診療活動

＜健康保険部（保健所）、日本赤十字社、消防局、滋賀県、市三師会＞

県、市、各医療関係機関等から派遣される医療救護班が、災害発生直後から中長期にわたって、医療救護所で軽症患者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

市は迅速に市三師会をはじめ、県を通じて日本赤十字社、病院協会等に、次に掲げる方法により医療救護班の派遣を要請し、また、指定避難所等の適切な場所に医療救護所を設置し運営する。

〔医療救護班の派遣、医療救護所の設置〕

ア 医療救護班の編成

医療救護班の1班当たりの構成はおおよ次のとおりとする。

〈医療救護班1班当たりの構成〉

- ・任務 医療
- ・救護対策 災害により医療の途を失った者
- ・1日処理能力 100人／班
- ・構成人員 医師2、看護師2、事務員1

イ 医療救護班の出動

(ア) 本部長は、医療救護班の出動が必要と認められた時は、大津市三師会各会長に出動を要請するとともに、県に対して医療救護班（日本赤十字社等）の派遣及び医療救護所の設置を要請する。

(イ) 健康保険部は、市外から来援した医療救護班を適切に受け入れるとともに、統括的に活動を調整する。

ウ 医療救護所の設置方針

本部長は、次の場合に医療救護所を設置する。

(ア) 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

(イ) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

(ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合（指定緊急避難場所、指定避難所）

エ 医療救護班の携行資機材

(ア) 救助期の医療救護班1班が携行する救護資機材は外科用とする。

(イ) 補給方法

携行資機材及び医薬品を各医療救護所に搬送する。

(ウ) 資機材等の調達

健康保険部は、必要な医薬品・資機材等の品目、数量等を判断し、大津市薬剤師会に協力を要請するとともに県本部に要請する。

オ 医療救護班の業務

- (ア) 患者に対する応急処置
- (イ) 医療機関への搬送の要否の決定及びトリアージ
- (ウ) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (エ) 助産救護
- (オ) 被災者等の健康管理
- (カ) 死亡の確認
- (キ) その他状況に応じた処置

また、日本赤十字社滋賀県支部は災害直後の状況により市からの応援要請前に自らの判断に基づき救護活動を開始する。

多くの負傷者が出て治療の優先順位を決める必要がある場合には、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を実施する。

傷病者の搬送に際してはヘリコプター、船舶等の輸送手段の優先的確保等特段の配慮を行う。

[資料編 14 医療 ア 市内病院と医療関係機関]

[資料編 14 医療 エ 市内診療所・歯科]

[資料編 14 医療 オ 市内保険薬局]

[資料編 14 医療 カ 大津市赤十字奉仕団担当機関]

(5) 医療資機材等の確保

<健康保険部（保健所）、滋賀県、日本赤十字社>

備蓄された医療資機材を活用する他、県等に要請し、県・市薬剤師会や滋賀県医薬品卸協会等より医療活動に必要な医療資機材を調達する。

また、必要数が確保できないことが想定される場合、流通備蓄により調達できるよう事業者と調整する。

[資料編 14 医療 キ 医療資機材の備蓄状況（健康保険部）]

[資料編 14 医療 ク 救護資材・物資の整備状況（日本赤十字社滋賀県支部）]

[資料編 14 医療 ケ 医薬品・血液等調達先]

(6) 医療施設の応急復旧

<健康保険部（保健所）、企業局、滋賀県、西日本電信電話㈱、関西電力送配電㈱、日本赤十字社>

医療機関の施設に被害が生じた場合には、市は必要に応じて把握した被害状況に基づき、県等の関係機関と入院患者の搬送等について連絡調整を図る。また、途絶することが想定される各ライフラインについても、防災活動拠点としての医療施設を優先して応急復旧を実施する。対象施設は、次により迅速な応急復旧に努める。

[医療機関の応急復旧活動]

ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

- (ア) 重傷及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先の調整及び搬送手段の確保等については、消防局等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

(イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料及び医療資機材及び医療従事者等の手配を市災害対策本部に要請する。

(ウ) 原状復帰後は市災害対策本部に報告するとともに、救護活動を行う。

イ 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）

(ア) 入院患者を後方病院へ搬送することとし、搬送先の調整及び搬送手段の確保等については、消防局等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。

(7) 広域医療活動

＜健康保険部（保健所）、消防局、滋賀県、自衛隊、日本赤十字社＞

被災地域内において医療確保が困難な場合には、地域外の医療施設による広域的な後方医療活動を県に要請する。傷病者の搬送については、輸送手段の優先的確保等、特段の配慮を行い、現有の救急車や自衛隊、県防災航空隊、広域航空消防応援のヘリコプターを用いる。

[資料編 14 医療 イ 県内病院（市外）]

[資料編 14 医療 ウ 県内医師会]

(8) 医療ケアの必要な在宅療養者への医療活動

＜健康保険部（保健所）、滋賀県、日本赤十字社＞

県及び関係機関と協力して難病患者に対する救護活動を行うとともに、慢性腎障害患者やクラッシュシンドローム（急性腎障害候群）による急性腎障害患者に対して継続して人工透析の治療を行えるようにする。また、透析医療の実施には水・医薬品等が不可欠なため、関係機関と連絡を図り確保する。

[災害救助法の実施基準（医療）]

項 目	基 準 等
対 象	医療の途を失った者に対して応急的な処置として行うもの
支 出 費 用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
費用の限度額	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から14日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

[災害救助法の実施基準（助産）]

項 目	基 準 等
対 象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
支 出 費 用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
費用の限度額	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期 間	災害発生の日から7日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

第6節 緊急輸送と交通の確保

【基本方針】

災害が発生した場合には、救助・救急・医療・消防活動や緊急物資の供給を実施するために迅速に交通規制を行い、道路の修復や迂回路を考慮する等、交通を確保する。

また、緊急輸送の実施にあたっては、まず、人命救助及び災害の拡大防止のための車両の通行を最優先し、次いで飲料水・食料等の救援物資の輸送を優先するものとする。

第1 緊急輸送

(1) 緊急輸送活動方針

＜建設部、産業観光部、滋賀県、防災関係機関＞

市及び防災関係機関は、災害発生規模、被害状況、緊急度、重要度を考慮して時間経過別に優先順位を定めて緊急輸送活動を行う。

〔緊急輸送対象の想定〕

段 階	輸 送 対 象
(ア) 第1段階	a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 c 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 d 後方医療機関へ搬送する負傷者等 e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
(イ) 第2段階	a 上記(第1段階)の続行 b 食料、水等生命の維持に必要な物資 c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
(ウ) 第3段階	a 上記(第2段階)の続行 b 災害復旧に必要な人員及び物資 c 生活必需品（上記(イ) b 以外）

なお、輸送にあたって、以下の配慮を行う。

(ア) 人命の安全確保

(イ) 被害の拡大防止

(ウ) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送活動体制

＜建設部、産業観光部、防災関係機関＞

被害発生場所、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶を活用し、琵琶湖上での緊急輸送活動を行うとともに燃料の調達・供給体制を確保する。

また、必要に応じて道路・湖上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うとともに自衛隊に対しても航空機、車両、船舶を用いた輸送協力を要請する。

〔資料編 18 道路・交通・輸送 ア 緊急輸送道路に関する連絡防災拠点〕

〔資料編 18 道路・交通・輸送 イ 県広域陸上輸送拠点〕

〔資料編 18 道路・交通・輸送 エ 異常気象時通行規制区間・基準〕

第2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

<建設部、警察、消防局、滋賀県、滋賀県道路公社、自衛隊、滋賀国道事務所、西日本高速道路㈱>

災害発生後、速やかに緊急輸送ルートを確認する必要があることから、そのために一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。また、交通規制が行われた場合の緊急通行車両には、証明書等の表示を義務づける。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的に人員・資機材の投入を図る。

ア 緊急輸送手段の確保

(ア) 緊急輸送路の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であるため、道路管理者、滋賀県警察本部等の関係者により調整を図る。

(イ) 滋賀県トラック協会大津支部等に要請して緊急輸送用車両及び緊急輸送用要員の協力を得る。

イ 道路交通規制

(ア) 大津警察署・大津北警察署は通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、必要な交通規制を行う。また、市外の警察署と協力し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(イ) 大津警察署・大津北警察署は交通規制が実施されたときは、直ちに市民等に周知徹底を図る。また、必要に応じて放置車両等の撤去や運転者等への措置命令を行う。

(ウ) 道路管理者は道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、すみやかに必要な範囲の規制を行う。

交通規制の実施者及び通行禁止区域における措置は次に掲げる通りである。

[交通規制の実施者]

実施者	範 囲	根 拠 法
a 道路管理者	(a) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められたとき (b) 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
b 公安委員会	(a) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (b) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
c 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
d 警 察 官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずる恐れがある場合	道路交通法 第6条第4項

[通行禁止区域等における措置]

実施者	範 囲	根 拠 法
a 警察官	(a) 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 (b) 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
b 自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。 行った措置については、直ちに警察署長に通知しなければならない。	災害対策基本法 第76条の3
c 道路管理者	規制区間の表示、期間、理由、迂回路など標示を行う。	

市は、市以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制をするいとまのないときは、直ちに警察に通報して道路交通法に基づく規制を実施する。

ウ 道路の応急復旧等

(ア) 国・県・市等の道路管理者は、緊急輸送ルートの確保を最優先に、次に従い障害物の除去等の応急復旧を行う。

(イ) 道路管理者は自衛隊や建設業者等の応援を得て応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。その他、第11節(9)道路施設の応急復旧に示す要領により道路の応急復旧を実施する。

- [資料編 18 道路・交通・輸送 コ 貨物自動車運送事業者（大津支部）]
 [資料編 18 道路・交通・輸送 サ （一社）滋賀県トラック協会支部]
 [資料編 18 道路・交通・輸送 シ 一般乗合旅客自動車運送事業者]
 [資料編 18 道路・交通・輸送 ス 一般貸切旅客自動車運送事業者]
 [資料編 19 その他（2）協定書等〔大津市〕 セ-2 災害時における物資の輸送に関する協定（滋賀県トラック協会大津支部）]
 [資料編 19 その他（2）協定書等〔大津市〕 セ-3 災害時における燃料の提供に関する協定（大津貨物輸送協同組合）]
 [資料編 19 その他（3）協定書等〔滋賀県〕 ソ 災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定（（一社）滋賀県トラック協会）]

(2) 湖上交通の確保

<産業観光部、滋賀県、琵琶湖河川事務所、琵琶湖汽船㈱>

琵琶湖、瀬田川域において、漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じる場合は、それぞれの管理者および防災関係機関が連携しにおいて障害物除去等を行う。

港湾及び漁港管理者は、それぞれの被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。

- [資料編 18 道路・交通・輸送 ク 県内の漁業協同組合と漁船数]
 [資料編 19 その他（3）協定書等〔滋賀県〕 タ 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（滋賀県漁業協同組合連合会）]
 [資料編 19 その他（3）協定書等〔滋賀県〕 チ 災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定（琵琶湖汽船株式会社、株式会社オーミマリン）]

(3) 航空交通の確保

<総務部、消防局、滋賀県、自衛隊>

災害時において、物資輸送等の緊急を要するときは、予め指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設の上、関係機関と協議し、空路輸送ルートを確認する。

- [資料編 18 道路・交通・輸送 ケ 災害時におけるヘリコプター発着場]

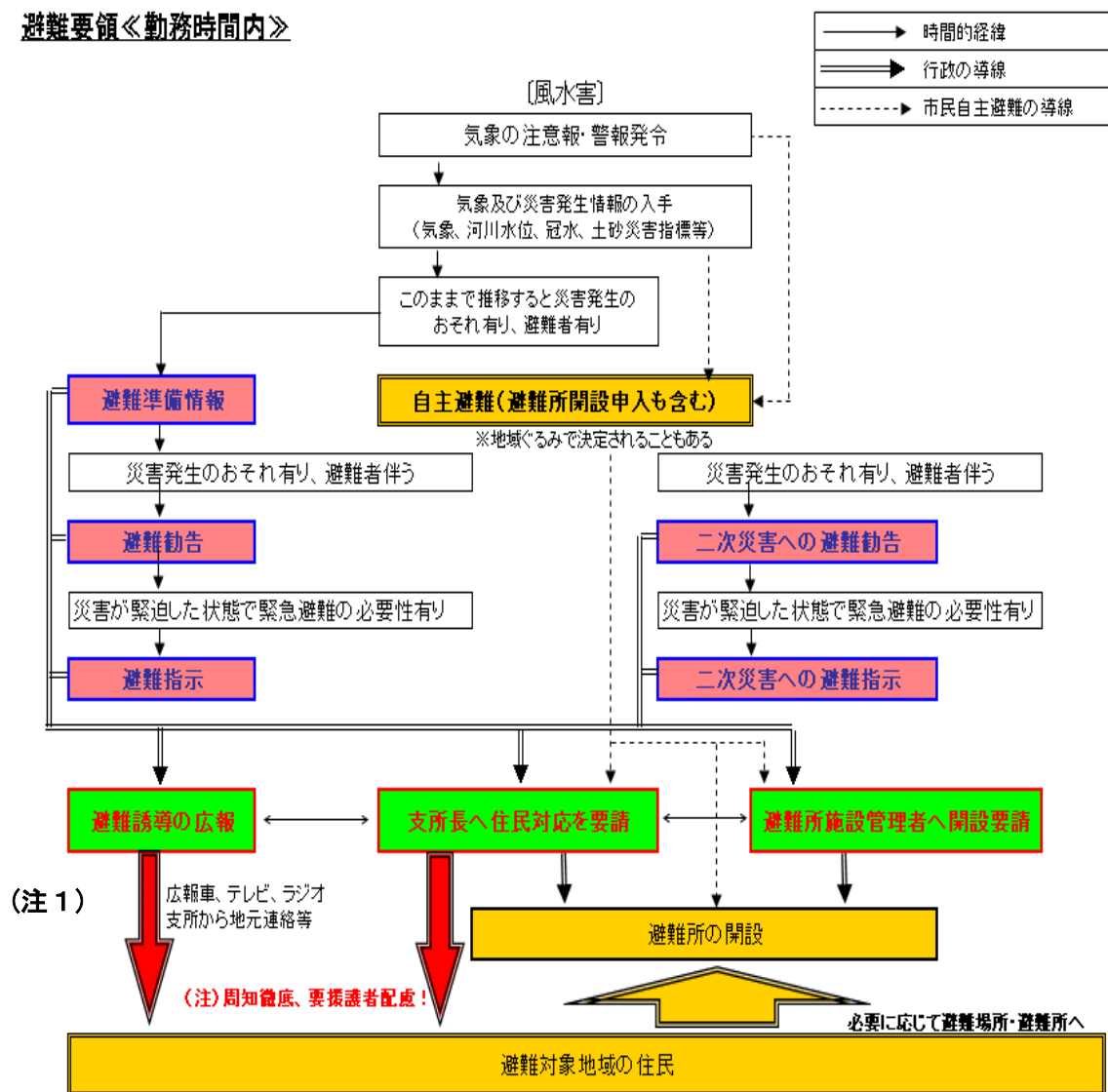
第7節 避難者の受入れ

【基本方針】

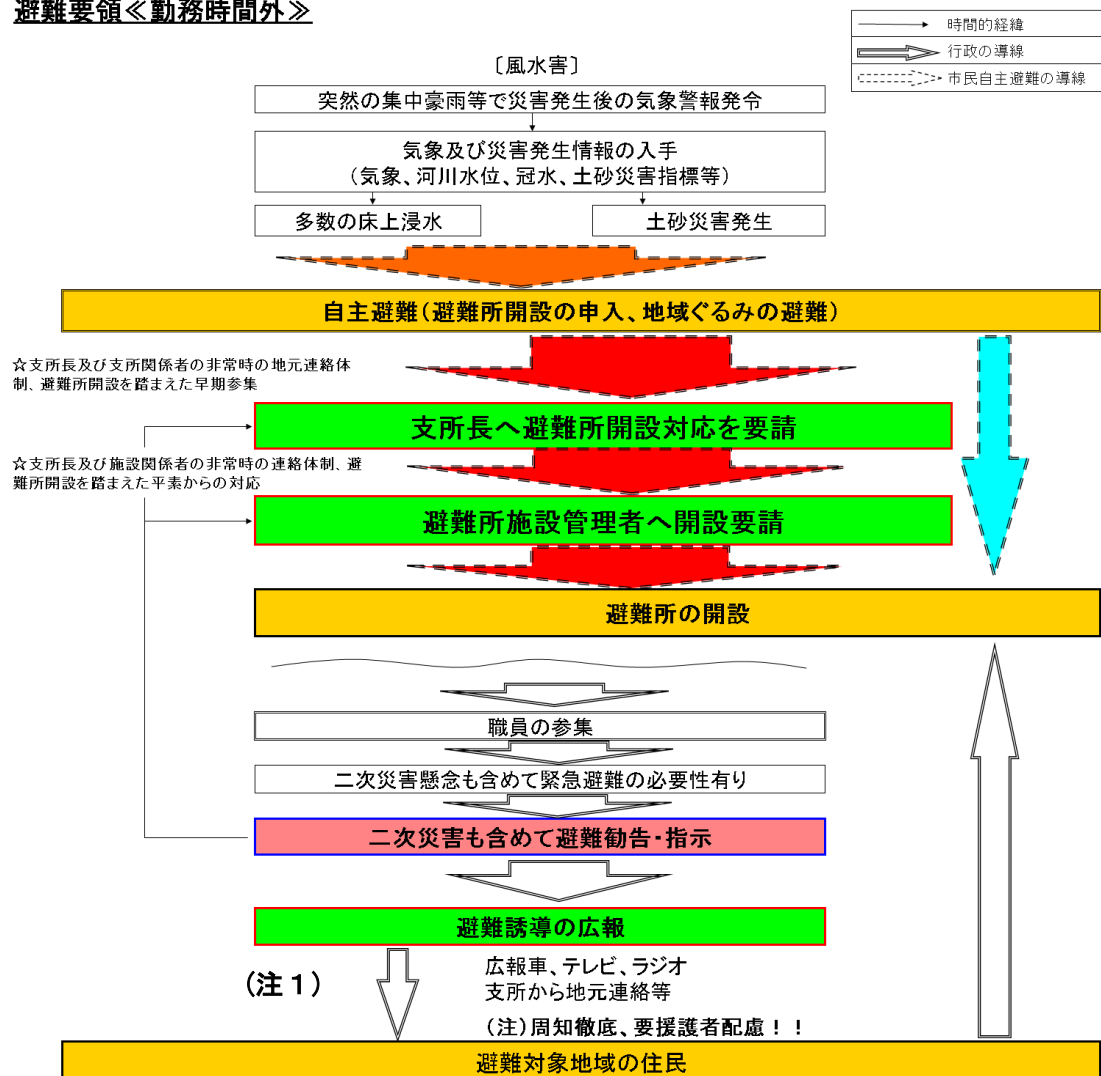
災害発生後、必要に応じて被災者を迅速かつ安全に避難誘導する。また、指定避難所は避難者等が中心となって運営する。さらに迅速に応急仮設住宅の提供を行うとともに要配慮者に対する配慮を行う。

〔避難システム〕

避難要領《勤務時間内》



避難要領＜勤務時間外＞



(注1)：[浸水想定区域・土砂災害警戒区域への情報伝達方法]参照

①避難指示等の発令又は自主避難

河川の氾濫やがけ崩れ等の危険が迫り、避難指示等が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生し、避難行動が開始される。避難行動は、地域（自主防災組織、自治会等）ごとに一団となって避難することを基本とする。

②帰宅

一時的に避難した市民のうち、災害の危険が去る等地域や自宅等の危険が去り自宅の被害が逃れた、あるいは被害が軽微な市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

③「指定避難所」で避難継続

河川の氾濫やがけ崩れ等による指定避難所の危険性がなく安全が確保された場合、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等は「指定避難所」へ移動する。

④他の指定避難所へ移動

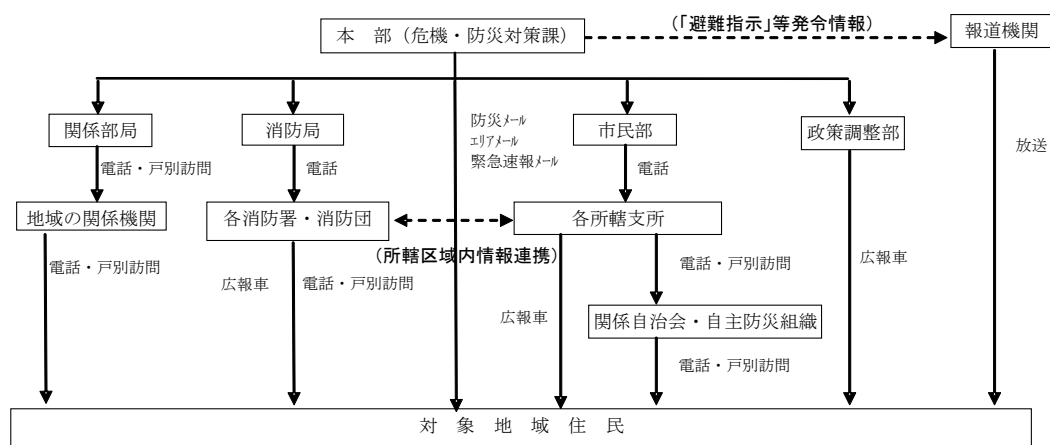
河川の氾濫やがけ崩れ等により定められた指定避難所が危険な状況になった場合は、避難者が他の地区の「指定避難所」へ移動し、避難を継続する。

⑤応急仮設住宅等へ移住

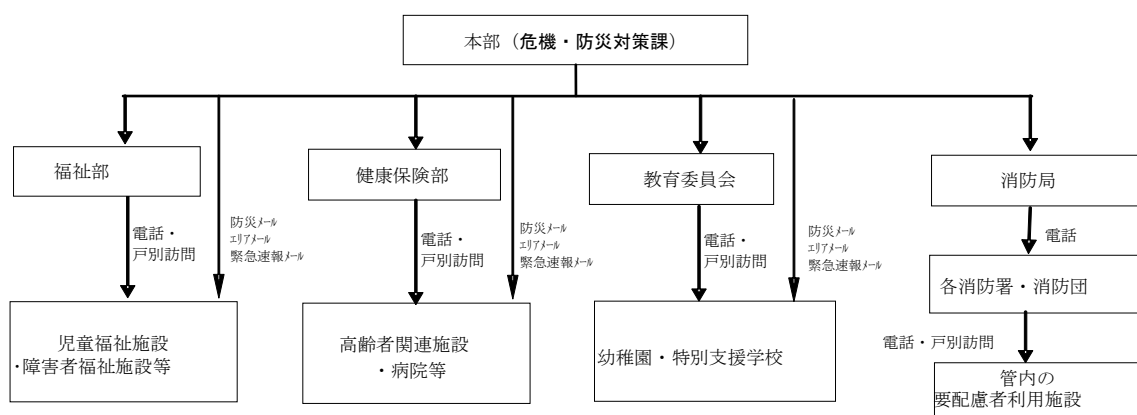
指定避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、被災者は応急仮設住宅での生活に移行するなど、住宅を確保する。

[浸水想定区域・土砂災害警戒区域への情報伝達方法]

(対象区域住民全般への伝達)



(要配慮者利用施設への伝達)



[資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域指定避難所一覧]
 [資料編：別冊 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧]
 [資料編：別冊 琵琶湖浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]
 [資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]
 [資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧]

第1 避難誘導

(1) 予報・警報、避難情報等の市民への周知徹底

<政策調整部、消防局>

市災害対策本部は、広報車等を活用して、予報・警報や避難誘導情報等を地域住民に周知徹底する。また、避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

(2) 避難指示等の発令

<総務部、産業観光部、建設部、消防局、滋賀県、警察、自衛隊、防災関係機関>

市災害対策本部及び防災関係機関は、避難指示等の発令の基準に従い、適切な避難誘導活動を発令する。

なお、市役所や駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は必要に応じて予め定めた避難誘導計画に基づき対応する。

(3) 市民の避難誘導

<消防局、警察、産業観光部、都市計画部、建設部>

発災時には、次に掲げる避難誘導要領に従い、人命の安全を第一に市民の避難誘導を行う。

[避難誘導要領]

- | |
|---|
| <p>ア 避難誘導者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 状況に応じて市は、避難誘導に当たる。 (イ) 避難誘導を行う際は、消防団員及び自主防災組織役員らも協力する。 <p>イ 避難誘導方法及び輸送方法</p> <p>避難誘導者は、次の事項に留意して避難誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 倒壊危険物、落下物、河川の氾濫及び土砂災害等の発生に対して厳重に警戒し、避難中に二次災害が発生しないように最も安全な避難経路を選択する。 (イ) 避難経路中に危険箇所があるときはその旨の明示に努める。
特に重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故の防止に努める。 (ウ) 指定避難所等へ移動することにより、かえって危険が生じる又は、危険が生じるおそれのある場合は、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まるよう避難誘導する。 (エ) 夜間にあつては、必要に応じて照明具携行の誘導員を要所に配置する。 (オ) 必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。 (カ) 誘導員は出発、到着の際人員点検を行う。 (キ) 避難開始と共に消防機関等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。 (ク) 原則として車両は使用しない。 (ケ) 河川の氾濫や土砂災害等で当該指定避難所が危険と判断された場合、他の指定避難所に移動するよう誘導する。 <p>ウ 学校園、病院、社会福祉施設等の避難誘導</p> <p>学校園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、収容者等の避難が必要な場合、予め各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。</p> <p>エ 避難指示等が発令された場合の留意事項</p> <p>最も安全と考えられる方向を関係機関に連絡する。</p> <p>オ 避難者の確認</p> <p>避難指示等を発した地域に対しては避難終了後すみやかに消防機関等によるパトロールを行い、避難が遅れた者等の有無の確認を行うものとする。</p> |
|---|

第2 指定避難所

(1) 指定避難所の開設

＜総務部、市民部、福祉部、健康保険部、教育委員会＞

市は、指定避難所の開設が必要と判断される場合、予め指定避難所に指定している施設の管理者及び避難所担当員に指定避難所の開設を要請し、施設管理者等は自主防災組織等の協力を得て指定避難所を開設する。また、市は指定避難所を開設したことを関係市民に周知徹底する。なお、感染症等の対策として、避難者が特定の場所に集中することを避けるため、必要に応じて複数の避難所を同時に開設することも検討する。さらに、必要があれば予め指定された施設以外の市公共施設についても災害に対する安全性を確認の上、指定避難所として開設する。

指定された指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に指定された指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された指定避難所にスペースがない場合や避難経路の途絶、気象条件等により避難行動に生命・身体の危険を伴うなど、やむを得ない事情がある場合は、施設の安全性を確認し、当該施設の管理者の同意を得たうえで同施設を臨時的指定避難所として開設する。

〔指定避難所の開設要領〕

ア 勤務時間内に避難所開設が必要と判断される場合

- (ア) 市災害対策本部は、避難所となる施設管理者等に通知し、開設を要請する。
- (イ) 施設管理者等は、災害発生時は直ちに避難所の対応を整える。

イ 勤務時間外に避難所開設が必要と判断される場合

- (ア) 市災害対策本部は、避難所となる施設管理者等に通知し、開設を要請する。
- (イ) 避難所となる施設の管理者等は、早急に参集し避難所を開設する。

(2) 指定避難所の運営

＜市民部、福祉部、健康保険部、健康保険部（保健所）、教育委員会、指定避難所施設所管部局＞

各指定避難所の管理者等は避難所運営マニュアルに従いそれぞれの指定避難所の適切な管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料・飲料水の配布、清掃等、運営については、避難者や自主防災組織等の代表者が行うものとし、施設管理者等とも十分な連携の下で実施する。

市は指定避難所に係る情報の早期把握に努めるものとし、そのために市民部の職員は定期的に管内の指定避難所を巡回して情報収集を図るとともに市災害対策本部への伝達業務を担う。

また、避難所運営に際しては、避難者の健康面に留意し、特に要配慮者に対する配慮が適切に行われるように努める。なお、感染症の拡大を防止するため、大津市避難所運営マニュアルに従い必要な措置を講じるよう努めるものとする。

指定避難所の開設期間は、災害救助法において、災害発生の日から7日以内とされている。ただし、状況により、延長が必要な場合は市長が知事に対して事前承認を受ける。

避難生活が長期化する場合、市災害対策本部は、指定避難所の生活環境に注意し、次に掲げる指定避難所の生活環境維持要領により、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、性別および性的指向・ジェンダーアイデンティティによるニーズの違い等配慮する。併せて、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男

性用のトイレを離れた場所に設置するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

〔指定避難所の生活環境維持要領〕

ア	避難者情報の管理 (ア) 市民部は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、避難者の情報をまとめ、整理する。 (イ) 避難者情報は、災害応急対策活動、又避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、市民部が整理する。 (ウ) 各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、市民部に調査を要請する。
イ	医療・保健体制 (ア) 健康保険部は、避難所の避難者に対する救護活動（常駐・巡回）を計画し実施する。 (イ) 健康保険部は、避難所生活が長期になる場合は、避難所体制を充実するなど、避難者の健康管理に当たる。
ウ	避難生活の長期化への対応 (ア) 生活機器等の確保 市は、避難所生活が3日以上長期となる場合は、応急的な物資以外に、できる限り次のような生活機器等の整備に努め、避難者の生活を救護する。（滋賀県、自衛隊への要請を含む） - a 衣類（冬季の上着） - b 洗濯設備 - c テレビ - d 掃除機 - e 冷暖房設備 - f 冷蔵庫、炊事設備 - g 入浴設備
エ	プライバシー保護 (ア) 間仕切りの導入 市は、避難生活の長期化に対応して、避難者の世帯間を仕切るためのパネル等を導入する等、避難者のプライバシー確保に努める。 (イ) 被災者の情報収集 避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するため、個人情報収集する必要がある場合は、避難者に協力を求めるものとする。
オ	女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定緊急避難場所の運営に努める。
カ	衛生対策 衛生対策として、身の回りの掃除はできるだけ避難者が行う。共用の場所は、当番制で行うよう指導する。（避難所共同生活ルール作り）又、食品の衛生管理及び感染症予防に関する啓発・注意喚起を行い、食中毒及び感染症の予防に努める。

(3) 指定避難所の早期解消

＜総務部、都市計画部、政策調整部、市民部、福祉部、健康保険部、教育委員会＞

避難生活の改善及び施設本来の機能確保のため、市災害対策本部は、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、必要に応じ応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、指定避難所の早期解消に努め、学校等施設を早期再開する。

第3 応急仮設住宅等

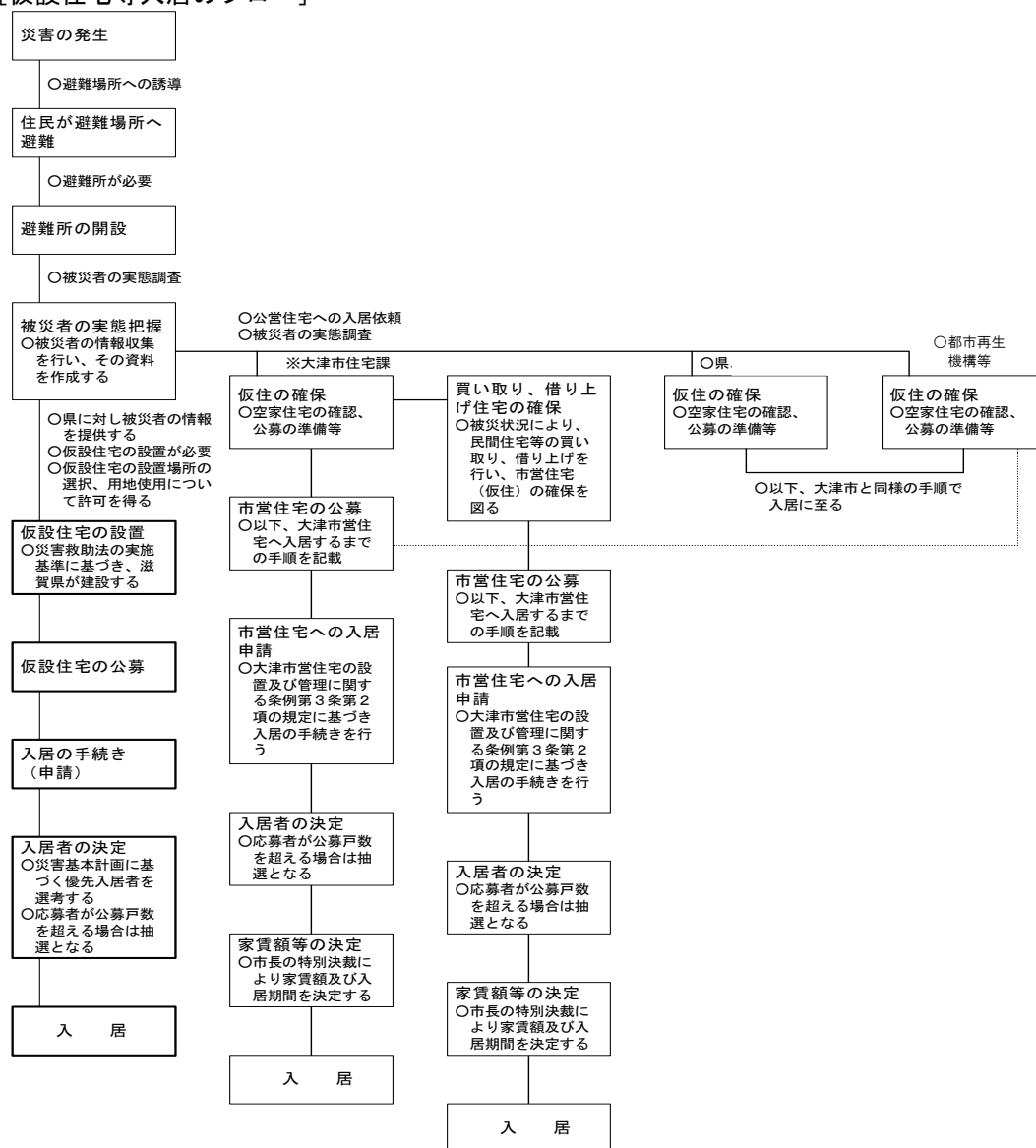
(1) 応急仮設住宅の設置・供与

＜都市計画部、総務部、滋賀県＞

応急仮設住宅の設置・供与は、災害救助法の適用により県知事が行うが、設置場所は公共用地を優先し、飲料水確保、保健衛生、交通利便性、教育等に考慮する。

また、応急仮設住宅の建設のほか、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに近隣の自治体に支援を要請して避難者の住宅の確保に努める。

〔仮設住宅等入居のフロー〕



〔資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕ツ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（プレハブ建築協会）〕

[災害救助法に基づく実施基準（応急仮設住宅の供与）]

項 目	基 準 等
対 象	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1戸当たり平均 6,775,000円以内
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内
救助期間	完成の日から最長2年

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

入居者は、次の要領に従って選定する。

[入居選定要領]

ア	自らの資力では、住宅を得ることができない者を対象に認定する。
イ	十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、罹災者の生活条件を調査の上決定する。
ウ	入居の順序を、次にあげる要配慮者、また指定避難所に収容されている者を優先し、それでもなお重複する場合は、抽選で決定する。 (ア) 高齢者世帯 (イ) 障害者世帯 (ウ) 母子世帯 (エ) 多子世帯 (オ) 乳幼児・妊産婦世帯 (カ) 難病患者の世帯

(2) 住宅の応急修理

<都市計画部、建設部>

①住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法の適用により家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者を対象に緊急の修理を行う。

②日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法の適用により家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者を対象に必要な不可欠な部分の修理を行う。

[災害救助法に基づく実施基準（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）]

項 目	基 準 等
対 象	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯 50,000円以内
期 間	災害発生の日から10日以内

〔災害救助法に基づく実施基準（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）〕

項 目	基 準 等
対 象	1 住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯 706,000円以内
期 間	災害発生の日から3か月以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

(3) 流入土砂等障害物の除去

＜産業観光部、建設部＞

災害救助法の適用により日常生活に支障を及ぼす流入土砂等障害物の除去を行う。

〔災害救助法に基づく実施基準（障害物の除去）〕

項 目	基 準 等
対 象	住家が半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者
対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等
費用の限度額	1世帯 138,700円以内
期 間	災害発生の日から10日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

(4) 広域一時滞在

＜総務部、政策調整部、所管部局＞

災害発生後、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等の状況から、他の市町村への広域的な避難および応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、県外の市町村への受入れについては県へ協力を求める。

なお、大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態又は市の指揮命令系統が失われ、事務の全部又は大部分が実施不能となる場合も想定されるため、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう必要な準備を整えておくものとする。

また、他の市町村からの避難者を受け入れられることができる施設等を予め決定しておくよう努めることとし、他の市町村や県から避難者の受け入れを打診されたときは、可能な限り公共施設を提供するものとする。

第4 要配慮者への配慮

(1) 避難のための情報伝達

＜福祉部、健康保険部、市民部、教育委員会、消防局、社会福祉事業団、産業観光部＞

市は、気象情報や避難情報等の防災情報の伝達については、防災行政無線、電子メール、SNS、放送事業者、広報車等多様な手段を有機的に組み合わせ、要配慮者が円滑かつ迅速に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

また、発令された避難情報等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(2) 避難行動要支援者の避難対策

＜福祉部、健康保険部、市民部、養育委員会、消防局、社会福祉事業団、産業観光部＞

災害発生時には、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、障害者団体、消防団員、自主防災組織等の避難支援等関係者が連携を図りつつ、次に掲げる避難行動要支援者の避難要領により迅速かつ円滑に避難誘導する。

「避難行動要支援者個別避難計画」が作成された避難行動要支援者については、あらかじめ定められた避難支援等実施者が、避難指示等の伝達や安否確認を行い、あらかじめ定められた指定緊急避難場所や指定避難所等施設への避難を支援する。

〔避難行動要支援者の避難要領〕

ア 在宅避難行動要支援者の安否確認

市民部及び避難行動要支援者対応に係る者は、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、障害者団体、消防団員、自治会、自主防災組織等の関係機関と連携を図り、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を事前に把握し、災害発生時には、関係機関とともに「避難行動要支援者名簿（地域提供用）」、「避難行動要支援者名簿」を用いて、在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。

イ 家族介護等で避難することができないが指定避難所では生活できる人

市民部及び避難行動要支援者対応に係る者は、対象者を把握し、要避難時の搬送計画を作成し一般の指定避難所に収容する。

ウ 家族介護等で避難することができず指定避難所で生活ができない人

市民部及び避難行動要支援者対応に係る者は、対象者を把握し、要避難時の搬送計画を作成し、社会福祉施設に収容する。

エ 家族介護等で避難はできるが指定避難所では生活できない人

市民部及び避難行動要支援者対応に係る者は、家族等の搬送により、担当所属が斡旋する社会福祉施設に収容する。

オ 難病患者（在宅人工呼吸器・酸素療養患者、人工透析患者他）等で避難後に医療的な支援の継続が必要な人

健康保険部（保健所）及び避難行動要支援者対応に係る者は、対象者の療養に関する情報を把握し、避難先及び必要な対応の調整を行う。

カ 日本語の理解が困難な外国人

産業観光部は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。

キ 市民相互の介助

市民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

(3) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

＜福祉部、健康保険部、市民部、養育委員会、消防局、社会福祉事業団、産業観光部＞

市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮する。

地域においては、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールや計画を作るなど、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

(4) 指定避難所における要配慮者対策

＜福祉部、健康保険部、市民部、教育委員会、社会福祉事業団、総務部、産業観光部、政策調整部＞

市民部及び要配慮者対応に係る者は、指定避難所を定期的に巡回して、要配慮者のニーズを把握する。特に要配慮者の健康状態の把握に十分配慮する。また、高齢者や障害者のためのスペースを確保するとともに要配慮者に向けた情報提供に配慮する等、次に掲げる指定避難所における要配慮者対策要領に従い、指定避難所における対策を実施する。さらに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等の視点に配慮する。

〔指定避難所における要配慮者対策要領〕

ア 要配慮者及びそのニーズの把握

市民部及び要配慮者対応に係る者は定期的に管内の避難所を巡回して、要配慮者を把握するほか、健康状態やニーズの把握に努める。特に、難病患者等の医療的な支援の継続が必要な者があるときは、健康保険部（大津市保健所）とともに必要な調整を行う。

イ 寝たきり等施設での生活が必要な者

市民部及び要配慮者対応に係る者は寝たきり等により施設での生活が必要な避難者があった場合、市災害対策本部と調整の上、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等に収容する。

ウ 一般の避難所での生活が困難な者

市民部及び要配慮者対応に係る者は、健康上又は衛生上の事由等により一般の避難所への入所が困難な避難者があった場合、市災害対策本部と調整の上、福祉避難所等適切な避難所へ避難をさせる。

エ 食料対策

必要に応じて、高齢者、障害者、乳幼児、アレルギー等に配慮した食料を支給する。

オ 施設対策

スロープの確保や情報の提供等、高齢者や障害者などへの配慮に努める。

(5) 在宅における要配慮者対策

＜福祉部、健康保険部、社会福祉事業団＞

担当部局は、居宅に取り残された要配慮者の迅速な把握に努める。要配慮者に対しては、指定避難所へ移動、社会福祉施設等への緊急入所、在宅保健福祉ニーズの把握等を行う等、次に掲げる在宅要配慮者対策要領に従い、在宅における要配慮者対策を実施する。

〔在宅要配慮者対策要領〕

- ア 居宅に取り残された災害時要配慮者の把握
介護サービス提供事業者並びにその他要配慮者対応に係る者は、地域の自主防災組織等の協力により、居宅に取り残された者を早期に把握する。
- イ 居宅に取り残された要配慮者の指定避難所・社会福祉施設への移送
介護サービス提供事業者並びにその他要配慮者対応に係る者は、把握した者の健康状態等に従い、指定避難所での生活が可能な者については指定避難所、指定避難所での生活に支障がある者については特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等へ迅速に移送する。
- ウ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、正確な情報伝達、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施、保健医療サービスの提供など、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(6) 要保護児童・孤児対策

＜福祉部、教育委員会＞

担当部局は、被災による孤児、遺児等の要保護児童に関して実態把握と援護を行う。

- ア 指定避難所における要保護児童の実態把握
- イ 孤児遺児の速やかな発見と実態把握
- ウ 要保護児童の受入、社会生活を営む上での経済的支援の実施

(7) 応急仮設住宅における要配慮者の保護

＜都市計画部、市民部、福祉部、健康保険部＞

応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者を優先的な入居させる等の保護対策を実施する。また、応急仮設住宅における孤独死等を防ぐために市の職員等が定期的に巡回するほか、仮設住宅における仮自治組織の創設と自主運営を促進する。

(8) 福祉施設の復旧等

＜福祉部、健康保険部、企業局、社会福祉事業団、防災関係部局＞

次に掲げる方法により福祉施設の早期復旧と平常業務の早期再開を図り、高齢者や障害者等に対する支援の充実に努める。

重度の要介護高齢者や障害者に対しては、社会福祉施設へ優先して入所させることに努め、また、社会福祉施設についてはライフラインの復旧について優先的に対応するよう各事業者に要請する。

〔社会福祉施設に関する対応〕

- ア 社会福祉施設等の被災状況等の把握
担当部局は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、社会福祉施設等（デイサービスセンター・共同作業所等を含む。）の被災状況の把握を行うものとする。
なお、把握する被災情報は次のとおり。
 - (ア) 施設入所者の被災状況
 - (イ) 施設・設備の被災状況
 - (ウ) 他施設等からの被災者の受入可能人数
 - (エ) ライフライン・食料等に関する情報
- イ 社会福祉施設等の要配慮者の避難等
施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、担当部局は、食糧・飲料水の確保、近隣施設及び近隣市町村への人員の派遣の要請、入所者の移送等必要な援

助を行うものとする。

(ア) 入所者の相互受入

担当部局は、県、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、移送等を行う。

(イ) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化、一定量の食料・飲料水・医薬品の備蓄などに努め、二次災害に備えた入所者の移送体制を整える。

ウ 社会福祉施設等の応急復旧

社会福祉施設等は迅速な機能回復を目的として、施設設備の応急復旧を行う。

(9) 外国人対策

＜産業観光部＞

担当部局は、日本語の理解が困難な外国人に対してボランティアの協力を得てその支援を行うとともに外国人被災者を対象とした相談窓口を設ける等、次に掲げる方法により外国人に対する情報提供を実施する。具体的な対策の実施にあたっては、地域の実情に応じたものとする。また、指定避難所においては、災害関連情報の多言語による提供のほか、指定避難所の巡回や語学ボランティアの派遣等による外国人被災者の状況及びニーズの把握に努める。

〔外国人への情報提供〕

ア 産業観光部は、国際親善協会等の協力を得て、多言語による相談窓口、電話相談等を行うとともに、外国語による広報紙の配布等を行う。

イ 産業観光部は、外国人支援団体等と連携することにより、日本語の理解が困難な外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第8節 食料・生活必需品の調達、応急給水活動

【基本方針】

災害時における飲料水・食料・生活必需品の調達は、被災住民の不安を取り除く上でも緊急の課題である。したがって、平常時からの市民自らの備蓄品と市の備蓄品を活用するとともに、関係機関との連携により迅速な食料・生活必需品の調達を図る。また、交通および通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活維持に必要な食料・生活必需品等の物資の円滑な配給に十分配慮する。なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、県へ物資の調達を要請する。

飲料水については生活に必要な水を確保し、市民に対して速やかに緊急給水活動を実施する。

(1) 食料・生活必需品の調達・供給

＜総務部、産業観光部、滋賀県、滋賀県トラック協会＞

市は、次に掲げる方法により、被災者の生活維持に必要な食料・燃料・毛布等の生活必需品を確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるように備える。関係機関は備蓄する物資、資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。なお、滋賀県においては、1日分の救援物資を確保している。

〔食料・生活必需品の調達・搬送〕

- ア 災害発生直後の市内調達
- (ア) 災害発生後に必要な応急食料や生活必需品を調達する場合は、流通業者及び公設地方卸売市場に協力を要請する。
 - (イ) 県・市の薬剤師会等の協力を得て医薬品及び関係物資を確保する。
 - (ウ) 西日本電信電話(株)等の協力を得て通信機器の供給を確保する。
 - (エ) その他必要な関係機関と連携を図り、必要物資を確保する。
- イ 食料・生活必需品の広域調達
- (ア) 主食(米穀等)の配給要請については、滋賀県へ行うものとし、国の支援が必要な場合のうち、災害救助法及び国民保護法が発動された際は、原則として、滋賀県を通じて農林水産省近畿農政局(滋賀県拠点)の協力を得る。
 - (イ) 市内で十分な調達ができない場合は、他市町との相互応援協定に基づき、又は県のあっせんにより、他市町に対して救援食料・生活必需品の支援を要請する。
 - a 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。
 - b 衛生面に配慮し、業者が調理したものに限り、輸送には保冷車を用いる。
 - (ウ) 県内4卸売市場及び京都市中央卸売市場に食料品の供給を依頼する。また災害により市場業務が停止している場合には業務代行を依頼する。
- ウ 供給計画の策定
- 調達・供給活動に係る調整を行い、必要に応じて供給計画を策定する。
- エ 物資集積拠点
- 調達食料は、物資集積拠点に集約し、担当部局が管理する。
- 救援物資の整理のため、コンベアー、リフト等を確保する必要がある。また、夏季は、冷蔵倉庫の設置を検討する必要がある。
- オ 調達食料の搬送
- (ア) 物資集積拠点への搬送
 - a 市内大規模店舗等からの発災後第1次の調達は、担当部局が自ら調達に出向く。
 - b 以降の食料調達は、調達先に応急食料集積拠点への搬送を指示する。
 - c 民間の搬送態勢が確立した後は、調達先から配布先に直接搬送するよう指示する。
 - (イ) 物資集積拠点からの搬送
 - a 市内をブロックに分け、担当部局が各指定避難所に搬送する。
 - b 車両及び人員は滋賀県トラック協会などから調達する。

[資料編 16 食料等の生活必需品 イ 県健康福祉政策課備蓄物資状況]

[資料編 16 食料等の生活必需品 ウ 食料貯蔵庫・業者名・調達先に係る県計画]

[資料編 19 その他 (3)協定書等〔滋賀県〕セ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（滋賀県生活協同組合連合会、株式会社西友、株式会社平和堂、NPO法人コメリ災害対策センター）]

また、供給すべき主な生活必需品は次の通りである。

〔供給生活必需品一覧〕

ア 寝具	毛布又は布団
イ 外衣	普通着で作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌着	パンツ、シャツ、ズボン下等
エ 身の回り品	タオル、手ぬぐい等
オ 炊事道具	なべ、釜、包丁、バケツ等
カ 食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日用品	石けん、ちり紙、歯ぶらし、歯みがき粉等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、カセットコンロ、灯油等
ケ 衛生用品	紙おむつ、生理用品等

なお、災害救助法に基づく実施基準は次の通りである。

〔災害救助法に基づく実施基準（炊出しその他による食品の給与）〕

項 目	基 準 等
対 象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、現に炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者
支 出 費 用	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
費用の限度額	1人1日1,230円以内（参考：令和5年度基準）
期 間	災害の日から7日以内

（該当年度の災害救助基準を参照）

〔災害救助法に基づく実施基準（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）〕

項 目	基 準 等							
対 象	全半壊（焼）流失、床上浸水、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯単位）							
支 出 費 用	被災者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							
	ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							
	季 別	期 間	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人を増すごとに 加算する額
	夏 季	4月～9月	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000
	冬 季	10月～3月	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

	イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯						
	季別	期 間	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯
	夏季	4月～9月	円 6,300	円 8,400	円 12,600	円 15,400	円 19,400
	冬季	10月～3月	円 10,100	円 13,200	円 18,800	円 22,300	円 28,100
期 間	災害発生の日から10日以内						

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

(2) 応急給水

<企業局>

企業局は、災害が発生した場合は、直ちに情報収集と緊急巡回点検を実施し、必要に応じ緊急措置として浄水池、配水池等からの送・配水を停止し、応急給水に必要な水を確保する。また、基幹施設及び主要送配水管路を優先的に復旧する。

また、市災害対策本部は、必要に応じて県等に応急給水の応援要請を行い、応急給水を実施する。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] オ-1 災害時における供給協力に関する協定書(株式会社いずみ二一)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] オ-2 災害時における供給協力に関する協定書(東洋紡株式会社総合研究所)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ス-9 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針(日本水道協会関西地方支部)]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等[大津市] ス-10 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定(日本水道協会関西地方支部)]

[応急給水]

ア 必要水量と応急給水の目標

- (ア) 応急給水の目標は、施設の復旧が進むにつれ、段階的に増加していくことにする。段階が進むにつれて給水拠点を増やし、市民が近い場所から給水を得られるようにする。

	災害発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
①	災害発生～3日間	3ℓ／人・日	概ね1km以内
②	4日目～7日目	20ℓ／人・日	概ね500m以内
③	8日目～20日目	100ℓ～200ℓ／人・日	概ね100～250m以内
④	21日目～28日目	被災前の給水量	概ね10m以内

(イ) 給水の方法

- a 浄水池や配水池の拠点給水と、給水タンク車による運搬給水を実施する。
b 応急復旧した送排配水管の消火栓に設置する仮設給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。

イ 応急給水実施の優先順位

指定避難所や病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者利用施設には、優先的に緊急給水を行う。

ウ 給水拠点の確保

(ア) 給水拠点

給水拠点は、被災直後は浄水池、拠点配水池とし、その後、配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。

エ 応急給水用資機材の備蓄・調達

応急復旧用資機材については、必要量を備蓄、管理し調達が必要な機材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- a 指定工事店関係の保有資機材の調達
b メーカー、取引先等からの調達
c 他の水道事業者からの調達

オ 給水応援計画

(ア) 他の市町村水道事業体

企業局は、応援要請を行う窓口を定め、災害相互応援協定により、他の市町村水道事業体に応援要請を行う。

(イ) 自衛隊

自衛隊には、第3節第4により、応援要請を行う。

[災害救助法に基づく実施基準（飲料水の供給）]

項目	基準等
対象	災害のために現に飲料水を得ることができない者
支出費用	当該地域における通常の実費 1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害発生の日から7日以内

(参考：令和5年度基準) (該当年度の災害救助基準を参照)

第9節 防疫、動物、保健衛生、遺体対応に関する活動

【基本方針】

災害時には、衛生状態が悪化する中で被災者の健康状態を良好に保つために、指定避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態の悪化を防ぐための防疫活動を実施する。また、被災した愛玩動物や逸走した特定動物の収容保護活動を行う。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体対応を遅滞なく進める。

第1 防疫活動

(1) 防疫活動

<健康保険部（保健所）、環境部、企業局、滋賀県>

次に掲げる防疫活動を実施する。

[資料編 17 衛生 ア 防疫資機材備蓄状況]

[防疫活動]

ア 予防啓発及び広報活動の推進

保健所は、平時からパンフレット等啓発用資料の整備を図るとともに、これらを使用して 市民への予防啓発を行い衛生管理の指導に努める。

イ 清潔方法

担当部局は、塵芥、汚泥などについて、積替及び選別を経て埋立若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。

ウ 消毒

担当部局は、被害の状況により、次の事項について消毒を実施することとし、そのために必要な防疫用薬剤等の備蓄、調達を行う。

(ア) 飲料水

(イ) 家屋

(ウ) 便所

(エ) 芥溜、溝渠

エ 検病調査及び健康相談

保健所は、保健師等を中心に被災地の検病調査、健康相談を実施する。

オ 臨時予防接種の実施

被害の状況や感染症の発生状況により、知事の指示に基づき、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を行う。

カ ねずみ族、昆虫等の駆除

担当部局は、感染症の予防及び患者の医療に関する法律(本節において以下「法」という。)第28条第2項の規定により、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。(法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。)

キ 生活の用に供する水の使用制限及び供給

保健所は、法第31条第1項の規定により、感染症の病原体に汚染され、また汚染された疑いのある生活の用に供する水の使用を制限し、企業局は同第2項の規定により、本計画第6節（2）「応急給水」に準じて当該生活の用に供される水を供給するものとする。（法第50条第1項の規程により実施される場合を含む。）

ク 患者等に対する措置

保健所は、被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した時は、感染症法に基づき対応する。

ケ 指定避難所の防疫指導等

指定避難所における防疫活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、手洗い等の施行等指導の徹底を期する。

なお、指定避難所に消毒薬等を配布するよう努める。

被災地域内で指定避難所内外の消毒等、災害防疫活動を実施するにあたり、以下の点に留意する。

〔防疫活動実施上の留意点〕

ア 感染症流行の未然防止に万全を期す。

イ 被災状況に応じ、被害地区に必要な薬剤を配布する。

ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行う。

エ 防疫用人員、薬剤、機材が不足する場合には民間事業者及び県をはじめ近隣の自治体に対して応援要請を行う。

オ 必要に応じて自衛隊に防疫活動を要請する。

死亡獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）については、死亡診断書（又は検案書）を用意し、死亡獣畜取扱場で処理するよう関係事業者を誘導する。家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病による死亡の場合は、取り扱いが滋賀県家畜保健衛生所北西部支所（高島市今津町弘川249-1 TEL0740-22-2145）になる。

なお、大災害時の際には、死亡獣畜取扱場以外の場で焼却・埋却することも考えられる。

(2) 生活衛生・食品衛生活動

<健康保険部（保健所）>

衛生的な生活環境の確保に万全を期するとともに、食品に起因する危害発生を防止することにより被災者に対して安全で衛生的な食品を供給する。

災害の状況により必要と認めたときは、所属長の指揮のもとに次の活動を行う。

ア 生活衛生対策

(ア) 生活衛生関係営業施設の被害状況の把握及び情報提供

(イ) 被災地における生活衛生確保

(ウ) 冠水地域等における生活衛生関係営業施設の衛生指導

(エ) 飲料水の衛生確保

イ 食品衛生対策

- (ア) 食品関係施設の被害状況の把握及び情報提供
- (イ) 指定避難所等に提供される救護食品の衛生確保
- (ウ) 冠水地域等における食品関係施設の衛生指導
- (エ) その他飲食に起因する危害発生の防止

第2 動物収容保護活動

<健康保険部（保健所）>

大規模地震発生時には、負傷している動物や飼い主からはぐれた動物が多数発生することや、また、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条に規定する動物）が市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれが想定される。

このことから、動物愛護及び危害防止の観点から次の活動を行う。

(1) 被災動物の保護及び犬による危害防止

大津市動物愛護センターは、犬等の被災動物の保護及び収容並びに負傷動物の一次治療を行うとともに、犬による咬傷事故等の危害発生防止のため、野犬等（滋賀県動物の保護および管理に関する条例第2条第5号に規定する犬）の捕獲を行う。

(2) 一時保管の支援

大津市動物愛護センターは、関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援する。

(3) 特定動物による危害防止

大津市動物愛護センターは、特定動物の管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、当該動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、捕獲のため現地へ出動する。また、付近住民に周知するとともに、警察関係機関に捕獲の協力を要請する。

(4) 指定避難所における動物の適正な飼養

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、避難所運営マニュアルに基づく適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕サ-4 災害時における犬猫救護活動の協力に関する協定（大津開業獣医師会長）]

第3 保健衛生

(1) 保健活動

＜健康保険部（保健所）、市民部、教育委員会、社会福祉事業団＞

災害による生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、担当部局は、次に掲げる保健活動要領に従い、常に良好な環境を保ち市民の健康保持に努める。

被災後、事態が比較的落ち着いた後は、被災者の精神的なケアが必要となるため児童・生徒・高齢者・外国人等の要配慮者を最優先に、精神的ケア活動に努める。

〔保健衛生活動要領〕

ア 被害状況の把握及び応援の要請

（ア）市は、避難行動要支援者、精神障害者、難病患者、人工透析等の慢性疾患患者及び感染症患者の早期発見等の対応を行う。

（イ）市は、被災状況及び職員の参集状況等に応じて、保健所業務の指揮支援が必要な場合は、県に災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の派遣を要請する。

（ウ）市は、地域における保健活動への支援が必要な場合は、県に保健師等チームの派遣を要請する。

（エ）応援派遣された DHEAT 及び保健師等チームは、保健所長の指示に基づき保健医療福祉活動チームの指揮支援又は調整等を行うほか、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析等を行う。

イ 巡回相談の実施

（ア）指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理を行うため、保健師等による指定避難所巡回相談を実施する。

（イ）在宅の要配慮者の状況把握のため家庭訪問を行い、被災者の健康管理と必要な福祉サービスの提供を行う。

（ウ）被災者家庭への訪問を行い、被災者の状況把握と健康調査及び保健指導を行う。

（エ）仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるように訪問指導や健康相談、健康教育を実施し、フォローの必要なケースは継続訪問をする。

（オ）指定避難所、仮設住宅、被災家庭における食糧の供給状況を把握し、不足している食糧の補給に努めるとともに、栄養士は乳幼児や高齢者、食事療法の必要な病人等に対して適切な食事の提供がなされるように関係機関に要請する。

（カ）指定避難所解消後においても、仮設住宅や被災家庭の巡回健康相談や栄養相談を実施し、被災者が健康な生活を送れるように継続的な支援をする。

（キ）保健所は、指定避難所、在宅要配慮者等の情報収集や情報提供を行うとともに、関係機関との広域的な連絡調整を行う。

ウ 精神保健対策

災害直後の精神科医療の確保と災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確保する。

災害がメンタルヘルスに与える影響が大きいことから、こころのケアに対する相談、普及啓発活動などの精神保健対策を実施する。

保健活動の実施に際しては次の点に留意する。

〔保健活動実施上の留意点〕

- ア 高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ社会福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車椅子等の手配を検討する。
- イ 被災した幼児児童生徒に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。
- ウ 福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て良好な環境づくりと健康保持に努める。

(2) 環境対策

＜環境部、企業局、滋賀県、琵琶湖河川事務所＞

市災害対策本部及び防災関係機関は、環境モニタリングを実施し、有害物質や危険物、油の流出防止を監視するとともに、被災工場や事業場から有害物質が生じないように適切な処理を講じる。災害で生じた廃棄物、汚水、アスベスト等による環境汚染の未然防止を図る。

ア 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市は、アスベストの飛散を防止するため、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し「大気汚染防止法」に基づく届出（法第18条の15①②）を可能な限り事前に提出するよう求め、また作業基準の遵守（法第18条の16）に努めさせる。

状況に応じて大気中アスベストのモニタリング調査を実施する。

イ ダイオキシシン類対策について

「ダイオキシシン類対策特別措置法」に基づく大気、水質及び土壌のダイオキシシン類の常時監視を継続する（法第26条①）。

ウ PCB廃棄物保管状況について

市は、災害状況に応じて、平常時から把握しているPCB廃棄物保管事業者に対し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB保管状況の報告聴取（法第24条）と必要に応じて指導・助言（法第11条、第15条）を行う。

〔環境モニタリングの実施要領〕

ア 一次モニタリングの実施

被災地や公共用水域等に有害物質や油等の流出を防止するため、いち早く現地に出動し、状況の把握と油吸着材等による一次措置並びに必要なに応じた水質、大気等の環境調査を行う。

イ 二次モニタリングの実施

一次モニタリングの結果をふまえ、環境汚染の未然防止及び被害の拡大防止を図るため、防災関係機関との連携のもとに、必要とする継続的、詳細な環境調査を実施する。

(3) ごみ処理対策

＜環境部＞

担当部局は、被災地の衛生状態を保つため、次に掲げるごみ処理要領に従い、清掃、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じる。また、災害時には、平常時のごみ収集活動が停止するため、大量の一般ごみが滞るため、それらの処理についての対応に努める。

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合、必要に応じて関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村に応援を要請する。

[資料編 17 衛生 イ 県内市町所有のごみ運搬車]

[資料編 17 衛生 ウ 市内廃棄物処理・処分施設]

[資料編 17 衛生 エ 県内のごみ焼却処理施設]

[資料編 17 衛生 オ 県内の粗大ごみ・不燃物処理施設、再資源化施設等]

[資料編 19 その他 タ-1 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境株式会社）]

[資料編 19 その他 タ-2 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（山崎砂利商店）]

〔ごみ処理要領〕（水害）

ア 事前対応

避難情報等が出された段階で、早期に災害廃棄物への対応対策を準備するとともに、住民へは家財等を2階へ上げる等、浸水しないように予防策を講じるよう呼びかけ、災害廃棄物の発生を抑制するよう努める。

イ 被害情報の収集・伝達

環境部は、災害が発生した場合には、被害情報、施設被害事項等の必要情報の収集を行う。

ウ 状況把握

(ア) 避難状況や被災家屋調査結果等をもとに、指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

(イ) 処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、復旧見込みを把握するとともに、稼働できるよう措置を講じる。

(ウ) 浸水区域を確認し、水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。（水害）

エ 共同ごみ容器の設置

指定避難所等には共同で使用するごみ容器を段ボールで作成するなど、生活ごみが円滑に収集できるよう、指定避難所の代表者等に協力を依頼する。

オ 一次仮置場の確保

大災害時には、環境保全に支障のない大規模休閑地を一次仮置場として確保し、災害廃棄物を暫定的に積み置きするなどの対策に努める。この際、廃棄物は出来る限り分別して積み置きすることとする。

カ 日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常時の職員及び応援職員等による応援体制を確立し、その処理にあたる。特に生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

キ 災害廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県の要請によって他市町村等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破碎、分別）の実施の有無などについても検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

ク 進行管理計画

水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な災害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

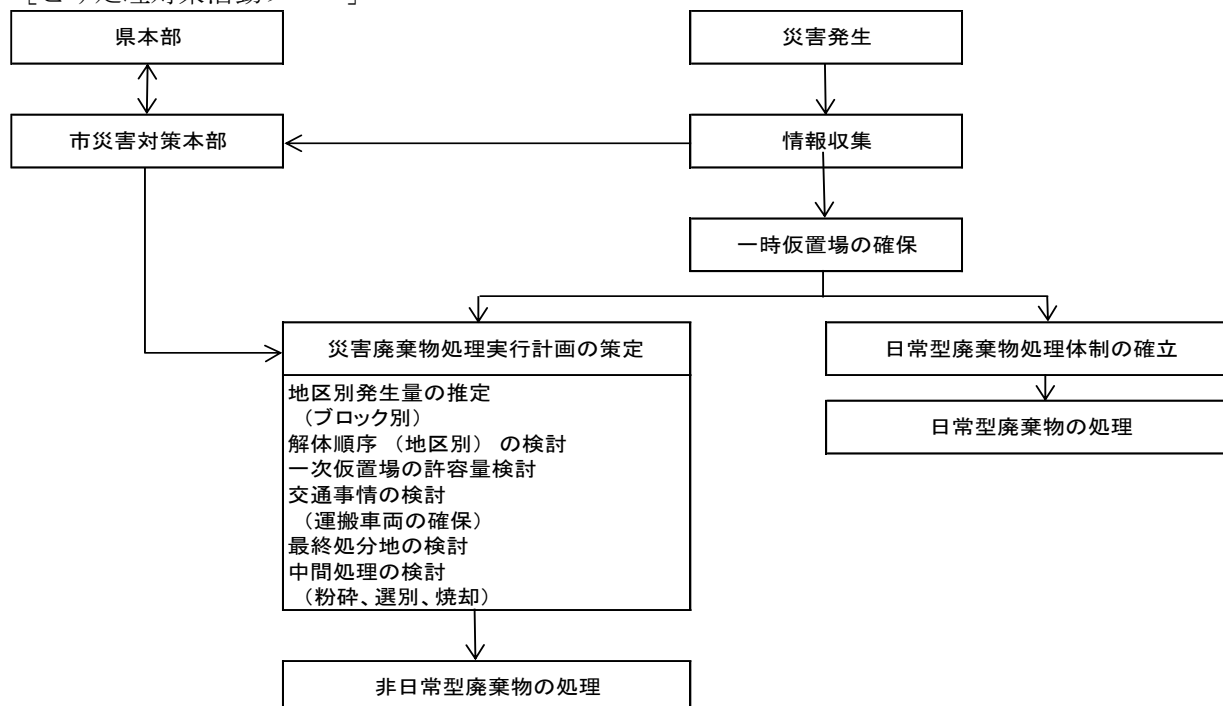
(ア) 災害廃棄物の発生量

(イ) 災害廃棄物の処理方法

(ウ) 災害廃棄物の処理に要する期間の見込み

(エ) 災害廃棄物処理の月別進行計画

[ごみ処理対策活動フロー]



(4) 仮設便所、し尿処理対策

<環境部>

し尿処理については、指定避難所やその他の被災者収容施設を優先して処理するものとし、収容施設で既存の便所が足りないところについては、次に掲げる仮設便所の設置要領に従い、適宜仮設便所を早期に設置する。

水洗便所を使用している地域においては、上水道の途絶によって便所が使用できなくなることが想定されるために、地域毎に必要な数の仮設便所を設置する。

浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

これらの対策の実施にあたっては、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水の被害であっても水没したり、槽内に雨水、土砂等が流入することがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

し尿処理にあたっては、し尿処理施設及び下水道処理施設において行うこととする。

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、県、他の市町村に応援を要請する。

[資料編 17 衛生 カ 市内し尿処理施設]

[資料編 17 衛生 キ 県内のし尿処理施設]

〔仮設便所の設置要領〕

ア 状況把握

被災状況、避難者数、水洗便所使用の可否等の情報を収集し、可能な限り早急に仮設便所の必要設置箇所、必要基数を把握する。

イ 仮設便所の調達

近隣学区に備蓄している仮設便所を被災地区に移送するとともに、次の手配を行う。

- (ア) トイレットペーパー、清掃用具、消毒液、防臭剤
- (イ) 屋外設置時の照明施設（資機材及び工事）
- (ウ) 水の確保
- (エ) し尿処理業者への連絡

なお、大規模災害の場合は、業界団体等と早急に連絡をとり、県や近隣自治体に対して要請を行うなど仮設便所の必要数を確保する。

ウ 仮設便所の設置

- (ア) 仮設便所は、公共施設等の指定避難所に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園等の広域避難場所に設置する。
- (イ) 初動対応として、250人あたり1基の割合で、備蓄している仮設便所で対応する。最終的には、100人あたり1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には、業者や近隣自治体から調達した仮設便所を充てる。
- (ウ) 設置場所は、収集が容易な場所で、視聴覚障害者の使用を考慮して、できるだけ塀や壁際に設置することとする。
- (エ) 仮設便所の設置とくみ取り等の管理を的確に連動させるため、仮設便所を設置した者は、直ちに環境部に報告する。仮設便所等のし尿の収集処理については、処理場への搬入に係る計画処理を維持するよう努力し、収集運搬に支障をきたす場合には、県に応援要請を行う。
- (オ) 屋外に設置した仮設便所で照明施設が必要な場合は、小売電気事業者等と調整の上、照明施設を設置する。

エ 仮設便所の使用

普段、使い慣れていない仮設便所が適正に使用されるよう、「仮設便所の使い方」のチラシを作成し、被災者に対し、電話やFAX等による情報提供を行う。

(5) 廃棄物処理施設の確保及び応急対策計画

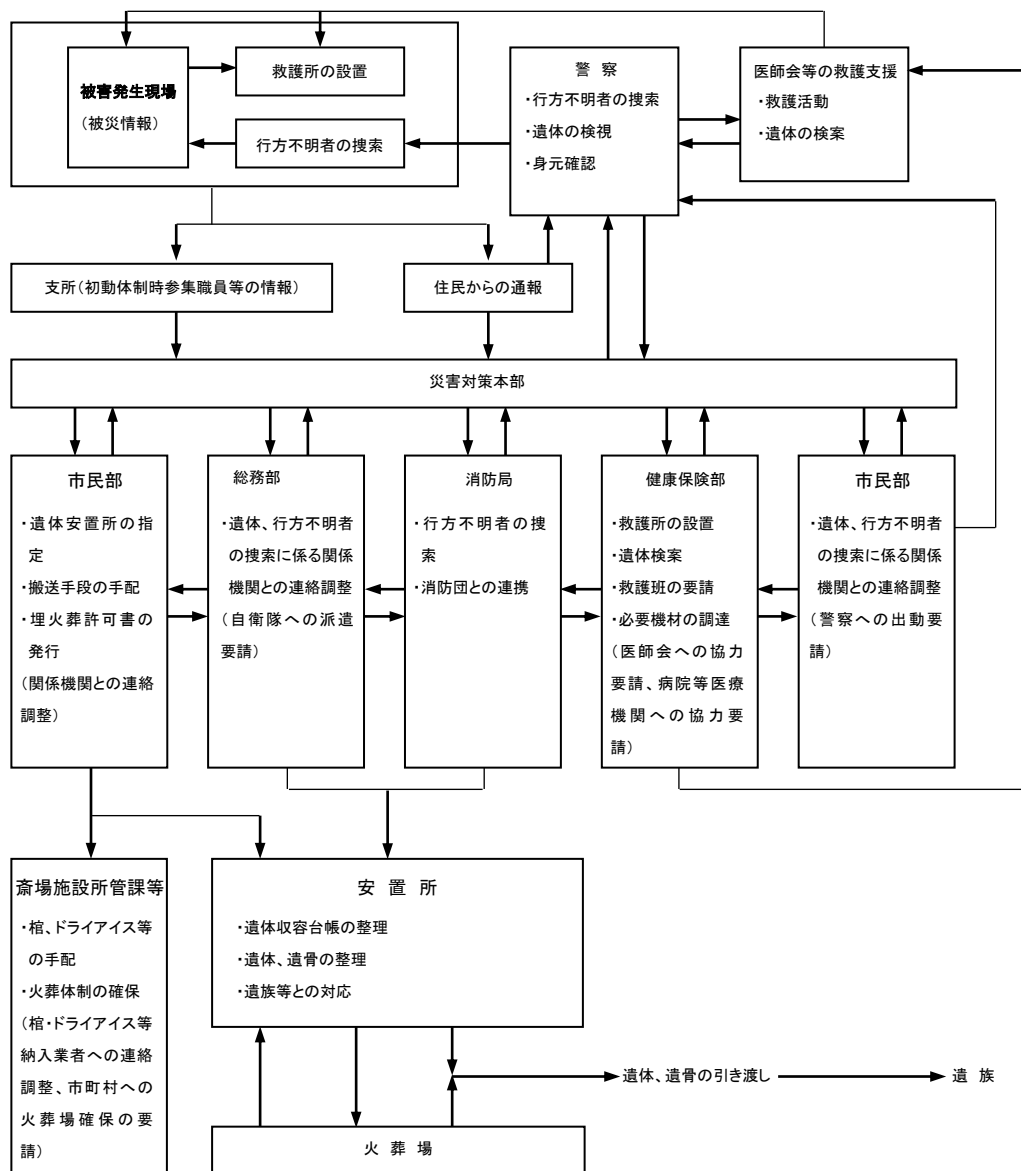
<環境部>

廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、迅速に応急復旧を図る。また、収集作業に影響が及び、管内処理施設に搬入できない場合には、他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

さらに、民間事業者の廃棄物処理施設について、速やかに施設の被害状況と稼働の可否を把握し、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図るよう要請する。

第4 遺体への対応

[遺体の対応フロー]



(1) 行方不明者の搜索、遺体の処理

<市民部、福祉部、健康保険部、消防局、滋賀県、警察、日本赤十字社>

次に掲げる搜索要領に従い、行方不明者の搜索を行う。

〔行方不明者搜索要領〕

ア 搜索の実施方法

- (ア) 搜索は、救助活動に引き続いて、警察と協力して実施する。
- (イ) 行方不明者や搜索された遺体については、まちがいのないようリスト化する。

イ 搜索の期間

- (ア) 搜索の期間は原則として、災害発生から10日間とする。
- (イ) 災害発生から10日間で搜索が終了しないときは、搜索期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

ウ 発見した場合の措置

- (ア) 発見した場合は、速やかに警察に連絡する。
- (イ) 医師立会のもとに警察の検視を終えた死体は、市本部が警察、消防機関等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。

〔災害救助法に基づく実施基準（死体の搜索）〕

項 目	基 準 等
対 象	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

次に掲げる遺体処理要領に従い、遺体の処理を実施する。

[遺体処理要領]

ア 遺体処理の内容

- (ア) 遺体の処理は、以下に掲げる範囲内において行うものとする。
 - a 災害救助法が適用された場合における遺体処理は、県との委託契約に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が行い、市はこれに協力する。
 - b 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - c 遺体の一次保存
 - d 検案

イ 資機材等の調達

- (ア) 災害発生後、遺体の処理に係わるドライアイス、棺等の資機材を事前計画に従って、速やかに調達する。
- (イ) 資機材等の調達が困難の場合は、県にあつせんを要請する。

ウ 遺体の身元確認

- (ア) 身元が確定した遺体については、引取人に引き渡し、必要な手続きの上火葬して埋葬する。
- (イ) 遺体の身元が明らかでない遺体又は確認できない遺体については、警察から検視調書を受け、その後処理する。

エ 遺体安置所

遺体安置所は、公共施設や地域の寺院等の中から指定避難所等に使用されていない場所を依頼する。

オ 遺体の処理方法

- (ア) 遺体の洗浄、消毒を行い遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、また遺体安置所に提出するものとする。
- (イ) 遺体は一定期間経過後、なお引取人のないときは行旅死亡人として取扱う。
- (ウ) 遺体処理に要する車両
 - 遺体の処理に要する車両が不足する場合は、市有車両を活用する他、自衛隊等に応援を要請する。

カ 遺体処理の期間

- (ア) 遺体処理の期間は原則として、災害発生から10日間とする。
- (イ) 災害発生から10日間で火葬・埋葬が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

キ 遺体処理のための書類

- (ア) 遺体処理台帳
- (イ) 遺体処理支出関係書類

〔災害救助法に基づく実施基準（死体の処理）〕

項 目	基 準 等
対 象	災害の際死亡した者
支 出 費 用	1 洗浄、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検案
費用の限度額	1 1体 3,500円以内 2 既存建物利用の場合…通常の実費 既存建物を利用できない場合…1体5,500円以内 ※ドライアイス購入時の実費加算可 3 救護班以外の検案は当該地域の慣行料金の額以内
期 間	災害発生の日から10日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

次に掲げる遺体の火葬・埋葬要領に従い、遺体の火葬・埋葬を実施する。

〔遺体の火葬・埋葬要領〕

死者の遺族において対応が不可能な場合に、担当部局が対応する。

ア 遺体の埋葬方法

- (ア) 対象者は、災害の際に死亡した者とする。
- (イ) 市内火葬場を使用するほか、県及び他市町に協力を要請し火葬場を確保する。
- (ウ) 遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用し、担当部局が確保する。
- (エ) 火葬後の遺骨は、担当部局が一時保管する。

イ 埋葬の期間

- (ア) 遺体の火葬・埋葬の期間は原則として、災害発生から10日間とする。
- (イ) 災害発生から10日間で火葬・埋葬が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

ウ 埋葬・火葬に関する書類

埋葬・火葬を実施するために必要な以下の書類を作成する。

- (ア) 埋葬・火葬台帳
- (イ) 埋葬・火葬支出関係書類

[災害救助法に基づく実施基準（埋葬火葬）]

項 目	基 準 等
対 象	災害の際死亡した者（死体の応急的処理の程度）
支 出 費 用	1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	大人（12歳以上） 1 体 219,100円以内 小人（12歳未満） 1 体 175,200円以内
期 間	災害発生の日から10日以内

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

[資料編 14 医療 コ 棺・ドライアイスの問い合わせ先]

[資料編 14 医療 サ 県内火葬施設の概要]

(2) 相談窓口の設置

<市民部>

市民部は、火葬相談窓口を設置し、遺族に情報提供を行い円滑な火葬等、遺体の処理を実施する。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

【基本方針】

大規模災害が発生した場合、被災地域において社会的な混乱や被災した市民が心理的動揺を受けることから、社会秩序の維持が重要となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて関係機関は適切な措置を講ずる。

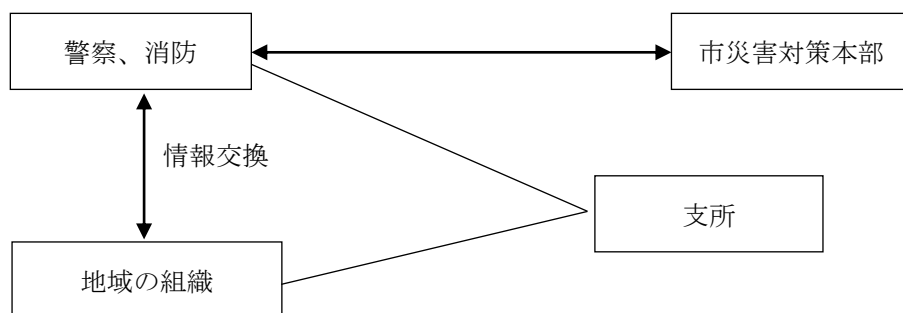
第1 社会秩序の維持

(1) 社会秩序維持対策

<消防局、市民部、政策調整部、総務部、産業観光部、警察>

大津警察署・大津北警察署・消防署は、可能な限りきめ細かく防犯・防火パトロールを継続実施するとともに生活の安全に関する情報の提供を行う。また、地域の組織も、自らで防犯・防火パトロールを行い、地域の安全に努める。

〔防犯・防火パトロール情報の伝達ルート〕



関係部局は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興等に関する内容等を市民に広報し、食料や生活必需品を迅速かつ平等に分配する等、被災者の不安を和らげるよう配慮する。また、被災者には、報道機関や広報おおつ等を活用して正確な情報を伝達し、流言飛語等による混乱のないよう配慮する。

第 11 節 施設、設備の応急復旧活動

【基本方針】

公共施設・ライフライン事業者は、発災後直ちに施設・設備の点検を実施し、速やかに応急復旧を行う。また、被害状況を把握したうえで、二次災害の防止、医療機関等の防災機関における機能復旧及び被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行う。

(1) 公共建築物の応急復旧

<総務部、建設部、滋賀県>

施設管理所属及び防災関係機関は、災害発生後、速やかに被害状況を把握し、他市町村や関係機関、民間事業者等の応援を受けて所管建築物の応急復旧を行う。

[資料編 15 ライフライン ア 市公共施設の自家発電装置]

(2) 公共土木施設の応急復旧

<建設部、滋賀県道路公社、琵琶湖河川事務所、西日本高速道路㈱>

施設管理所属及び防災関係機関は、災害発生後、速やかに被害状況を把握し、他市町村や関係機関、民間事業者等の応援等を受けつつ公共土木施設の応急復旧を行う。

[公共土木施設と管理者一覧]

ア 道 路…国道、県道、市道

No.	施設名	管理者	連絡先
1	国道 (R1, R161)	滋賀国道事務所	5 2 3 - 1 7 4 1
2	国道 (R367, R422, R477)	滋賀県大津土木事務所	5 2 4 - 2 8 3 2
	(R477のうち琵琶湖大橋～大津市真野普門町の区間)	滋賀県道路公社	5 2 4 - 0 1 4 2
3	県 道	滋賀県大津土木事務所	5 2 4 - 2 8 3 2
4	市 道	大津市建設部	5 2 8 - 2 7 8 2
5	名神高速道路	西日本高速道路㈱滋賀高速道路事務所	5 5 2 - 2 2 8 4
6	京滋バイパス	西日本高速道路㈱茨木管理事務所	072-622-4887

イ 河 川…国、県、市管理河川 (一級河川～普通河川)

No.	施設名	管理者	連絡先
1	瀬 田 川	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	5 4 6 - 0 8 4 4
2	一級河川 (琵琶湖含む)	滋賀県大津土木事務所	5 2 4 - 2 8 3 2
3	準 用 河 川	大津市建設部	5 2 8 - 2 7 8 3
4	普 通 河 川	〃	〃

(3) 上水道施設の応急復旧

<企業局>

企業局は、災害発生後、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、応急復旧計画を策定する。

計画は、基幹施設及び主要送配水管の復旧を最優先とするとともに指定避難所や病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者利用施設につながる管路について、優先的に復旧するように立案する。

応急復旧計画に基づき、他市町村、県、関係機関、民間事業者等の応援を受けつつ、上水道施設の応急復旧を図る。

[資料編 15 ライフライン イ 水道・ガス施設]

[資料編 15 ライフライン ウ 応急給水用資機材の備蓄状況]

[資料編 15 ライフライン エ 水道未普及地域]

[資料編 15 ライフライン オ 水道施設]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-5, 6, 7, 8 災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（扶桑建設株式会社、安田株式会社、コスモ工機株式会社、大成機工株式会社）]

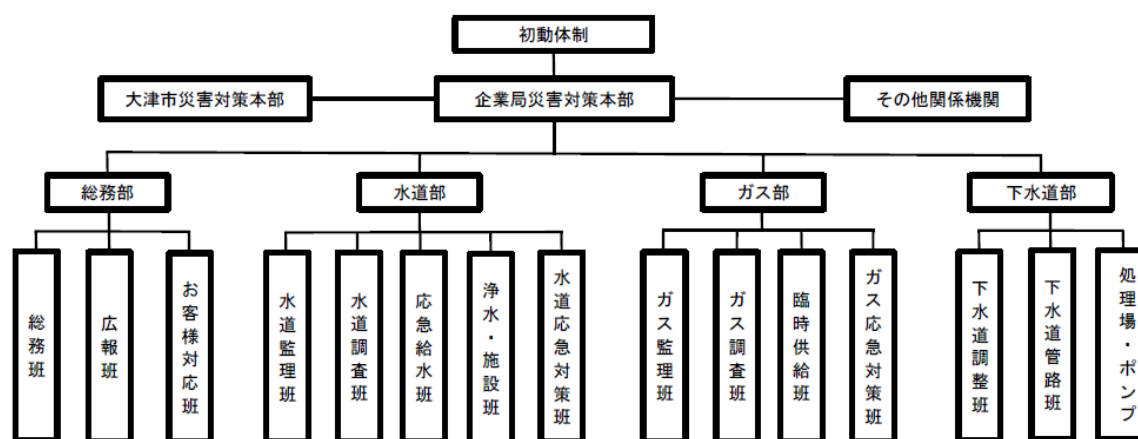
[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-9 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針（日本水道協会関西地方支部）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-10 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会関西地方支部）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-13 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）]

[資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕 テ 災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定（滋賀県管工事工業協同組合連合会）]

[企業局の活動体制]



(4) ガス施設の応急復旧

<企業局>

企業局は、災害発生後、ガス漏れによる二次災害の防止等安全の確保を最重点として速やかに被害状況を把握し、ガス供給の停止を行うか否かを決定する。引き続いて、応急復旧計画を策定する。

計画は、基幹施設及び主要導管の復旧を最優先とするとともに供給停止区域の指定避難所や病院等の社会的な重要施設について移動式ガス発生設備の利用も含め、優先的に復旧するように立案する。

応急復旧計画に基づき、日本ガス協会を通じて他のガス事業者等の応援を受けるなどガス施設の応急復旧を図る。

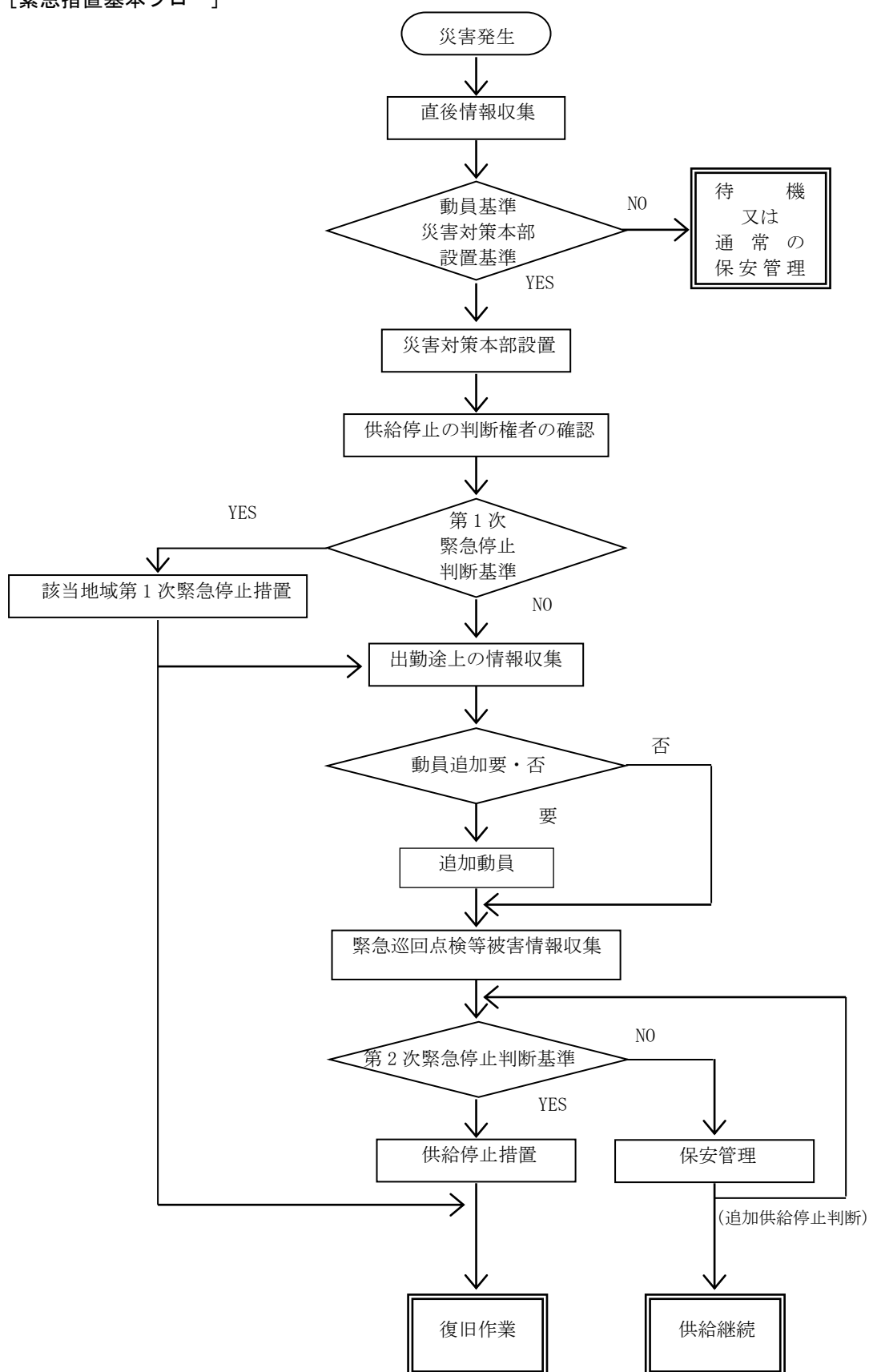
[資料編 15 ライフライン イ 水道・ガス施設]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-11 地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-12 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）]

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕 ス-13 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）]

[緊急措置基本フロー]



(5) 下水道施設の応急復旧

<企業局>

企業局は、災害発生後、次に掲げる下水道施設の応急復旧要領に従い、速やかに被害状況を把握し、県、近隣自治体や関係機関、民間事業者等の応援を受けて下水道施設の応急復旧を行う。

[資料編 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕ア-11 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ（下水道事業災害時近畿ブロック）]

[下水道施設の応急復旧要領]

ア 動員体制 (ア) 非常配備体制の確立 災害時には、各班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。 a 住民への対応 b 被害状況の把握 c その他関連機関との情報交換等 (イ) 勤務時間外体制 勤務時間外に災害が発生した場合、夜勤職員が配備されているところについてはその職員を中心に緊急措置を行う。 その他については、予め数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。 さらに、被害状況に応じ、定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。 イ 情報収集 (ア) 下水道施設の情報収集 災害発生後、迅速かつ効果的に被害の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。 a 処理場施設の被害状況 b 管渠施設の被害状況 c 排水設備の被害状況 (イ) 関連施設からの情報収集 災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて、情報収集する。 a 河川施設の被害状況 b 水道施設の被害状況 c ガス施設の被害状況 d 道路被害状況及び交通情報 e 電気通信障害に関する情報 f 関連業者の稼働状況 ウ 伝達体制 上記被害情報の収集とともに的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。 エ 応急対策 (ア) 災害復旧資機材の整備・伝達 災害発生時必要とされる全ての資機材を整備するのは、経済的にもスペース的にも非効率である。したがって、現在保有している資機材等で不足する場合は、他の市町・業者等から調達する。	
--	--

- (イ) 下水道施設被害調査
処理場及び主幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。
 - (ウ) 応急復旧の基本方針
下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。
また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。
 - (エ) 応急復旧方法
 - a 処理場・ポンプ場
運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。
 - b 管渠
流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。
 - c 排水設備
市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し修理の対応可能な施工業者を紹介する。
- オ 関連機関への応援要請
災害が発生した場合において、本市の態勢では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、県、他市町、関連機関、建設業組合等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

(6) 電力施設の応急復旧

<関西電力㈱、関西電力送配電㈱>

電力事業者は、災害発生後、次に掲げる電力施設の応急復旧要領に従い、速やかに被害状況を把握し電力施設の応急復旧を実施することにより、電力の供給確保に努める。また、被害の状況、応急復旧の状況を可能な限り市災害対策本部へ報告する。

[電力施設応急対策計画]

- ア 通報・連絡
被害情報などについて、事業者が定める経路に従い通報・連絡する。なお、通報・連絡は、防災業務計画に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。
- イ 災害時における情報の収集、連絡
 - (ア) 情報の収集・報告
次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに報告する。
 - a 一般情報
 - (a) 気象、地象情報
 - (b) 一般被害情報
一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。
 - (c) 社外対応状況
地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況。
 - (d) その他災害に関する情報（交通状況等）
 - b 関西電力および関西電力送配電の被害情報
 - (a) 電力施設等の被害状況および復旧状況
 - (b) 停電による主な影響状況
 - (c) 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
 - (d) 従業員等の被災状況
 - (e) その他災害に関する情報
 - (イ) 情報の集約
被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に

収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ウ) 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通信制限その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、防災業務計画に定める広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

エ 要員の確保

(ア) 対策組織要員の確保

- a 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。
- b 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の従事者は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

(イ) 復旧要員の広域運営

他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

オ 災害時における復旧用資機材等の確保

災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

(ア) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 対策組織相互の流用
- c 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(ウ) 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

カ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

キ 災害時における危険予知措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における自治体等との連携

災害が発生した場合には、自治体をはじめとする関係機関専用の臨時電話の設置等により連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡要員を派遣する等により、情報連携を強化する。

ケ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して関西電力および関西電力送配電が自衛隊の支援を受けることが可能となるよう依頼する。

コ 災害時における応急工事

災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

a 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

b 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

c 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

d 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

e 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(ウ) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(7) 電気通信設備等の応急復旧

<西日本電信電話㈱>

電気通信事業者は、災害発生後、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地における通信の途絶防止と一般通信の確保のために、次に従い、応急復旧を迅速かつ的確に実施する。また、被害の状況、応急復旧の状況を可能な限り市災害対策本部へ報告する。

【電気通信設備等の応急復旧】

ア 災害時の応急対策

(ア) 災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。

a 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

b 通信の確保（通信衛星、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）

c 特設公衆電話の設置

d 輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）

(イ) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急態勢がとれる体制を確立する。

イ 復旧工事

(ア) 応急復旧対策終了後、被害の原因を調査分析し、必要な改良事項を組み入れ災害復旧工事を実施する。

(イ) 最小の通信を確保するため次の通り回線の復旧順位を定めこれに従い措置を講じる。

a 第 1 順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給に直接関係のある機関

b 第 2 順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体

c 第 3 順位

第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

ウ 災害時の広報

災害のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、トーキー装置による案内、ホームページ、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由及び内容

(イ) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等

(ウ) 通信の利用者に対し協力を要請する事項

(エ) その他、必要な事項

(8) 鉄道施設の応急復旧

<西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)>

鉄道事業者は、災害発生後、速やかに被害状況を把握し、迅速に鉄道施設の応急復旧を行う。また、被害の状況、応急復旧の状況を可能な限り市災害対策本部へ報告する。

(9) 道路施設の応急復旧

<建設部、滋賀県、滋賀県道路公社、滋賀国道事務所、西日本高速道路(株)>

道路管理者は、災害発生後、速やかに被害状況を把握し、緊急輸送道路の確保を最優先に県や国、近隣自治体、関係機関、民間事業者等の応援を受けて迅速に道路の応急復旧を行う。

道路管理者は、災害発生後それぞれの初動態勢に基づき、直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路の状況、通行の状況を把握する。

また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

ア 道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部（土木交通部道路班）へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

イ 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用物の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

ウ 滋賀県警察本部等との情報連絡

道路管理者は、滋賀県警察本部並びに大津警察署・大津北警察署との連絡を密にし、被害状況、通行規制状況等の情報を交換する。

[道路応急復旧活動]

- | | |
|---|--|
| a | 道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討
道路管理者は、民間コンサルタント業者に協力を要請し実施する。 |
| b | 応急復旧工事の指示
道路管理者は、復旧範囲を決定したうえで、国土交通省近畿地方整備局、並びに（一社）滋賀県建設業組合 大津支部などに協力を要請し実施する。 |
| c | 啓開作業の指示
道路管理者は、作業範囲を決定したうえで、国土交通省近畿地方整備局、並びに（一社）滋賀県建設業組合 大津支部などに協力を要請し実施する。 |
| d | 緊急輸送路・交通規制対象路線の情報収集と広報
道路管理者間において相互に情報収集し、かつ警察と調整したうえで市民に広報する。 |
| e | 道路啓開作業用資機材の調達
建設業者等の保有資機材を予め調べておき、関係者へ支援を要請する。 |

(10) 農業用ため池の応急復旧

<産業観光部>

ため池管理者等は、大雨・洪水時におけるため池の監視あるいは緊急点検で決壊が予想される場合は、速やかに市に連絡を入れるとともに、下流域の安全を確保するため、可能な応急措置を講じる。特に防災重点農業用ため池については、災害発生後速やかに市に被害状況の報告を行う。

産業観光部は、二次被害の危険があると判断される場合は、ため池管理者と連携し、国や県、関係機

関、民間事業者の応援を受けて迅速に応急復旧を行う。

[大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検]

大雨特別警報が発表された場合は、全ての防災重点農業用ため池について、ため池管理者等は緊急点検を行うとともに、市は点検結果を県に報告するものとする。

[資料編 9 災害危険箇所等 (2) 水防 才 防災重点農業用ため池]

第 12 節 被災者等への情報提供

【基本方針】

市は、正確な情報をすみやかに広報することで、市民の適切な判断と行動を促し、流言飛語による社会的な混乱を防止するよう努める。また、住民等からの問い合わせ、要望、意見に対しても適切に対応する。

(1) 広報活動

＜政策調整部、総務部、消防局、企業局、日本放送協会、警察＞

次に掲げる広報活動要領に従い、時間の経過とともに被災者が求める情報を迅速に把握し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、被災地外の人々に対しても正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。とりわけ被災者の安否情報について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係する公共機関や防災関係機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者から暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

〔広報活動要領〕

ア 被災者に対する広報の内容

(ア) 緊急情報

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は以下のとおりとする。

- a 気象情報（観測情報と今後の見通し）
- b 災害の発生状況と応急対策の状況
- c 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）
- d 避難指示等の情報
- e 安否情報
- f 緊急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）
- g 緊急道路・交通規制情報
- h 市民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用制約、ガスの安全使用等）

被災者の生活再建のために提供すべき情報の内容は、以下のとおりである。

(イ) 生活情報

- a ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話、下水道等の被害状況と復旧見込み情報）
- b 食料、物資等供給情報
- c 風呂、店舗等開業状況
- d 鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報
- e 道路情報
- f 医療機関の活動情報
- g 治安情報

イ 緊急広報の方法

(ア) ラジオ・テレビ等による広報

政策調整部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のための特別の必要があるときは、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

市長（政策調整部）は、災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合、県知事を経由して、日本放送協会大津放送局に放送を要請する。（市と県の間に通信途絶等特別の事情がある場合、市長が直接要請し、要請後速やかに県知事に通知する。）

- a 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難指示等。
- b 災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置。
- c 災害時における混乱を防止するための指示等
- d その他県が特に必要と認める事項

(イ) 広報車による広報

政策調整部は、消防局、警察と協力して広報車等による緊急広報を実施する。

(ウ) 防災メール

総務部は、防災メールにより、気象に関する重大な警報、土砂災害警戒情報及び避難情報を市民に緊急広報する。

(エ) エリアメール・緊急速報メール

NTT ドコモ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)は、気象庁が配信する緊急地震速報や、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を配信する。

ウ 一般広報の実施

(ア) ラジオ・テレビ等による広報

政策調整部は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う。

(イ) 報道機関への資料提供による広報

政策調整部は、記者発表室を設置し、定期的に、報道機関に対して資料提供を行う。報道機関の取材は、市政記者クラブを通じて行う。

(ウ) 市ホームページによる広報

(エ) 地上デジタル放送による河川情報の提供

県がNHK 地上デジタルテレビのデータ放送による河川情報を提供する。

エ 広報紙等印刷物の発行による広報（広報おおつ）

(ア) 各部は、広報紙に掲載する広報内容を政策調整部に提出する。

(イ) 政策調整部は広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。

(ウ) 政策調整部は、市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者のなかから業者を選定し、印刷を発注する。

(エ) 各支所は印刷された広報紙を指定避難所に届け、指定避難所において被災者に配布する。

(オ) 政策調整部は、発災後の初期の段階では、通常の広告ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。

(カ) 自主防災組織は、政策調整部と協力して、広報紙の指定避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。

(キ) 各担当部は、被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

オ 支所における情報提供

支所前の適切な場所に生活情報等を掲示する。さらに、被災者の照会に対して出来る限りの対応を図る。

カ インターネット及びパソコン通信等を利用した広報

政策調整部は、ボランティアやインターネット及びパソコンネットワークサービス会社の協力を得られた場合は、これら通信を用いて、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

キ 広報車等の利用による現場広報

各担当部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報行動を行う。

ク 自主防災組織等による広報

自主防災組織は、本部の実施する広報活動に協力する。

[資料編 7 情報収集と報告様式 ウ 報道機関]

[資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕 ア-1 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社近畿放送、株式会社エフエム滋賀）]

[資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕 ア-2 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送）]

[資料編 19 その他 (3) 協定書等〔滋賀県〕 イ 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会大津放送局）]

(2) 広報活動の一元管理と調整

＜政策調整部、滋賀県、防災関係機関＞

政策調整部及び防災関係機関は、情報の公表、広報活動の内容について一元的に行うものとし、公開する情報の間で整合性が図れるよう努める。また、これら内容については、関係する公共機関や防災関係機関等で相互に連絡調整を図っておく。

(3) 様々な避難者への広報

＜福祉部、健康保険部、産業観光部、教育委員会＞

関係部局及び防災関係機関は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、生活環境や居住環境が多様であることを考慮した広報活動に努める。

(4) 住民問い合わせ窓口の整備

＜政策調整部、市民部、全部局＞

政策調整部は、発災後、次に掲げる緊急問い合わせへの対応等要領に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、人員の配置等体制を整備する。

[緊急問い合わせへの対応等要領]

- | |
|--|
| <p>ア 緊急問い合わせへの対応
政策調整部は、市民からの電話による問い合わせに対応する。</p> <p>イ 相談所の開設・運営</p> <p>(ア) 市民部は、災害状況が鎮静化し始めた段階で、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者の要望等の把握と苦情・要望の内容に応じた関係部局への仕分けを行う。</p> <p>(イ) 各部は、必要に応じて(ア)の相談窓口の運営に参画するとともに、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。</p> <p>(ロ) 市災害対策本部は、災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を統一的な文書で政策調整部に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。</p> <p>(ハ) 政策調整部は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。</p> <p>オ 相談所における要望等の処理方法</p> <p>(ア) 政策調整部は、相談内容、苦情等を聴取し速やかに各関係機関へ連絡し早期解決に努力する。</p> <p>(イ) 政策調整部は、処理方法の正確性と統一を図るために、予め定められた対応記録票等を用いて内容を記入する。</p> <p>(ロ) 政策調整部は、問い合わせの内容、処理方法を定期的に災害対策本部事務局に報告する。</p> |
|--|

(5) 安否不明者等の氏名等公表

＜総務部、市民部、消防局、滋賀県、警察＞

市は災害時における安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。

(6) 被災記録の作成

＜全部局＞

関係部局は、以後の防災計画に反映させるため、正確な災害対応記録を作成する。

第13節 ボランティアとの連携・義援金品の受入れ

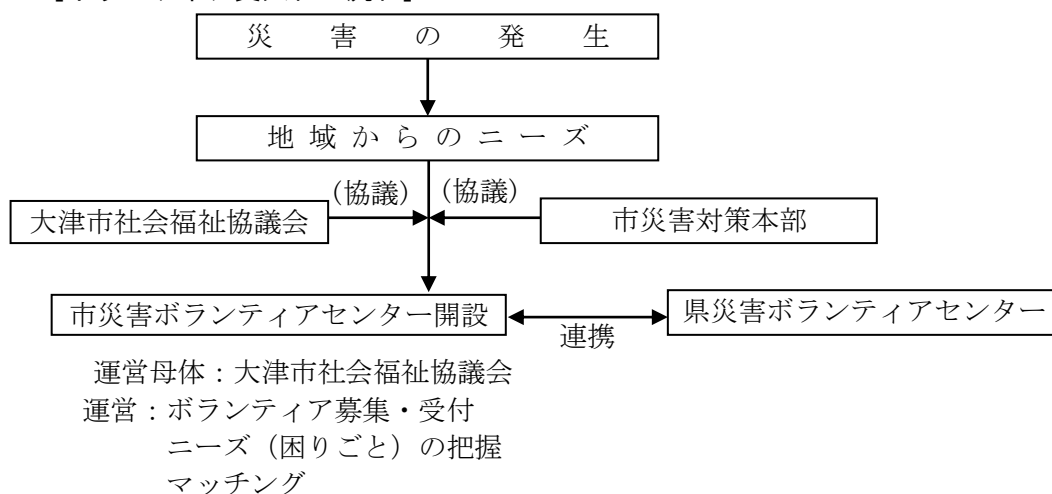
【基本方針】

大規模な災害発生が報道された場合、多くの物的・人的支援申し入れが寄せられるが、市内外から寄せられるボランティア支援の申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処する。

第1 ボランティアとの連携

ボランティアは、概ね専門技術を持った専門ボランティアとそれ以外の一般ボランティア（災害ボランティア）に区別し、支援を行う。

〔ボランティア受入れの流れ〕



(1) 一般ボランティアへの活動支援

<福祉部>

ア 大津市災害ボランティアセンターの開設

- ① 災害の発生に伴い、多数のボランティア活動の支援が見込まれる場合には、「大津市災害ボランティアセンターの設置に関する協定」に基づき、大津市社会福祉協議会の協力を得て、庁舎新館1階会議室に「大津市災害ボランティアセンター」を開設する。
- ② 「大津市災害ボランティアセンター」は、参集する一般ボランティアの受け入れを行うとともに、活動場所の斡旋、資機材の調達、情報の収集・提供、ボランティア保険の加入手続き等、ボランティア活動に必要な支援を行う。

イ 災害ボランティアセンター現地拠点（サテライト）の開設

「大津市災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集及び活動場所等を考慮してボランティアセンター現地拠点（サテライト）を開設する。

ウ 「大津市災害ボランティアセンター」及び市本部は、滋賀県、滋賀県ボランティアセンターとの連携を図る。

(2) 専門ボランティアとの連携

<福祉部、全部局、滋賀県>

「介護ボランティア」「医療ボランティア」「主に日本語の理解が困難な外国人への対応（通訳）をする通訳ボランティア」等の専門的技能を有するボランティアについては、各所管部局が募集、登録、派遣調整、情報提供、ボランティア保険の加入手続き等の必要な対応を行う。

また、必要に応じて滋賀県、滋賀県災害ボランティアセンター及び大津市災害ボランティアセンターとの連携を図る。

第 2 義援金、義援物資の受入れ

(1) 義援金の募集

<総務部、政策調整部>

義援金の募集は、被災地の状況を十分考慮しながら、県、被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力協同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市においても行う。

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とするときには、予め義援金募集口座、口座名、取扱機関、募集方法、期間、広報の方法について定め、募集する。義援金は、歳計外現金として扱う。

(2) 義援金の受付

<総務部>

義援金の受付に当たっては、県、市及び関係機関において、必要に応じ受付窓口を開設し受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は義援金についてその県単位機関へ引き継ぎを行うものとし、それにより難しい場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備するものとする。

(3) 義援金の配分

<総務部、政策調整部>

市は、被災者の状況等の調査を行い、上記協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ決定するものとする。

義援金の配分については、次に掲げる義援金の配分使用要領に従い、配分委員会を組織し、公平性に配慮し、配分する。

〔義援金の配分使用要領〕

- ア 総務部は、窓口等で受け入れた義援金を配分委員会の方針に基づき配分する。
- イ 総務部は、庁内に臨時窓口を設け、定められた方針、所定の手続きを経て配分する。
- ウ 政策調整部は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

(4) 義援物資の要請・配分

＜総務部、政策調整部、市民部＞

義援物資については、受入れを希望するものを把握し、その内容の整理及びリストの作成を行い、報道機関を通じて公表する等、次に掲げる義援物資の募集要領に従い、募集を行う。

〔義援物資の募集要領〕

- ア 市民部は指定避難所等において不足している物資のリストを作成し総務部に提出する。
- イ 市災害対策本部は、個人からの義援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき政策調整部に募集の呼び掛けを指示する。
- ウ 政策調整部は、義援物資の募集に際し又は、電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は申し出人の善意に十分配慮し次のことにも配慮いただくよう要請する。
- 〔義援物資募集の際の広報内容〕
- (ア) 必要とする物資
 - (イ) 不要である物資
 - (ウ) 当面必要でない物資
 - (エ) 義援物資送付の際の留意事項
 - a 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
 - b 複数の品目を混載しないこと。
 - c 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。
 - d 食料は腐敗の恐れがあるので、可能な限り義援金として願います。
- エ 政策調整部は、報道機関等に対し義援金、義援物資募集の報道を依頼する。
- オ 総務部は、県等の関係機関に被災地外への義援物資の要請を行う。

また、時間的経過から現地の受給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるとともに、次に掲げる義援物資の受入・配分要領に従い、義援物資の受入及び配分を行う。

なお、義援物資に関する問い合わせ窓口の設置も検討する。

〔義援物資の受入・配分要領〕

- ア 義援物資受入れ体制
- (ア) 総務部は、物資集積拠点に義援物資の受付場所を開設し、運営を行う。
 - (イ) 総務部は、ボランティアセンターに義援物資受付、仕分け作業の要員ニーズの情報を提供する。
 - (ウ) 総務部は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目の限定を検討する。
 - (エ) 政策調整部は、受入れを希望する品目の内訳と荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入していただくよう広報を行う。
- イ 義援物資の配分
- (ア) 市民部は、被災者の要望を把握し、市災害対策本部事務局に報告するとともに、高齢者等の要配慮者に優先して配布できるようにする。
 - (イ) 政策調整部は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

第 14 節 応急教育活動

【基本方針】

市は、災害時に児童・生徒の安全を確保し、また、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、関係機関の協力を得て教育の早期再開を図るための措置を講ずる。

(1) 児童・生徒の安否確認

<福祉部、教育委員会>

市は、災害発生直後における児童・生徒等の安否確認を次の要領で実施する。

ア 児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校園長は、災害発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校園施設及び周辺の被害状況を速やかに把握し、担当部局へ報告する。

イ 児童・生徒等の避難

校園長は、学校園施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防職員からの避難の指示がある場合は、児童・生徒及び教職員を安全な指定避難所等へ速やかに避難させる。その後、安全確認が出来た場合又は確実に保護者等への引渡しが出来る場合は、保護者に対して児童・生徒の安全な引渡しを図り、児童・生徒を帰宅させる。なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒は学校園または避難先に留めおく。

ウ 臨時休校等の措置

校園長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講ずる。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について担当部局へ速やかに報告する。なお、台風や注意報・警報等により風水害の発生することが予想される場合には、あらかじめ授業の休止や臨時休校等の措置を検討するものとする。

エ 勤務時間外に災害が発生した場合の安否確認

非常招集した教職員等は、児童・生徒及び教職員等の安全確認を電話等、あらゆる方法により確認する。

(2) 学校園施設の応急復旧

<福祉部、教育委員会>

校園長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるような必要な措置を講ずる。

ア 学校園の応急措置

校園長は、教職員等を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

イ 避難所が開設された場合の措置

市は、状況に応じて徐々に避難所を縮小するなど、早期に教育再開が可能となるように努める。

ウ 施設の応急復旧

校園長は、施設・敷地の被害状況を速やかに担当部局に報告する。また、応急仮設校舎の建設、近隣校・他の教育施設との連携等、応急復旧対策を速やかに検討し、教育等の早期再開に努める。

エ 応急教育の実施

教育委員会は、通常の授業が行えない場合には、学校施設の確保状況に応じて次の区分に基づいて応急教育を実施する。

(ア)臨時休業 (イ)合併授業 (ウ)分散授業 (エ)短縮授業 (オ)二部授業 (カ)複式授業 (キ)又は上記の併用授業

また、教職員の確保についても、教職員の出勤状況を勘案し、適切な措置を取る。

(3) 学校給食の措置

＜教育委員会＞

教育委員会は、学校再開にあわせて、速やかに学校給食が実施できるよう努める。但し、被害状況等により完全給食の実施が不可能な場合、補完的な給食等を実施する。また、学校給食が実施できるが、学校が避難施設となっている場合で、感染症及びその他の危険等により給食の実施が好ましくないときは、学校給食を中止する。

(4) 学用品等の支給・調達、資金的支援等

＜教育委員会＞

教育委員会は、災害救助法の適用を受けた場合、児童・生徒に対して同法の定めるところに従い、学用品等を支給する。また、災害により就学することが難しくなった児童・生徒に対しては就学援助費の給付、授業料の減免等の措置を講ずる。

〔災害救助法に基づく実施基準（学用品の給与）〕

項 目	基 準 等
対 象	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
支 出 費 用	1 教科書、正規の教材 2 文房具 3 通学用品
費 用 の 限 度 額	1 教科書、正規の教材…実費 2 文房具及び通学用品費 小学校児童1人当たり …4,800円以内 中学校生徒1人当たり …5,100円以内 高等学校等生徒1人当たり …5,600円以内
期 間	災害発生の日から教科書、教材については1ヵ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

（参考：令和5年度基準）（該当年度の災害救助基準を参照）

(5) 心身の健康の保持

＜福祉部、教育委員会＞

関係部局は、被災した児童・生徒に対し、その被災状況により、保健指導やカウンセリング等を実施する。

(6) 災害時のその他の応急措置

＜教育委員会＞

被災地において教育施設の確保が難しい場合、教育委員会は、他の自治体に対して、転入学の受入要請を行う。また、卒業、入学試験、就職活動に関しても可能な限り援助を行う。

第15節 文化財等の応急・復旧対策

【基本方針】

本市には、国宝や重要文化財が多数存在するとともに、多くの参観者の来訪がある。そのため、災害時には、文化財所有者等は参観者の安全確保に万全を期するとともに、文化財等が被災した場合には、被害が拡大しないように関係機関、地域住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保存を図る。また、歴史的資産等が被災した場合にも同様に、緊急に応急対策を講じる。

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。また、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告する。市教育委員会は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県へ、国指定の文化財にあっては県を経由して文化庁へ報告する。

(1) 災害時に必要な応急措置

＜消防局、市民部＞

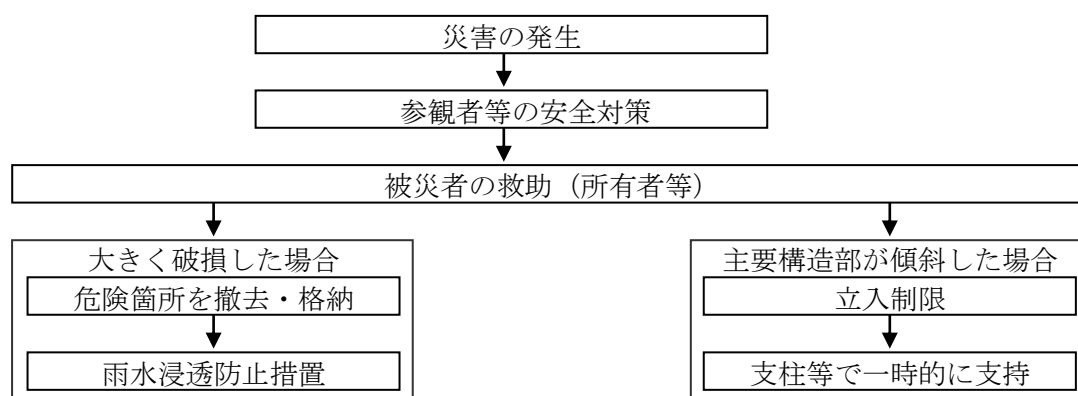
災害によって文化財建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合にはその救助を優先して行う。その後、所有者等は文化財建造物等とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置をとる。

ア 文化財建造物が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために損傷部分を防水シート等で覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立入制限の措置をとる。

なお、損傷部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予測される場合には、速やかに部材等の解体又は撤去を行う。その際には、可能な限り文化財的価値の損失をさける措置を講じること。

【対策のフロー】



イ 文化財建造物等の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

(2) 美術工芸品等文化財の緊急保存措置

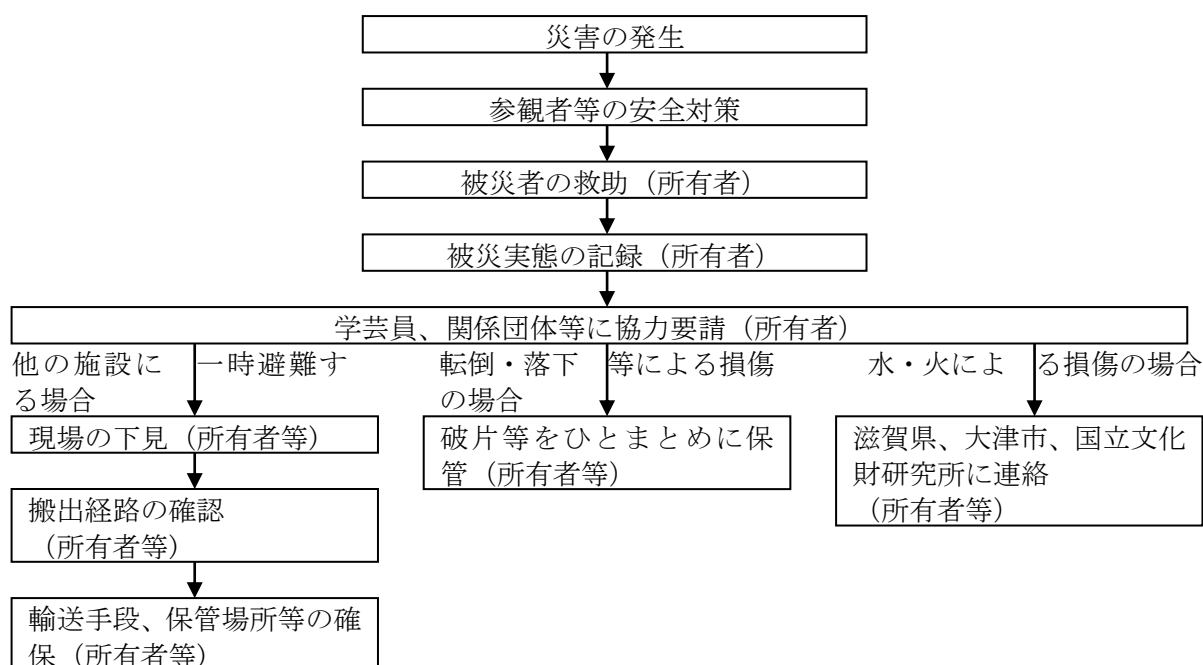
<消防局、市民部>

文化財の所有者は、災害発生時には、まず文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等で的確かつ詳細に記録するとともに、その保全に関しては、取扱いや保存の知識がある学芸員、関係団体等に協力を求め対応する。

その際、文化財が倒壊又は倒壊の危険性のある建築物に所在する場合は、文化財の安全性が確保された他の施設等に一時的に避難して保管するなどの対応を行う。

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応する必要があるため、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、滋賀県、大津市等に報告し、必要に応じ文化庁、国立文化財研究所（東京、奈良）に連絡し、助言、協力を求める。

[対策のフロー]



ア 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個別別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手に触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いし易い場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

エ 損傷した建築物等から文化財を搬出し、他の施設に保管する場合

搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるよう交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

(3) 被災状況の調査

＜消防局、市民部＞

ア 文化財の被災状況の把握

文化財保護課は、災害により文化財や文化構造物等に被害が発生した場合（火災による被害の場合は、消防局と連携して）には、所有者等から災害原因、被害の概要等必要な事項の報告を求める。また、県、文化庁等と協力して職員を現地に派遣し、状況の迅速かつ的確な把握に努める。

イ 調査・把握すべき事項

- （ア）被災文化財等の種類（国宝・重要文化財・史跡名勝天然記念物等の別、美術工芸品・建造物・民俗文化財等の種類の別）
- （イ）被災文化財等の件数（各文化施設・社寺・個人・企業等所有形態ごと）
- （ウ）被災の程度（被災額、修復の可否）と応急処置の状況
- （エ）その他必要な事項

(4) 文化庁への応援要請

＜消防局、市民部＞

文化財保護課は、被害が甚大であるなど本市においては文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、逸散を防止するため、県との連携はもとより、県経由で文化庁に対して応急処置や一時保管などの応急援助等を要請する。

(5) 文化財の修復

＜消防局、市民部＞

文化財保護課は、災害を受けた指定文化財等の修復について、県、文化庁と協力して、所有者等に技術的指導を行うとともに、必要があると認められるときは、修復事業に対しての補助を行う。

[資料編 10 都市基盤 キ 文化財施設（文化財所有者）]

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興計画の作成

【基本方針】

風水害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて再度災害の防止を図るとともに、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1 災害復旧・復興の基本方針の決定

(1) 復旧・復興の基本方針の決定

＜政策調整部、都市計画部、建設部、企業局＞

発災後、できる限り早い時期において、災害に強いまちづくりに向けた復旧・復興の基本方針を定める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(2) 国・県・他の地方自治体への協力要請

＜総務部、都市計画部、建設部、企業局＞

復旧・復興には多大な費用を要することから、必要に応じて県や国に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するよう要請する。また、復旧・復興対策の推進のため県や国、他の自治体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

(3) 災害復旧支援本部の設置

＜総務部、全職員＞

災害警戒本部又は災害対策本部を廃止後、引き続き復旧支援を総合的かつ計画的に実施する必要がある場合、市長は災害復旧支援本部を設置し、全庁あげて被災地域の復旧支援に取り組む。

第2 復興計画の作成

(1) 復興計画の作成

＜政策調整部、都市計画部、建設部、企業局＞

地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じるような大規模な災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となる。そのため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、計画の策定にあたっては、市民の意向を尊重するとともに新たなまちづくりの展望やスケジュールについて市民に公表していくものとする。

(2) 復興計画遂行のための体制整備

＜政策調整部、都市計画部、建設部、企業局＞

復興計画を迅速・的確に策定し、計画を遂行するための体制整備を行う。

第3 防災まちづくり

(1) 都市整備方針

＜政策調整部、都市計画部、建設部、企業局＞

今後の各種災害被害の防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。そのため、骨格的な都市基盤施設やオープンスペースの確保、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等により安全な都市を目指すとともに、そこに暮らす市民が安心できる都市を形成していくことを基本的な目標とする。方針検討にあたっては、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

＜都市計画部、建設部＞

市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、健全な市街地の形成と都市機能の更新を行う。

(3) 不適格建造物の解消

＜都市計画部＞

既存不適格建築物については、防災とアメニティの視点からその問題の重要性を住民に説明しつつ、都市再生事業等の適切な推進によりその解消に努める。

第2節 原状復旧活動

【基本方針】

被災した建物については早急に原状復旧を急ぐ。また、がれきの処理を適正に行うとともに環境汚染を防止する。

第1 激甚災害の指定

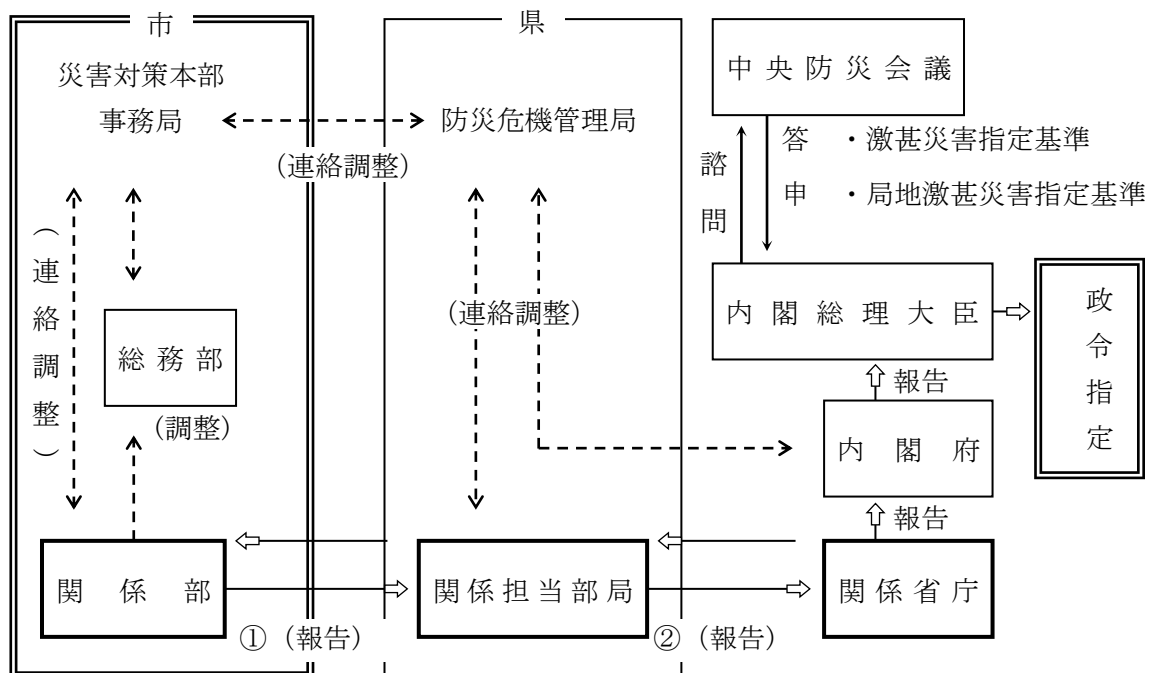
(1) 激甚災害の指定

<総務部、防災関係機関>

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（「激甚法」）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう県・国に要請し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

〔激甚災害の指定手続〕

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続については、次のとおりとする。



〔激甚災害の指定〕

ア 激甚災害の指定手続き

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

(7) 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(4) 特別財政援助の交付手続き

市長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書を作成し、県の関係部局に提出する。

イ 激甚法に定める事業

激甚災害に係る財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(7) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

a 公共土木施設災害復旧事業

b 公共土木施設災害関連事業（新設、改良）

c 公立学校施設災害復旧事業

d 公営住宅、共同施設災害復旧事業

e 生活保護施設災害復旧事業

f 児童福祉施設災害復旧事業

g 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）災害復旧事業

h 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

i 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障がい福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業

j 婦人保護施設災害復旧事業

k 感染症指定医療機関災害復旧事業

l 感染症予防事業

m 堆積土砂排除事業

n 湛水排除事業

(4) 農林水産業に関する特別の助成

a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

f 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助

g 共同利用小型漁船の建造費の補助

h 森林災害復旧事業に対する補助

(7) 中小企業に関する特別の助成

a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(エ) その他の特別の財政援助及び助成

a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例

e 水防資材費補助の特例

f 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

g 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧・支援

<防災関係機関>

迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。実施にあたっては、以下の点を留意する。

- ア 原状復旧を基本にしつつも、可能な限り改良復旧を行う。
- イ 事故防止等、安全対策に十分に注意し、施設の稼働を図る。
- ウ 計画的に施設の復旧作業を進める。
- エ ライフライン、交通関係については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- オ 被災文教施設については、教育再開を妨げぬよう迅速に復旧事業を実施する。

[主な災害復旧事業一覧]

事業・内容	法 律	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ① 公立学校施設災害復旧事業 ② その他 (国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ① 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等 ② 環境衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設等災害復旧事業 ④ その他 (水道施設、感染症指定医療機関)	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ① 都市災害復旧事業 (街路、都市排水施設等) ② 公営住宅災害復旧事業 ③ 空港災害復旧事業 ④ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第3 廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理

＜環境部、都市計画部、建設部、滋賀県＞

災害廃棄物の処理については、大津市災害廃棄物処理計画に基づき処理処分方法を確立するとともに、仮置場や最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図る。市単独での対応困難な場合には、県に対して支援を要請する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

(2) 環境汚染防止

＜環境部＞

復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に廃棄物の処理を行う。また、処理にあたっては周辺への環境汚染防止を図る。

第3節 復旧・復興事業からの暴力団排除

＜総務部、都市計画部、建設部、企業局、警察＞

市は、復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握し、個別に施行している「暴力団排除条例」の規定を厳守して、警察に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

【基本方針】

被災者の生活再建を支援するために、市は、罹災証明書等の交付、災害弔慰金の給付、援助・助成制度、税等の減免措置等、雇用機会の確保等を行う。特に恒久的住宅の確保に関しては迅速かつ適正な対応を図る。

(1) 罹災証明書等の交付

<総務部、消防局、政策調整部、都市計画部、建設部>

発災後早期に罹災証明書等の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書等を交付する。

建物被害調査については、被災後速やかに「応急危険度判定」（危険、要注意、調査済の3区分）を行い、その後被災した住家等に対して「住家被害認定調査」を実施し、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊を認定する（第3章第4節(6)参照）。

ア 火災以外に対する罹災証明書等交付

資産税課で対応する。

イ 火災に対する罹災証明書発行

消防局各消防署で対応する。

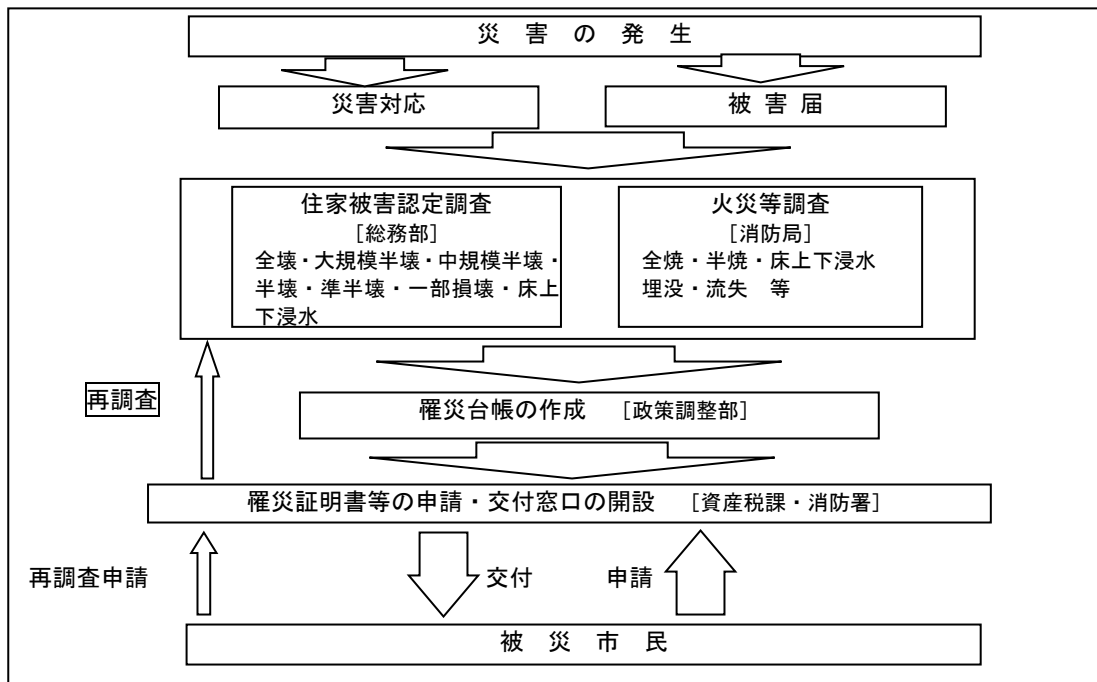
・北消防署 TEL:572-0119

・中消防署 TEL:525-0119

・南消防署 TEL:533-0119

・東消防署 TEL:543-0119

[罹災証明書等交付手順]



※市内に申請窓口を複数箇所設けるなど、市民の利便性と発行時の混乱を避けるよう考慮する。

※交付にあたっての日程は、火災・救助等の現場活動が終息した時点を考慮して交付日を設定する。

〔罹災証明書等の交付〕

ア	罹災台帳の作成 市は、住家被害認定調査等、各種調査の結果に基づき罹災台帳を整備する。
イ	罹災証明書等の交付 市長は、大津市罹災証明書等交付事務取扱要領の規程に基づき、罹災者に対し必要があると認めるときは、証明書を交付する。
ウ	罹災証明書等の交付申請と申請期間 (ア) 罹災証明書等の交付を希望する者は、罹災した日から3ヶ月以内に、大津市罹災証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき申請を行わなければならない。ただし災害により甚大な被害が生じ、市長が申請期間の延長が必要であると認めた場合及び申請者が期間内に申請を行うことが著しく困難であったと認めた場合は、当該災害に係る証明書の申請期間について、災害発生から1年を限度にこれを延長することができる。
エ	再調査の申請と再調査 (ア) 罹災証明書等の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して2ヶ月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。 (イ) 再調査の結果、認定結果に変更があった場合は罹災台帳を修正するとともに、罹災証明書等を再交付する。

〔資料編 7 情報収集と報告様式 イ災害の被害認定基準 (参考) リ災台帳〕

〔資料編 7 情報収集と報告様式 イ災害の被害認定基準 (参考) リ災証明書〕

(2) 罹災見舞金、災害弔慰金等

<福祉部>

罹災見舞金等の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害傷害見舞金等の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知し、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

〔資料編 19 その他 (4)関係法令 シ 大津市罹災見舞金等交付要綱〕

〔災害弔慰金の支給（福祉部）〕

項 目	基 準
支給対象	次の各号のいずれかに規定する災害による市民の死亡者の遺族 (1) 市内で5世帯以上の住宅が滅失した災害 (2) 県内で災害救助法による救助が行われた災害 (3) 前2号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が特に定める災害
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫及び祖父母
支 給 額	主たる生計維持者 500万円 その他 250万円
支給の制限	(1) 当該死亡者の死亡が、そのものの故意又は重大な過失により生じた場合 (2) 令第2条に規定する場合（賞じゅつ金等が支給された場合） (3) 市長が適当でないと認める場合（避難の指示等に従わなかった等特別の事情）
県の助成	要する費用につき、その3/4を負担する。

〔災害障害見舞金の支給（福祉部）〕

項 目	基 準
支給対象	次の各号のいずれかに規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがある市民 (1) 市内で5世帯以上の住宅が滅失した災害 (2) 県内で災害救助法による救助が行われた災害 (3) 前2号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が特に定める災害
支 給 額	主たる生計維持者 250万円 その他 125万円
支給の制限	(1) 負傷又は疾病の原因が、そのものの故意又は重大な過失により生じた場合 (2) 市長が適当でないと認める場合（避難の指示等に従わなかった等特別の事情）
県の助成	要する費用につき、その3/4を負担する。

〔災害援護資金の貸付（福祉部）〕

- 貸付の対象となる災害
県内で災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害
- 受給者
①療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を受けた世帯主
②住居又は家財の損害を受けた世帯主
- 貸付限度額 350万円

被 害		金 額
負傷区分	程 度	
世帯主の1月以上の負傷がある場合	住居の損害がなく、家財の1/3以上の損害がない場合	150万円
	住居の損害がなく、家財の1/3以上の損害がある場合	250万円
	住居の半壊	270万円 (350万円)
	住居の全壊、滅失、流失	350万円
世帯主の1月以上の負傷がない場合	住居の損害がなく、家財の1/3以上の損害がある場合	150万円
	住居の半壊	170万円 (250万円)
	住居の全壊	250万円 (350万円)
	住居の滅失、流失	350万円

（注）被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額

4. 所得制限及び利率等

所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
	1 人	2 2 0 万円
	2 人	4 3 0 万円
	3 人	6 2 0 万円
	4 人	7 3 0 万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
利率	年3%（据置期間中は無利子）	
据置期間	3 年（特別の場合は5年）	
償還期間	10年（据置期間を含む）	
償還方法	年賦又は半年賦	
貸付申請の期間	災害発生の翌月から3月以内	
貸付原資負担	国2／3 県1／3	

〔資金貸付（社会福祉協議会、福祉部）〕

1. 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金の貸付 [社会福祉協議会] 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金の貸付は、低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費として貸し付けられる資金である。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。 (1) 取扱い機関 市社会福祉協議会及び滋賀県社会福祉協議会 (2) 貸付限度額 150万円以内（住宅資金との重複貸付可） (3) 貸付条件 ・ 据置期間6ヶ月以内、償還期限7年以内 ・ 年利 1.5%	
2. 母子・寡婦福祉資金貸付、住宅資金特別貸付 [福祉部] 災害によって現在の住宅が壊れ、移転や増改築が必要な場合、200万円を限度に貸付を受けることができる。 (1) 取扱い機関 福祉部 (2) 貸付限度額 200万円以内	

(3) 被災者生活再建支援金の支給

<福祉部>

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

<被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給>

ア 法適用の要件

(7) 対象となる自然災害

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(イ) 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全 壊 ((イ)aに該当)	解 体 ((イ)bに該当)	長期避難 ((イ)cに該当)	大規模半壊 ((イ)dに該当)	中規模半壊 ((イ)eに該当)
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

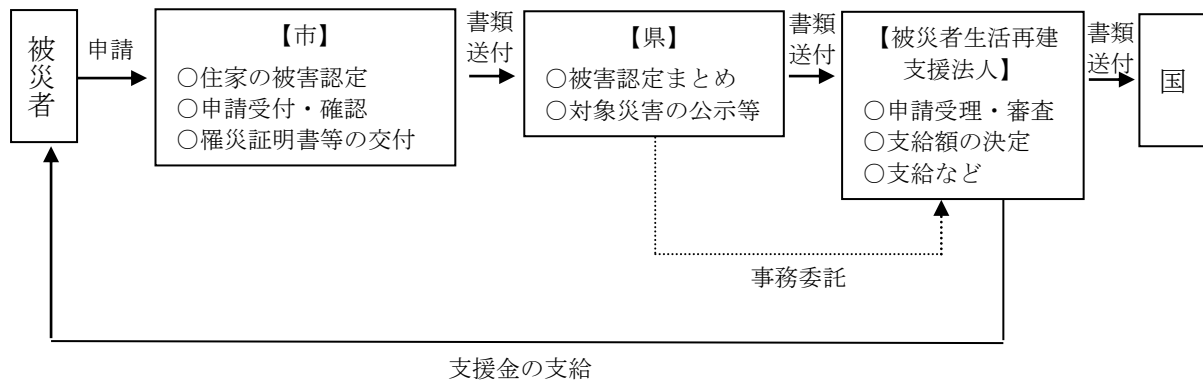
住 宅 の 再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	中規模半壊
建設・購入	200万円	200万円	100万円
補 修	100万円	100万円	50万円
賃 借 (公営住宅以外)	50万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

ウ 支給申請

市は支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。
県は市からの申請書類の送付があった場合には、これを審査のうえ、支給の可否を決定する。

〔被災者生活再建支援金の支給手順〕



＜滋賀県被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給＞

ア 対象となる災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- a 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- b その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき。

イ 支援金の支給

市町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を表－1および表－2に掲げる額を上限として支給する。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、表－3に掲げる額を上限として支給する。

表－1

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上) 半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水
基礎支援金	複数	100万円	50万円	35万円	25万円
	単数	75万円	37万5千円	26万2千円	18万7千円

表－2

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住家の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)	半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水
加算支援金	複数	建設・購入	200万円	100万円	—	—
		補修	100万円	75万円	75万円	25万円
		賃借 (公営住宅を除く。)	50万円	50万円	50万円	25万円
	単数	建設・購入	150万円	75万円	—	—
		補修	75万円	56万2千円	56万2千円	18万7千円
		賃借 (公営住宅を除く。)	37万5千円	37万5千円	37万5千円	18万7千円

表－3

	世帯 構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
中規模 半壊	複数	35万円	—	25万円	25万円
	単数	26万2千円	—	18万7千円	18万7千5百円

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表－3に定める額を上限額として、支給する。

ウ 県の補助

県は、市町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

エ その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるものとする。

(4) 被災者支援等の弾力的対応

<総務部、福祉部、健康保険部、産業観光部、都市計画部、教育委員会>

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等を進めるにあたり、特に必要がある場合は、機動的な庁内体制を整備するとともに、災害復興基金の設立等、弾力的推進の手法について検討を行う。

連番	被災状況	支援制度名称	被災基準	支援内容	対象者(物)	担当部
1	広範囲にわたる災害	市税の期限の延長	広範囲にわたる災害	市税に係る申告、申請、請求、納付、納入期限の延長	被災者である納税義務者	総務部
2	災害による財産の損失	市税の減免措置	災害による財産損失	市民税、軽自動車税、事業所税の減免	被災者である納税義務者	総務部
3	災害による固定資産の損失	市税の減免措置	固定資産の被害程度	固定資産税の減免	被災者である納税義務者	総務部
4	住宅用地の被災	市税の特例措置	家屋の滅失又は損壊	住宅用地の特例措置の延長	被災者である納税義務者	総務部
5	災害による財産の損失	市税の減免措置	災害による財産損失	延滞金の減免	被災者である納税義務者	総務部
6	災害による財産の損失	市税の期限の延長	災害による財産損失	市税の徴収猶予	被災者である納税義務者	総務部
7	災害救助法の適用を受けるに至らない災害が発生した場合	罹災見舞金	(1) 火災による住家の全焼又は半焼 (2) 地震、風水害又は雪害による住家の全焼又は半焼 (3) 水害による住家の床上浸水等 (4) 前3号に起因する死亡	罹災見舞金 1世帯につき 全焼・全壊：100,000円以内 半焼・半壊：50,000円以内 床上浸水：20,000円以内 弔慰金 死亡者1人につき：150,000円	財産等の被災世帯及び遺族	福祉部
8	災害で財産に著しい損害を受ける等	介護保険料の減免制度	罹災証明書	災害による保険料の猶予・減額・免除	財産等の被災者	健康保険部
9	災害で財産に著しい損害を受ける等	介護サービス費の自己負担額の減免制度	罹災証明書	災害による介護サービス費自己負担額の減免・免除	財産等の被災者	健康保険部
10	災害で財産に著しい損害を受ける等	家事援助サービス等の地域支援事業や福祉に資する事業等	罹災証明書	負担金等の減免	財産等の被災者	健康保険部
11	人災以外の一般災害で財産を失った場合	特別児童扶養手当の特例措置	罹災証明書	特別児童扶養手当支給停止者のみに対して手当の受給権が一時的に与えられる。	財産等の被災世帯で手当の受給停止者	福祉部
12	居住家屋の半壊以上	使用料の減免	被災により固定資産税の減免を受けている	火災その他の災害による使用料の減免	財産等の被災者	福祉部

連番	被災状況	支援制度名称	被災基準	支援内容	対象者(物)	担当部
14	不慮の災害(震災・風水害・火災等)	保育料減免	生活の基礎となる資産に重大な損害	災害による保育料の減免	財産等の被災者(保護者)	福祉部
15	災害で家屋が全壊する等	国民健康保険料減免制度	罹災証明書	国民健康保険料の免除又は減額	災害の被災者等	健康保険部
16	災害で経営に支障を生ずる	セーフティネット保証(3号)	その都度決定	指定地域内で指定業種を営む中小企業者への別枠融資ための認定	被災の中小企業者	産業観光部
17	災害で経営に支障を生ずる	セーフティネット保証(4号)	その都度決定	指定地域内で業を営む中小企業者への別枠融資ための認定	被災の中小企業者	産業観光部
18	市長が認めるとき	大津市営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の第6条	市長が認めるとき	分担金等の猶予・減免	受益者	産業観光部
19	市長が認めるとき	大津市法定外土地改良事業分担金徴収条例の第7条	市長が認めるとき	分担金の猶予・減免	受益者	産業観光部
20	市長が認めるとき	大津市県営土地改良事業分担金等徴収条例の第5条	市長が認めるとき	分担金の猶予・減免	受益者	産業観光部
21	罹災した住宅の除去により発生した廃棄物を処分する場合	廃棄物処理手数料の減免	罹災証明書	処理手数料の免除	自ら所有し、居住する者	環境部
22	住宅の便槽に浸水があった場合	大津市災害等による浸水便槽の汲取り手数料補助金	し尿汲取り業者の汲取伝票に浸水を表示	被災後のし尿汲取り費用の1/2(限度額5,000円)	下水道計画区域外等に存する住宅等の便槽を管理している個人	環境部
23	災害で建築物を失う等	建築確認審査等手数料の減免措置	罹災証明書	災害による被災建築物の建築確認等申請料の減免	建築物等の被災者	都市計画部
24	災害を受けた場合	大津市就学援助費	教育委員会が認めるもの	就学援助費の給付	被災した児童・生徒の保護者	教育委員会

(5) 援助、助成措置の広報

<政策調整部>

被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報し、総合的な相談窓口等を設置する。被災地域外に疎開等を行っている個々の被災者に対しても、支援・助成に関する広報を行い、連絡体制を構築する。

(6) 住宅確保の支援

<都市計画部>

復興過程の被災者については、仮設住宅の提供又は公営・都市再生機構等の空家の提供により、その間の生活の維持を支援する。

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・都市再生機構住宅等への特定入居等を行う。

災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、国、県と調整しつつ、各種の災害対策事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を検討する。

また、住宅金融支援機構による災害復興住宅貸付及び既存貸付者に対する救済制度の存在も広報する。

(7) 税・保険料等の減免措置等

<総務部、健康保険部、産業観光部、環境部、建設部、教育委員会、西日本旅客鉄道㈱>

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免、ＪＲ運賃の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

(8) 雇用機会の確保

<産業観光部>

被災市民が速やかに自立再生するように、関係機関とも連携しながら被災者に対する就労対策や職業相談に努め、被災者の生活の安定確保を支援する。

第5節 被災事業者の復興支援

【基本方針】

大規模な災害が発生した場合、迅速に事業所等の被害状況を調査し、支援方策を実施する。

(1) 情報収集・報告

＜産業観光部＞

被災した事業者の被害の情報を的確に収集し県等に報告する。

(2) 経済復興支援

＜産業観光部＞

次のような方法により被災した事業者に対する復興支援を行う。

ア 内外経済の潮流を踏まえ地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

イ 被災中小企業等に対する援助、助成措置（災害復旧高度化資金、中小企業体質強化資金等）について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

ウ 農林水産事業者に対する援護、助成措置（農林漁業融資資金等）について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

〔企業等資金融資制度（産業観光部）〕

名 称	内 容
小規模企業者小口簡易資金融資制度	災害により事業所や店舗、備品設備、製品・商品等に被害を受け、営業が困難になった小規模事業者に対し、当面の取引維持・運転資金、設備等の再建資金として、限度額を2,000万円として小口資金を融資する。
中小企業者経営安定資金融資制度	災害により事業所や店舗、備品設備、製品・商品等に被害を受け、営業が困難になった中小企業者に対し、取引の維持、設備等の再建など、経営を安定化させるための運転資金として、2,000万円を限度額として融資する。

[農林漁業復旧資金の概要]

ア 天災資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産漁業者に必要な資金を融資する。

貸付の相手方

(ア) 被害農林漁業者

(イ) 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金

(ウ) 貸付利率 年6.5%以内（実際の貸付利率は天災融資法の発令時に国が決定）

(エ) 償還期限 3年から6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

(オ) 貸付限度 被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円以内）

(カ) 貸付機関 農業協同組合又は金融機関

(キ) 担保 保証もしくは担保

(ク) その他 当該市町村長の被害認定を受けたもの

イ 日本政策金融公庫資金

災害復旧資金として農地等の復旧のための農業基盤整備資金、農業施設等の復旧のための農林漁業施設資金があります。

(ア) 期間 農業基盤整備資金：25年以内

農林漁業施設資金：15～25年以内

(イ) 貸付利率 年0.55%～1.0%（令和5年3月20日現在であり、貸付利率は毎月変動）

(ウ) 貸付機関 日本政策金融公庫

(エ) 担保 保証もしくは担保